太子町地域防災計画

風水害等対策計画編

太子町防災会議
令和7年３月

関連する SDGs の目標

目　次

第 1 編　総　　則 1
　第 1 節　計画の方針 1
　第 2 節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3
　第 3 節　太子町の概況と既往の風水害 7
　第 4 節　被害想定 16
第 2 編　災害予防計画 17
　第 1 章　基本方針 17
　第 2 章　災害応急対策への備えの充実 20
　　第 1 節　組織体制の整備 20
　　第 2 節　研修・訓練の実施 21
　　第 3 節　広域防災体制の確立 23
　　第 4 節　災害対策拠点の整備・運用 25
　　第 5 節　情報通信機器・施設の整備・運用 26
　　第 6 節　防災拠点の整備 28
　　第 7 節　火災予防対策の推進 29
　　第 8 節　防災用資機材等整備計画 31
　　第 9 節　災害救急医療システムの整備 32
　　第 10 節　緊急輸送体制の整備 34
　　第 11 節　避難対策の充実 35
　　第 12 節　備蓄体制等の整備 40
　　第 13 節　家屋被害認定士制度等の整備 45
　　第 14 節　廃棄物対策の充実 46
　　第 15 節　災害時要配慮者支援対策の充実 47
　　第 16 節　災害ボランティア活動の支援体制の整備 50
　　第 17 節　水防対策等の充実 51
　　第 18 節　土砂災害対策の充実 53
　　第 19 節　重要施設の防災対策 54
　第 3 章　住民参加による地域防災力の向上 55
　　第 1 節　防災に関する学習等の充実 55
　　第 2 節　自主防災体制の整備 59
　　第 3 節　消防団の充実強化 62
　　第 4 節　企業等の地域防災活動への参画促進 63
　　第 5 節　住宅再建共済制度の推進 65
　第 4 章　治山・治水対策の推進 66
　　第 1 節　水害の防止施設等の整備 66
　　第 2 節　地盤災害の防止施設の整備 67
　　第 3 節　災害に強い森づくりの推進等 70
　第 5 章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備 71
　　第 1 節　防災基盤・施設等の整備 71
　　第 2 節　都市の防災構造の強化 72
　　第 3 節　交通関係施設の整備 76
　　第 4 節　ライフライン関係施設の整備 77
　第 6 章　調査研究体制の強化 88
　　第 1 節　気象観測体制の整備 88
　　第 2 節　風水害等に関する調査研究の推進 89
　第 7 章　危険物等の事故の予防対策の推進 90
　　第 1 節　危険物の保安対策の実施 90
　　第 2 節　その他の危険物等の保安対策 91

第 3 節　原子力災害等の予防対策 92
第 8 章　大規模事故災害予防計画 96
第 1 節　大規模事故災害に関する法令 96
第 2 節　法令に基づく各機関の予防対策に関する責務 97
第 3 節　交通の安全性の確保 98
第　3　編　災害応急対策計画 99
第 1 章　基本方針 99
第 2 章　迅速な災害応急活動体制の確立 101
第 1 節　組織の設置 101
第 2 節　動員の実施 111
第 3 節　情報の収集・伝達 113
第 4 節　防災関係機関等との連携促進 137
第 5 節　災害救助法の適用 144
第 3 章　円滑な災害応急活動の展開 146
第 1 節　施設の水害応急対策 146
第 2 節　救助・救急、医療対策の実施 149
第 3 節　交通・輸送対策の実施 161
第 4 節　避難対策の実施 167
第 5 節　住宅の確保 178
第 6 節　食料・飲料水及び物資の供給 183
第 7 節　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施 190
第 8 節　生活救援対策の実施 199
第 9 節　災害時要配慮者支援対策の実施 205
第 10 節　愛玩動物の収容対策の実施 208
第 11 節　災害情報の提供と相談活動の実施 209
第 12 節　廃棄物対策の実施 212
第 13 節　環境対策の実施 217
第 14 節　災害ボランティアの派遣・受入れ及び労働力の確保 218
第 15 節　鉄道・バス施設における応急対策の実施 221
第 16 節　ライフラインの応急対策の実施 223
第 17 節　教育対策の実施 235
第 18 節　警備対策の実施 238
第 19 節　農林水産関係対策の実施 240
第 20 節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の指針 242
第 4 章　その他の災害の応急対策の推進 244
第 1 節　大規模火災の応急対策の推進 244
第 2 節　危険物等の事故の応急対策の推進 246
第 3 節　大規模事故災害対策計画 259
第 4 節　突発重大事案の応急対策の推進 270
第　4　編　災害復旧計画 272
第 1 節　基本方針 272
第 2 節　災害復旧事業の実施 273
第 3 節　被災者の生活再建支援 275
第 4 節　住宅の復旧・再建支援 277
第 5 節　災害義援金 280
第　5　編　災害復興計画 281
第 1 節　基本方針 281
第 2 節　組織の設置 282
第 3 節　復興計画の策定 283

風水害等対策計画編

第 1 編　総　　則

第1節　計画の方針

第1款　計画の目的と方針［各機関］

この計画は、住民の生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす大規模な災害に対処するため、太子町域における風水害等に係る災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画及び災害復興計画に関し、太子町、兵庫県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、これにより防災活動を総合的かつ計画的に推進し、住民の生命、身体、財産等を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

第2款　計画の内容と構成［各機関］

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。）第42条の規定に基づき、太子町防災会議が作成する「太子町地域防災計画」の「風水害等対策計画編」であり、総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画及び災害復興計画で構成する。

(1) 総則

この計画の目的、防災関係機関の処理すべき業務大綱等、町が行う風水害等対策の基本方針を定める。

(2) 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、又は発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるための措置についての基本的な計画とする。

(3) 災害応急対策計画

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するための措置についての基本的な計画とする。

(4) 災害復旧計画

災害復旧の実施にあたっての基本的な方針についての計画とする。

なお、町の区域内の公共団体、その他防災上重要な施設の管理者の防災に関して処理すべき事務又は業務については、必要に応じ各計画の中で定めるものとする。また、本計画は本町の防災ビジョンの指針としての風水害等対策を規定したものである。

(5) 災害復興計画

被災直後の救助と災害復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、計画的に実施していくための組織として町災害復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

第3款　留意すべき事項［各機関］

令和2年の新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策についてこれまで以上に留意した防災対策を推進する必要がある。

第4款　他の計画及び他法令等に基づく計画との関係［各機関］

この計画は、「兵庫県地域防災計画風水害等対策計画」との整合性、関連性を有するものであり、他の法令の規定に基づく計画の防災に関する部分と矛盾し、又は抵触することがあってはならない。

第5款　計画の修正［各機関］

この計画は、本町をとりまく社会情勢の変化、関連計画の修正等に応じて常に実状に沿った計画にするため、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第6款　計画の習熟［各機関］

本町各部局並びに防災関係機関等は、平素から研究、訓練その他の方法により、この計画及びこの計画に関連する他の計画の習熟に努めるとともに、この計画を住民の防災活動の指針として十分機能させるべく住民への周知徹底に努める。

第2節　防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、町、消防機関、指定公共機関、指定地方公共機関の業務の大綱については、兵庫県地域防災計画に基づくものとし、町を管轄するこれらの出先機関及び町等の処理すべき事務業務の概要は次のとおりとする。

防災機関の業務の大綱(各機関)

第1　指定地方行政機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所	1.直轄公共土木施設の整備と防災管理 2.応急機材の整備及び備蓄 3.指定河川の洪水予警報及び水防警報の発表及び伝達	1.直轄公共土木施設の応急点検体制の整備 2.災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保 3.直轄公共土木施設の二次災害の防止 4.緊急を要すると認められる場合の緊急対応(TEC-FORCE)	1.直轄被災公共土木施設の復旧
農林水産省近畿農政局	1.農地・農業用施設等の災害防止事業の指導及び助成 2.農作物等の防災管理指導 3.地すべり区域(直轄)の整備	1.土地改良機械の緊急貸付け 2.農業関係被害情報の収集報告 3.農作物等の病害虫防除の指導 4.食料品、飼料、種もみ等の安定供給対策	1.各種現地調査団の派遣 2.農地・農業用施設等の災害復旧事業の指導及び助成 3.被害農林漁業者等に対する災害融資の指導及び助成
林野庁近畿中国森林管理局兵庫森林管理署	1.国有林における治山施設、落石防止施設等の整備 2.国有林における災害予防及び治山施設による災害予防 3.林野火災予防対策	災害対策用復旧用材の供給	国有林における荒廃地の復旧

第2　自衛隊

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 中部方面隊 特科連隊第1大隊 第2中隊		1.人命救助又は財産保護のための応急対策の実施	

第3　兵庫県

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
たつの警察署		1.情報の収集 2.救出救助、避難誘導等 3.交通規制の実施、緊急交通路の確保等	治安維持対策の推進
西播磨県民局総務企画室		1.県災害対策本部の指示伝達に関すること 2.災害情報、災害応急対策実施状況の収集 3.災害救助法等による救助活動	
龍野土木事務所	1.公共土木施設(所管)の整備と防災管理 2.水防力の整備強化	1.公共土木施設(所管)の応急対策 2.水防警報の発表、水防警報の伝達並びに水防応急対策	被災公共土木施設(所管)の復旧
龍野健康福祉事務所		1.医療救護 2.防疫、給水等応急保健衛生対策 3.被災地の廃棄物処理対策 4.民生関係施設の応急対策	1.保健衛生関係施設の復旧 2.廃棄物処理施設の復旧 3.民生関係施設の復旧
光都農林振興事務所森林第2課	1.農林関係施設の整備と防災管理 2.災害予防対策についての推進指導	1.応急救助用食料の調達あっせん 2.災害対策用木材の調達あっせん 3.農林関係施設の応急対策	1.農林関係施設の復旧 2.被災農林業者に対する災害融資
光都土地改良センター	公共土木施設(所管)の整備と防災管理	公共土木施設(所管)の応急対策	被災害公共土木施設(所管)の復旧
龍野農業改良普及センター	災害予防対策についての推進指導	災害時における病害虫の駆除、家畜の管理衛生及び飼料の確保等の応急対策	被災農林業者に対する災害融資
龍野県税事務所		県税の減免	
播磨西教育事務所		1.教育施設（所管）の応急対策 2.被災児童生徒の応急教育対策	被災教育施設(所管)の復旧

第4 町

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
太子町	1.防災に関する組織体制の整備 2.災害時の通信伝達体制の整備 3.防災に関する訓練の実施及び防災教育の普及・啓発 4.防災に関する施設、設備の整備及び点検 5.防災に関する物資、資機材の備蓄、整備及び点検 6.その他災害予防の推進	1.避難の指示等及び避難所の開設 2.情報の収集、伝達及び被害調査 3.被災者の救助及び救護措置 4.応急教育 5.廃棄物・環境対策の実施 6.緊急輸送の確保及び障害物の除去等 7.災害時の感染症対策及びその他の保健衛生等に係る応急措置 8.災害発生の予防又は拡大の防止措置 9.その他災害応急対策の推進	(災害復旧) 1.施設及び設備の復旧 2.災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付 3.税の減免措置等 4.その他災害復旧の推進 (災害復興) 5.災害復興計画の策定及び広報周知 6.復興整備事業の計画及び実施 7.復興計画の実施に係る特別措置の実施

第5 消防機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西はりま消防組合 太子消防署	1. 災害予防活動の実施 2. 消防に関する訓練の実施及び消防防災教育の普及・啓発 3. 消防施設、設備の整備及び点検 4. 消防資機材の備蓄、整備及び点検	1.消防防災活動 2.人命の救助、被災者応急救助 3.危険物施設の応急安全対策 4.被害情報の収集	消防施設及び設備の復旧
消防団	1.防災訓練の実施 2.火災予防活動の実施	1.消防防災活動 2.人命の救助、財産保全活動 3.災害危険地域の警戒 4.被害情報の収集	

第6 指定公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
西日本旅客鉄道㈱ 姫路鉄道部	鉄道施設の整備と防災管理	1.災害時における緊急鉄道輸送 2.鉄道施設の応急対策の実施	被災鉄道施設の復旧
西日本電信電話㈱ 兵庫支店 ㈱NTTドコモ関西支社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱	電気通信設備の整備と防災管理	1.電気通信設備の応急対策の実施 2.災害時における非常緊急通信	被災電気通信設備の復旧
日本赤十字社兵庫県支部太子町分地区		1.災害時における医療救護 2.こころのケア(看護師等による心理的・社会的支援) 3.救援物資の配分	
西日本高速道路㈱ 大阪管理局 姫路管理事務所	有料道路(所管)の整備と防災管理	有料道路(所管)の応急対策の実施	有料道路(所管)の復旧
関西電力送配電㈱姫路本部	電力供給施設の整備と防災管理	電力供給施設の応急対策の実施	被災電力供給施設の復旧
大阪ガス㈱ 、大阪ガスネットワーク㈱ (一社)兵庫県LPガス協会	ガス供給施設の整備と防災管理	ガス供給施設の応急対策の実施	被災ガス供給施設の復旧
日本郵便㈱ 太子郵便局		災害時における郵便業務の確保並びに災害特別事務取扱いの実施	被災郵便業務施設の復旧
KDDI㈱ (関西総支社)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
ソフトバンク㈱	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧
楽天モバイル㈱	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧

第7 指定地方公共機関

機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧
神姫バス㈱ 姫路営業所	1.道路状況の把握 2.災害時における対応の指導	災害時における緊急陸上輸送	
一般社団法人 たつの市・ 揖保郡医師会		災害時における医療救護	外傷後のストレス障害等の被災者への精神的支援

第3節　太子町の概況と既往の風水害

第1款　自然条件［企画政策課］

第1　地勢

町は、兵庫県の南西部で、北緯34度50分、東経134度35分のあたりに位置し、東西6.4km、南北3.7㎞のほぼ整形に近く平坦な土地である。

町域の東及び南は姫路市に、西及び北はたつの市に隣接している。

第2　自然的特性

1　地　形

町の地形は、低地と山地、山麓堆積地、人工改変地などからなっている。

(1) 低地

低地の地形は氾濫平野・谷底平野、後背低地、旧河道からなる一般面と自然堤防、扇状地の微高地で構成されている。

①氾濫平野・谷底平野・後背低地

低地のなかでもっとも広大に分布する低平な地形面で、大部分が水田として利用されている。

また、氾濫平野のなかには後背低地の特徴を示す部分が広く分布している。

山地や孤立丘の背後にあたる部分や、自然堤防と自然堤防の間にあたる部分などで後背低地としての特徴がよりはっきりしている。後背低地は、洪水時の粗粒な流送土砂がおよびにくかった地域と考えられ、その地表付近には粘土やシルトなどの細粒堆積物が発達していることが予想される。

近年では、氾濫平野や後背低地に多くの住宅などが建設されている。

②旧河道

低地のなかには、数多くの旧河道地形がみられる。

旧河道の大部分は、林田川の旧流路とみられるもので、大津茂川の旧河道は少ない。

林田川の旧河道は、町域のほぼ全域にわたってみられるが、そのなかにはやや深くて明瞭なものと、浅くてあまり明瞭でないものとが含まれ、一般に町域西側の旧河道地形が明瞭である。旧河道の分布をみると、林田川が非常に広い範囲で流路の変遷を行ってきたことがうかがわれる。

旧河道は低地の一般面よりもわずかに低いので、古くからの水路が旧河道沿いに設けられている。

また、最近では旧河道部にも住宅が設けられている箇所がかなり多くなっている。

旧河道は、周囲から水が集まりやすい微地形になっている。

＊微地形…山脈・平野などの大スケールの地形に対し、平野内にみられる小規模な堤防、旧流路などの微細な地形。

③自然堤防

氾濫平野や後背地よりも数10cmから数m高い微高地で、低地のなかに島状に分布している。自然堤防は、洪水時に河道から溢れた土砂で形成された微高地であり、したがって、旧河道の近傍に分布している場合が多い。個々の自然堤防は幅、長さ数10mから数100m程度の規模で、觜周辺のものや常全、阿曽、老原、福地などの自然堤防が比較的規模が大きい。

自然堤防の地表付近には、砂質な地盤が分布している場合が多い。

古くからある集落は、大部分が自然堤防に設けられており、微高地が氾濫に対して有利な土地として選択されてきたものとみることができる。

④扇状地

扇状地は、町域北部や東部の山麓に発達し、そのほかに小規模なものが孤立丘の山麓にも分布している。

扇状地は、山地の谷の出口部に形成された緩斜面であり、谷から押しでた土石によって構成されている。

北部の松尾や広坂には、同心円状の等高線を示す典型的な扇状地がみられ、規模もかなり大きい。

また、東部の田中や原地域にもかなり大きな扇状地が形成されている。

町の扇状地には、麓屑面の下方に分布しているものが多く、麓屑から供給された土砂で形成されたものが多いと考えられている。扇状地の形成時代は、更新世末期の最終氷期から完新世にかけてとみられる。

扇状地にも古くからの集落が形成されている。河川の氾濫に対して、利水上の利点から住宅地として選択されてきたものと考えられるが、成因からみた場合には、土砂災害に対して留意が必要な地形でもある。

(2) 山麓堆積地

①麓屑面

山地の山麓部や谷沿いなどの緩斜面を形成しており、城山の山麓や京見山の山麓に分布が大きい。

町周辺の麓屑面の形成時代や機構については、詳しい研究が行われており、第4世紀の最終氷期を中心とする気候変化に伴って形成されてきたことが明らかにされている。

麓屑面の一部も住宅用地などとして開発されてきている。

②崖錘（がいすい）

山地の谷型斜面などに散在している。麓屑面よりもやや傾斜が大きい斜面をなしており、崩落土砂などで形成されているものと考えられる。

(3) 山地・変形地

①山地

山地には、町域の北部から東部を占める山城と平野部に突き出した孤立丘がある。

北部、東部の山地は城山や馬山、京見山などからなり、それらの山頂部の標高は150m～250m程度にとどまり、高度からはむしろ丘陵に属する低い山地である。

山地には、山頂緩斜面が形成され、幅は狭いがなだらかな山稜が延びている。山腹斜面には、かなり急な部分が多く、傾斜35°を超える極急斜面も発達している。馬山や北部のたつの市との境界をなす山地は特に急で極急斜面が広く分布している。

孤立丘のなかでは、檀特山が標高168mでもっとも高く、それ以外は標高50mから100m程度の低い丘陵状の高まりになっている。

②変形地

(地すべり)

城山の山腹などに、地すべりの可能性がある斜面が数箇所みられるが、地すべり地形は不明瞭で、規模も小さい。

(崩壊地・崩壊跡地・禿赭（とくしゃ）地など)

全般に崩壊地は少数で、山地は安定した様相を示している。しかし、城山の南側山腹に崩壊地がやや多く存在しており、近年にも崩壊が発生したことを示している。

城山は花崗岩の山地であり、風化が進んで表層崩壊が発生しやすい地質条件にあるものと考えられる。

また、終戦後の城山は山腹に禿赭地が多くみられ、京見山の山腹にもやや多くの禿赭地が存在している。

現在では禿赭地はほとんどみられないので、戦中の森林伐採などによって生じた禿赭地は、植林などによって植生の復旧をみたものと推測される。

(4) 瀬本地形・河川

林田川は、大規模な河川改修が行われ、河道が拡幅され、両岸に堤防が構築されている。

大津茂川も河川改修がなされている。

城山などの山地の山麓や谷には多くの用水池が設けられており、地形的な特徴の一つである。

(5) 人工改変地

町の町域では、近年にかなり急速な開発が行われ、それに伴う土地利用の変化が目立っている。

終戦後の状況では、集落地のほとんどが自然堤防や扇状地に限られており、氾濫平野や後背低地、旧河道は大部分が水田になっている。当時の目立つ人工改変地としては、山陽本線の路線盛土や現在の東芝姫路半導体工場の位置で若干の切盛りが行われているほか、山麓部に用水池が構築されている程度にとどまっており、急速に開発が進んだことがわかる。

人工改変地は大きく二つに分けられる。一つは平野部への盛土であり、もう一つは山地や山麓部での切土平坦化である。

氾濫平野・後背低地あるいは旧河道には、住宅地や公共施設、企業用地などが進出しており、それらは大部分が盛土を行って造成されている。

ただし、平野部での盛土は全般に低いもので、山陽新幹線や旧太子・龍野バイパスの一部にやや高い道路盛土が行われている。

切土平坦化地は、孤立丘や城山などの下部山地・山麓に造成されている。

孤立丘では、前山のかなりの部分が平坦化されており、檀特山の北側にも平坦化地があり、坊主山の南の小丘も平坦化されている。

城山の南側山麓部でも、かなり規模の大きな平坦化が行われて、住宅団地が造成されている。

また、町域東部の山田付近でも、住宅地やゴルフ場施設が造成されている。

土地利用形態の改変は、降雨の流出特性などの変化をもたらすものと考えられる。

2 地質

日本列島の基盤地質に基づく地体構造区分では、町は西日本の内帯に属している。

中央構造線よりも北側が内帯で、内帯もいくつかのゾーンに分けられるが、町は内帯の丹波帯に属している。丹波帯には、中生代三畳紀からジュラ紀の地層が基盤岩として分布し、町周辺のそれらの中生層は南山層と呼ばれている。

町の北方を東西に延びる龍野－上郡断層を境にその南側が中生層からなる丹波帯で、断層の北側には古生代の地層からなる舞鶴帯(上月－龍野帯)が分布している。

中生代の白亜紀には、内帯に大規模な火成作用があり、酸性～中性の火成岩類が丹波帯の中生層を覆ったり、あるいはその中に貫入した。町の周辺では、相生層群と呼ばれる火砕岩類と城山花崗岩がその時に生成した地層、岩石である。町の山地や孤立丘を構成しているのは、相生層群と城山花崗岩で、丹波帯の中生層は地下深くに分布して地表には表れていない。

町の平野部の地表近くに分布するのは、第4紀地層で、礫層や砂、シルト、粘土などの未固結層で構成されている。

また、山麓部にも、麓屑や扇状地などを形成する第4紀の地層が分布している。

3 地形と条里遺構及び集落立地

(1) 地形と条里遺構

町とその周辺のほぼ全面から方形条里の遺構、条里制による土地割が明瞭に読み取れる。一枚一枚の水田をまとめてひとくくりにした碁盤目上のパターンが形成されている。その区画は、それ以後の用水路・道路の計画の上で、位置や形状も規定している。

また、その形状の規則性ゆえに、曲線を描く急流路とのコントラストがきわ立っている。

この条里遺構は、鵤面上は条里のパターンが比較的によく残り、阿曽面上は相当に崩れ、片吹・門前など新しい小地形面上はさらに崩れている。これは、仮に条里制が同様に施行されていたとしても低地の新しい面ほど洪水氾濫を受ける機会がおおく、境界が次第

に崩されていったものと想定される。

すなわち、条里の土地割に洪水氾濫を受けたことが読み取れ、近年まで河川の氾濫があったことが推測される。

(2) 低地の集落

町域の低地を構成している平野面上には、舗面、阿曽面等の小地形面がある。その上には幅20から100m、深さ1m未満程度の、主として水田として利用されていることの多い凹地がゆるやかなカーブを描きながら、林田川から分かれ、また、合流して、ほぼ南北方向にうねって続いている部分がある。その部分は、町域の低地を作る土砂を流送してきた、林田川の古い流路の跡であり、その流路に沿って自然堤防が分布している。自然堤防は、洪水による氾濫の際に流路から溢れ出た流水が放棄した中に一見、流路から離れた位置にある砂質の物資からなる微高地も、旧流路に関連した自然堤防である。通常、このような場所は低地の中でも1、2m程度高くなっている。

集落は明瞭に旧流路にあたる部分にはなく、自然堤防に多い。また、それ以外の低地上にはあまり立地していない。

(3) 山麓の集落

龍田低地をみると、松尾・広坂・北山などの諸集落は、すべてその西側や東側の山地からの小谷の出口に形成された小さな扇状地上にある。それに対し、低地中央部には、人家はみられない。それは、前者が扇状地という、一般的に排水良好な高燥の土地であるのに対し、後者の低地中央部は地形的に周囲より高度的に低く、雨水が排水されにくいところである。

この低地は、林田川沿いの低地の構成物とは異なり、粒度の小さい粘土質の堆積物からなっている。この部分は、常に林田川や東の大津茂川の後背地にあたる低湿地であるという、古くから受け継いだ性格をもっている場所である。ただ、低地中央部の少し南よりにある佐用岡は、一段高いところにある。前者と同様な山麓の集落立地は、町域東部の田中や原などにもみられる。

4 気象

町の気候は、瀬戸内海式気候地帯に属し、年間を通じて比較的温暖な気候に恵まれている。

なお、昭和45年以降における最高の年間降水量は平成2年の1,740.5mmである。

年度	降水量(mm)				気温(℃)			平均湿度(%)	風速(m/s)			日照時間(h)	平均気圧(hPa)	
	年間	最大			平均	最高	最低		平均	最大	最大瞬間		現地	海面
		日	1時間	10分間										
45	1471	151	53	20	14.2	33.3	−5.6	74	2.6	19.2	28.6	1880.6	1011.4	1016.1
46	1314	80.5	25	16	14.4	34.3	−6.3	73	2.5	17.3	28.6	1928.4	1010.7	1015.4
47	1659.5	121	26	11	14.8	34.5	−4.3	75	2.6	16.3	24.9	1937.8	1010.4	1015.1
48	1092	58.5	29.5	12	14.8	35.4	−5.5	72	2.5	11.8	19.1	2036.5	1010.8	1015.5
49	1374.5	81	37.5	9	14.3	34.4	−6	71	2.5	15.3	26	2090.3	1010.3	1015
50	1448	68.5	28.5	9.5	14.8	34.9	−5.3	71	2.2	13.5	21.9	1954.5	1010	1014.7
51	1735	294	45.5	13	14.2	33.5	−5.6	71	2.2	14.1	25.6	1964	1010.6	1015.4
52	1000	97.5	24.5	12.5	15	34.1	−7.8	71	2.2	12.8	21	2078.5	1010.8	1015.6
53	831.5	53.5	22.5	13	15.1	37.2	−7.1	71	2.3	15	27.4	2251.6	1010.5	1015.2
54	1184.5	61	32.5	16	15.3	35	−4.1	72	2.2	17.1	29.9	2075.9	1010.7	1015.4
55	1468.5	84.5	30	12.5	14.2	32.5	−6.1	72	2.2	15.2	27.9	1996.1	1010.4	1015.1
56	1095	60	21.5	8.5	13.9	35.3	−7.4	72	2.2	12.1	21.4	2213	1010.5	1015.2
57	1098.5	99.5	70.5	16.5	14.6	33.3	−5.4	72	2.1	18.1	30	2259.3	1010.8	1015.6
58	1205	97	25	10.5	14.8	37.3	−5.2	71	2	12.3	22.6	2395.4	1010.5	1015.2
59	1026.5	54.5	37.5	14	14.2	35.7	−6.8	71	2	13.6	34.2	2420.1	1010.7	1015.4
60	1197	102.5	21.5	9	15	35	−6.8	72	2.3	13.1	22.3	2213.3	1010.7	1015.5
61	1061	57	24	12	14.3	35.8	−5.9	72	2.4	12.2	22.2	2185.2	1010.4	1015.2
62	1247	120	39.5	12	15.1	35	−4.1	75	2.8	16.3	28.2	2089.4	1011.1	1015.9

年度	降水量(mm)				気温(℃)			平均湿度(%)	風速(m/s)			日照時間(h)	平均気圧(hPa)	
	年間	最大			平均	最高	最低		平均	最大	最大瞬間		現地	海面
		日	1時間	10分間										
63	1303	76	28	9.5	14.4	34.9	−4.1	69	2.9	12.8	21.6	1979	1010	1014.8
1	1471.5	71.5	35.5	18	15	33.4	−3.4	73	2.9	14	23.9	1939.4	1010.8	1015.5
2	1740.5	208.5	33.5	17.5	15.8	36.8	−5.1	72	2.9	17.7	28.8	2008.5	1011.3	1016
3	1014	55.5	22.5	10.5	15.4	35.6	−6.1	71	2.9	24.5	39	1780	1010.3	1015
4	1218	106	30	11	15.1	34.1	−3.6	71	2.9	17.8	31.2	1927.9	1010.7	1015.4
5	1523	69.5	30.5	13.5	14.5	32.6	−3.4	73	2.8	20.4	35.2	1679.1	1010.6	1015.3
6	721	47.5	19.5	11.5	15.9	37	−2.8	70	2.8	13.9	24.3	2242.4	1010.4	1015.1
7	1140	71.5	27	16	14.6	35.3	−4.5	72	2.7	14.7	24.3	2025.6	1010.5	1015.2
8	1175.5	123	30	14	14.7	35.6	−5.5	71	2.7	18.7	31.6	2087.8	1010.8	1015.5
9	1256.5	122.5	37.5	14	15.2	33.1	−5.3	71	2.8	16.3	29	2172.1	1010.6	1015.3
10	1311	92.5	26.5	11	16.3	34.9	−4.8	73	2.7	19.3	33.9	1886.6	1010.8	1015.5
11	1158.5	98	20.5	8.5	15.7	35.1	−6	71	2.9	18.4	34.8	2035.7	1010.3	1015
12	976	62	28	14	15.6	35.9	−3.2	72	2.8	15.3	29.2	2115.4	1010.1	1014.8
13	1231	71	40.5	14	15.4	37.5	−5.3	73	2.8	13.8	26.1	2188.5	1010.1	1014.8
14	808	56.5	42.5	11	15.7	36.3	−3.4	71	3.1	14.6	25.4	2076.7	1010.2	1014.9
15	1380.5	69	30.5	17.5	15.2	34.5	−6.8	74	2.9	15.6	24.5	1813.1	1010.7	1015.5
16	1579.5	123	45.5	19.5	16.2	36.9	−4.7	70	3.1	24.5	42.5	2178.3	1010.9	1015.7
17	753.5	44.5	40.5	17	15.4	34.7	−4.1	69	3	18.2	31.4	2095.1	1010.2	1014.9
18	1404.5	72	26	16.5	15.5	37.7	−4.3	71	2.8	13.6	24.7	1862.4	1010.6	1015.3
19	1038.5	59.5	50	22.5	16	36.2	−2.6	69	2.9	15.3	26.3	2038.2	1010.6	1015.3
20	1020	45	35	19	15.6	35.3	−2.8	71	2.7	13	22.4	2064.7	1010.8	1015.5
21	1290.5	86	42	17	15.6	34	−4	70	2.5	13.9	24.7	2002.7	1009.8	1014.6
22	1525	120	36.5	13.5	15.9	36.5	−3.8	70	2.6	13.2	22.2	2084.2	1010.7	1015.4
23	1519	218	79	27	15.4	36.1	−5.8	71	2.6	16.1	26.6	2040.5	1010.6	1015.3
24	1505	167.5	44.5	14	15.3	35.9	−4.8	71	2.6	15.4	31.4	1972.6	1010.1	1014.8
25	1465.5	147	45	12.5	15.5	36.7	−4	71	2.5	12.7	22.6	2196.2	1010.2	1014.9
26	1156.5	78.5	36	10.5	15.3	36	−2.9	70	2.6	13.6	25.6	1944.3	1010.7	1015.4
27	1641	193.5	38	15.5	15.8	36.3	−3.6	74	2.6	13.3	21.4	1960.2	1010.7	1015.5
28	1552	114	30.5	21.5	16.3	37.1	−5.6	74	2.5	13.2	23.5	2024.6	1010.9	1015.6
29	1267	131.5	69	15	15.3	35.8	−4	74	2.6	15.1	33.7	2159	1010.4	1015.2
30	1670.5	121	41	13	15.9	36.7	−5.7	74	2.7	15.2	26.8	2194.9	1011	1015.7
1	1084	60.5	58.5	17	16.2	37.1	−2.1	74	2.6	12.7	23.2	2062.2	1010.6	1015.4
2	1254.5	61.5	21.5	14	16.2	38	−2.7	74	2.6	14.5	23.9	2121.7	1010.8	1015.5
3	1436	85	38.5	11	16.2	36.8	−6.9	73	2.6	15.8	26.7	2117.7	1011.1	1015.8
4	1004	94	39.5	16	16.1	35.4	−4.5	71	2.6	14.9	25.5	2228.1	1010.7	1015.4
5	1380	99.5	39.5	15	16.5	37.4	−5.7	73	2.6	13.3	22.3	2222.2	1011.3	1016

※気象庁ホームページ「気象統計情報」姫路地点データより

第2款　社会的条件［企画政策課］

第1　人口

町の人口は、令和2年で33,498人となっており、昭和45年に1万人台から2万人台に達し、平成2年には、3万人台に到達し現在に至っている。

町のDID(人口集中地区)は、斑鳩地区の鵤交差点周辺に位置している。昭和45年のDIDは、5,181人とDID設定基準をわずかに上回る程度であった。平成27年では16,409人と3.2倍に増加し、町域面積22.62k㎡に対し、3.27k㎡の範囲に拡大し、平成27年人口全体の割合では、48.7%となっており、総人口の約半数弱が集中している。

第2　産業

1　事業所及び従業者数の推移

昭和56年から平成28年までの産業分類別事業者数及び従業者数の推移を見てみると、第1次産業では、ほとんど変化は見られない。第2次産業については、建設業が104事業所から173事業所へ約1.7倍の増加となっているが、従業者数では、1.07倍に留まっている。第3次

産業では、事業所数は734事業所から963事業所へ1.31倍増であり、従業者数は4,907人から7,692人へ1.57倍の増加となっている。

町の中でも、緩やかではあるが商業系統への転換が行われている。

2　商業の推移

平成3年から平成28年の産業分類別商店数・従業者数・年間販売額の推移をみると、卸売業に関しては、商店数は横ばいで変化は見られないが、従業者数は平成3年の452人を最高に年々減少しており、平成28年では278人となっている。しかし、販売額は127億円から407億円と約3.2倍に増加しており、オートメーション化が浸透している事がうかがえる。小売業については、商店数が143店舗減少し、従業者数は、27人減少となっている。また、販売額は約35億円減少している。

3　工業の推移

町の工業は、電機機械器具製造業が中心であり、昭和45年から平成30年の製造業事務所数・従業者数・産業分類別製造品出荷額等の推移からみても、一番数も多く、伸び率も大きいのは電機機械器具の工場であった。しかし、近年の推移を見ると、電機機械器具製造業が落ち込んできている。これは、近年のデジタル化に伴い、電子部品製造が新たに出来たこともあるが、これを見込んでも事業所数、従業者数とも減少している。一方で食料品では、増加の傾向にある。

以上の数値から、従来の電機機械器具製造業中心の形態から、サービス業等への転換が図られ、町独自の工業特色が薄れてきている事がうかがえる。

第3款　兵庫県内での既往の風水害等の被害(兵庫県地域防災計画風水害等対策計画編より)

[企画政策課]

第1　風水害の発生状況

兵庫県で発生する風水害としては、停滞前線による豪雨、雷雲の発達等による局地性豪雨、台風による風水害(高潮、浪害を含む)、異常潮位現象による高潮、フェーン現象等による火災などが考えられる。

このうち、兵庫県を襲った過去の風水害のうち、かなり大きい被害をもたらしたものは、梅雨前線による豪雨と台風の襲来に伴う風水害であり発生時期は、7月上旬と9月に集中している。そ

	災害の名称	発生年月日	死者	負傷者	被災地域
梅雨前線	梅雨前線による豪雨	昭和 7.7.1～2	44 人	19 人	主として東播磨地域
	梅雨前線による豪雨	昭和 13.7.3～5	731 人	1463 人	県内全域(特に神戸市)
	梅雨前線による豪雨	昭和 36.6.24～28	41 人	119 人	阪神・淡路・東播磨地域
	昭和 42 年 7 月豪雨	昭和 42.7.9	100 人	102 人	阪神・淡路地域
	昭和 46 年 7 月豪雨	昭和 46.7.17～18	22 人	100 人	西播磨地域
台風	台風	大正 7.9.13～14	120 人	28 人	主として但馬地域
	第 1 室戸台風	昭和 9.9.21	281 人	1523 人	県内全域(特に神戸・但馬・淡路)
	ジェーン台風	昭和 25.9.3	41 人	904 人	県内全域
	台風第 17 号	昭和 51.9.8～13	16 人	41 人	県内全域(特に西播磨・但馬)
	台風第 23 号	平成 16.10.20～21	26 人	134 人	県内全域(特に但馬・淡路)
	台風第 9 号	平成 21.8.9～10	20 人	7 人	主として西播磨地域

のうち人的被害の大きなものは下表のとおりであるが、これ以外にも多くの被害が記録されている。

このうち、被害が特に甚大なものとして、梅雨前線による水害としては、昭和13年と昭和42年の豪雨を、台風による風水害としては室戸台風、平成16年台風第23号及び平成21年台風第9号並びに町においても大きな水害が発生した台風第17号(昭和51年)をとりあげ、災害の概要を記述する。

1　梅雨前線による豪雨災害

(1)　昭和13年の梅雨前線による豪雨災害

昭和13年7月3日から5日にかけ梅雨前線の北上に伴い、神戸市を中心に県内で雨が降り続き、降雨量は、神戸市で461.8㎜、洲本市で371.8㎜にも達した。この豪雨によって、住吉川、芦屋川等表六甲諸河川は土石流を伴って大きな氾濫を起こし、六甲山地では山津波を伴って土砂の流出や流木が甚だしく、神戸市を中心に道路や鉄道などの交通も途絶するなど、未曾有の大水害をもたらした。この他、播磨地域では市川、夢前川、揖保川、千種川、但馬地域では円山川、出石川などが氾濫し、淡路地域では溜池が約1,500箇所で決壊した。

六甲山はもともと基岩の花崗岩の圧砕や風化が進んでおり、また急斜面も多いことから地質的、地形的に土砂災害が発生しやすい。当時六甲山地にほとんど砂防施設がないところに、山地開発も始まっていたことから被害が一層大きくなった。

この災害から2ヵ月後の昭和13年9月には六甲砂防工事事務所が設置され、水害復興のための砂防工事が国の直轄施工となり、現在も六甲山系での砂防工事の多くが同事務所によって施工されている。

また、市街地の土地の有効利用を図るため、生田川、西郷川、都賀川などは暗渠になっていたが、土砂や流木によって閉塞され大災害の原因となったことから、災害後、元の姿に戻された。

(2)　昭和42年7月豪雨災害

昭和42年7月9日には、台風第7号から変わった弱い熱帯低気圧によって西日本一帯で梅雨前線の活動が活発になり、降水量は神戸市で319.4㎜に達した。なかでも16時から17時までの1時間には75.8㎜の雨量を観測した。雨量が300㎜以上の降雨地域は、西宮市から神戸市須磨区まで広がり、河川の氾濫で広範囲に浸水したほか、山麓部では崖崩れが多発した。この水害を昭和13年の水害と比べてみると、神戸市での総雨量は昭和13年の方が多かったが、日降雨量や時間雨量は昭和42年の方が多くなっているなど、集中豪雨の規模そのものに大差はなかったが、被害状況にはかなりの違いがみられた。

昭和13年の災害は、表六甲市街地での土砂災害が顕著であったが、今回は市街地への流出土砂量は少なかった。これは砂防施設の整備や主要河川の改修が功を奏したためである。しかし、中小河川に暗渠が多いこともあって浸水被害がかなり発生したことから、昭和45年度には「都市小河川改修事業」が始まり、天神川、北神川、北野川など、都市部の小河川の改修が進められた。また、谷あいや急斜面の近くまで宅地化が進み、これが土砂の直撃を受け人的被害が集中した。そのため人家に被害を及ぼす恐れのある急傾斜地について、民有地であっても公費により崩壊防止工事ができるよう、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が施行されることになった。

(3)　平成30年7月豪雨

6月28日以降、梅雨前線が日本付近に停滞し、また29日には台風第7号が南海上に発生・北上して日本付近に暖かく非常に湿った空気が供給され続け、台風第7号や梅雨前線の影響によって大雨となりやすい状況が続いた。このため、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的な大雨となった。

本町では、7月5日から警戒体制をとり、7月6日に災害警戒本部を設置、土砂災害警戒区域該当自治会長への緊急周知や巡回等を行った。

町内では、道路冠水による通行止めが町道松尾鵜飼線外の計6路線で生じた。

2　台風による風水害

(1)　室戸台風

昭和9年の室戸台風は、室戸岬のすぐ西方に上陸し、徳島市付近から淡路島を経て、尼崎市付近に上陸、京都市付近を経て日本海に抜けた。最低気圧は、室戸岬で911ﾍｸﾄﾊﾟｽｶﾙ、洲本市で941.6ﾍｸﾄﾊﾟｽｶﾙ、神戸市で954.6ﾍｸﾄﾊﾟｽｶﾙを観測し、最大瞬間風速は

神戸市33m/s、大阪市で60m/sに達した。この台風による県内の被害は、阪神・淡路地域の高潮と暴風雨によるものが中心で、潮位の偏差は神戸市で2.17m、西宮市で3.4m上昇した。雨量は、神戸市で81㎜、洲本市88㎜と比較的少なかったが、但馬地域では豊岡市で195㎜を記録するなど、雨による急激な河川の増水が生じた。

なお、昭和36年の第2室戸台風は、太平洋上で中心気圧885ﾍｸﾄﾊﾟｽｶﾙ、最大風速70m/sにまで発達し、室戸岬をかすめて淡路島を通過し、西宮市から尼崎市付近に上陸し敦賀湾に抜けるなど、昭和9年の室戸台風とほぼ同一のコースを進み、神戸・阪神・淡路地域では高潮による被害が顕著であった。そこで、このときの被害を教訓に、県の高潮対策事業が進められた。

(2) ジェーン台風

ジェーン台風は昭和25年8月25日に硫黄島付近で発生し、6日後に室戸岬の東方20㎞付近を通過して淡路島付近を経て神戸市～西宮市付近に上陸し若狭湾へ抜けている。この台風は、風力や経路等昭和9年の室戸台風と似ており、風害、高潮、波浪害などもほぼ同程度であったといわれている。気圧は神戸市で964.3ﾍｸﾄﾊﾟｽｶﾙ、洲本市で963.4ﾍｸﾄﾊﾟｽｶﾙを記録し、瞬間最大風速は神戸市で48m/s、姫路市で36m/sに達した。雨量は瀬戸内海側では西宮市で64㎜、神戸市で97㎜など比較的少なく、但馬、丹波地域などの山岳部などで多くなった(豊岡市177㎜)。神戸市以東の沿岸部や淡路島では高潮や高波が顕著で、潮位の偏差は神戸市で1.47m、洲本市で1.19m上昇した。

(3) 平成16年台風第23号

平成16年の台風第23号は、10月20日高知県土佐清水市に上陸し、その後淡路島の南を通り、紀伊水道を経て18時前に大阪府泉佐野市付近に再上陸した。上陸後、本州を縦断し、房総半島から太平洋に出て、21日9時に温帯低気圧に変わった。雨量は、淡路地域で24時間雨量が300mmを超える地域が広範囲に分布した。但馬地域では、円山川流域全体にわたり24時間雨量が200mmを超えた。21箇所で破堤し、円山川水系で4,100ha、洲本川水系で880ha、加古川水系で450haが浸水した。道路の通行止めも、最大266箇所となった。

(4) 平成21年台風第9号

平成21年の台風第9号は、四国沖をゆっくり北に進み、台風周辺の湿った空気と太平洋高気圧の縁辺からの湿った空気が重なり西日本に流れ込んでいた。このため、兵庫県では大気の状態が不安定となり、9日の夜には佐用郡佐用町、宍粟市、朝来市などでは猛烈な雨が降り、特に千種川水系の佐用地区では、最大24時間雨量327㎜(佐用雨量観測所)と既往最大雨量187㎜を上回る記録的な豪雨となった。

(5)　昭和51年台風第17号

9月に上陸した台風第17号は、9日に沖縄の東海上を北上、10日に奄美大島の西をかすめた後、大陸の高気圧が日本海方面に張り出してきた為、鹿児島の南西海上で一時迷走した。12日午後から次第に速度を早めて北上し、13日01時40分頃に長崎市付近へ上陸した。

この間、兵庫県では大雨が降り続き、8日に淡路島南部で200㎜、9日は淡路島南部と県南西部沿岸地域で100㎜、10日には県南東部を除く全域で200㎜以上、県南西部の沿岸地域では300㎜～500㎜という記録的な大雨が降った。

11日は県南西部の県境付近で200㎜～300㎜、12日も引き続き県南西部で100㎜という大雨が降り続いた。

台風が九州に上陸した13日になって県南西部の大雨はやっと弱まったが、午後になって県中部で50㎜～100㎜の強雨が降った。この期間の総降雨量は、県中部と南西部で50㎜以上に、県南西部の沿岸地域では500㎜以上、家島では1,000㎜以上という記録的な量に達し、大きな災害が発生した。

(6) 平成29年台風第18号

台風第18号は、9月13日に宮古島付近を北上した後、17日11時半頃に鹿児島県南九州

市付近に上陸した。台風はその後、暴風域を伴ったまま日本列島に沿って北上し、18日21時にサハリンで温帯低気圧となった。

台風や活発な前線の影響で、西日本から北日本にかけて1時間に80ミリを超える猛烈な雨となったところがあり、本町でも時間最大雨量74㎜を観測し、17日15時に災害警戒本部を設置し、道路の通行止め（蓮常寺・東保・中出・田中・北之町）や避難所（太子町役場地域交流館）の開設を行うなどの対策を実施した。

町内では、床上浸水3戸、床下浸水83戸、道路冠水による通行止め12か所の被害が生じた。

第2　風水害の被害の特徴

1　水害

梅雨前線による豪雨は、過去の事例をみる限り淡路島東部から神戸阪神間が特に危険性が高い。また、台風による大雨はコース、前線の有無や位置による違いが大きく、内陸部や但馬地域で降ることも少なくない。河川改修により大河川の氾濫は減少しているものの、中小河川の溢水等の被害はよく見られる。特に、都市部などでは開発による保水、遊水機能の低下に伴う洪水や土砂流出などが起きやすくなる傾向もみられる。そのため、県内各地域とも河川の氾濫等による床上浸水、床下浸水、道路や耕地の冠水などの被害が考えられる。

2　土砂災害

土砂災害は、土石流、地滑り、斜面崩壊に大別できる。土石流については砂防堰堤の整備等が進んでいるものの、都市部では谷あいまで宅地化が進んでいることもあり、集中豪雨等による被害発生が考えられる。

地滑りについては、神戸層群、山崎断層周辺、昭来層群、北但層群、論鶴羽産地など地滑りが起きやすい地域が存在する。また、山崩れ、崖崩れなどの斜面崩壊については、六甲山地など基岩の風化が進み、かつ、急斜面の多い地域で発生の頻度が高い。

3　風害

強風による被害としては、飛来物による人的被害、海難事故、塩害などが考えられる。過去平均風速が30m/sを越える暴風はすべて台風によるものであり、台風の進路の東側では被害が大きくなりやすい。

第3　人為的な原因による災害

1　大規模火災

大規模火災は、これまでにもしばしば発生しているが、強風、乾燥といった気象条件の時に発生した火災は、大火につながりやすい。特に、フェーン現象が起きたときは注意が必要である。

2　危険物事故

危険物施設についてはこれまで特に大規模な事故の事例はないが、阪神・淡路大震災でのLPG施設でのガス漏れの例もある。

3　突発性重大事故

過去に荒天による船舶事故などがしばしば発生しており、突発性重大事故が発生することは十分ありうる。また、雑踏等で無差別に毒物が散布されると、物質の種類や量によるが大量の殺傷につながる危険性が高い。

第4節　被害想定

第1款　被害想定［企画政策課］

町の地域に発生する災害のうち最も多いものは、梅雨前線による豪雨や台風による風水害であるが、法の趣旨並びに町の気象、地形等から見て近年で最も被害の大きかった次の災害を想定し、この計画を作成した。また、防災計画の目的とするところは最悪の事態に対して各種の対策を樹立しておくことにあるので、地震、火災対策や突発重大事故災害等にも対処しうるよう計画した。

災害想定　　台風第17号に伴う集中豪雨
期　　間　　昭和51年9月10日～13日
連続降雨量　765㎜
被害状況

死者、行方不明	0人
重傷者	1人
軽傷者	8人
住家の全壊	1戸
住家の半壊	2戸
床上浸水	401戸
床下浸水	1,095 戸

第 2 編　災害予防計画

第1章　基本方針

災害予防計画は、兵庫県強靭化計画及び太子町強靭化地域計画を踏まえ、次の内容を記載する。

章・節	主な記載内容	主な担当部署
第 2 章 災害応急対策への備えの充実		
第 1 節 組織体制の整備	平時からの防災組織体制	企画政策課
第 2 節 研修・訓練の実施	災害対応能力向上のための研修・訓練に必要な事項	企画政策課、各機関
第 3 節 広域防災体制の確立	大規模災害や広域的な災害に対する連携、協力体制	総務課、企画政策課
第 4 節 災害対策拠点の整備・運用	災害対策拠点（庁舎等）の整備方針	企画政策課、総務課、生活環境課
第 5 節 情報通信機器・施設の整備・運用	通信施設（無線、有線、フェニックス防災システムなど）の整備と災害予防	企画政策課、生活環境課、総務課
第 6 節 防災拠点の整備	地域防災拠点やコミュニティ防災拠点、消防施設、防災資機材などの整備	企画政策課、総務課、生活環境課
第 7 節 火災予防対策の推進	出火予防・初期消火体制や消防施設・設備の整備、大規模火災時の避難計画など	生活環境課
第 8 節 防災用資機材等整備計画	防災資機材等の整備と点検	各機関
第 9 節 災害救急医療システムの整備	初期医療体制の整備、重症者等の搬送、医療機材の備蓄	さわやか健康課、企画政策課、社会福祉課
第 10 節 緊急輸送体制の整備	緊急輸送道路ネットワークの整備やヘリコプター臨時離着陸場適地の指定・活用	まちづくり課
第 11 節 避難対策の充実	避難場所等の指定や周知、避難誘導体制・避難所管理運営体制の整備、感染症の対策、仮設住宅建設可能地	企画政策課、教育委員会、社会福祉課、さわやか健康課、高年介護課、まちづくり課、各機関
第 12 節 備蓄体制等の整備	生活水、食料及び生活必需用品の確保	総務課、財政課、産業経済課、上下水道事業所、各機関
第 13 節 家屋被害認定士制度等の整備	家屋被害認定士制度、被災宅地危険度判定制度	税務課、まちづくり課
第 14 節 廃棄物対策の充実	災害廃棄物処理計画の策定、応援体制の整備等	生活環境課
第 15 節 災害時要配慮者支援対策の充実	支援体制の整備、情報伝達や避難誘導、避難所における支援、食料・物資の確保、社会福祉施設の整備など	さわやか健康課、社会福祉課、高年介護課
第 16 節 災害ボランティア活動の支援体制の整備	活動支援マニュアルの作成、受入体制や支援拠点の整備、資機材等の確保等	社会福祉協議会、さわやか健康課、社会福祉課
第 17 節 水防対策等の充実	浸水想定区域の指定・公表、避難確保措置、住民への周知	企画政策課、まちづくり課
第 18 節 土砂災害対策の充実	警戒避難体制の整備、土砂災害防止対策、要配慮者利用施設に対する対応、避難マニュアルの作成	企画政策課、まちづくり課、社会福祉課
第 19 節 重要施設の防災対策	重要施設の登録、施設における平時の取組	企画政策課
第 3 章 住民参加による地域防災力の向上		
第 1 節 防災に関する学習等の充実	防災学習計画、防災知識の普及計画、職員等への防災教育、施設管理者等への教育計画、学校での防災教育	企画政策課、教育委員会

章・節	主な記載内容	主な担当部署
第２節　自主防災体制の整備	自主防災組織、各防災組織相互間の協調、地区防災計画の策定等	企画政策課、総務課、生活環境課
第３節　消防団の充実強化	消防団の役割、充実強化に向けた取組、充実強化策	消防署、消防団
第４節　企業等の地域防災活動への参画促進	企業が果たす役割、平常時の対策、事業所の防災組織	企画政策課
第５節　住宅再建共済制度の推進	兵庫県住宅再建共済制度	まちづくり課、企画政策課
第４章　治山・治水対策の推進		
第１節　水害の防止施設等の整備	河川施設やため池施設の整備	まちづくり課、上下水道事業所、産業経済課
第２節　地盤災害の防止施設の整備	防災事業計画、土地改良施設の整備、宅地造成等の規制、災害危険区域対策の実施	まちづくり課、産業経済課
第３節　災害に強い森づくりの推進等	緊急防災林整備、里山防災林整備、針葉樹林と広葉樹林の混交整備、住民参画型森林整備	産業経済課
第５章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備		
第１節　防災基盤・施設等の整備	防災基盤・施設等の対象事業とその財政措置	企画政策課
第２節　都市の防災構造の強化	都市防災化の基本方針、防災空間の整備・拡大、市街地の整備、防災施設の整備方針	企画政策課、まちづくり課
第３節　交通関係施設の整備	道路施設の整備、ヘリポート対策	まちづくり課、企画政策課
第４節　ライフライン関係施設の整備	電力施設、ガス施設、電気通信施設、水道施設、下水道施設、工業用水道施設の整備等	産業経済課、関西電力送配電㈱、大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱、(一社)兵庫県LPガス協会、西日本電信電話㈱兵庫支店、㈱NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱、上下水道事業所
第６章　調査研究体制の強化		
第１節　気象観測体制の整備	県内における気象観測施設	企画政策課
第２節　風水害等に関する調査研究の推進	調査研究体制の整備、資料の収集・分析、調査研究事項、研究成果の活用	企画政策課
第７章　危険物等の事故の予防対策の推進		
第１節　危険物の保安対策の実施	危険物製造所等の保安対策、県・町・西はりま消防組合の保安対策	生活環境課
第２節　その他の危険物等の保安対策	高圧ガス施設の保安対策、火薬類施設の保安対策、毒物・劇物施設の予防対策	生活環境課
第３節　原子力災害等の予防対策	基本方針、組織体制の整備、研修・訓練の実施、情報の収集・連絡体制や災害広報体制・モニタリング等体制・防護措置にかかる体制の整備、避難受入体制の整備、知識の普及啓発	企画政策課、生活環境課
第８章　大規模事故災害予防計画		
第１節　大規模事故災害に関する法令	航空関係、鉄道関係、道路関係の国内法体系	企画政策課
第2節　法令に基づく各機関の予防対策に関する責務	交通安全対策基本法における各機関の予防対策に関する責務	企画政策課
第３節　交通の安全性の確保	道路交通安全のための情報の充実、安全な運行の確保	まちづくり課、消防署、生活環境課

第2章　災害応急対策への備えの充実

第1節　組織体制の整備

第1款　趣旨［企画政策課］

町の平時からの防災組織体制について定める。

第2款　内容［企画政策課］

第 1　町の防災組織体制

町は、町域における総合的な防災対策の推進のため、平時から、業務継続計画に基づき、町防災会議をはじめ、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制など防災にかかる組織体制の整備、充実に努めることとする。

なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画の拡大を図ることとする。

1　太子町防災会議

(1) 設置根拠

・災害対策基本法第16条

(2) 組織及び運営

・災害対策基本法、太子町防災会議条例及び太子町防災会議運営規程の定めるところによる。

(3) 所掌事務

・太子町地域防災計画の作成及びその実施の推進　等

第2　職員の体制

町は、災害発生時における職員の体制につき、以下の事項をあらかじめ取り決めておくこととし、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底を図ることとする。

1 参集基準
2 夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、緊急通報システムを使った参集体制
3 応急活動時に使用する資機材の保管場所、使用方法の周知
4 フェニックス防災システム端末の使用方法の習熟

第2節　研修・訓練の実施

災害時に十分な防災活動を期するためには、平常時における災害対応能力向上のための研修・訓練が極めて重要である。

また、各防災関係機関の行う防災活動が円滑に実施されるためには、各機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおく訓練が有効なので、これらについて必要な事項を定める。

第1款　研修［企画政策課］

町は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、防災に関する講習会・シンポジウム等への職員の積極的な参加を図り、災害対策要員の対応能力の向上に努める。

また、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。

併せて、町は災害応急対策等の円滑な実施を図るため、初動緊急対応期の重要優先業務等をまとめた災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知徹底を図る。

第2款　防災総合訓練［企画政策課］

町が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、防災機関及び住民が一体となった訓練を実施し、各機関相互の協力体制を緊密にすることを目的として、毎年実施する。

第3款　防災関係機関の訓練［企画政策課］

非常災害時においては、防災機関が敏速かつ円滑に活動体制に入ることが最も重要である。

しかし、現況では災害対策本部における課の応急対策計画の習熟あるいは、夜間の動員体制等の問題点も少なくないことから、平常時よりあらゆる機会を通じて訓練を実施する。

第4款　住民の訓練［企画政策課］

町及び防災関係機関と事業所、住民が一体となって訓練を実施し、各機関及び事業所、住民が相互の協力体制を確立し、市街地の二次災害等の防止を図る。

自主防災組織等は、災害時要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜町や消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努める。

第5款　町管理施設の訓練［各機関］

災害発生時、庁舎、公民館等の多数の者が利用する施設、及び社会福祉施設等の社会公共施設において実施する出火防止措置、利用者の安全対策、避難誘導、施設の点検、被害状況の報告、帰宅困難者の対応等について、職員が熟知し、即座に対応できるよう訓練しておく。

防災訓練計画表

訓練種別	実施年月日	実施場所	参加機関等	訓練項目
防災総合訓練	毎年 防災週間など	町民グラウンドなど	町 警察 消防 自衛隊 関西電力送配電 西日本電信電話 株式会社 医師会 自主防災組織外	伝達訓練 避難訓練 給水訓練 消火等訓練 救援物資の搬送 水防工法等
無線訓練 水防訓練 消火訓練 避難訓練 非常召集訓練 その他訓練	適宜	適宜	関係機関	訓練種別により実施

第3節　広域防災体制の確立

第1　趣旨

大規模災害や広域的な災害に対し、県あるいは市町等が連携、協力して対処するための体制整備について定める。

第2　内容

1　県及び市町間の連携強化

町は、県民局や広域市町村圏を単位に、防災全般に対する協力体制強化のため、積極的な取組を行うとともに、広域ブロック間での相互協力システムについて連携を進めることとする。

町で締結している応援協定及び覚書を、資料・様式編の「公共団体との応援協定一覧」「企業等との応援協定一覧」「覚書一覧」に示す。

なお、県は、災害に備えて他府県と相互応援協定を締結しているが、大規模広域災害が発生したときは、「関西防災・減災プラン」に基づき、原則として関西広域連合の調整内容を第一順位として、関西内外の都道府県と連携して対処することとしている。

	協定等の名称	構成市町等	締結日	内容
1	西播磨地域災害時相互応援に関する協定	西播磨地域 5 市 6 町	平成 18 年 3 月 27 日（再締結日）	物資・資機材の斡旋・提供、職員等の派遣、被災者の受入れ
2	聖徳太子ゆかりの町災害時等相互応援に関する協定	奈良県斑鳩町、大阪府太子町	平成 8 年 11 月 1 日	物資・資機材の提供、職員等の派遣、被災者の一時受入れ
3	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	県下全市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会、兵庫県	平成 10 年 3 月 16 日	応急給水作業、応急復旧作業、作業に必要な資機材の拠出
4	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	兵庫県、県内市町、関係一部事務組合	平成 17 年 9 月 1 日	
5	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	兵庫県、県内市町	平成 18 年 11 月 1 日	応急対策及び応急復旧に必要な資機材・物資及び施設の斡旋又は提供、職員の派遣、被災者の受入れ
6	播磨広域防災連携協定	播磨地域 13 市 9 町	平成 26 年 4 月 22 日（再締結日）	物資・資機材の斡旋・提供、職員等の派遣、被災者の受入れ、平常時の情報交換等
7	災害時等の応援に関する申し合わせ	国土交通省近畿地方整備局	平成 25 年 1 月 17 日	物資・資機材の提供、職員等の派遣
8	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	播磨地域 13 市 9 町	平成 28 年 10 月 1 日	災害時における被災者支援のための行政書士業務

2　応援・受援体制の整備

町は、関西広域連合が作成した「関西広域応援・受援実施要綱」や県が作成した「兵庫県災害時受援計画」、「災害時応援受け入れガイドライン」等を参考に、応急対応時から復旧・復興までを見据えた応援・受援マニュアルを事前に作成しておく。

なお、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等の感染防止対策を徹底するとともに、応援職員の受け入れにあたっては、執務スペースの適切な空間の確保等を行い、感染症対策に配慮する。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、旅館、避難所に指定されていない公共施設など仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。3　広域避難・広域一時滞在の体制の整備

町は、県とともに大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結、指定公共機関又は指定地方公共機関である運送事業者への運送の要請・指示など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努め、播磨地域広域避難計画に基づき、播磨地域の防災対策の推進を図る。

また、県や他市町等と連携して広域避難に関するさらなる検討を進めるとともに、以下の取組を実施し、避難体制の強化に努める。

(1)　大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS 等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。

(2)　関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的な避難・受入方法を含めた手順、オペレーション等を定めるとともに、実践型の防災訓練を実施するよう努める。

(3)　避難場所について、町内施設の使用可能性や、町内の広域避難対象者数の把握などを進め、広域避難場所の確保を推進する。

(4)　「避難行動要支援者名簿」を活用し、避難行動要支援者の事前把握及び円滑な避難に向けた個別計画の作成を行うなど、避難支援体制の強化に努める。

第4節　災害対策拠点の整備・運用

第1　災害対策拠点の整備・運用

庁舎には、防災機能を有する災害対策室を備え、各種災害情報システムを有機的に統合したトータルシステムが整備されている。

＜本庁舎の概要＞

本庁舎開庁　平成27年9月

住所　太子町鵤280番地1

災害時は、災害対策本部を設置、防災拠点、避難拠点として機能

- ・防災備蓄倉庫や耐震貯水槽を設置
- ・非常用電源などバックアップシステムを確保
- ・マンホールトイレの設置
- ・街道交流広場と交流広場を防災広場と位置づけ、議会ゾーンや交流ゾーンの建物施設と連携した避難拠点の形成

また、本庁舎が使用できなくなった場合に備え、暫定的な代替候補施設及び設備の確保等の対応方策を検討する。

第2　情報通信機器・施設の整備

既存の衛星通信ネットワーク・災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）等に加え、消防緊急情報システム・防災行政無線を活用し、警察、自衛隊等との連携がとれるよう、有線、無線、衛星通信を組み合わせた多重の情報通信機器施設の整備を図る。

第5節　情報通信機器・施設の整備・運用

第1款　通信施設の整備［企画政策課、生活環境課、総務課］

災害時においては、気象・地震情報、被害情報、避難情報などの各種の情報量が増大し、混乱するため情報伝達に必要な通信施設等の整備拡充を図り、情報の混乱を防ぎ的確に処理する。

第1　消防・救急無線通信施設

災害時に備え、機器の点検整備を定期的に行うものとする。

第2　情報本部室の整備

災害時において各種の情報を迅速・的確に収集・伝達することができるよう防災行政無線、消防・救急無線等の集中通信施設を整備した。

第3　有線通信施設

当町において、有線施設は自治会放送のみであるが、自治会においては、災害時に備え機器の転倒防止、機器配線等の点検整備を図る。

第4　防災行政無線の拡充

現在防災行政無線は、移動局の12機(466.825MHZ　1W)を保有しているが、災害時における情報収集、連絡活動を効果的に推進するために、防災無線の充実を図る必要がある。特に障害者世帯や土砂災害警戒地域等にある世帯については、戸別受信機等を設置するなど、より確実な情報伝達手段の確保に努める。

また、大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。

1　移動系

400MHZ帯による移動系通信網である。各公共施設・各課・避難所に携帯の移動局を設置できるよう、整備に努める。

2　同報系

同報通信方式により、住民に対して直接一斉に災害情報等を伝達するため、令和元年度に防災行政無線を設置(親局1基、子局34基)した。子機、戸別受信機の一覧を資料・様式編の「防災行政無線(同報系)子機一覧」「防災行政無線(同報系)戸別受信機一覧」に示す。

3　業務用簡易無線機

移動系防災行政無線と合わせて業務用簡易無線機により、災害時における情報収集、連絡活動を効果的に推進するために、防災無線の充実を図る。

4　災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築

兵庫衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続し、災害情報等を瞬時に伝達するJ－アラート(全国瞬時警報システム)を構築した。

第5　アマチュア無線等の活用

アマチュア無線等の免許取得者の把握をし、災害時における協力を求め、効果的な通信連絡を図る。

第 6　フェニックス防災システム等の活用

町は、的確かつ迅速に応急対応を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、フェニックス防災システム(災害対応総合情報ネットワークシステム)や兵庫衛星通信ネットワーク等を活用する。

第7　非常通信訓練の実施

町は、災害時等における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

第8　地域住民に対する通信連絡手段の整備

町は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、IP通信網、CATV、有線放送電話、コミュニティFM放送等のメディアの活用、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力等について検討し、災害時要配慮者等、個々のニーズにも配慮のうえ、災害時における多様で多重な通信連絡手段の整備充実に努めるとともに、大規模停電時も含め、常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努める。

また、県が提供する避難に関する情報などの緊急情報や気象情報等を配信する「ひょうご防災ネット」の普及促進を図ることとする。

［主な情報伝達手段例］
- ○防災行政無線（同報系）の屋外拡声器や戸別受信機、簡易無線、太子町防災行政無線テレホンサービス
- ○電話、ファクシミリ
- ○携帯電話（ひょうご防災ネット、ひょうごEネット、緊急速報メール、聴覚障害者向け緊急情報発信システム、たいし安心安全ネット 等）
- ○ホームページ
- ○地域メディア（CATV、コミュニティFM 等）
- ○サイレン、半鐘（特に緊急を要するとき）
- ○広報車
- ○放送事業者テレビ（NHK、サンテレビ）ラジオ（NHK）との連携（Lアラート（災害情報共有システム）を経由した連携を含む）
- ○自主防災組織等人的ネットワークによる連絡
- ○アマチュア無線等情報ボランティアの協力

第2款　通信施設の災害予防［企画政策課、総務課］

通信機器の保管場所を、耐火・耐震化にし、機器の転落防止・予備電源の確保さらに定期点検など維持管理に努め、広域にわたる通信施設については、定期的に広域通信訓練を行う。

第6節　防災拠点の整備

第1　防災拠点の整備

兵庫県では、災害時における防災拠点として、広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点を位置づけている。

1 広域防災拠点

・県が整備、大規模災害時に救援・救護、復旧活動等の広域拠点、全県拠点、ブロック拠点等

2 地域防災拠点

・町が整備、他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点

3 コミュニティ防災拠点

・町が整備、災害時における防災拠点として地区住民の避難地及び防災活動拠点となるものであり、避難と救援の接点としての役割

第2　地域防災拠点の整備

地域防災拠点として、今後も太子町総合公園の整備を行う。

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努めることとする。

1 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配送スペース
2 地域の防災活動のための駐屯スペース
3 物資、復旧資機材の備蓄施設
4 災害対策本部、医療機関、西はりま消防組合や他の拠点と交信可能な通信設備
5 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設等）
6 臨時ヘリポート
7 耐震性貯水槽、井戸等
8 広域避難スペース
9 救急医療、高齢者・障害者のケア機能との連携（市街地分散型地域の場合） 等

第3　コミュニティ防災拠点等の整備

地域の自立的な防災機能を強化するため、面的整備事業等を活用して、緊急避難場所となる道路・公園などのオープンスペースや浸水被害を解消するための雨水排水施設の整備を検討する。

策4　消防設備等の整備

火災が同時に多発した場合を想定し、その消火及び延焼防止のため、公園等に耐震性貯水槽を計画的に設置するとともに、初期火災に対応するため、消防水利の確保(消火栓等)に努める。

また、「地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業5か年計画」により、消防ポンプ自動車等の整備を図る。

第5　防災資機材の整備

同時多発火災及び大規模火災に対応するため、消火活動用機材(小型動力ホンプ、消防用ホース、ホース背負機、組立水槽、発電機等)を増強するとともに、浸水・倒壊家屋における人の検索、救出を迅速に行うため救助活動用機材の整備を図る。

第7節　火災予防対策の推進

第1款　出火防止・初期消火体制の整備［生活環境課］

第1　活動方針

地震発生時等の出火防止・初期消火体制の整備について定める。

第2　火災予防対策内容

1　一般予防対策

(1)　町は、住民等に対する火災予防の広報活動等を通じて、防火思想の普及・高揚を図る。

①　ポスター掲示

公民館等の公共施設その他、人目につきやすい場所に掲示する。

②　火災予防懇談会

西はりま消防組合太子消防署、町内消防団の協力を得て、一般住民に防火意識の普及推進を図る。

③　防災訓練

一般住民、その他関係諸団体に対し、災害予防責任者の行う防災訓練に参加協力を願う。

(2)　町は、地域の自主防災組織や事業所における自衛消防組織の育成強化・防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、被害の軽減を図る。

(3)　町は、必要と判断した時には、西はりま消防組合太子消防署に指導、災害防止の為の協力を要請する。

2　建築物の火災予防

(1)　町は、火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を行う。

(2)　町は、建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。

3　人命危険防火対象物等の火災予防

(1)　防火及び防災セイフティマークの表示指導

町は、西はりま消防組合太子消防署に対し、劇場・映画館・集会場・百貨店・旅館及びホテル、病院、飲食店、雑居ビル等に対して、防火対象物点検制度及び防火管理者点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合するものには、点検基準に適合していることを示す防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立するよう依頼する。

(2)　消防法違反に対する是正指導の推進

町は、西はりま消防組合に対し、不特定多数の者が出入りする特定防火対象物等で、重要な消防用設備等の未設置違反に対して設置指導等の是正促進を行う事を依頼する。

4　防火管理者等の育成と活用

(1)　町は、西はりま消防組合太子消防署に対して、学校・病院・工場等で消防法施行令による防火管理者を置かなければならない防火対象物について、防火管理者の選任及び消防計画の作成、避難訓練等の実施を徹底させる事を依頼する。

(2)　町は、西はりま消防組合太子消防署に対し、防火管理者等の資格者を養成するとともに講習会等を開催し、災害予防の徹底を図る事を依頼する。

5　特殊危険物の予防対策

町は、放射性物質等の特殊危険物について、あらかじめその取扱所等における具体的な予防対策を講じさせるよう関係機関に指導を促す。

第2款　消防施設・設備の整備［生活環境課］

本町における消防は、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町の3市2町を管轄する西

はりま消防組合が担っている。

西はりま消防組合には、13の消防本部・消防署・分署・出張所があり、本町には太子消防署がある。

第3款　大規模火災対策の実施［生活環境課］

第1　活動方針

大規模火災発生の危険性の高い地域における避難計画の作成に努める。

第2　避難計画の概要

町は、延焼火災の危険性の予測を踏まえて、広域避難地・避難路の整備等組織的な避難計画を作成する。

1　避難を要する人員の算定

避難計画区域内の人口については、昼間あるいは夜間のうち多い方を要避難人員として算定することとする。なお、駅ターミナル周辺・繁華街等の滞在人員の推定可能な地域では、その人員を加算して要避難人員とする。

2　広域避難地の選定条件

広域避難地においては大火から住民の安全を確保できることを目標とし、その選定にあたっては次の事項を考慮する。

(1) 火災に対する安全性
(2) 公共性
(3) 生活必需品の供給

3　避難圏域の設定

避難計画の作成にあたっては、どの地域の住民が、どの避難地に避難するかをあらかじめ考慮した避難圏域を設定する。

避難圏域の設定にあたっては、避難距離を短縮するため避難地から半径2㎞程度の範囲を目安とし、河川・道路等を隣接する避難圏域との境とするよう配慮する。

なお、地域防災拠点のうち、避難者を収容可能な規模のものについては、広域避難地を兼ねることができることとする。

4　避難路の選定と避難誘導計画

避難計画区域は、火災による危険性が極めて高く、また人口集中地域であるため、あらかじめ広幅員の道路や緑道を避難路として指定し、避難路沿いにおいて建物の不燃化を図る等避難誘導計画の整備について検討する。

第8節　防災用資機材等整備計画

災害が発生又は発生するおそれがある場合に備えて、防災資機材等を整備充実し、その機能を十分発揮させ、防災活動が円滑に実施できるよう点検整備の推進を図る。

町の防災資機材は、資料・様式編の「防災資機材(町)」に示す。

第9節　災害救急医療システムの整備

第1款　初期医療体制の整備［さわやか健康課、企画政策課、社会福祉課］

第1　活動の方針

平常時の少人数の死傷者に対しては、対応すべき医療機関のネットワークが確立され運用されているが、これら医療関係機関の収容能力を超える事態が発生した時、つまり一時に多数の死傷者が出て、交通が混乱して患者の搬送もままならないような状況が発生した場合に救急医療や避難所、仮設住宅等における医療対策を想定した災害医療システムの整備等について定める。

1　災害救急医療システムの充実

町及び県は、各災害医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、各災害医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の具体的手順、町の役割である救護所の設置場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び町単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者搬送の流れなどの災害医療マニュアルを定め、特に初動気に迅速に対応できる体制を整備する。

2　器具、器材、医薬品等の整備

町は、発災後3日間程度の診療機能を維持するために必要となる医薬品等（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、消毒等）の確保に留意するとともに、各医療機関にも備蓄の協力要請をすることとする。

最低限常備する必要のある物件は、平常時より整備するとともに、災害時又はそのおそれが予想される場合に備える物件については、あらかじめ調達の方法を定めておく。

難病患者への医療を確保するために必要な薬品の確保について対策を県と協議のうえ講ずる。

3　予防教育及び広報活動

台風シーズン前など適当な時期において、災害時の予防方法につき広報活動を実施するとともに、地区の衛生組織を強化し、住民に対する予防教育を徹底する。

第2　初動医療体制

1　災害医療活動体制の整備

町は、県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、町域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、龍野健康福祉事務所、たつの市・揖保郡医師会、薬剤師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。

災害時における応急医療活動（救護所の開設、救護班の編成、医薬品の手配等）を迅速かつ確実に実施するため、平常時に龍野健康福祉事務所、たつの市・揖保郡医師会等と救急医療システムや保健活動を基礎とした組織体制を定める。

また、自主防災組織においても、軽微な負傷者等に対する救急救護等を可能にするための応急手当て講習会を実施する。

2　災害拠点病院

2次保健医療圏	災害拠点病院名	所在地
全　県 （基　幹）	兵庫県災害医療センター	神戸市中央区脇浜海岸通1－3－1
	神戸赤十字病院	神戸市中央区脇浜海岸通1－3－1
西播磨	赤穂市民病院	赤穂市中広1090番地

3　災害医療情報の総合的なシステムの活用

(1)　情報通信ネットワーク

①　衛星通信　災害救急医療情報指令センターと災害医療センター、県及び町災害対策

本部、西はりま消防組合、自衛隊

② 専用電話回線　災害救急医療情報指令センターと災害医療センター、災害拠点病院

(2) 災害医療情報ネットワーク

町は、衛星通信、専用電話回線、携帯電話、災害救急医療情報システム等を活用し、初期(町内の病院等)及び二次救急医療機関(緊急指定病院)、災害拠点病院を含めた情報ネットワークを形成することとする。

4 トリアージ(負傷者選別)及びトリアージタッグによる医療活動

災害で多くの負傷者が出た場合に備えて、トリアージ等の災害医療知識の普及を図る。

町は、緊急医療措置の迅速化を図るため、負傷程度に応じて優先度をカラー表示したトリアージタッグ(重症度識別表)による救急医療活動の要請を行う。

※トリアージとは、災害時に負傷者を、最優先治療、非緊急治療、保留・軽処置、不処置・待機に振り分けることをいう。

5 医療マンパワーの確保

町は、看護師等医療免許取得者、日赤奉仕団等の医療ボランティアを把握し、活用を図る。

6 個別疾病対策 ［社会福祉課］

町は、人工透析、難病の症状のある住民の把握をしておく。

第2款　重傷者等の搬送等 ［さわやか健康課］

必要に応じ他の医療施設に広域的後方医療活動を要請できる体制を整える。

また、広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段について事前に関係機関と協議しておく。

第3款　医療機材の備蓄 ［さわやか健康課］

(1) 町内医療機関に対して、医薬品等の在庫の拡充に対して、協力要請する。

(2) 町は、防災備蓄倉庫に応急的衛生用品、常備薬・緊急医療セット等を備蓄する。

(3) 難病患者への医療を確保するために必要な薬品の確保について対策を県と協議のうえ講ずる。

(4) 町は、発災後3日間程度の間に必要となる医薬品などの確保は特に留意する。

第10節　緊急輸送体制の整備

第1　緊急輸送道路ネットワークの整備

道路状況や防災拠点等をもとに、緊急時に円滑で効率的な輸送体制を確保できるよう、緊急輸送道路ネットワークの整備を図り、大規模災害発生時の輸送手段の確保に努める。

緊急輸送道路ネットワークについては、本町の庁舎等の防災拠点と兵庫県地域防災計画で指定されている緊急輸送道路と接続できる町内緊急輸送路の検討、設定を行い、道路機能の保持及び沿道建築物の耐震化により道路閉塞の防止に努める。

＜町内の緊急輸送道路（県指定）＞

○一般国道 2 号（太子竜野バイパス）
○兵庫県道 725 号門前觜線（門前交差点・たつの市界）
○一般国道 2 号・一般国道 179 号（姫路市界～たつの市界）
○兵庫県道 27 号太子御津線（觜交差点～姫路市界）

第2　ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定・活用

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地は町域内で1箇所登録している。太子町総合公園町民グラウンドは、大型ヘリコプターの離着陸が可能である。

施設名称	施設管理者	連絡先	備考
太子町総合公園町民グラウンド	太子町立町民体育館	277-4800	大型ヘリ利用可

第11節　避難対策の充実

第1款　避難対策の充実［各機関］

町は、避難に関する体制整備にあたっては、水害と土砂災害、複数河川の氾濫の同時発生等、災害が重複して発生しうることを考慮するよう努める。

第2款　避難場所・避難所等の指定等［企画政策課］

町は、都市公園・都市農地、公民館・学校等の公共的施設や民間の施設を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定する。

また、指定避難所等については、日本工業規格に基づく図記号を使用した標識のほか、防災訓練の実施や防災ハザードマップの作成・配布等により住民に対して周知徹底を図る。

第1 指定緊急避難場所

1 指定基準

指定緊急避難場所は、災害の危険が及ばない場所又は施設を災害種別ごとに指定し、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定する。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースは、火災に対して安全な空間とすることに努める。

・管理条件：災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの
・立地条件：異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの
・構造条件：安全区域外に立地する場合は、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等は、その水位よりも上に避難スペースがあるもの

2 広域一次避難への配慮

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

3 指定緊急避難場所

町が指定する指定緊急避難場所は、資料・様式編の「避難場所・指定避難場所一覧」に示す。

なお、感染症流行時においては、避難者が家族単位で間隔を空けて滞在する必要があるため、学校園の体育館もしくは遊戯室における収容人員は4分の1程度になる。また、感染者や濃厚接触者等専用スペースが必要になる。そのため、災害対策本部と学校園長は、学校園の再開までの期間に限って、一般教室を開放することについて協議する。

4 指定緊急避難場所の割当て

(1) 避難場所の割当てにあたっては、避難場所所在の校区内の住民を優先する。
(2) 歩行負担をなるべく平等にする。
(3) 避難場所周辺においては、不燃化の促進、落下物・障害物対策等積極的に推進する。

5 指定緊急避難場所標識の設置

町は、避難誘導を円滑に行うために、指定緊急避難場所周辺に標識を設置し住民に周知を図る。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

第2 指定避難所

1 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとする。指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼ねることができる。

・規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、町域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。
・構造条件：速やかに被災者等の受入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの
・立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること
・交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること
・その他　：災害時要配慮者等の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に十分配慮すること

2 指定避難所

避難所は、原則として次の通りとし、施設管理者の同意を得た上で指定する。町が指定する指定避難所は、資料・様式編の「避難場所・指定避難場所一覧」に示す。

・町立小学校、中学校
・県立高校
・公民館
・町立幼稚園・保育園、南総合センター、保健福祉会館、体育館、子育て支援センター

3 災害支援協定避難所

指定避難所の他に民間施設を災害支援協定避難所として施設管理者との協定締結を推進する。町が締結した災害指定協定避難所は、資料・様式編の「避難場所・指定避難場所一覧」に示す。

4 福祉避難所

指定の避難所等での生活が困難な災害時要配慮者等の避難生活の充実を図るため、民間施設を福祉避難所として施設管理者との協定締結を推進する。町が締結した福祉避難所は、資料・様式編の「避難場所・指定避難場所一覧」に示す。

5 広域一時滞在への配慮

町は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れることができる避難所を予め決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域避難及び広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについて予め同意を得るよう努める。

また、町は、大規模広域災害の恐れがある場合又は大規模広域災害発生時に円滑な広域避難又は広域一時滞在が可能となるよう、他の市町との広域避難及び広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

県、町、その他防災関係機関は、関係者間で適切な役割分担を行った上で、具体的なオペレーション等を定めておくよう努める。その際、国、県、市町、関係機関等からなる地域総合治水推進協議会（水防法第 15 条の 10 に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会としても設置）など既存の枠組みを活用し、関係者間での協力体制の構築等に努める。

6 留意事項

○学校を避難所とする場合は、特に教育機能の早期回復に留意する。そのため、指定に当たって、教育委員会及び当該学校と町（防災担当部局）は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び町防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。

○町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な高齢者、障害者等の

要配慮者のため、福祉避難所として指定避難所を指定し必要な避難先を適切に確保するよう努める。

○町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

○町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

○県は、町が民間社会福祉施設を福祉避難所として確保するための必要な支援を行う。

○町は、指定管理施設が指定避難所に指定されている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

○町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

○町は、住民票の有無等に関わらず、避難してきた者を適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

○町は、感染症対策について、避難所において感染症患者が発生した場合の避難等に適切に対応できるよう、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携する。また、町は、必要に応じて、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

○指定避難所は、一定期間避難生活を送るための施設であるため、災害種別による区分けはないが、指定緊急避難場所は、災害が発生した際に、緊急的に身の安全を守るための施設であるため、特定の災害には対応できない施設がある。
指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害時は当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

○帰宅困難者が発生した場合に備えて、住民や企業等に対する物資の備蓄や災害時帰宅支援ステーションのサービス等に関する普及啓発を行うとともに、災害時帰宅困難者への情報伝達体制の整備を進める。

○自動車避難又は車中泊避難については、推奨するものではないが、ペット避難、感染症患者等の避難先として活用する可能性もあることから、地域の実情を踏まえ、自動車避難又は車中泊避難を受け入れる地域では、適切な対応がとれるよう、体制整備等を検討しておく必要がある。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意等の広報に努めるものとする。

・在宅避難者等が発生する場合、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

第3 避難路の指定

住民が安全に避難所へ避難し、又は避難誘導を円滑に行うため避難道路を指定する。
また、避難道路標識を設置する。
さらに、避難道路沿いの建築物の不燃化を図る。

避難道路	国道・県道・都市計画道路等

第4 避難所の施設、設備の整備

1 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。

2 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器、非常用発電機等）計画的な整備の推進を図る。

3 避難所の施設・設備の整備に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者にも十分配慮する。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

4 町は、過去の災害での事例を参考に、必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行い、健康被害の防止と衛生対策に努める。

5 町は、平常時から、井戸の整備をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保方策を検討し、準備しておく。

第3款　避難場所及び避難所等の周知徹底等［企画政策課］

災害時には、極めて混乱した状況の中で大量の住民等の避難が必要とされる事態が予想され、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう平時から避難誘導標識及び避難所案内板の設置並びに広報活動を通じて住民に周知徹底を行う。

また、自治会単位において避難訓練を実施する。

第4款　避難誘導体制の整備［社会福祉課・さわやか健康課・高年介護課・企画政策課］

第1 災害時要配慮者の避難誘導

災害時には、高齢者、障害者その他のいわゆる災害時要配慮者を適切に避難誘導するため、民生委員・児童委員、自治会等の協力を得ながら、平常時より災害時要配慮者に係る避難誘導及び避難介助体制の整備に努める。

第2 避難指示等発令判断基準等策定のためのガイドライン作成

県は、町の適時適切な避難情報の発令や住民への伝達に資するため、マニュアルを作成する際の手順や基本事項について具体例を交えて示したガイドラインを作成するとともに、町から求めがあった場合には避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

町は、避難指示等を行う際に、国や県のほか、気象防災アドバイザー等の専門家に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

第3 「マイ避難カード」の普及による住民の避難意識の向上

町は、想定される災害に備え、一人ひとりが自ら考えた「避難行動に移るタイミング（逃げ時）」「避難先」「避難経路」をあらかじめ記載しておく「マイ避難カード」の作成を普及促進することにより、住民の避難意識の向上を図ることとする。

第 5 款　避難所管理運営体制の整備［企画政策課］

避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにするとともに、避難所開設期間が7日を超えることを想定し、避難所管理・運営体制を整備する。

町は、自主防災組織等の協力を得て、避難所管理・運営体制の整備に努めるとともに災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

町、災害ボランティア団体等と災害時の避難所管理・運営体制について協議しておく。

町及び避難所管理者、地域の自主防災組織等が連携した、避難所開設・運営訓練を実施する。

町は、災害時における避難所の迅速かつ管理・運営等を図るため、県の「避難所管理・運営指針」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者、その他の関係機関等とともに作成するマニュアルの普及に努め、住民に周知徹底を図る。

第6款　感染症に対応した適切な避難対策 ［企画政策課］

町は、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」等を参考に、十分な避難スペースの確保やレイアウト・動線の確認、避難者の健康チェック・検温、換気等を実施するなど感染症に留意した避難所運営を実施するとともに、マイ避難カードの作成や分散避難の推奨、ホテルや旅館等の多様・多数の避難先の確保・周知により、避難対策を推進することとする。

また、町は、避難所管理運営マニュアルに感染症への対応を適宜反映することとする。

（新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症に対応した避難所運営ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ（令和2年6月作成）の主な内容）
① ﾌｪｰｽﾞ0 事前準備
・感染対策を考慮した収容人員の確認
・十分な避難所数の確保
・体調不良者（発熱・咳などの症状者）等を分離した別室の専用ｽﾍﾟｰｽ又は専用避難所の確保
・物資や衛生資材などの必要数の把握及び事前準備
・適切な避難所運営を行うための体制の構築
・住民への事前周知
② ﾌｪｰｽﾞ1 避難
・適切な避難先の提示
・避難情報発令時の留意事項
③ ﾌｪｰｽﾞ2 避難所開設・受入れ・運営
・避難所の開設
・避難所の受入れ
・避難所運営
④ ﾌｪｰｽﾞ3 避難所解消 等

第7款　仮設住宅の建設可能地の把握 ［まちづくり課］

仮設住宅の一戸あたりの規模は、29.7㎡(9坪)を基準とする。

次により仮設住宅の建設可能地を示しているが、一方では教育施設であるので、早く教育現場として機能を復帰させる必要があるため、民間地の使用についても検討する必要がある。

仮設住宅建設可能地は、資料・様式編の「仮設住宅建設可能地一覧」に示す。

第 12 節　備蓄体制等の整備

第1款　基本方針［各機関］

(1) 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。

(2) 町は、住民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の調達についても啓発する。

(3) 町は、住民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における町の最大避難者数を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めるとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。

(4) 県は、広域的な立場から町の備蓄を補完するため、阪神・淡路大震災における最大避難者数(30万人)を基準に、現物備蓄及び流通在庫備蓄により、食料、生活必需物資の供給体制を整備する。

(5) 町は、災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。

(6) 町は、備蓄物資等の調達・輸送に関し、国の物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図るよう努める。また、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、同システムを活用し、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

(7) 町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第2款　食料の備蓄・調達［総務課、財政課、産業経済課］

米、乾パン、粉ミルク、缶詰等非常時に必要な食料(以下「緊急食料」という)の需給動向を把握し、応急調達に関する計画を作成することにより、災害時の緊急食料の円滑な確保を図る。

第1　計画の基礎となる被災人員

救助対象者は、避難所に収容された者、半壊半焼以上の被害を受けた者等、日常生活を営むことが困難な者等とし、救助対象人員は兵庫県の地震被害想定における町の最大避難者数を基準にコミュニティ等の単位に分散させる形で、物資の備蓄に努めるとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努めることとする。

第2　緊急食料の調達の基本方針

各家庭での備蓄と流通在庫の活用を基本とし、住民に対し、緊急食料の準備を呼び掛ける等、次の対策を講ずるものとする。

1　住民の責務

(1) 家庭で3日分程度の非常食料を準備する。

(2) 助け合い運動を推進する。

(3) 共同備蓄を推進する。

2　町

(1) 地域内の緊急食料として調達できる在庫量を調査する。

(2) 地域内の緊急食料の調達及び配分計画を策定する。

(3) 住民の実施する対策を指導する。

(4) 量販店と食料の支援を協定する。

3　住民に対する指導

(1)　助け合い運動の推進を、自主防災組織の一環として指導する。

(2)　非常食の準備として、長期保存可能な食料を3日分程度準備する。

4　目標数量

	住民による備蓄	行　政　に　よ　る　備　蓄	
		町	県
コミュニティ域又は小・中学校レベル	1人3日分 （現物備蓄）	被災者の1日分相当量 （現物備蓄）	
町域レベル		被災者の1日分相当量 （現物又は流通在庫備蓄）	
広域レベル			被災者の1日分相当量 （現物又は流通在庫備蓄）
合　　計	3　日　分	2　日　分	1　日　分

(注)矢印は、不足が生じた場合、カバーする手順を示す。

5　品目

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり、高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある者等のニーズにも配慮する事とする。

ア	炊き出し用米穀、弁当、乾パン、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
イ	即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食・飲料水
ウ	粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

なお、現物備蓄又は、流通在庫備蓄以外に、弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

6　方法

町は、コミュニティ域又は、小、中学校レベル及び町域レベルで被災者2日分(うち1日は現物備蓄)の食料を備蓄する。なお、コミュニティ域又は小、中学校レベルについては、発災後すぐに対応が必要になることから、きめ細かな単位で直接備蓄をするよう努める。

第3　緊急食料の調達及び配分

(1)　町は、被災者へ食料を適正に配分することとする。

(2)　炊き出しは、自主防災組織、日赤奉仕団等と協力のうえ行い、給食センター等を利用する。

(3)　調達する食料は、町内製造業者等の流通在庫から調達するが、不足の場合は、県と協議し、県内外から調達する。

第4　緊急食料の搬送等

町は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

第3款　生活水の確保［上下水道事業所］

第1　町の対策

(1)　水道基幹施設、基幹管路の整備

(2)　応急復旧資材の備蓄

(3)　給水タンク、トラック等応急給水機材を整備する。

(4) 運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。
(5) 住民及び自主防災組織に対し貯水や応急給水について指導を行う。
(6) 町（水道事業者）は、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内市町間や広域における災害を想定した訓練等を実施しその充実を図る。
(7) 町公認業者等との協力体制を確立する。

第2　住民の対策

1　家庭における貯水

(1) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
(2) 貯水する水は、市販ペットボトル・水道水等衛生的な水を用いる。
(3) 貯水に用いる容器は衛生上安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。

第3　自主防災組織等の対策

(1) 応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておく。
(2) 非常時に利用予定の井戸の水質検査を実施して、町の指導のもと利用方法をあらかじめ検討しておく。
(3) ポンプ、水槽、ポリタンク、燃料等応急給水に必要とされる資機材等を整備する。

第4款　生活必需用品等の調達［総務課、財政課、産業経済課］

災害が発生した場合の生活を確保するため、物資等の目標数量を確保できているか定期的に確認し、その確保に努めるとともに平常時から次の措置を行う。

第1　生活必需品等の備蓄・調達

災害時における被服、寝具、その他の生活必需品等非常時に必要な物資の需給動向を把握し、応急調達に関する計画を作成することにより災害応急対策の円滑な実施を図る。

1　緊急物資確保の基本方針

災害発生直後は、輸送手段が極めて制約され、災害応急対策は多岐にわたり、かつ負傷者の救出、自衛隊、医師団等の救助活動要員の輸送等、人命救助活動を優先すべきこと等から、緊急物資の調達配分は相当余儀なくされる。

このため、住民に対し、緊急物資の準備を呼び掛ける等、次の対策を講ずるものとする。

(1) 住民の責務
① 1週間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄及び非常持出品の準備
② 毛布等生活必需品について災害時の助け合いの実施
③ 緊急物資の共同備蓄の推進

(2) 町
① 緊急物資の流通在庫の調査
② 緊急物資の調達及び配分計画の策定
③ 緊急物資の品目、数量、保管場所

過去の災害等を勘案して、特に発災から3日以内に確実に必要になると考えられる品目について、重点的に取組むとともに、災害時要配慮者のきめ細かなニーズにも配慮することとする。町備蓄品は、資料・様式編の「太子町備品一覧表」に示す。

2　住民に対する啓発

(1) 町は、下記の事項の内容について、広報等を通じ啓発する。
① 緊急物資の備蓄

1週間程度の最低生活を維持できる緊急物資の備蓄

② 非常持出品の準備

非常持出品の内容は、その重量、避難の距離により異なるが、日用品等については、概ね次の基準により準備するものとする。

・準備すべきもの

処方薬、お薬手帳、救急用品セット、常備薬等
懐中電灯、携帯ラジオ、携帯電話（充電器含む）、硬貨
衣類、タオル類、ビニール袋、雨具
衛生用品（ティッシュ、石鹸、生理用品、歯磨きセット、マスクなどの感染症対策消耗品等）
軍手、運動靴・スリッパ、ヘルメットや帽子等
非常食、飲料水

・必要により準備すべきもの

燃料、工具、毛布、使い捨てカイロ等

・自主的な判断によるもの

貴重品等

③ 助け合い運動の実施

自主防災組織活動の一環として、地域の実情に応じ啓発する。

(2) 緊急物資共同備蓄の推進

自主防災組織間で非常持出品を中心とする緊急物資を共同備蓄することは、災害直後の生活を確保できるばかりでなく、防災意識の醸成や組織力の向上につながる。

3 緊急物資調達方針

被災住民の7日間程度の最低生活を確保するための物資を調達することを目途に計画する。

なお、8日目以降については逐次輸送条件も改善されるものと見込まれることから、自主調達を中心とし、他市町あるいは県外からの物資の移送に努めるものとする。

4 緊急物資の調達及び配分

調達先等については、第3編第3章第6節「食料・飲料水及び物資の供給」、第3編第3章第2節第4款「医療・助産対策の実施」に定める。

5 緊急物資の搬送等

町は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

第2 衛生物資の備蓄・調達

町は、災害発生直後に避難所において感染症対策に留意した運営を行えるよう、マスク、消毒液等の衛生物資の調達・備蓄に努めることとする。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。

1 品目

あらかじめ、調達・確保することが望ましい衛生物資は次のとおりである。

区分	必要な物資・衛生資材等
感染症対策用	消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク*、ゴム手袋（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル　など
健康管理用	非接触型体温計*　など
運営スタッフ防護用	マスク*、使い捨て手袋、ガウン*、フェイスガード*　など

区分	必要な物資・衛生資材等
避難所運営用	間仕切り*、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド*含む）、受付用パーティション*、換気器具、除菌・滅菌装置*、清掃用具、トイレ関連備品　など

注）＊：県で備蓄する衛生物資

2　方法

町は、コミュニティ域又は小・中学校レベル及び町域レベルで備蓄を行うこととする。

3　衛生物資の調達及び配分

調達先等については、第3編第3章第6節「食料・飲料水及び物資の供給」、第3編第3章第2節第4款「医療・助産対策の実施」に定める。

4　衛生物資の搬送等

町は、物資輸送拠点を設定し、兵庫県トラック協会をはじめ民間物流事業者と連携して、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に物資を輸送できるよう、調整を行う。

第13節　家屋被害認定士制度等の整備

第1款　家屋被害認定士制度の整備［税務課、］

第1　目的

災害対策基本法で町長は、災害発生時に、遅滞なく被害の程度を証明する書面を交付すると定められている。このため今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、町及び県は、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成するとともに、県内における住家被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と住家被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図る。

第2　家屋被害認定士の役割

1 災害時に町長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
2 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
3 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

第3　業務の実施体制の整備

町は、県と協力して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図る。

町は、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第2款　被災宅地危険度判定制度の整備［まちづくり課］

第1　目的

大地震又は豪雨等によって宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の危険度判定を実施する。

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

第2　危険度判定実施体制の整備

県は、兵庫県被災宅地危険度判定実施要綱を定め、必要な判定業務実施マニュアル（以下「実施マニュアル」という。）を策定するとともに、判定士の育成に努める。

町は、県及び県内市町と協力して危険度判定の実施体制の整備に努める。

町は、県と分担して、実施マニュアルに基づき、危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

備蓄品目：判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール、腕章、住宅地図等

第3　実施計画

1 実施主体

(1) 町は、危険度判定を実施する場合は、実施マニュアル第2章（実施本部の業務）に基づき、判定実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

(2) 県は、町から支援要請を受けた場合は、実施マニュアル第3章（支援本部の業務）に基づき、支援本部を設置し、その業務に当たる。

2 対象

地震又は豪雨により被災した宅地を対象とする。

第14節　廃棄物対策の充実

第1　災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、町は、揖龍保健衛生施設事務組合と連携し、あらかじめ仮置場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物処理計画に基づき、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。

また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、町は、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画に基づき、水害ごみの分別については、11分別に努めることとする。

＜計画内容として必須の項目＞

・目的 ・組織・体制 ・災害に備えた資機材の備蓄計画 ・仮置場の配置計画 ・仮置場の運営計画 ・排出ルール（分別）	・ごみ発生量の推計 ・処理計画 ・応援の要請 ・仮設トイレの設置計画・管理計画 ・住民への広報

第2　応援体制の整備

1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

町は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。

この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備する。

協定内容 ① 県が被災市町の要請を受けて調整
② ①に基づき各市町間で相互応援を実施

2 災害時の廃棄物処理に関する応援協定

県の要請・調整により、災害廃棄物処理関連団体が被災市町を応援する仕組みをつくるために、県は平成17年9月以降、順次、災害時の廃棄物処理に関する応援協定を締結している。

協定内容 ① 県が被災市町の要請を受け各団体に要請・調整
② ①に基づき各団体が被災市町を応援

この協定に基づき、町は応援の必要が生じた場合、県に要請を行い、災害時の廃棄物処理の体制を整備する。

3 費用負担

町が応援を受けた場合、応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として町が負担する。

第3　その他

廃棄物処理施設は、大規模災害発生時に電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第15節　災害時要配慮者支援対策の充実

第1　災害時要配慮者支援体制の整備

1 推進組織の整備

町は、災害時要配慮者の担当課を定め、庁内横断で災害時要配慮者を支援する体制を整備することとする。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

2 避難行動要支援者名簿等の整備

町は、災害対策基本法に基づき、在宅で生活し、災害時に地域での支援を要する下記の者を避難行動要支援者とし、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、名簿を作成するにあたり、下記の要件に該当する者を把握するために、関係部局で把握している情報を担当課にて集約するよう努め、要介護状態区分別や障害種別、支援区分別に作成するものとする。

避難行動要支援者名簿等は、定期的に更新するとともに、いかなる事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

対象	要件
介護保険要介護認定者	要介護 3～5
身体障害者	身体障害者手帳 1～2 級（心臓機能障害又はじん臓機能障害にかかるものを除く）
知的障害者	療育手帳A
精神障害者	精神障害者保健福祉手帳 1 級
他の災害時要配慮者のうち、特に支援を要するとして、名簿への登録を希望する者	

3 避難行動要支援者名簿の共有

町は、避難支援等に関わる関係者として、西はりま消防組合太子消防署、自主防災組織、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域支援者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、平常時より避難行動要支援者名簿等を提供する。なお、名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行うものとするが、本人の同意を求めた場合において、本人の不同意の意思が明示されなかったときは、同意を得たもの（推定同意）として取り扱うものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

4 個別避難計画作成をはじめとする地域における支援体制の整備

町は、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、西はりま消防組合太子消防署、消防団、自主防災組織、平常時から避難行動要支援者と接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等の福祉関係者と協力して、避難行動要支援者名簿をもとに、地区のハザード内に居住する者や医療機器等を使用している者等、優先度の高い者から個別避難計画を作成・共有するなどの地域における支援体制の整備に努める。また、人工呼吸器や在宅酸素療法など日常的に医療機器を使用している者等、通常の避難支援では難しい者については、より必要な支援を具体化した「災害時個別マニュアル」を作成し、支援体制の整備に努める。

また、自主防災組織、自治会等の民間団体（以下、「自主防災組織等」という。）は、避難行動要支援者の避難に係る個別の支援計画の策定の協力に取り組む。

なお、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎等の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の適切な管理に努める。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から避難支援等関係者に対する情報提供や避難支援

体制の整備等、必要な配慮を行う。

第2　情報伝達方法の確立や避難誘導

町は、災害時に（高齢者等避難をはじめ）迅速・的確に避難行動要支援者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段（聴覚障害者に対するファクシミリ、インターネット、携帯電話のメール、文字放送、視覚障害者に対する防災行政無線、広報車等）の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障害者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図ることとする。

障害者への情報伝達について、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できないので、その情報伝達に必要な専門技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。また、外国人に対する日常の情報提供等として、外国語による防火防災対策の啓発に努めることとする。

避難支援等関係者は、提供を受けた名簿情報や個別避難計画に基づいて避難支援を行うものとする。なお、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であり、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。

なお、町内で要配慮者の避難先が不足し、県内他市町域に、生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保する必要があると認めるときは、県に報告の上、予測される被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する要配慮者の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて協議する。

第 3　避難所における支援

町は、避難所において、バリアフリー化や障害者向けトイレ、福祉避難室の確保など、災害時要配慮者がすごしやすい環境の確保に努める。また、社会福祉施設等との協定により、災害時に災害時要配慮者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努める。

自主防災組織は、避難行動要支援者名簿等に基づき、避難所等において、避難行動要支援者の安否確認を行い、町、民生委員・児童委員とともに、確認できない避難行動要支援者を救助する手立てを講じる。また、避難した避難行動要支援者のニーズを把握し、避難所等において、避難行動要支援者の支援を行う。

第 4　災害時要配慮者に配慮した食料・物資の調達

町は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの災害時要配慮者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努める。

第 5　社会福祉施設等の整備

町は、社会福祉施設を利用する高齢者や障害者等が、災害時に独力で自らの安全を確保するのは困難であることから、防災設備・資機材等の整備、防災組織や緊急連絡体制の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努めることとする。

町は、高齢者や障害者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、車イスで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備、光、音声等により、視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備に努めることとする。

災害時に避難所となる施設の管理者は、高齢者や障害者等の利用を考慮して、施設のバリアフリー化に努めることとする。

第 6　災害時要配慮者関連施設に係る総合的な災害対策の実施

1　町は、県及び関係機関と十分な連携及び調整を図った上で、災害時要配慮者関連施設に

対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要配慮者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じることとする。

2　土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域が設定された場合は、同区域内の災害時要配慮者関連施設の利用者の円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報を施設管理者等に伝達する体制を整備する。

3　水防法に基づく浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水予報等の伝達体制を強化する。

4　土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の災害時要配慮者関連施設の名称と所在地及び利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するための情報伝達方法等は、ハザードマップ等で住民に周知する。

　災害時要配慮者関連施設の名称と所在地は、資料・様式編の「災害時要配慮者等施設一覧表」に示す。

第 16 節　災害ボランティア活動の支援体制の整備

第1款　災害ボランティア活動の支援体制の整備［社会福祉協議会、社会福祉課］

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランタリー活動における関係機関との役割分担や支援体制の整備について定める。

第1　災害ボランティア活動支援マニュアルの作成

町は兵庫県の「災害ボランティア活動支援指針」等を参考に太子町災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成することとする。

第2　受入体制の整備

町及び県は県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項の内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。

1　ボランティア団体等とのネットワークの構築
2　災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
3　災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

また、町は、太子町地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、その他ボランティア団体等と意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練等の実施に努めることとする。

第3　ボランティア受活動の支援拠点の整備

町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされえるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社、その他ボランティア団体との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、県域、町域単位でボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。

第4　資機材等の確保等

町は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。

また、町は、一輪車、スコップ、じょうれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めることとする。

第 5　感染症の拡大が懸念される状況下における対応

感染症の拡大が懸念される状況下では、町及び県は、感染予防措置を徹底する。ボランティア関係機関に対し感染予防措置の周知徹底を図り、また、県は、災害ボランティアのPCR 検査費用を支援するなど派遣環境を整備する。

第17節　水防対策等の充実

水災による被害の軽減を図るため、洪水、雨水出水及び高潮に係る浸水想定区域の公表等、水防対策について定める。

第1　浸水想定区域の指定・公表等

1 浸水想定区域

国土交通大臣または知事は、水防法に基づく、水位情報周知河川、及び国土交通省令で定める基準に該当する河川について、洪水浸水想定区域の指定を行う。また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、関係市町に通知する。あわせて、知事は、水位周知河川以外の河川についても、総合治水条例に基づき、洪水浸水想定区域の指定を行うとともに、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表し、関係市町に通知する。

2 雨水出水浸水想定区域

知事または町長は、雨水出水により相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した排水施設等について、雨水出水浸水想定区域の指定を行う。

また、指定した浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等を公表するとともに、知事が指定した場合は関係市町に通知する。

第2　浸水想定区域における避難確保措置

町は、洪水、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定があったときは、町地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、特別警戒水位到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所・避難経路等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定める。

また、町は、浸水想定区域内に以下の施設がある場合は、町地域防災計画にこれらの名称及び所在地について定めるとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地等は、資料・様式編の「災害時要配慮者等施設一覧表」に示す。

1　災害時要配慮者が利用する施設（主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

2　大規模工場等（大規模な工場及びその他市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの

浸水区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、町長は同計画を作成するよう指示する。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が報告した計画及び訓練結果について、町長は円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

第3　住民への周知

本町は浸水想定区域をその区域に含むことから、町地域防災計画において定められた洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を住民へ周知する。

また、町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等

にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布する。なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。また、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、水害リスクの分かりやすい提供に努める。

第18節　土砂災害対策の充実

第 1 款　警戒避難体制の整備等［企画政策課、まちづくり課］

町は、県より「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を受けたときは、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。

(1)　情報の収集及び伝達
(2)　土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
(3)　避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

第 2 款　土砂災害による被害を防止するための対策［企画政策課、まちづくり課］

町は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等の恐れがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知する。

町は、土砂災害警戒区域等、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として、令和2年に作成・配布した「太子町防災ハザードマップ（洪水・土砂災害、地震）」等を活用して、土砂災害に係る必要な事項の周知を図るとともに、住民の防災意識の向上を図る。なお、防災ハザードマップでは、土砂災害警戒区域のほか、山地災害危険地区についても示している。

第3款　要配慮者が利用する施設に対する対応［社会福祉課、まちづくり課、高年介護課］

町は、土砂災害警戒区域の指定があったとき、当該警戒区域内に要配慮者が利用する施設があって、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を町地域防災計画に定める。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称、所在地等は、資料・様式編の「災害時要配慮者等施設一覧表」に示す。

また、土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとし、避難確保計画を作成していない施設の所有者又は管理者に対し、町長は同計画を作成するよう指示する。

また、町は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第 4 款　避難マニュアルの作成［企画政策課、まちづくり課］

町は、土砂災害の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難マニュアルの作成に努める。

第19節　重要施設の防災対策

第1　重要施設の登録

町は、病院や災害応急対策に係る機関が保有する施設等について、ライフライン事業者等から円滑な支援を受けられるよう重要施設として登録する。

重要施設の登録は、施設住所、担当者、非常用電源の設置状況、燃料確保先等をあらかじめ収集・整理し、リスト化を行うよう努める。

作成した重要施設リストはライフライン事業者等と共有する。

第2　平時の取組

重要施設の管理者は、平時から、防災に係る組織体制の整備、充実に努めるとともに、発災後72時間の業務継続が可能となる非常用電源の確保等を行う。

また、重要施設以外の施設管理者においても、同様に努める。

第 3 章　住民参加による地域防災力の向上

第1節　防災に関する学習等の充実

第1款　計画の方針［企画政策課］

第1 防災学習の総合的推進

防災関係機関は、一般住民等に対して災害等に関する知識の普及を図るとともに、相互に密接な連携を保ち、単独又は協同して住民に防災知識を普及広報し、常に防災意識の高揚に努める。

第2 防災思想の普及

住民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取組を行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第3 災害教訓の伝承と支援

町は、災害教訓の伝承について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第2款　一般住民等に対する防災知識の普及計画［企画政策課、教育委員会］

一般住民等の防災意識の高揚を図るため、下記防災意識の普及徹底を図る。なお、普及においては、やさしい日本語を活用するなど外国人をはじめとした災害時要配慮者にも配慮しつつ行う。

第1 普及の方法

1　学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育において、防災関係の事項をとりあげるほか、防災訓練または防災関係行事等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

さらに、感染症対策として、手指消毒やマスクの着用、他者との間隔を空ける等、新しい生活様式に照らした指導を行う。

社会教育においては、PTA等の会合等の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

2　広報等による普及

・町広報紙による普及
・印刷物（防災ハザードマップ等）による普及
・ポスター、作文等の募集による普及

第2 普及内容

1　太子町地域防災計画の防災体制等
2　風水害等に関する一般知識
3　過去の被害事例
4　平素の心得

・浸水や崖崩れ等周辺地域における災害危険性の把握
・家屋等の点検
・家族内の連絡体制の確保（「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
・火災予防
・応急救護等の習得
・避難行動への負担感、これまでの経験等のみに照らした危険性の判断、自身は被害にあわないという思い込み（正常性バイアス）の克服とマイ避難カードの作成等により避難

行動に移るタイミング（逃げ時）等をあらかじめ設定しておくことの重要性
・避難の方法（避難路、避難場所の確認、警戒レベルに応じた避難のタイミングや安全な避難路、指定緊急避難場所及び安全が確認された親戚宅・ホテル・自宅等の多様な避難場所、自身の置かれた状況に即した適切な避難行動の選択（立退き避難、屋内安全確保、緊急安全確保）、居住する町内での避難が困難な場合の広域避難等））や必要性（安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと）
・食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも３日間、可能な限り１週間分程度）
・非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
・自動車へのこまめな満タン給油
・自主防災組織の充実
・災害時要配慮者等への配慮
・ボランティア活動への参加
・兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入の必要性
・飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備　　等

５　災害発生時の心得
・場所別、状況別の心得
・出火防止及び初期消火
・自宅周辺地域の被災状況の把握
・救助活動
・インターネット、テレビ、ラジオ等による情報収集
・親戚・知人宅等も含めた多様な避難先の検討
・避難行動上の注意事項
・避難実施時に必要な措置
・避難場所での行動
・避難所等での性暴力・DVなど「暴力は許されない」意識の徹底
・自主防災組織の活動
・諸条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時に取るべき行動
・安否情報の確認のためのシステムの活用
・生活再建に必要な行動（被災家屋の撮影等）　　等

第3　防災意識調査

住民等の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じて実施する。

第3款　職員等に対する防災教育　［企画政策課］

防災業務に従事する職員等に対し、災害時等における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、次により防災教育の普及徹底を図る。

第1　教育の方法

１　講習会、研修会等の実施
２　見学、現地調査等の実施
３　防災活動手引等印刷物の配布

第2　教育の内容

１　太子町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
２　非常参集の方法
３　各関係機関等との連絡体制と情報活動

4　災害の特性、地域の災害リスク
5　過去の主な被害事例
6　防災知識と技術
7　防災関係法令の運用
8　その他、必要な事項

第4款　防災上重要な施設管理者等に対する教育計画［企画政策課］

防災上重要な施設の管理者等に対し、防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、特に出火防止、初期消火及び避難等、災害時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処しうる自主防災体制の強化を図る。

第1　指導方法

1　防火管理者等に対し、技能講習会を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防火体制を強化する。
2　事業所独自、あるいは地域単位での訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
3　防火管理者等の自主的研究会、連絡会等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
4　災害時における出火防止、初期消火及び避難訓練等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

第2　指導の内容

1　太子町地域防災計画及びこれにともなう各機関の防災体制と事業所等の自主防災体制
2　災害の特性及び過去の主な被害事例等
3　危険物施設等の位置、構造及び設備の保安管理
4　パニック防止のための緊急放送等の体制整備
5　出火防止及び初期消火等の災害時における行動体制

第5款　学校における防災教育［企画政策課、教育委員会］

各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童生徒に対する地域の災害リスクに基づいた防災教育を推進する。

第1　学校における防災教育の充実

1　様々な災害から自らの命を守るために、主体的に判断し行動する力を育成
2　助け合いやボランティア精神など共生の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進
3　地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材を活用するなど、「総合的な学習の時間」等での効果的な指導の展開
4　副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通した実践的指導力の向上

第2　学校防災体制の充実

1　「災害対応マニュアル」の見直し
2　地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地域の人々や消防団等関係機関と連携した実践的な訓練等の実施
3　震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修会や訓練の実施

第3　心のケアの充実

1　教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実

2　研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施

3　心のケアを必要とする児童生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

第2節　自主防災体制の整備

第1款　地域住民等の自主防災組織［企画政策課、総務課、生活環境課］

地域における災害の未然防止や拡大防止を図るため、災害発生直後の初期消火、人命救助等が非常に重要であり、行政を中心とした組織的な対応が確立されるまでの初期活動においては、地域住民等による自主防災活動に負うところが大きい。

町は、講習会や防災訓練等の防災行事等を通じ地域住民に対する啓発活動に努め、全町的に自治会等地域コミュニティを中心とした自主防災組織の活性化を図る。

第1　自主防災組織の概要

1　組織

自治会、地域等の組織を活用し、防災担当役員を設け、防災活動を効果的に実施できる組織とする。

2　編成

本部組織として、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班等をおき、必要に応じて小単位の下部組織を置く。

編成上の留意点

(1) 女性や若者の参加と昼夜別々の組織編成の検討
(2) 水防班、がけ崩れの巡視班等地域の実情に応じた対応
(3) 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
(4) 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3　活動内容

(1) 平常時の活動

自治会内における活動として、住民の理解と参加を得たうえで、西はりま消防組合太子消防署、あるいは、民生委員・児童委員活動との連携を図り、次のような活動をする。

①風水害等防災に関する知識の向上
（自治会の広報や集会時に「不測の災害」について考える機会を設ける。）
②防災関係機関・隣接の自主防災組織・自治会等地域団体等との連絡
③地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
④地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
⑤家庭における防火・防災等予防上の措置
⑥地域における情報収集・伝達体制の確認
⑦避難地・医療救護施設の確認
⑧防災資機材の整備、管理
（自治会所有の備品(小型消防ポンプ、消火栓、炊き出し用具・テント等)、個人、事業所所有の資機材(スコップ、ジャッキ、ポリタンク、重機等)、自家用井戸の有無）
⑨防災訓練の実施
⑩災害時要配慮者の把握と見守りネットワーク
⑪地域における「マイ避難カード」作成の普及促進　　等

(2) 災害発生時の活動

地域の警戒、被害状況の把握伝達、出火防止及び初期消火、救出救護等を行う。

①出火防止と初期消火
②負傷者の救助
③地域住民の安否確認
④情報の収集・伝達
⑤避難誘導、避難生活の指導
⑥給食・給水

⑦近隣地域への応援　　等

第2　推進方法

自治会等の代表者に対し、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換し、地域の実情に応じた組織の育成を指導するものとする。また、自主防災組織活動をするうえで、普及啓発等に要する事業に対して公的な補助が必要なものについては、町が援助する。

防災ハザードマップを活用し、土砂災害危険箇所、大雨時に注意する箇所等を適時見直し、町と自治会相互に情報を共有していく。

第3　要配慮者にやさしいまちづくり

乳幼児や高齢者、心身障害者、傷病者、外国人などが、安心して住める町づくりを目指す。

1　要配慮者の身になって、情報システムや避難システムを点検する。
2　自主防災組織が中心になって、地域内やその周辺の要配慮者に対する援助体制を具体的に決めておく。
3　老人や障害者の心理を知り、また、当事者自身にも可能な限り防災に対して理解を得る。

第4　町の取組

町は、自主防災組織育成計画等を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。

1　啓発資料の作成
2　各種講演会、懇談会等の実施
3　情報の提供
4　各コミュニティへの個別指導・助言
5　各コミュニティの訓練、研修会の実施
6　顕彰制度の活用
7　活動拠点施設の整備

第2款　各防災組織相互間の協調［企画政策課］

1 自主防災組織

自主防災組織は、防災機関に協力する。

2 老人会等

老人会などは、自主防災組織に組み込み一体となって活動する。

3 少年消防クラブ・幼年消防クラブ

自主防災組織活動の一環として、日常の火災予防を啓発する。

4 自治会

地域社会の基礎となる総合的な団体である。

5 その他

自主防災組織の活動にあたっては、事務所の防災組織等との連携強化に努めるとともに、女性や若者の地域防災活動への参画の促進やリーダーの育成に努める。

第3款　地区防災計画の策定等［企画政策課］

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町防災会議は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を

受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第3節　消防団の充実強化

第1　消防団の役割

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、町、県、国等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが重要であり、災害発生直後に、地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たすことを踏まえ、消防団の充実強化に関する事項について定める。

第2　消防団充実強化に向けた各主体の取組

1 県は、町の消防団の充実強化の取組を支援する。
2 町は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。
3 住民は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。
4 事業者は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。

第3　充実強化策

町は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進する。

1 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
2 消防団員に対する必要な資格の取得など実践的な教育訓練の実施
3 消防団活動の安全管理マニュアルの策定
4 消防団員の処遇の改善
5 消防団の車両・資機材等の改善
6 消防団の活動拠点施設の整備
7 青年層の団員の加入促進
8 女性消防団員の加入促進
9 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
10 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第4節　企業等の地域防災活動への参画促進

企業等が地域の防災活動で果たすべき役割と内容について定める。

第1　災害時に町内企業が果たす役割

1 生命の安全確保
2 被災従業員への支援
3 二次災害の防止
4 事業の継続
5 地域貢献・地域との共生

第2　企業等の平常時対策

町内の企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努めることとする。（なお、対策の実施にあたっては、事業継続計画の作成だけでなく、被災従業員への支援も含む防災計画を作成することが望ましい。）

> ［事業継続計画］
> 企業が災害等により被災した場合、事業資産の損害を最小限にとどめ、中核となる重要事業の継続あるいは早期復旧を可能にするため、平常時より緊急時における事業継続のための代替などの対策を実施するための計画。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

1 事業継続計画（BCP）の作成
2 防災計画の作成
3 防災組織の育成
4 防災訓練の実施
5 地域の防災訓練への参加
6 防災対策の整備
7 復旧計画の作成
8 各計画の点検・見直し等

また、町は、企業等を地域のコミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや、必要に応じて防災に関するアドバイス等を行うこととする。

第3　事業所の防災組織

町内の企業は防災体制を整備・充実させる。

1 対象施設
(1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、集会所、宿泊施設、学校、病院等）
(2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）

(3) 多数の従業員がいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
(4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2 計画の作成
(1) 予防計画
① 予防管理組織の編成
② 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
③ 消防用設備等の点検整備
(2) 学習訓練計画
① 防災学習
② 防災訓練
(3) 応急対策計画
① 応急活動組織の編成
② 情報の収集伝達
③ 出火防止及び初期消火
④ 避難誘導
⑤ 救出救護

3 防災組織の活動
(1) 平時
① 防災訓練
② 施設及び設備等の訓練整備
③ 従業員等の防災に関する教育の実施
(2) 災害時
① 情報の収集伝達
② 出火防止及び初期消火
③ 避難誘導
④ 救出救護

第5節　住宅再建共済制度の推進

本制度は、阪神・淡路大震災で学んだ、ともに助け合い支え合うことの大切さを将来の災害への備えに生かす仕組みとして、住宅所有者が助け合いの精神に基づき、自然災害被災者の住宅再建を支援する相互扶助の制度として創設したものである。

町は、被災者が自立した生活を再建するためには、その生活の拠点となる住宅の再建が必要であるため、兵庫県住宅再建共済制度の趣旨を踏まえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から住民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入促進に努める。

あわせて、住宅再建をより確かなものとするため、地震保険・他の共済への加入を促進する。

兵庫県住宅再建共済制度については、資料・様式編の「兵庫県住宅再建共済制度の概要」に示す。

第４章　治山・治水対策の推進

第1節　水害の防止施設等の整備

第1款　河川施設の整備［まちづくり課、上下水道事業所］

国・県及び関係機関と協力して溢水被害の防止を図るため、堤防等の河川構造物や下水道施設等の保全に努める。

第1　河川改修

1　林田川（1級河川）

水質環境改善緊急行動計画に基づく、河川浄化事業の推進について、国土交通省に要望していく。

2　大津茂川（2級河川）

河川内に堆積する土砂の凌渫について、兵庫県に対し要望していく。

第2　普通河川及び小排水路

公共下水道で整備しない普通河川及び小排水路の整備については、局部的に排水不良箇所の改修を行う。

第3　低地地域浸水予防

雨水を速やかに河川等に排除して、低地域の浸水を防除するため必要な下水道整備等を行う。

第2款　ため池施設の整備［産業経済課］

第1　現況

本町に所在するため池は、最大の福井大池で貯水量88,000㎥であり、小規模なものがほとんどで施設数も少ない。

現在使用されているため池は33箇所あり、そのうち、ため池が決壊した場合に住宅・農地など周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある特定（農業用）ため池は26か所ある。農村地域の防災減災に備えるべく、適宜、耐震改修を行いながら維持管理を行っている。町に所在するため池の一覧を、資料・様式編の「ため池一覧」に示す。

第2　事業計画

町は決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、被害を与えるおそれのある特定（農業用）ため池について、緊急時の迅速な状況把握や避難行動につなげる対策として、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、ハザードマップの作成・周知等、避難に係る判断に必要な情報を地域住民等に提供するよう努める。

また、ため池の破損・決壊による災害を未然に防ぐため次のように防災体制の整備及び指導を行う。

1　ため池管理者は、監視人を配置する。
2　応急対策資材(土のう、ムシロ、かます、杭等)を準備する。
3　大雨が予想される時は、事前に樋管を抜いて減水する。
4　余水吐の小さな池は危険時に切開し決壊を防ぐ。
5　ため池管理者は、あらかじめ決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に対し、速やかな通報体制を整えておく。

第2節　地盤災害の防止施設の整備

第1款　防災事業計画［まちづくり課、産業経済課］

第1　現況

土砂災害防止法に基づき、兵庫県により「土砂災害防止に関する基礎調査」結果が公表され、土石流危険箇所、急傾斜地の崩壊危険箇所、地すべり危険箇所（町内には無し）が明らかになった。町では、公表結果と自治会からの聞き取りによる危険箇所を掲載した防災ハザードマップを、令和2年に各自治会に配布するとともに注意喚起を行い防災意識の高揚を図った。

また、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を表示した「防災ハザードマップ」を作成し、令和6年に改訂行い、転入者や希望者などには随時配布を行っている。

土砂災害警戒区域の指定状況を資料・様式編の「土砂災害警戒区域」に示す。

1　土石流（山腹が崩壊して生じた土石または渓流の土石等が一体となって流化する自然現象）

本町を流れる河川は、西部のたつの市との境を流れる林田川と、東部の県道石倉太子線に沿って南北に流れる大津茂川がある。

特に、大津茂川水系には、12箇所の土石流危険渓流があり、集中豪雨時には土石流の発生による災害が起こることが予想される

2　急傾斜地崩壊（傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象）

本町は、東に山地にかこまれた地域であり、一部海抜200mを超す部分はあるが、全体として100m級の山地で中世代末期の火山活動によって花崗岩類の基盤に火山岩類が貫入されたものよりなっている。その為、地域的に比較的複雑な地質構成となっており、多彩な岩相を呈している。その結果として、不均質な地質構成に起因する斜面崩壊が数多く見受けられる。豪雨時、地震時には人的被害が起こることが予想される。

第2　事業計画

1　土石流

(1)　警戒避難体制

土石流危険渓流については、発生時期、規模等予想では判断できないので、人的被害防止に重点を置き、普段はもちろんのこと豪雨時等に警戒を強め、災害の発生が予想される場合は、住民を安全な場所に避難させるものとする。

(2)　事業計画

限られた平地及び集落の安全を確保するため、渓流対策として、ダム工、流路工、山腹工を重点に実施するよう関係機関にその推進を促す。

また、兵庫県から公表を受けた「土砂災害防止に関する基礎調査結果（土石流）」の危険箇所について特に留意する。

2　斜面地崩壊

(1)　事業計画

梅雨期、台風期等における山地災害を未然に防止するため山腹崩壊、崩壊土砂流出、地滑り発生危険地区を中心に、治山施設等の点検を行う。

3　がけ崩れ

(1)　警戒体制

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第20条の規定に基づき、急傾斜地崩壊危険区域の警戒体制を定める。

また、兵庫県から公表を受けた「土砂災害防止に関する基礎調査結果（急傾斜地）」の危険箇所について特に留意する。

①　情報の収集及び気象警報等の伝達方法

危険区域内に情報連絡員を定め、災害の発生するおそれがある場合、大雨注意報、洪水注意報、兵庫県及び神戸地方気象台から土砂災害警戒情報が発令、発表された時には、各自治会との連絡を密にし、地域毎の情報収集、気象警報の伝達を図るものとする。

警戒基準（降雨量による基準）

区分	前日までの連続雨量が100 ㎜以上あつた場合	前日までの連続雨量が 40 ㎜～100 ㎜あった場合	前日までに降雨がない場合
第１警戒体制	当日の日雨量が 50 ㎜を超えたとき	当日の日雨量が 80 ㎜を超えたとき	当日の日雨量が 100 ㎜を超えたとき
第２警戒体制	当日の日雨量が、50 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が、80 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が、100 ㎜を超え、時雨量 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき

②　雨量の測定は、太子町役場設置の雨量計にて行い、警戒体制に入ってからの測定間隔は30分とする。

③　第1警戒体制においては、危険区域の警戒、巡視及び住民に対する広報を実施する。

④　第2警戒体制においては、住民に対して、必要に応じ災害対策基本法第56条に規定する警告、同法第59条に規定する事前措置、同法第60条に規定する避難の指示の処置を実施するものとする。

(2)　避難体制

危険箇所に対する安全措置が不完全である間、その住民に対する避難措置の確立が最も必要である。

町は、崖崩れ災害の発生するおそれがある場合、あるいは、危険が切迫した場合に、迅

速、かつ適切な避難指示、又は伝達方法等の確立に努めるものとする。

また、避難、立ち退きの万全を図るため、令和2年に配布した防災ハザードマップにより、避難場所経路及び心得をあらかじめ危険区域住民に徹底させておくものとする。

さらに、各自治会との連絡体制を確認するとともに、自主防災組織による避難時の危険箇所への通行禁止、避難者の集合情報の確認を行うものとする。

第2款　土地改良施設の整備［産業経済課］

災害に強い農村を創るため、防災機能を持つ農地・農業用施設の整備を図る。

第3款　宅地造成等の規制［まちづくり課］

町は県とともに、造成された宅地について、必要に応じ、たつの警察署・消防機関の協力を得て、梅雨及び台風期に備えた宅地防災パトロールを実施し、災害のおそれのある宅地については関係者に対し防災措置を指導するなど必要な措置を行う。

大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ（兵庫県作成・公開）を宅地防災パトロールの点検箇所の選定に活用するとともに、マップの周知により町民の防災意識の向上を図る。

第4款　災害危険区域対策の実施［まちづくり課］

1　災害危険区域の指定

県は、災害の危険の著しいと認められる地域について、町と協議の上、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」により、災害危険区域の追加指定を行う。

2　災害危険区域内の規制

県は、災害危険区域内での住宅、寄宿舎、下宿、老人福祉施設及び有料老人ホームの用に供する建築物の建築を、原則として禁止するとともに、その他居室を有する建築物の建築は、原則として鉄筋コンクリート造その他堅固な構造、方法等によるものでなければならない等の規制を行い、災害の防止を図る。

第3節　災害に強い森づくりの推進等

森林の防災面での機能強化を早期・確実に進める「災害に強い森づくり」を推進する。

第1　緊急防災林整備

町、森林組合等は、スギ・ヒノキ人工林が大半を占める危険渓流域の森林や、急傾斜等で山地災害防止機能の高度発揮が求められる森林で、概ね60年生以下のスギ・ヒノキ林を対象に間伐木を利用した土留工の設置など森林整備を実施する。

また、県は、スギ・ヒノキ人工林が大半を占め、土石流や流木災害が発生する恐れのある危険渓流を対象に、渓流沿いの危険木の除去や災害緩衝林整備、簡易流木止め施設の設置等を実施する。

第2　里山防災林整備

県は、倒木や崩壊の危険性が高く、住民の生命に影響を及ぼすおそれのある集落裏山の山腹崩壊危険箇所において、危険木伐採などの森林整備と併せて簡易防災施設を設置し、土砂災害の抑制を図る。

第3　針葉樹林と広葉樹林の混交整備

町、森林組合等は、スギ・ヒノキ等の高齢人工林の部分伐採を促進し、広葉樹等を植栽することにより、樹種、林齢が異なり、水土保全能力が高く、公益的機能を発揮する森林を整備する。

第4　住民参画型森林整備

町は、地域住民やボランティア等による自発的な集落周辺裏山の森林整備や簡易防災施設整備等に必要な機材費及び危険木等の伐採に係る森林組合等への委託費の支援を実施する。

第5章　堅牢でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節　防災基盤・施設等の整備

「災害時に強い安心安全なまちづくり」を進めるため重点的に実施する必要のある防災基盤の整備の推進について定める。

第1　対象事業

次のような施設・設備であって、地方公共団体が単独事業として行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業であることとする。

区　分	事　業　例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、西はりま消防組合に整備される施設、防火情報通信施設等
消防広域化対策事業	町の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設　等
緊急消防援助隊施設整備事業	緊急消防援助隊の編成に必要な車両・資機材等 ※消防組織法第 45 条第2項の規定により総務大臣が策定する「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づき整備される緊急消防援助隊の編成に必要な施設の整備が対象

第2　財政措置

本事業には、緊急防災・減災事業債又は防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

第2節　都市の防災構造の強化

第1款　都市防災化の基本方針［企画政策課］

近年の町は、都市活動が活発化になり、複雑化するにつれ、災害による被害もまた大規模化傾向のおそれがある。

当町を災害に強い町にしていくには、都市構造そのものの防災性を高め、都市の不燃化を進めていくことが基本である。

従って、市街地の不燃空間の確保と住環境の改善をめざして、従来にまして地域住民の参加や民間活力の活用を図り、地域特性に応じた多面的な手法による市街地整備の施策を着実に推進していく必要がある。また、計画的な土地利用の規制、誘導を行い、建築物の不燃化を促進するなど、災害に強い町をつくるための効果的な施策の展開を図っていかなければならない。

町においても、学校等公共施設の防災機能の強化を図る。

都市防災化計画
- 都市計画
- 市街地の再開発
- オープンスペースの確保
- 道路・橋梁の整備
- 避難場所・避難道路

第2款　防災空間の整備、拡大［まちづくり課、企画政策課］

第1　防災拠点の整備

1　広域防災拠点

広域防災拠点は、県が西播磨地域のブロック拠点として西播磨広域防災拠点（播磨科学公園都市）を整備し、その他拠点として赤穂海浜公園を設定しており、食料や資機材の備蓄、広域からの救護・応援要員並びに緊急物資・復旧物資の集積拠点として機能する。

災害時には、これら広域防災拠点と連携して救援活動を行う。

2　地域防災拠点

地域防災拠点は、災害対策本部及び各避難所と連動した情報の収集及び伝達、管理とともに、食料、飲料水、資機材の備蓄並びに広域からの非常用物資の集配や救護の拠点機能を有する。

地域防災拠点として、今後も太子町総合公園の整備を行う。

第2　オープンスペースの確保

公園、緑地、農地等のオープンスペースは、避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動、物資集積等の拠点としても利用することができ、極めて重要かつ多様な役割を果たすものである。

このため、公園・緑地の整備、農地の保全等のオープンスペースの確保を図る。

公園等の現況

公園種別		公園名	面積 ha	整備時期
基幹公園	街区公園	斑鳩寺公園	0.64	整備済
		宮本公園	0.25	整備済
		吉福公園	0.09	整備済
	近隣公園	きたやま公園	2.80	整備済
		太田公園	1.93	整備済
		太子山公園	2.80	整備済
	総合公園	太子町総合公園	21.40	一部整備済
墓園		墓地公園	2.40	整備済
都市緑地		上太田自然公園	0.94	一部整備済

第3款　市街地の整備 ［まちづくり課］

第1　計画的な土地利用

町の都市計画に関する基本的な方針である都市計画マスタープランに基づいて、長期的な視野に立った秩序ある土地利用及び市街地の形成を進める。

用途地域(令和2年3月31日)

	用途地域	面積(ha)
市街化区域	第1種低層住宅専用地域	55
	第1種中高層住宅専用地域	202
	第2種中高層住宅専用地域	29
	第1種住居地域	58
	第2種住居地域	24
	準住居地域	19
	近隣商業地域	10
	工業地域	25
	計	422
市街化調整区域		1,839
合計		2,261

第2　面的な整備事業の推進

1　都市機能の再生や災害に強いまちづくりを図るため、住民の理解と協力を得ながら、面的な地域の環境改善や防災性の向上に努める。

2　既成市街地及びその周辺のスプロール化を防止し、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備し、秩序ある市街地形成を図り、都市の防災化を進める。

3　県、町は、老朽化マンション建替促進事業を推進することにより、管理不全等による外壁等の剥落などが生じるおそれのあるマンション（要除却認定マンションに限る）を減らし、都市環境の改善を図ることとする。

第3　開発行為許可制度等

1　開発行為の許可制度を補完するため「太子町開発指導要綱及び同技術指導基準」に基づき、道路、排水、給水施設、消防施設等の整備や安全上必要な措置をするほか、公園緑地等の提供を指導し、健全な市街地の形成を行う。

2　開発許可制度の適用を受けない一定規模未満の宅地開発(ミニ開発)の規制は、建築基準法第42条第1項第5号の道路位置指定の制度によっている。建築行為における道の指導を

行うにあたり、開発許可制度との密接な関連性を考慮しながら、小規模の宅地化に対しても、優良な造成が図られる指導をし、スプロール化防止と密集地の解消等災害の防止を図る。

第4款　防災施設の整備方針［企画政策課］

生命の安全を確保することを第一の目的とした広域避難地、避難路、防災公園等の防災施設の整備事業及びこれに密接に関連する市街地開発事業、水害対策事業等の防災対策事業に関する計画を作成し、計画的な実施を図る。

第1　広域避難地

広域避難地は、大規模な災害の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震に伴い発生する市街地大火から避難者の生命、身体を保護するために必要な規模及び構造を有することとする。

1 周辺の市街地大火のふく射熱から避難者の生命、身体の安全が確保できるよう概ね10ha以上の空地を有することを目標とする。
2 有効避難面積については、避難者1人当たり2㎡以上を確保することとする。ただし、地域の実状によりこれによりがたい場合においては、避難者1人当たりに必要な面積を1㎡以上とすることができることとする。
3 災害時の高齢者・子ども等の歩行限界距離等を考慮して、避難圏域の各地点から避難の予定された広域避難地までの歩行距離は、概ね2km以内とする。
4 避難地は、公園、緑地、広場その他公共空地を原則とし、内部に設けられる平時の利用施設は、災害時に避難地としての機能を損なわないよう、その構造、用途及び配置等に配慮するほか、学校、公民館等の公共施設については、災害時に地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮して、施設の耐震耐火性の向上を図る。
5 大地震火災時に多数の人々が避難することを考慮して消防用水利及び消防資機材置場等の施設、食料備蓄施設等の防災上必要な施設を設け、広域避難地としての機能及び救援復旧活動の拠点としての機能を確保する。

第2　避難路

避難路は、避難地又はそれに相当する安全な場所へ通じる道路、緑地又は緑道とし、避難者の迅速かつ安全な避難行動を確保するために必要な構造を有することとする。

1 避難路は、災害時の消防活動及び避難者の受けるふく射熱等を考慮して、幅員15m以上とする。ただし、歩行者専用道路、自転車歩行者専用道路、緑地又は緑道にあっては、10m以上とすることができることとする。
2 避難路は、複数の避難経路が確保できるよう、網目状に構成するものとし、避難圏域内の各地点から避難路までの距離が概ね500m以内となるように配置する。
3 避難路の沿道には、必要に応じ消防水利その他避難者の安全を確保するために必要な整備を配置する。また、道路の占有物件については、避難の障害とならないよう十分に配慮する。

第3　避難地・避難路周辺の耐震不燃化等

市街地大火のふく射熱等に対する安全性を向上させるため、避難地・避難路周辺の建築物の耐震不燃化を図る。また、避難の障害となる落下物に対し、避難行動の安全を確保するため、必要な措置を講じる。

第4　避難地・避難路の周知

町は、避難活動が円滑かつ的確に行われるよう、平時から避難計画を策定しておくほか、避難誘導標識及び避難地等の案内板の設置、防災ハザードマップの配布や広報活動、訓練等

を通じて避難地・避難路の周知徹底を図る。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

第3節　交通関係施設の整備

第1款　道路施設の整備［まちづくり課］

第1　道路の整備

1　道路ネットワークの整備

住民の日常生活の面で重要な役割を担っているが、更に、災害時においては、住民の避難路や防災機関の活動等の動脈として欠くことのできない都市施設であり、災害時における円滑な交通を確保するため道路ネットワークの形成を図り整備する。

(1)　町域内の主要道路のネットワークを形成する幹線道路の整備を推進する。

(2)　国道、県道の広域幹線道路は、国・県等に要望し、整備の推進を図る。

(3)　幹線道路は、避難路や緊急輸送路の機能がある道路として重点的に整備する。

(4)　災害時の避難路及び避難活動や緊急輸送等に支障をきたす道路の狭隘部は、拡幅整備による改良を図る。

2　道路の排水対策

降雨又は溢水による道路面の流失防止や、法面の浸食、崩壊を防止するため、側溝横断水路等道路の排水施設を充実するとともに、道路を良好な状態に保つため平素から点検補修や清掃等の維持管理に努める。

3　落石防止対策

落石等の道路災害の発生を防止するため、危険箇所に落石防止のための落石防止棚や法面保護等を整備する。

4　道路の冠水、埋没時の措置

(1)　低地部の道路冠水

たつの警察署及び国、県道の道路管理者と協力し、速やかに通行止めの措置をとる。

(2)　土砂崩れ等による道路の埋没や陥没

バリケード等による通行止めや立入禁止の措置をとるとともに崩土処分や仮土留工等を施し、道路機能の速やかな復旧を図る。

第2　橋りょうの整備

橋りょうについても、道路の一部として道路と一体となって都市防災上、大きな役割を担っている。

老朽化の橋りょうは、架替え、補修等によって整備を図る。

第2款　ヘリポート対策［企画政策課］

県は、地理的、社会的要件を勘案のうえ、各市町にヘリコプター臨時離着陸場適地を指定する。

町は、町役場・地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等について検討を行い、太子町地域防災計画に記載する。

また、町は、負傷者の迅速な搬送の場合は、避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議する。

第4節　ライフライン関係施設の整備

第1款　電力施設の整備等［関西電力送配電㈱］

電力について、風水害による事故を未然に防止し、また、発生した被害を早期に復旧するための対策について定める。

第1　関係機関との相互連携協力体制の構築

関西電力送配電㈱は、災害の発生に備え、関係機関との相互連携協力体制を構築するため、次の事項を実施する。

1 自治体との協調

平常時には防災会議等への参画、最低年1回の連絡窓口等の相互確認を実施し、また、災害時には対策組織が自治体の災害対策本部等と緊密な連携を保ち、この計画が円滑かつ適切に行われるよう努める。

(1) 町防災会議等への参画

町防災会議等には、委員及び幹事を推薦し参加させる。また、地域防災計画の作成や被害想定の検討等に関し、必要な資料または情報の提供、意見の陳述その他必要な協力を求められた場合は、これに協力する。

(2) 災害対策本部等との協調

この計画が、円滑かつ適切に行われるよう、要請に応じて、対策組織要員を派遣し災害に関する情報の提供及び収集、災害応急対策及び災害復旧対策に関し協調をとる。

2 防災関係機関との協調

3 他電力会社等との協調

4 地域貢献

5 迅速な復旧活動に係る相互連携強化策

第2　電力設備の災害予防措置に関する事項

1 水害対策

(1) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する.

(2) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は基本的にかさあげを行うが、かさあげ困難なものは、防水耐水構造化、または防水壁等を組合せて対処する。

2 風害対策

各設備とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

3 塩害対策

塩害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

(1) 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

(2) 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処するとともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

(3) 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

4 雪害対策

雪害の著しい地域は次のような諸対策を実施する。

(1) 送電設備

鉄塔にはオフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力・架空地線には線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は系統切替により災害の防止または拡大防止に努める。

(2) 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバー取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(3) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

5 雷害対策

(1) 送電設備

架空地線、避雷装置及びアークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の容断防止のため、アーマロッドの取付等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(2) 変電設備

耐雷しゃへい及び避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(3) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

6 地盤沈下対策

地盤沈下地帯及び将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来の沈下量は既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

7 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

第3 防災業務施設及び設備等の整備

1 通信連絡施設及び設備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備（通信事業者からの提供回線も含む）の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

(1) 無線伝送設備
(2) 有線伝送設備
(3) 交換設備
(4) IPネットワーク回線

(5) 通信用電源設備

2 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、社内の一斉連絡・安否確認システムを用いて確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設及び設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

3 非常用電源設備

復旧拠点となる事業所については、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

第4 復旧用資機材等の確保及び整備

1 復旧用資機材の確保

平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

2 復旧用資機材等の輸送

平常時から復旧用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

3 復旧用資機材等の整備点検

平常時から復旧用資機材の数量把握及び整備点検を行う。

4 復旧用資機材等の広域運営

平常時から復旧用資機材の保有を効率的行う。災害発生時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、広域機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と復旧用資機材の相互融通体制を整えておく。

5 食料・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

平常時から食料・医療・医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

6 復旧用資機材等の仮置場の確保

災害発生時に、仮置場の借用交渉を行うことは難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

第5 電気事故の防止に関する事項

1 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

2 広報活動

災害による断線、電柱の倒壊・折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、住民に対し広報活動を行う。

第6 防災訓練・防災教育に関する事項

1 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

2 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事掲載等の方法により従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に勤める。

第 7　安定的な電力供給に向けた連携

町、関西電力送配電㈱は、倒木等により送配電網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた相互の連携の強化に努める。

第2款　ガス施設の整備等［大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱、(一社)兵庫県LPガス協会］

町は、一部区域が都市ガス（大阪ガス）の供給エリアで、その他の区域はLPガス供給エリアとなっている。

第1　都市ガス施設の防災対策［大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱］

1　防災システムの強化

(1)　保安通信設備

①　本社を中心にして、データ伝送、指令電話、移動無線は、全て無線化しており、本社、製造所、地区導管本部、供給所、高圧ステーション間は、ループ化された無線通信回線で運用している。

②　無線通信網をより強固にするため、通信システムの多重化を実施する。また、ポータブル衛星通信設備を6箇所配置している。

③　万全を期するためバックアップ設備の設置を計画し、常時、都市ガスの供給状態を把握し、保安体制をコントロール可能にすることとする。

(2)　災害応急復旧用無線電話

災害応急復旧用無線電話を本社を含めて各府県の事業所に設置し、有線不通時にも社内の通信連絡、各地域の災害対策機関との通信を確保する。

2　防災体制の整備

(1)　要員の確保

被害状況に応じて社員及び協力会社作業員を必要な作業工程毎に効率的に編成動員するため、職能別に要員を把握するとともに、定期的に見直しを行う。

(2)　教育訓練

災害発生時の非常体制の確立、情報収集、緊急措置、他機関との協力体制、復旧手順等について必要な教育を定期的に行うとともに、年1回全社規模での訓練を実施する。

3　巡回点検計画の立案と実施

風水害対策計画として、あらかじめ風水害の発生が予想される際に巡回点検する主要供給路線、橋りょう架管及び受水のおそれがある地下マンホール内の整圧器等を定めておく。

第2　LPガスの安全対策［(一社)兵庫県LPガス協会］

(一社)兵庫県LPガス協会は、次の内容によりLPガス施設の防災体制の整備等を推進する。

1　防災システムの強化

(1)　集中監視システムの導入

電話回線によって24時間消費先のガス漏れを監視する集中監視システムの導入を進める。

また、このシステムを、震度情報の収集、福祉の緊急通報システム（救急コール）にも活用する。

(2)　安全機器の取付促進

消費に係る安全機器（マイコンメーター、ヒューズコック、ガス漏れ警報器）の普及率は、ほぼ100％に達している。

また、災害時にLPガス容器の流出及びガス漏洩を防ぐ放出防止型高圧ホースの普及に努める。

(3) 地域防災事業所の設置

県下を12ブロックに分け、それぞれのブロックに、充填所、LPガススタンド、容器検査所で組織した防災事業所を設置し、24時間即応体制が整備されている。

各防災事業所には、緊急点検用の資機材並びに緊急対応のための単車及び自転車を配備するほか、無線、災害時優先電話等が整備されている。

2 防災体制の整備

(1) 要員の確保

被害状況に応じて防災事業所の社員が出動し、地域の保安を確保する体制が整備されている。

(2) 中核充填所の設置

大規模災害時に特定の地域にLPガスの供給が不足する事態にも安定的にLPガスの供給を確保できるよう、県下12箇所に中核充填所（改正石油備蓄法第14条第1項により指定）を設置する。

(3) 相互協力体制の確立

近畿各府県LPガス協会等との相互支援協定により大規模災害時の相互支援体制を整備している。

(4) 防災訓練等の実施と参加

①各防災事業所にあっては、適時、風水害等を想定した防災訓練を実施することとする。
②ブロックごとに、適時、風水害等を想定したブロック総合防災訓練を実施することとする。
③県等が実施する防災訓練に積極的に参加することとする。

3 災害防止のための普及・啓発活動の実施

(1) 年間を通じ、県下各地でLPガス使用家庭の主婦を対象とした消費者安全教室を開催し、災害時における緊急対策の周知を図る。

(2) 兵庫県内で一定の被害が想定される場合、及び緊急対策放送が必要な場合等に、「災害時におけるLPガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を（株）ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にLPガスの対応について周知を図る。

(3) 各防災事業所は、消費者に対し、災害時におけるLPガスの緊急対応について周知を図る。

(4) 兵庫県並びに県下の市区町村に対し、大規模な災害発生時に都市部でのガス供給がストップした場合に備える。

第3款　電気通信施設の整備等　［西日本電信電話㈱兵庫支店、㈱NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱］

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

第1　西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱の取組

西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱各社は、連携を図りながら、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

1 災害対策用機材の整備・点検

(1) 通信途絶用無線網の整備

(2) 有線不通時における内閣府中央防災無線による国等防災関係機関との通信確保

(3) 災害対策用機器の整備・充実
(4) 復旧機材の備蓄

2 防災訓練の実施

(1) 災害発生に備え、災害対策機器の取扱方法の熟知、情報連絡体制の充実、防災意識高揚を図るため、年間を通じて防災訓練等を計画的に実施するとともに、町が主催する防災訓練に積極的に参加することとする。

(2) 演習の種類

①災害対策情報伝達演習
②災害対策演習
③大規模災害を想定した復旧対策演習

(3) 演習の方法

①広域規模における復旧シミュレーション
②事業所単位での、参集・情報伝達演習
③各級防災機関における総合防災訓練への参加

3 安定的な電気通信に向けた連携強化

県、西日本電信電話㈱は、倒木等により電気通信網や道路啓開等に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の強化に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、町との協力に努める。

第2　KDDI㈱の取組

1 防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

(1) 本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
(2) 総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。
(3) 各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

2 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うこととする。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置する。

3 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

(1) 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
(2) 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

4 災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備することとする。

5 災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第

25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、現在に則して適宜実施するものとする。

6　社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

7　社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食料等の特別支給、交通規制の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

8　防災に関する教育、訓練

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

(2) 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、災害対策本部等の設置、非常召集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害応急復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

(3) 訓練に実施に当たっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

第3　ソフトバンク㈱の取組

ソフトバンク㈱は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

1　電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施することとする。

(1) 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとることとする。

(2) 伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施することとする。

2　自主保安体制の構築

(1) 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立することとする。

(2) 非常時体制の編成と連絡網

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一に備えることとする。

(3) 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材及び予備品などを確保することとする。

3　防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及

び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練することとする。

第4　楽天モバイル㈱の取組

楽天モバイル㈱は、次の内容により電気通信施設の整備等を推進することとする。

1　関係機関との連絡調整

災害対策を円滑に実施するために、電気通信事業者として、災害発生時に円滑な対応が図られるよう、平素から社外関係機関と密接な連携を行う。

(1) 本社における対応

ア　総務省、内閣府およびその他関係政府機関ならびに関係機関と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ　災害時には国に設置される災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

ウ　円滑な災害復旧、重要通信の確保等を図るため、地域の統括・調整機能を発揮する。

(2) 地域における対応

ア　当該区域を管轄する関係機関、地方公共団体と防災業務計画に関し連絡調整を図る。

イ　平常時には当該地方公共団体の防災会議等と、また災害時には当該地方公共団体の各災害対策本部等と緊密な連携を保ち、防災業務計画の円滑・適切な遂行に努める。

2　通信設備等の高信頼化

電気通信設備等の防災設計を行い、災害が発生した場合においても通信を確保するために、主要な伝送路を多ルート構成またはリング構成とする等、通信網の整備を行う。

3　重要通信の確保

災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信の疎通を図り、重要通信を確保する。

4　災害対策用機器および車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、災害を迅速に復旧するために保管場所を定め、通信機器、運搬用車両その他災害対策用機器等を配備する。

5　防災に関する教育、訓練

災害の発生、または発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施する。

また、防災業務を円滑かつ迅速に実施するため、災害予報・警報の伝達、通信疎通確保および、災害対策用機器の操作等の防災訓練を実施する。

第4款　水道施設の整備等［上下水道事業所］

風水害等による断・減水をできるだけ少なくするため、重要施設について被災を最小限に留めるための計画を立て、施設の改良計画にあわせて計画的に整備を進める。

第1　保守点検

水道施設については、巡回点検、予備施設の整備、地盤不良箇所の調査を実施する。

第2　断水対策

1　西播磨水道企業団・県との協定により、緊急時の弾力な応急給水を可能にする。

2　系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急性遮断弁の設置）による被害区域の限定化を図る。

第3　図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

第4　系統間の相互連絡

導水管路・送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

また、町周辺の水道事業体間等においても、協定を締結し、幹線の広域的な相互連絡や広域情報ネットワークの整備を行う。

第5　相互応援体制等の整備

県内の各市町及び各水道事業体において、締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等必要な事項の協議及び調整を行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

公益社団法人日本水道協会等を中心に人員派遣、資機材の調達等に関する相互応援体制の整備を推進する。

また、町上・下水道公認業者に対し、対応できる体制づくりを指導する。

第6　災害時用の資機材の整備

水道事業者は、必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

第7　教育訓練及び平時の広報

水道事業者は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から、次の事項を中心とした教育訓練等を実施する。

1 職員に対する教育及び訓練

教育

防災体制・災害救助措置などに関する総合的かつ計画的な研修会・講習会の開催

訓練

動員・行動計画に基づく訓練

2 住民に対する平時の広報及び訓練

広報

事前対策及び災害対策、飲料水の確保、給水方法の周知徹底、水質についての注意

訓練

給水訓練等

第5款　下水道施設の整備等［上下水道事業所］

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備とそれに関連する防災対策を進める。

第1　現況

本町から流出する雨水は、一級河川林田川・同水系の播洞川及び二級河川大津茂川に流れ込んでいる。雨水対策については、昭和51年の台風17号に伴う集中豪雨により多大な水害が発生したが、これにより昭和53年度から雨水幹線の整備を行っており、浸水を防除する上で大きな役割を果たしている。

また、汚水については、3市1町による揖保川流域下水道関連公共下水道として昭和63年

度からの整備が平成17年末で完了した。

第2　基本計画

本町の公共下水道計画では行政面積2，261haに対し1，506haを計画区域とし、雨水・汚水の分流式下水道により整備を行っている。

第3　地区別現況及び計画

雨水渠により雨水は、集水され最寄りの河川又は姫路市内の水路に自然流下により排水する。

・林田川排水区(雨水幹線1本)

林田川に自然流下する幹線は、概ね整備済である。

・播洞川排水区(雨水幹線6本)

姫路市内の播洞川に自然流下する幹線で市街化区域から流出する6号幹線系については、概ね整備済みである。

他の幹線については、計画的に整備する。

・大津茂川右岸排水区(雨水幹線16本)

上流に位置するたつの市の雨水を受け、町内を通過し直接大津茂川へ自然流下する幹線及び姫路市内を経由し大津茂川へ自然流下する幹線に分別される。

直接大津茂川に流れ込む第一排水区の幹線は概ね整備済みであるが第三排水区において既存水路の一部で改修が必要な箇所については計画的に整備する。

・大津茂川左岸排水区(雨水幹線2本)

大津茂川に自然流下する雨水幹線は、概ね既存水路であるが、改修が必要な箇所については、計画的に整備する。

・隅田都市下水路(都市下水幹線3本)

第二幹線は概ね整備済みであるが、第一幹線及び第三幹線は既存水路であるため計画的に整備する。

また、汚水の整備拡大とともに雨水幹線に編入する。

第4　下水道施設の機能保持

下水道施設管理者は、災害発生時においても下水道の機能を保持することができるよう、重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。

第5　下水道施設の保守点検

下水道施設管理者は、下水道施設の風水害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の状況を把握しておくとともに、平常時の巡視及び点検を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

第6　相互応援体制等の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。

また、町上・下水道公認業者に対し、対応できる体制づくりを指導する。

第7　災害時用の資機材の確保

下水道施設管理者は、緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散して

おく。

第8 教育訓練並びに平時の広報

下水道施設管理者は、災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災部局と連携して、平時から教育訓練等を実施する。

第6章　調査研究体制の強化

第1節　気象観測体制の整備

県内における気象観測施設等について定める。

第1　神戸地方気象台

神戸地方気象台のほか、県内各地に雨量観測施設（6箇所）や地域気象観測所〔五要素（気温、雨量、風向・風速、日照時間、積雪の深さ）2箇所、五要素（気温、雨量、風向・風速、相対湿度、積雪の深さ）1箇所、四要素（気温、雨量、風向・風速、日照）12 箇所、三要素（気温、雨量、風向・風速）1箇所〕及び3箇所（姫路、洲本、豊岡）の特別地域気象観測所〔観測種目：気圧（現地・海面）、気温、蒸気圧、露点温度、相対湿度、風向、風速、降水量、日照時間、視程、降雪の深さ※、積雪の深さ※、現在天気、大気現象〕を設置し、観測を行っている。

※特別地域気象観測所で降雪の深さ、積雪の深さを観測しているのは、豊岡のみ。

第2　近畿地方整備局

河川・砂防・道路管理上必要な範囲で、テレメータ等気象観測施設を整備し、観測を行っている。

第3　県

雨量計194箇所、風向・風速計13箇所（漁港含む）、検潮器15箇所（漁港含む）、水位局157箇所などを整備し、観測を行っている。

「兵庫県地域防災計画」より

第2節　風水害等に関する調査研究の推進

風水害等の未然防止と被害の軽減等に向けた調査研究の推進について定める。

第1 調査研究体制の整備

防災関係機関は、この災害現象を科学的に分析、検討しうる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図ることとする。

第2 防災に関する資料の収集及び分析

防災関係機関は、防災研究の基礎となる過去の災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、適切な項目に分類整理し、必要により活用できるよう努めることとする。

第3 調査研究事項

1 災害想定
2 本県災害の特質と最近の傾向
3 危険地区の実態把握と被害想定
4 災害情報の収集伝達に関する総合的システム
5 地球温暖化が風水害等に与える影響

第4 研究成果の活用

防災関係機関は、風水害等に関する研究成果等を十分活用し、災害対策が合理的かつ効果的に実施できるよう努めることとする。

「兵庫県地域防災計画」より

第7章　危険物等の事故の予防対策の推進

第1節　危険物の保安対策の実施

危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱いする施設（以下、「危険物製造所等」という。）及び防災関係機関の予防対策について定める。

第1　危険物製造所等

1　危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下、「所有者等」という。）は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。

2　危険物製造所等の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。

3　危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。

(1)　自主保安体制の確立

防災訓練、保安教育等を実施し、防災意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

また、施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のための必要な措置の検討や、応急対策に係る計画の作成等の実施に努める。

(2)　事業所相互の協力体制の確立

危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあっては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

(3)　住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

第2　県、町、西はりま消防組合の保安対策

1　県、町、西はりま消防組合は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行う。

2　県、町、西はりま消防組合は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施する。

(1)　危険物施設の把握と防災計画の策定

関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。

(2)　監督指導の強化

関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。

(3)　消防体制の強化

町、西はりま消防組合は必要に応じ、事業所ごとの防災計画等を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進する。

(4)　防災教育

関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

第2節　その他の危険物等の保安対策

第1　高圧ガス施設の保安対策

1　高圧ガス関係事業所は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

2　高圧ガス関係事業所は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。また、従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図るとともに、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

3　町は、高圧ガス施設の災害予防対策の実施について自主保安体制の確立に努めるよう関係機関に指導を促す。

第2　火薬類施設の保安対策

1　火薬類関係事業所は、火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

2　火薬類関係事業所は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

3　火薬類関係事業所は、従業員に対し定期的及び施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。また、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

4　町は、火薬類施設の災害予防対策の実施について、自主保安体制の確立に努めるよう関係機関に指導を促す。

第3　毒物・劇物施設の予防対策

1　台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物・劇物取扱事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

2　町は、毒物・劇物施設の災害予防対策の実施について自主保安体制の確立に努めるよう関係機関に指導を促す。

第3節　原子力災害等の予防対策

第1　基本方針

1 対象とする災害（「対象原子力災害等」という。）

・原子力施設における事故等
・放射性物質の輸送中の事故
・放射性物質取扱施設における事故等
・放射性物質の不法廃棄等

2 被害の想定

(1) 原子力施設における事故等

県内に原子力施設は立地しておらず、周辺の施設も県境から離れているため、原子力災害対策重点区域は兵庫県内に存在しないが、不測の事態にも対処できるよう、予期されない事態によって原子力施設の格納容器等の大規模な損壊に至る事態を仮定して本計画を作成する。

＊兵庫県内において飲食物の摂取制限、屋内退避等の緊急防護措置を講ずる必要が生じる規模を想定する。

(2) 放射性物質の輸送の事故

交通事故等により放射線が容器外に漏れ、原子力緊急事態に至る場合を想定する。

(3) 放射性物質の取扱施設の事故

放射性物質取扱施設における事故により施設敷地外まで放射性物質あるいは放射線が放出される事態を想定する。

(4) 放射性物質の不法廃棄等

管理区域外での放射性物質の発見、故意の廃棄・まきちらし等を想定する。

3 国が行う対策

(1) 事業者に対する安全規制を徹底し、事業所等の安全性の確保に努める。
(2) 関係法令の規定に基づき、予防対策の実施のために必要な措置を講ずる。
(3) 法令による権限を適切に行使するほか、法令の規定による事業者の予防対策が円滑に行われるよう、事業者に対し、指導し、助言し、その他適切な措置をとる。

4 原子力事業者が行う対策

(1) 法令の規定に基づき、事業所等の安全性の確保に万全を期す。
(2) 法令の規定に基づき、対象原子力災害等の発生の防止に関し万全の措置を講ずる。

5 県が行う対策

対象原子力災害等への備えは、原子炉等規制法、放射性同位元素等規制法等の関係法令に基づき、国及び事業者において万全を期すべきものであるが、発生時の事態の重大性に鑑み、国及び事業者の役割を明確にしつつ、県においても災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための備えを平時から行うこととし、その内容を明示する。

(1) 原子力施設の事故により県域において避難・一時移転が必要となる可能性は小さいことから、基本的に自然災害に備えて整備した防災体制や防災施設・設備の有効活用を図る。
(2) 兵庫県には原子力災害対策重点区域が存在せず、関西全体で見ても原子力災害対策の人材・防災資機材は福井県に偏在している状況にあることから、人材及び防災資機材の確保等については、国、指定公共機関、原子力事業者等との連携による対応を図る。
(3) 福島第一原発事故の際、関西においても食品やがれきの放射線が問題となったことから、

放射線測定等について、安全確認のための一定の体制を確保する。

(4) 放射性物質の輸送中の事故や放射性物質取扱施設における災害に備え、対策要員用資機材の整備を図る。

(5) 災害発生に備えた県民に対する情報提供、原子力災害に関する知識の普及啓発を明示する。

第2 組織体制の整備

県は、対象原子力災害発生時の初動体制に万全を期し、特に緊急的に必要な災害対策要員等の確保に努める。

町は、町域における防災対策の推進のため、平時から、町防災会議をはじめ、防災にかかる組織体制の整備、充実に努める。

第3 研修・訓練の実施

1 研修の実施

町及び県は、対象原子力災害等の対策業務に携わる者の充実・育成を図るため、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる事項について研修を実施する。なお、研修の実施方法として、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用する。

(1) 対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること
(2) 対象原子力災害等の内容とその特性に関すること
(3) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
(4) モニタリング実施方法及び放射線測定機器に関すること
(5) 防災対策上の諸設備に関すること
(6) 緊急時に県、国、原子力事業者等が講ずる対策の内容に関すること
(7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
(8) 避難退域時検査、原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること
(9) その他緊急時の対応に関すること

2 防災訓練への取り入れ

町及び県は、対象原子力災害等に係る訓練を、防災訓練の一項目として取り入れるよう努める。また、国及び近隣府県が企画・実施する訓練に、必要に応じて参加する。

第4 情報の収集・連絡体制の整備

町は、県との連絡調整窓口を設置し、平常時から原子力防災に関する情報の交換に努める。

第5 災害広報体制の整備

1 広報体制の整備

町は、対象原子力災害等の発生時に、県に協力して的確な情報提供ができるよう、必要な体制を整備する。

【情報提供項目】

(1) 原子力施設の状況（緊急事態区分）
(2) 放射性物質の放出状況
(3) 県内の放射線量の変化
(4) とるべき防護措置の内容

2 災害時要配慮者等への情報伝達

町は、災害時要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

第6　モニタリング等体制の整備

1 モニタリングによる監視の実施等

県は、人や環境への放射線の影響を把握するため、国が策定する環境放射能水準調査実施計画書に基づき、平常時から環境放射線のモニタリングを実施する。また、防護対策の基準となる空間放射線量率については、モニタリングポストにより常時監視する。

原子力施設等で放射線の放出を伴う事故等が発生したときは、県は、国の指示に基づき、環境放射線のモニタリングの強化を行う。

2 飲料水の検査体制の整備

町及び県、水道事業者、水道用水供給事業者は、飲料水のモニタリングが実施できる体制を整備する。

3 関係機関との協力体制の整備

町は、国、原子力事業者、県、西はりま消防組合、立地県等と緊急時のモニタリングに関し、平常時から緊密な連携を図り、協力体制を整備する。

第7　防護措置にかかる体制の整備

1 情報収集・伝達体制の整備

町及び県は、防護措置の必要性を判断するための情報を迅速に収集し、必要に応じて防護措置の指示を住民等に伝達する体制を整備する。

2 活動用資機材の整備

町及び県、県警、西はりま消防組合は、それぞれの役割に応じて、対象原子力災害等の応急対策に従事する者等が使用する資機材を整備する。

3 避難所の指定

町は、避難所を指定し、その施設、設備の整備に努めるとともに、運営体制の整備を図る。その内容は、太子町地域防災計画（風水害対策計画）第2編第2章第11節「避難対策の充実」による。

4 災害時要配慮者避難支援体制の整備

町は、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要配慮者の防護措置について、迅速かつ的確に実施するための体制を整備することとする。その内容は、太子町地域防災計画（風水害対策計画）第2編第2章第15節「災害時要配慮者支援対策の充実」による。

5 汚染検査、避難退域時検査の体制整備

県、町、県警、西はりま消防組合は、放射能汚染の発生に備え、汚染検査、避難退域時検査のための資機材の整備に努める。

6 安定ヨウ素剤

UPZ外では、屋内退避や飲食物の摂取制限等の防護措置によって、ヨウ素を含む放射性物質の内部被ばく、外部被ばくの影響を低減できるため、県において安定ヨウ素剤の備蓄は行わない。

災害発生時、原子力規制委員会が安定ヨウ素剤の配布及び服用の必要性があると判断した場合、県は、関係機関と連携し、円滑に配布及び服用できるよう努める。

7 教育機関等における体制の整備

町及び県は、児童生徒及び教職員等の安全確保に万全を期するため、地域の実情等を踏まえ、教育機関等ごとに対応マニュアル等を作成するよう指導する。

第8　県外からの避難の受入れ体制の整備

1 想定される広域避難

関西電力株式会社高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所で、住民等に影響を及ぼす事故・故障により、放射性物質の広域拡散や地震等との複合災害等が発生し、関西広域

連合を通じて綾部市から要請を受けた場合、本町は、綾部市からの広域避難を受け入れることとなっている。

2 情報連絡体制の整備

町及び県は、県外からの避難者の受入を迅速かつ円滑に行うことができるよう、避難元府県・避難元市町と連絡先を交換する。

また、町は、随時、避難元市町から、避難元市町の基礎的情報の提供を受け、情報の共有を行う。

3 広域避難の受入体制の整備

⑴組織体制

県及び町は、広域避難を受入れるための組織体制をあらかじめ定めておく。

⑵避難所の指定

町は、広域避難の受入れが可能な避難所をあらかじめ指定する。

⑶車両一時保管場所の選定

県及び町は、避難所に車両の保管場所を確保できない場合には、円滑に車両一時保管場所が設置できるよう、あらかじめ候補地の選定を行うよう努める。

⑷必要物資の把握、配布手順の確認

町は、避難元市町からの情報を踏まえ、各避難所における食料、飲料水及び生活必需品の必要数を把握しておき、速やかに必要な物資を発注できる体制を整備しておく。

また、町は、一般災害での対応に準じて、食料、飲料水及び生活必需品の配布について、あらかじめ手順を定めておく。

第9 原子力防災に関する知識の普及啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平常時から原子力災害や放射線等に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び町は、次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

また、教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

1 放射性物質及び放射線の特殊性に関すること
2 原子力災害とその特殊性に関すること
3 県、町及び原子力事業者が講ずる対策の内容に関すること
4 緊急時に町民等がとるべき行動及び留意事項等に関すること

第 8 章　大規模事故災害予防計画

この計画では、大規模事故災害とは、次の場合を指す。

(1) 町内において、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等が発生した場合 （航空災害）

(2) 町内において、鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が発生した場合 （鉄道災害）

(3) 町内において、道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故等により多数の死傷者等が発生した場合等　（道路災害等）

第1節　大規模事故災害に関する法令

第1 航空関係の国内法体系

航空に関する法体系としては、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定めるとともに、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営の確保について定めた航空法（昭和27年7月15日法231号）をはじめとした①航空法関係、②空港関係、③製造事業関係、④条約関係、⑤行政組織関係、⑥その他の6分野に区分される。

第2 鉄道関係の国内法体系

鉄道に関する法体系としては、鉄道事業者の運営を適正かつ合理的なものとすることを定めた鉄道事業法（昭和61年12月４日法92号）をはじめとした①鉄道事業関係、②鉄道整備関係、③行政組織関係、④その他の4分野に区分される。

第3 道路関係の国内法体系

交通安全対策基本法（昭和45年6月１日法律第110号）は、交通の安全に関し、国、地方公共団体、車両・船舶の運転者及び航空機乗組員等の責務を定めている。基本的には、道路の設置者等、車両等の使用者及び車両の運転者等の交通安全を確保するため必要な措置が求められている。

第2節　法令に基づく各機関の予防対策に関する責務

交通安全対策基本法（昭和45年6月１日法律第110号）は、交通の安全に関し、国、地方公共団体、車両・船舶の運転者及び航空機乗組員等の責務を定めている。基本的には、以下のとおり、道路の設置者等、車両等の使用者及び車両の運転者等の交通安全を確保するため必要な措置が求められている。

交通安全対策基本法における各機関の予防対策に関する責務

責任主体	責　務
国	国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することにかんがみ、陸上交通、海上交通及び航空交通の安全に関する総合的な施策を策定するとともに、これを実施する責務を有する。（第3条）
地方公共団体	住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施策に準じて施策を講じるとともに、当該区域の実状に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。（第4条）
道路等の設置者等	道路、鉄道、軌道、港湾施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理する者は、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。（第5条）
車両等の製造事業者	車両、船舶又は航空機の製造事業者は、製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。（第6条）
車両の運転者等	車両を運転する者は、法令の定めるところにより始業点検等を行うとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、車両の安全な運転に努めなければならない。（第8条第1項） 航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設・機能の障害の報告等を行うとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。（第8条第3項）
歩行者の責務	道路を通行するに当たっては、法令を励行するとともに陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。（第9条）
住民の責務	国及び地方自治体が実施する交通の安全に関する施策に協力する等、交通・安全に寄与するよう努めなければならない。（第 10 条）

第3節　交通の安全性の確保

第1　道路交通の安全のための情報の充実

1 道路管理者の対策

町は、神戸地方気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、神戸地方気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図ることとする。

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ることとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ることとする。

2 危険物の輸送に係る対策

県及び西はりま消防組合等は、危険物の輸送時の大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実等を図るため、イエローカード（危険有害物質の性状、処理剤及びその調達先等事故の際必要な情報を記載した緊急連絡カード）の携行について、関係法令の遵守、乗務員教育の実施等とともに荷主及び危険物運送事業者への指導に努めることとする。

また、危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏えい等が発生した場合に、安全かつ迅速に事故処理等を行うため、危険物データベース及び危険物に対応することの可能な装備資機材の整備を図ることとする。

なお、総務省消防庁においては、災害時に化学物質の名称が特定できる場合はもちろん、「におい、色、形あるいは一部の文字」などからでも物質を特定し、必要な情報（化学物質の性状、対応要領等）を災害活動現場に迅速かつ効果的に提供できるよう「危険物災害等情報支援システム」を構築しているので、その活用を図ることとする。

3 交通安全の普及啓発

県、たつの警察署、町等は、相互に連携をして、広く町民の交通安全の普及・啓発に努めるため、「ストップ・ザ・交通事故」県民運動等を推進することとする。

第2　安全な運行の確保

1 道路施設等の整備等－道路管理者の対策

(1) 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めることとする。

(2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ることとする。

(3) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施することとする。

(4) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めることとする。

2 安全運転の啓発

町は、たつの警察署等と連携して、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努めることとする。また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を支援することとする。

第 3 編　災害応急対策計画

第1章　基本方針

災害応急対策計画は、次の内容を記載する。

章・節	主な記載内容	主な担当班
第 2 章　迅速な災害応急活動体制の確立		
第 1 節　組織の設置	防災体制の判断基準、災害対策（警戒）本部の設置、災害対策本部の組織と事務分掌、災害対策本部の標識等、複合災害発生時の体制	統括班
第 2 節　動員の実施	配備指令の伝達（勤務時間内・外）、防災体制下の職員の行動（参集時、参集直後）	統括班
第 3 節　情報の収集・伝達	気象予警報と警戒レベル、避難指示等の判断材料となる情報の収集（水害、土砂災害）、気象情報等の伝達、災害情報の収集・報告、通信手段の確保・活用、被災者支援のための情報の収集・活用	統括班、広報班、総務班、環境班、町民支援班、調査班、各機関
第 4 節　防災関係機関等との連携促進	自衛隊への派遣要請等、他の地方公共団体や防災関係民間団体等に対する応援要請、町外の被災地に対する応援	統括班、総務班、各機関
第 5 節　災害救助法の適用	適用基準と手続き、救助の種類・内容、救助の実施	統括班
第 3 章　円滑な災害応急活動の展開		
第 1 節　施設の水害応急対策	道路・橋梁、河川・水路、護岸・砂防施設、下水道、上水道、ため池の水害応急対策	産業経済班、まちづくり班、水道班、下水道班
第 2 節　救助・救急、医療対策の実施	消火・水防活動の実施、人命救出活動の実施、救急医療の提供、医療・助産対策の実施（医療救護活動、負傷者の搬送、医療、救護資機材の調達など）	保健班、統括班、環境班、消防班、消防団
第 3 節　交通・輸送対策の実施	交通の確保対策（交通規制等による陸上交通の確保、障害物の除去）、緊急輸送対策の実施、ヘリコプターの運航	まちづくり班、総務班、統括班、環境班
第 4 節　避難対策の実施	避難の指示等と避難の実施、避難所の開設・運営等（管理運営の配慮事項、保健・衛生対策など）、広域避難・広域一時滞在	統括班、学校教育班、福祉班、環境班、消防団
第 5 節　住宅の確保	実施体制（家屋被害調査等）、応急仮設住宅の建設（仮設住宅建設、住宅応急修理、民間賃貸住宅の借上げなど）、土石等障害物の除去と倒壊家屋の解体・撤去	まちづくり班、調査班、水道班、下水道班
第 6 節　食料・飲料水及び物資の供給	食料の調達・供給（配分）、応急給水の実施、生活必需品の調達・供給	福祉班、保健班、産業経済班、総務班、学校教育班、水道班、下水道班
第 7 節　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施	保健衛生活動（精神医療、健康対策、食品衛生活動等）、感染症対策、行方不明者の捜索・遺体の安置・火葬等の実施	保健班、福祉班、環境班、町民支援班
第 8 節　生活救援対策の実施	総合相談窓口の設置、罹災証明書の発行、弔慰金等の支給及び資金貸付、災害時要配慮者への支援	福祉班、保健班、統括班、調査班、環境班、各機関
第 9 節　災害時要配慮者支援対策の実施	災害時要援護者に対する迅速、的確な対応のための実施体制と情報提供、安否確認・救助・避難誘導、生活支援、住まい支援などの支援策	統括班、町民支援班、保健班、福祉班、産業経済班、まちづくり班、学校教育班
第 10 節　愛玩動物の収容対策の実施	災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等	環境班

章・節	主な記載内容	主な担当班
第 11 節　災害情報の提供と相談活動の実施	災害広報の実施、各種相談の実施、災害放送の要請	統括班、広報班、町民支援班
第 12 節　廃棄物対策の実施	災害により発生したガレキ対策、ごみ処理対策、し尿処理対策の実施	環境班、水道班、下水道班、まちづくり班
第 13 節　環境対策の実施	災害による有害物質の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策（直後の対応、応急対策）	環境班
第 14 節　災害ボランティアの派遣・受入れ及び労働力の確保	災害ボランティアセンターの設置等ボランティアの要請と受入、労働力の確保	総務班、福祉班
第 15 節　鉄道・バス施設における応急対策の実施	鉄道における防災体制と旅客等の案内・避難誘導、バス施設における災害時応急対策	西日本旅客鉄道㈱、神姫バス㈱
第 16 節　ライフラインの応急対策の実施	電力、ガス（都市ガス、LP ガス）、電気通信、水道、下水道、工業用水道の確保（災害応急対策と復旧対策）	まちづくり班、産業経済班、関西電力送配電㈱、大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱、（一社）兵庫県LPガス協会、西日本電信電話㈱兵庫支店、㈱NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱、水道班、下水道班
第 17 節　教育対策の実施	事前対策、学校園施設の応急措置、応急教育の実施、奨学等に関する措置、学校園給食に関する措置、教育施設の応急復旧対策、学校の防災機能の強化	学校教育班
第 18 節　警備対策の実施	災害警備、交通規制	まちづくり班、統括班、たつの警察署
第 19 節　農林水産関係対策の実施	家畜防疫対策、飼料確保対策、作物の応急対策、流通対策	産業経済班
第 20 節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の指針	土砂災害、道路、河川、ため池、森林防災、農地・農業施設、宅地防災など二次災害防止対策	まちづくり班、産業経済班
第 4 章　その他の災害の応急対策の推進		
第 1 節　大規模火災の応急対策の推進	大規模火災における消火活動、応援協定等の運用などの応急対策、町の消防計画	統括班、消防班、消防団
第 2 節　危険物等の事故の応急対策の推進	危険物（石油等）事故、高圧ガス事故、火薬類事故、毒物・劇物事故の応急対策の実施、原子力災害等の応急対策の実施（対応方針、応急活動）	環境班、統括班、保健班、福祉班、産業経済班、まちづくり班
第 3 節　大規模事故災害対策計画	各機関の応急対策の概要、災害応急活動（情報の収集・伝達、動員及び組織の設置、救援・救護活動など）	統括班、まちづくり班、総務班、保健班、消防班、消防団員、西日本旅客鉄道㈱
第 4 節　突発重大事案の応急対策の推進	突発重大事案とは、突発重大事故の認定、現地災害対策本部の設置と機能、突発重大事案における警察活動	統括班

第2章　迅速な災害応急活動体制の確立

第1節　組織の設置

災害に警戒が必要な場合の町の防災体制は、大きく3つの段階に区分できる。第1段階は消防防災担当課が主に気象情報を収集する「準備体制（連絡員待機、警戒待機）」、第2段階は初期に必要となる要配慮者支援などにあたる「災害警戒本部体制（1号配備）」、第3段階はすべての対策部が応急対策活動にあたる「災害対策本部体制（2号、3号配備）」である。本節では災害が発生、またはそのおそれがある場合に町が整える防災体制について定める。

第1款　防災体制の判断基準［統括班］

防災体制は下表の基準とその他の気象情報から、町長が総合的に判断し決定する。
ただし、状況により配備体制と異なる職員配備や避難情報等を発令することもある。

防災体制の判断基準

気象情報		体制	配備体制	判断基準	配備人員	主な行動
警報等	警戒レベル					
注意報～警報	レベル2～3 （各種警報発令が予測される時、又は各種警報発令時）	—	連絡員待機	1.暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたとき、又は雨量や河川水位の情報を収集する必要があると防災担当課長が認めるとき	企画政策課：班体制（3 名程度） 総務課、生活環境課（各 1 名程度）	・電話対応 ・FAX 受取連絡 ・情報収集 ・各種調整（職員配備、消防団員調整）
			警戒待機	1.暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、雨量や河川水位の情報を収集する必要があると防災担当部長が認めるとき	企画政策課：班体制（3 名程度） 総務課、生活環境課：各 2 名程度 まちづくり課、産業経済課、上下水道事業所：各 3 名程度	・河川道路監視・巡視 ・土のう・バリカ等設置 ・避難所開設調整
警報（小規模被害） 水防指令1号又は2号発令	レベル3 （高齢者等避難の発令を検討・避難場所の開設を検討）	災害警戒本部	第1号配備	1.暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、小規模の被害が生じる恐れがあるとき。 2.氾濫注意水位（レベル2水位）に到達し、避難判断水位（レベル3水位）の到達が見込まれる場合 3.風水害等により小規模の災害が生じたとき	各部次長以下全職員の概ね2割以内（各部次長及び各課長、企画政策課・総務課・生活環境課・まちづくり課・産業経済課・上下水道事業所）を配備	・高齢者等避難の発令調整 ・一部の避難所の開設調整・準備
警報（中規模被害） 県下数土木事務所に水防指令3号が発令	レベル3～4 （高齢者等避難の発令及び避難場所の開設また、避難指示の発令検討）	災害対策本部	第2号配備	1.暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表され、中規模の被害が生じる恐れがあるとき。 2.避難判断水位（レベル3水位）に到達し、氾濫危険水位（レベル4水位）の到達が見込まれる場合＝林田川・大津茂川氾濫警戒情報（洪水警報）発令が予想される場合 3.風水害等により中規模の被害が生じたとき	町長以下各所属の概ね 5 割以内の人員を配備	・高齢者等避難の発令 ・一部の避難所の開設・運営 ・避難指示の発令調整

気象情報		体制	配備体制	判断基準	配備人員	主な行動
警報等	警戒レベル					
警報（大規模被害）	レベル4～5（避難指示の発令）	災害対策本部	第3号配備	1.暴風警報、大雨警報、洪水警報、土砂災害警戒情報のいずれかが発表され、大規模の被害が生じる恐れがあるとき。 2.氾濫危険水位（レベル4水位）に到達時＝林田川・大津茂川氾濫警戒情報（洪水警報）発令時 3.風水害等により大規模の被害が生じたとき	原則として所属職員全員を配備	・避難指示の発令 ・全ての避難所の開設調整・準備・運営
注意報～解除	レベル2～0	通常体制	解除	1.水防団待機水位を下回り、今後上昇する恐れがないとき、又はそれが予想されるとき 2.暴風警報・大雨警報・洪水警報が解除されたとき	段階的に減員	・避難所の閉鎖 ・災害対策本部の廃止

第2款　災害対策（警戒）本部の設置［統括班］

災害予防及び災害応急対策を実施する必要があると町長が認めるときは、災害対策基本法第 23 条及び太子町災害対策本部条例（昭和 38 年条例 15 号）に基づき、太子町災害対策本部を設置する。なお、災害対策本部が設置される前で、気象予警報や河川水位、「大雨警報（土砂災害） の危険度分布」などによって災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、災害警戒本部（災害対策本部を準用）を設けて対処するものとする。

第1　設置場所

災害対策本部は太子町役場行政棟3階災害対策室に置く。なお、災害対策本部を設置したときは、所在を明確にするため「太子町災害対策本部」の掲示を行う。ただし、役場庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、保健福祉会館を活用することとする。

第2　設置、廃止の基準

災害対策本部は、前1款の防災体制の判断基準により町長が設置する。なお、廃止する時期は、災害応急対策が概ね完了したとき、または本部長が前1款の防災体制の判断基準をもとに災害発生のおそれが解消したと認めるときとする。

第3　設置及び廃止の公表

災害対策本部を設置し、または廃止したときは、直ちに防災関係機関と住民にその旨を公表する。

第4　本部長の職務代理者

町長が登庁できない場合、もしくは登庁に時間を要する場合は、登庁した者の中から次の順位で職務代理者を決め、災害応急対策にあたる。

第1順位：副町長　第2順位：総務部長

第3款　災害対策本部の組織と事務分掌［統括班］

災害対策本部の組織と事務分掌は、それぞれ次のとおりとする。なお、本部長が応急対策に要すると判断する場合は、必要な人材を本部員に加えることができる。

(別表 1)

組 織 図

災害対策本部

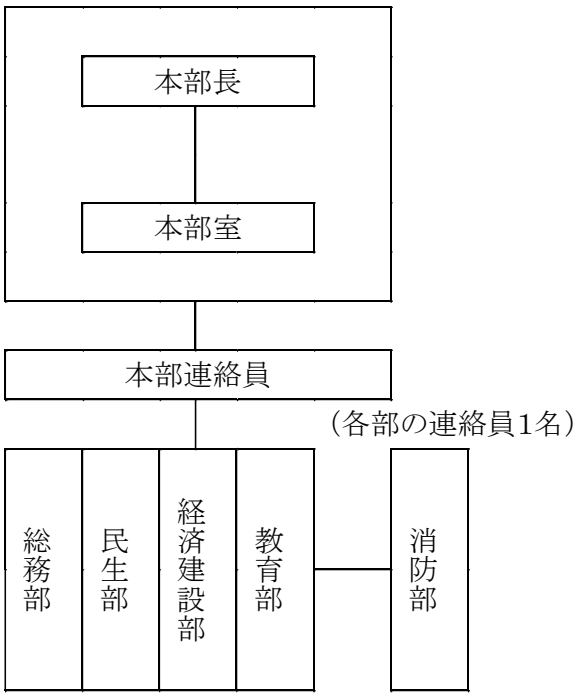

本部会議

災害対策本部長	町長
災害対策副本部長	副町長
	教育長
災害対策本部員	総務部長
	生活福祉部長
	経済建設部長
	教育次長
	課長
消防機関	太子消防署長
	消防団長

(別表 2)　　本部室・各部の事務分掌

本部長(町長)　　副本部長(副町長、教育長)

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
本部室	総務部長	統括班	企画政策課長	企画政策課職員	1　本部の設置及び閉鎖に関すること。 2　本部会議、本部連絡員会議に関すること。 3　配備体制その他本部命令の伝達に関すること。 4　地震・気象情報・洪水予報・水防警報の受信及び伝達に関すること。 5　災害情報の受信及び応急対策の指示に関すること。 6　被害状況及び災害応急対策実施状況のとりまとめに関すること。 7　水防本部及び水防活動に関すること 8　県、自衛隊その他防災関係機関への連絡調整並びに要請に関すること。 9　防災会議に関すること。 10　被災証明に関すること。 11　物資の輸送に関すること。 12　その他災害応急対策全般の調整に関すること。 13　受援に関すること。
総務部		議会班	議会事務局長	議会事務局職員	1　議員への情報提供、議員からの照会等への対応に関すること。 2　部内の庶務に関すること。 3　議員の安否確認及び被災状況の把握に関すること。 4　議会の災害対策会議との連絡に関すること。
		広報班	総務課長	総務課職員 企画政策課職員	1　報道機関との連絡に関すること。 2　災害広報活動の企画実施に関すること。 3　被災状況等の記録保存に関すること。 4　災害に関する町民の相談、照会に関すること。 5　見舞い等の来庁者の接遇に関すること。 6　社会秩序の保全、人権侵害の防止に関すること。

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
総務部	総務部長	総務班	総務課長	総務課職員 財政課職員	1　本部室の援助及び協力に関すること。 2　職員の動員に関すること。 3　罹災職員の調査に関すること。 4　職員の健康管理、心のケアに関すること。 5　本部職員、応急対策要員の給食、被服に関すること。 6　他の地方公共団体の職員要請及び身分取扱いに関すること。 7　自衛隊員の受入体制の整備等に関すること。 8　自主防災組織、婦人会等公共団体との連絡及び出動要請に関すること。 9　災害対策要員の確保又は雇用に関すること。 10　庁舎内外の管理及び保全に関すること。 11　情報通信システムの確保に関すること。 12　災害用公用車の配車及び運営に関すること。 13　燃料の確保に関すること。 14　町有財産の被害調査及び応急対策等に関すること。 15　災害対策用資材、救助用物資の調達及び契約に関すること。 16　災害に関する予算措置に関すること。 17　その他、他の部に属さないこと。
		調査班	税務課長	税務課職員	1　罹災に係る宅地建物の被害調査及び被害認定に関すること。 2　罹災証明に関すること。 3　災害に係る町税の減免又は徴収猶予に関すること。 4　他部の応援、協力に関すること。
民生部	生活福祉部長	町民支援班・出納班	町民課長・会計課長	町民課職員 会計課職員 議会事務局職員	1　災害関係経費支出の審査及び支払いに関すること。（会計課） 2　見舞金・義援金等の収入に関すること。（会計課） 3　他部の応援、協力に関すること。 4　町民からの電話の問い合わせに関すること。 5　町民からの情報の整理及び処理に関すること。 6　避難所外避難者への生活支援に関すること。（町民課） 7　行方不明者の捜索の受付に関すること。（町民課） 8　戸籍、住民票などの取扱いに関すること。（町民課） 9　災害に係る国民健康保険税の減免又は徴収猶予に関すること。（町民課） 10　遺体の安置・火葬等に関すること。（町民課）

(別表 2)　　本部室・各部の事務分掌

本部長(町長)　　副本部長(副町長、教育長)

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
民生部	生活福祉部長	保健班	さわやか健康課長	さわやか健康課職員	1　救護所の設置に関すること。 2　医療班の編成等医療助産に関すること。 3　医療品・衛生材料の確保、斡旋に関すること。 4　医療機器等の確保に関すること。 5　防疫班の設置等防疫に関すること。 6　被災者の健康管理、心のケアに関すること。 7　食品衛生管理に関すること。 8　助産及び乳幼児の救護に関すること。 9　負傷者の収容及び搬送に関すること。 10　遺体の安置・火葬等に関すること。
		福祉班	社会福祉課長	社会福祉課職員 高年介護課職員 社会福祉協議会職員	1　日赤活動との連絡調整及び協調に関すること。 2　災害ボランティアの活動に関すること。 3　所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 4　所管施設の利用者の安全確保、安否確認に関すること。 5　要配慮者の対策に関すること。 6　避難所及び福祉避難所の開設及び運営に関すること。 7　義援金の受理及び管理に関すること。 8　被災者生活再建支援法に関すること。 9　障害福祉サービス等、利用者負担額の減免に関すること。 10　遺体の安置・火葬等に関すること。
		環境班	生活環境課長	生活環境課職員	1　災害廃棄物(し尿含む)の収集運搬及び処分に係る委託業者の確保及び調整に関すること。 2　消防団員の出動体制の確立と出動指令及び作業状況の把握に関すること。 3　遺体の安置・火葬等に関すること。 4　清掃その他環境衛生の保持に関すること。 5　公害の防止に関すること。 6　所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 7　動物保護対策に関すること。

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
経済建設部	経済建設部長	産業経済班	産業経済課長	産業経済課職員	1　食料、生活必需品等の調達に関すること。 2　義援物資の受入れ、保管、仕分けに関すること。 3　農作物・畜産物・林産物等の被害調査及び応急対策に関すること。 4　所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 5　ため池と農業用水路等の危険箇所の点検査察と災害予防措置及び管理に関すること。 6　商工関係の被害調査に関すること。 7　中小企業者に対する災害融資に関すること。 8　観光施設災害の応急対策に関すること。 9　農林商工団体との連絡に関すること。 10　雇用対策に関すること 11　家畜伝染病の予防及び防疫に関すること
		まちづくり班	まちづくり課長	まちづくり課職員	1　障害物の除去に関すること。 2　道路・橋梁及び河川等の危険箇所の点検査察と被害調査及び応急対策に関すること。 3　応急対策に要する土木機械器具及び資材の調達に関すること。 4　国道、県道の被害調査及び関係機関との連絡、応急対策に関すること。 5　緊急輸送道路の確保に関すること。 6　交通規制等の交通応急対策に関すること。 7　開発行為地に係る応急対策の指導及び被害調査に関すること。 8　災害区域内における住宅の応急修理に関すること。 9　応急仮設住宅の建設に関すること。 10　災害公営住宅の被害調査及び応急対策に関すること。 11　公園等の避難地の安全確保に関すること。 12　所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 13　住宅再建支援に関すること。 14　被災建築物応急危険度判定実施に関すること。 15　被災宅地応急危険度判定実施に関すること。

(別表 2)　　本部室・各部の事務分掌

本部長(町長)　　副本部長(副町長、教育長)

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
経済建設部	経済建設部長	下水道班	上下水道事業所長	上下水道事業所職員	1　下水道施設の点検査察と被害調査及び応急対策に関すること。 2　仮設トイレの設置及び管理に関すること。 3　ライフラインの復旧状況の把握に関すること。 4　部内の庶務に関すること。
		水道班	上下水道事業所長	上下水道事業所職員	1　上水道施設の点検査察と被害調査及び応急対策に関すること。 2　緊急用飲料水の確保及び供給に関すること。 3　給水槽の設置、給水車の運行に関すること。 4　共同仮設水道栓の設置に関すること。
教育部	教育次長	学校教育班	管理課長	教育委員会職員（小中学校、給食センター含む）	1　学校施設等を避難地、避難所として開設し、運営すること。 2　教職員との連携に関すること。 3　所管施設の利用者の安全確保、安否確認に関すること。 4　所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 5　罹災幼児・児童・生徒の応急対策に関すること。 6　災害時における応急教育対策に関すること。 7　他部の応援、協力に関すること。 8　炊出しに関すること 9　学用品及び教科書の調達及び配分に関すること
		社会教育班	社会教育課長	社会教育課職員、文化推進課職員、公民館、歴史資館、図書館	1　社会教育施設等を避難地、避難所として開設し、運営すること。 2　所管施設の利用者の安全確保、安否確認に関すること。 3　所管施設の被害状況の把握及び応急復旧に関すること。 4　他部の応援、協力に関すること。

部	部長	班	班長	班員	事務分掌
消防第1部	太子消防署長	消防班	太子消防署員	太子消防署員	1　災害活動に伴う署員の事故調査及び応急救護に関すること。 2　災害活動全般の調整に関すること。 3　危険物施設等の監視、警戒、応急措置の指導に関すること。 4　消防部隊の運用に関すること。 5　消防団、自主防災組織、自衛消防組織等の指導に関すること。 6　罹災証明（火災）に関すること。 7　水、火災等の警戒防御に関すること。 8　人命の救出、救助及び傷病者の応急手当、搬送に関すること。 9　災害情報の収集伝達及び報告に関すること。 10　避難情報の伝達及び誘導に関すること。 11　消防部隊の災害活動の調査記録に関すること。 12　要救助者の検索に関すること。
消防第2部	消防団長	消防団	消防団副団長	消防団員	1　災害活動に伴う団員の事故調査並びに応急救護に関すること。 2　給水活動の協力に関すること。 3　自主防災組織、自衛消防組織等の指導に関すること。 4　災害対策本部の指示による水、火災等の警戒防御に関すること。 5　災害対策本部の指示による人命の救出、救助及び傷病者の応急手当、搬送に関すること。 6　災害情報の収集及び報告に関すること。 7　避難命令の伝達及び誘導に関すること。 8　災害情報の収集及び伝達に関すること。 9　消防団の災害活動の調査記録に関すること。 10　要救助者の検索に関すること。

※各対策部はこの事務分掌表によるもののほか、通常所管する施設の被害調査、及び第4編第3節に示す各種支援制度の実施にもあたるものとする。

第 4 款　災害対策本部の標識等［統括班］

第 1　腕章

本部長、副本部長、部長、班長、本部連絡員、班員は、災害応急対策に係る業務に従事するときは、原則として指定の腕章をつけるものとする。

第 2　標旗等

災害応急対策に係る業務に使用する自動車(乗用車及び援助物資輸送中の貨物車等)には、原則として指定の標旗並びに横幕をつけるものとする。

第 3　身分証明書

災害時において、町職員が災害応急対策に係る業務に従事する者であることを証する身分証明書は、太子町職員の証をもって、これに充てる。

災害対策基本法第 83 条第 2 項に規定する証票も本証をもって、これに充てるものとする。

第5款　複合災害発生時の体制［統括班］

複合災害が発生した場合は、総合的な対応を図ることとする。

必要に応じて事務局を他部局に分散するなどの業務分散を図るとともに、要員・資機材の投入や応援要請について、町長の下で総合的に調整を行うこととする。

【複合災害の例】
＜自然災害に伴う二次災害等＞
・地震による大規模な火災の発生
・地震直後の台風来襲等による水害、土砂災害の発生
＜自然災害と危機事案の同時発生＞
・新型インフルエンザ等感染症発生中の風水害の発生
＜南海トラフ沿いにおける地震の同時・連続発生＞

第2節　動員の実施

町長が配備指令を発令した場合に、または配備指令がない場合でも被害が生じるおそれのある場合に職員が取るべき行動を示す。

第 1 款　配備指令の伝達［統括班］

配備指令は前節第1款の「防災体制の判断基準」に基づき町長が発令し、本部室が電子メールで一斉に職員へ配信する。ただし、前記基準の判断基準による配備については、指令の有無にかかわらず職員自らの判断で直ちに参集を開始するものとする。なお、限られた対策部の職員を招集する場合や、電子メールが使用できない状況にある場合は、電話や口頭で伝達するものとする。この場合の伝達系統は次のとおりとする。

第 1　勤務時間内の伝達系統（メールが配信できない場合）

勤務時間内は町長と本部室が協議のうえ、本部室が備えるべき防災体制と配備指令を各部次長へ伝達する。部次長は所属課長を通じて各職員へ配備指令を伝達し、職員を招集する。

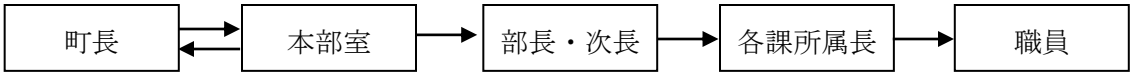

第 2　勤務時間外の伝達系統（メールが配信できない場合）

勤務時間外に災害が発生した場合、防災担当課長は、災害情報を収集して被害程度を把握し、防災担当部長へ連絡する。防災担当部長は町長と協議のうえ、備えるべき防災体制を副町長、教育長、各部次長へ伝達する。部次長は所属課長を通じて各職員へ配備指令を伝達し、職員を招集する。

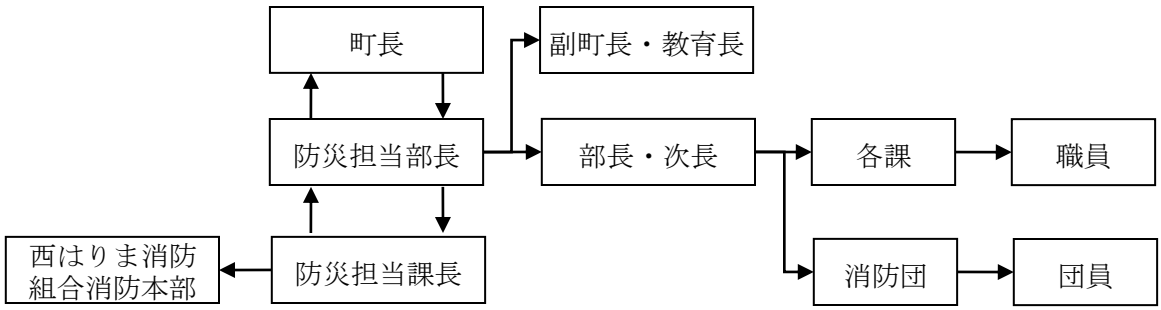

第 2 款　防災体制下の職員の行動［統括班］

第 1　防災体制下の職員の行動

原則として職員は地域で活動せず、防災体制を整えるために配備に就くものとする。交通路の断絶など、計画配備に就けない事情がある者は、配備先の上司に連絡のうえ指定避難所など、直近の防災拠点で配備に就くものとする。なお、参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する。

参集時の留意事項
1　原則、地域で活動せず参集する
2　計画配備に就けない場合は、直近の職場へ向かう
3　参集途上に確認した被害状況は、必ず災害対策本部へ報告する
※職員配備が優先できるよう平常時から家族や近隣、地域と有事の体制を話し合う必要がある。

第 2　参集直後の行動

職員は本応急対策計画に従い、業務を迅速かつ的確に実施し、その結果を対策部長に報告する。各対策部長は状況の把握に努めるとともに、現活動状況や対策に必要な人員、広域応援要請の要否を災害対策本部に報告する。

第 3　突発的な災害で配備指令が無い場合の行動

配備指令の有無にかかわらず被害が生じるおそれがある場合、職員は動員命令を待つことなく、災害対策本部へあらゆる手段を持って直ちに参集することとする。突発的な災害である場合、参集時に災害対策本部が開設されていない状況も想定される。この場合、参集した職員が初動班を立ち上げ、災害対策本部を設置する。初動は被害状況の把握に努めるとともに、人命救助を最優先に応急対策を進めるものとする。

第4　配備体制の弾力的運用

本部長及び各部長は、上記配備計画にとらわれず、被害状況、応急活動状況及び職員の居住地、参集状況に応じた弾力的な配備(必要のある部、班から順次編成)を行う。この場合、他の部・班の職員を指名して配備につけ、警戒活動及び応急活動を命じる。なお、その後の職員の参集状況等に応じ、本来の部・班に復帰する。

第3節　情報の収集・伝達

応急対策活動の要である災害情報の収集・伝達活動が迅速かつ的確に実施するため、災害に関する情報の収集及び伝達方法等については、次のとおりとする。

第1款　気象予警報等の発表 ［統括班］

第1　気象予警報

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：町が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災気象情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は次に示すとおりである。

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項を明記する。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
		災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
注意報	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加することもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかける。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表する。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
		する。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表する。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表する。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表する。

注）1. 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行う。
2. 地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。

3 気象予警報の地域細分

町の地域細分及び担当気象官署は次に示すとおりである。

一次細分区域	市町をまとめた地域	担当気象官署	二次細分区域（市町）
南部	播磨南西部	神戸地方気象台	姫路市、相生市、たつの市、赤穂市、太子町、上郡町

4 特別警報・警報・注意報基準

町に関する特別警報・警報・注意報の基準は次に示すとおりである。

【気象等に関する特別警報の発表基準】

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注）発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

【警報の発表基準】(令和6年5月23日現在)

太子町	府県予報区		兵庫県	
	一次細分区域		南部	
	市町村等をまとめた地域		播磨南西部	
警　報	大雨	(浸水害)	雨量基準	1時間雨量18㎜
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	135
	洪水		流域雨量指数基準	大津茂川流域＝9.8、林田川流域＝18.2
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	揖保川下流[龍野]
	暴風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪		降雪の深さ	12時間の降雪の深さ10cm
	波浪		有義波高	
	高潮		潮位	

【注意報の発表基準】(令和6年5月23日現在)

太子町	府県予報区	兵庫県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	播磨南西部	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	10
		土壌雨量指数基準	103
	洪水	流域雨量指数基準	大津茂川流域＝7.8、林田川流域＝14.5
		複合基準*	大津茂川流域＝(5,7.8)、 林田川流域＝(9,14.5)
		指定河川洪水予報による基準	揖保川下流[龍野]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間の降雪の深さ5cm
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40％で実効湿度60％	
	なだれ	①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ20cm以上	
		②積雪の深さ50cm以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10㎜以上	
	低温	最低気温-4℃以下	
	霜	4月以降の晩霜　神戸地方気象台で最低気温4℃以下、 姫路特別地域気象観測所で最低気温2℃以下	
	着氷		
	着雪	24時間降雪の深さ:20cm以上　　気温:2℃以下	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	110㎜

注）＊：（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

5 注意報の本文中で警報に関する言及

台風の接近や冬型気圧配置の強まる場合など、かなり早くから警報基準を超える可能性を高い精度で予想できる場合、注意報発表時に、警報に切り替える可能性があることを注意報の本文に盛り込む（ただし、注意報の本文中で警報の可能性を述べても、あくまで注意報として発表しているものであり、防災対策に要する時間を考慮して警報に切り替える。また、警報を発表する前に常に注意報で警報の可能性を言及できるものでなく、突発的な大雨等では、急に警報を発表する場合もある。）。

6 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性を[高]、[中]の2段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ県南部・県北部単位で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ県単位※で神戸地方気象台が発表する。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

※冬期は県北部、県南部で発表。

第2 気象情報

気象の予報などについて、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合に発表する。大雨に関する情報、記録的短時間大雨情報、台風に関する情報などがある。

県南部・県北部とも神戸地方気象台が発表する。

第3 火災警報

神戸地方気象台は、気象状況が「乾燥注意報」又は「強風注意報」と同一の基準に達した場合、消防法第 22 条第1項に基づき知事に対して火災気象通報を行うこととする。ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

1 乾燥注意報基準

実効湿度が兵庫県南部60%、北部70%以下で、最小相対湿度が40%以下となる見込みのとき。

2 強風注意報基準

陸上で兵庫県南部12m/s、北部10m/s、海上で15m/s以上の風が吹く見込みのとき。

知事は、火災気象通報を受けたときは、直ちに市町長に通報することとする。

町長は、神戸地方気象台が発表する火災気象通報を知事から受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときは、火災警報を発することとする。

第2款　避難指示等の判断材料となる情報の収集［統括班］

町は、神戸地方気象台、近畿地方整備局、県から、フェニックス防災システム等により、河川水位等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報を受領する。

第1　水害に対する情報

1 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）、流域雨量指数の予測値

町は、神戸地方気象台から、気象庁ホームページによって浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）及び流域雨量指数の予測値を収集する。

種　類	概　要
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短期間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直に安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要される警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対処ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

2 河川水位（対象：水位周知河川）

町は、国、県が通知及び周知等を行う水防警報の発令や特別警戒水位到達情報を収集する。

【水位の種類】

水　位	内　　容
氾濫危険水位	町長の避難指示等の発令判断の目安となる水位（特別警戒水位）
避難判断水位	町長の高齢者等避難の発令判断の目安となる水位
氾濫注意水位	水防団の出動の目安となる水位（警戒水位）

水防団待機水位	水防団が出動に備えて待機する水位（通報水位）

3 洪水予報（対象：洪水予報河川）

(1) 国の機関が行う洪水予報

町は、国土交通大臣が大雨等による洪水で国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して通知する洪水予報を収集する。

(2) 知事が行う洪水予報

町は、知事が大雨等による洪水で相当な損害を生じるおそれがある場合に、気象庁長官と共同して通知する洪水予報を収集する。

【洪水予報の種類等と発表基準、警戒レベル】

種　類	情報名	発表基準	警戒レベル
「洪水注意報(発表)」又は「洪水注意報」	「氾濫注意情報」	・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき	ハザードマップによる災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
「洪水警報（発表）」又は「洪水警報」	「氾濫発生情報」又は「氾濫発生情報（氾濫水の予報）」	・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	「氾濫危険情報」	・急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険水位に到達したとき ・氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき	いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	「氾濫警戒情報」	・氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種　類	情報名	発表基準	警戒レベル
		を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）	
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	・氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	・氾濫発生情報、氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき	

4 水防警報

水防警報とは、洪水又は高潮により災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣または知事が、それぞれ指定する河川、湖沼又は海岸について、水防法第16条に基づき発するものをいう。

（種類）

種類	内容
第 1 号 （待機）	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第 2 号 （準備）	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量から発令する。
第 3 号 （出動）	水防団員の出動の必要を警報して行うもので、上流の雨量または水位から発令する。
第 4 号 （解除）	水防活動の終了。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

5 国の機関が行う水位情報の通知及び周知

町は、国土交通大臣が、洪水により国民経済上重大な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第1項に基づき指定した河川の水位が洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときに通知する、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報を収集し、住民周知する。

6 知事が行う水位情報の通知及び周知

知事は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある場合で水防法第13条第2項に基づき指定した河川の水位が、避難判断水位に到達したときは避難判断水位到達情報として、洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したときは洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）到達情報として関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

このほか、水防法第13条第2項に基づき指定した河川以外の河川において水位計を設置している場合は、当該水位情報を関係市町及び関係機関に提供する。

第2　土砂災害に対する情報

1 土砂災害警戒情報

兵庫県と神戸地方気象台は、大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を共同で発表する。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

警戒対象地域		尼崎市、播磨町を除く兵庫県内の全市町
発表単位		市町単位
発表基準	警戒基準	実施要領により定める
	警戒解除基準	実施要領により定める

2 地域別土砂災害危険度

町は、県が提供する、フェニックス防災システム及び県ホームページ、携帯サイト、ケーブルテレビによって地域別土砂災害危険度を収集する。

地域別土砂災害危険度は、市町単位で発表している「土砂災害警戒情報」を補足する情報として県内を細分化したメッシュ毎に色分けすることにより危険度を表す情報。この危険度情報は、市町内のどの地域がどの程度危険な状態になっているか容易に知ることができ、市町による避難指示地区の絞り込みや、住民の自主避難の判断のための情報としての活用を期待している。平成27年6月から従来の5kmメッシュ情報に加え、より細分化した1kmメッシュ情報も、県ホームページから発信している。また、令和元年度から、より詳細な土砂災害警戒区域ごとの危険度を表示している。

3 注意警戒時系列

町は、神戸地方気象台が、気象庁ホームページによって提供する注意警戒時系列を収集する。

注意警戒時系列は、市町単位で、特別警報・警報・注意報の種別ごとに注意警戒期間を3時間を1コマとして現在の発表状況、24時間先までの予想を時系列で示している。現象ピーク時間の予想や量的予測についても表示する。

4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

町は、神戸地方気象台が、気象庁ホームページによって提供する、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）　を収集する。

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

- 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
- 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
- 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
- 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

第3款　気象情報等の伝達系統［統括班］

第1　警報等の伝達

1 気象予警報等の町への伝達

町は、フェニックス防災システムで伝達される気象予警報等を収集する。

県は、副通信系として兵庫衛星通信ネットワークを使用するほか、西日本電信電話㈱は、警報を町に通知することとする。

関係機関は、気象情報等を速やかに住民に周知徹底することとする。

令和６年４月１日現在

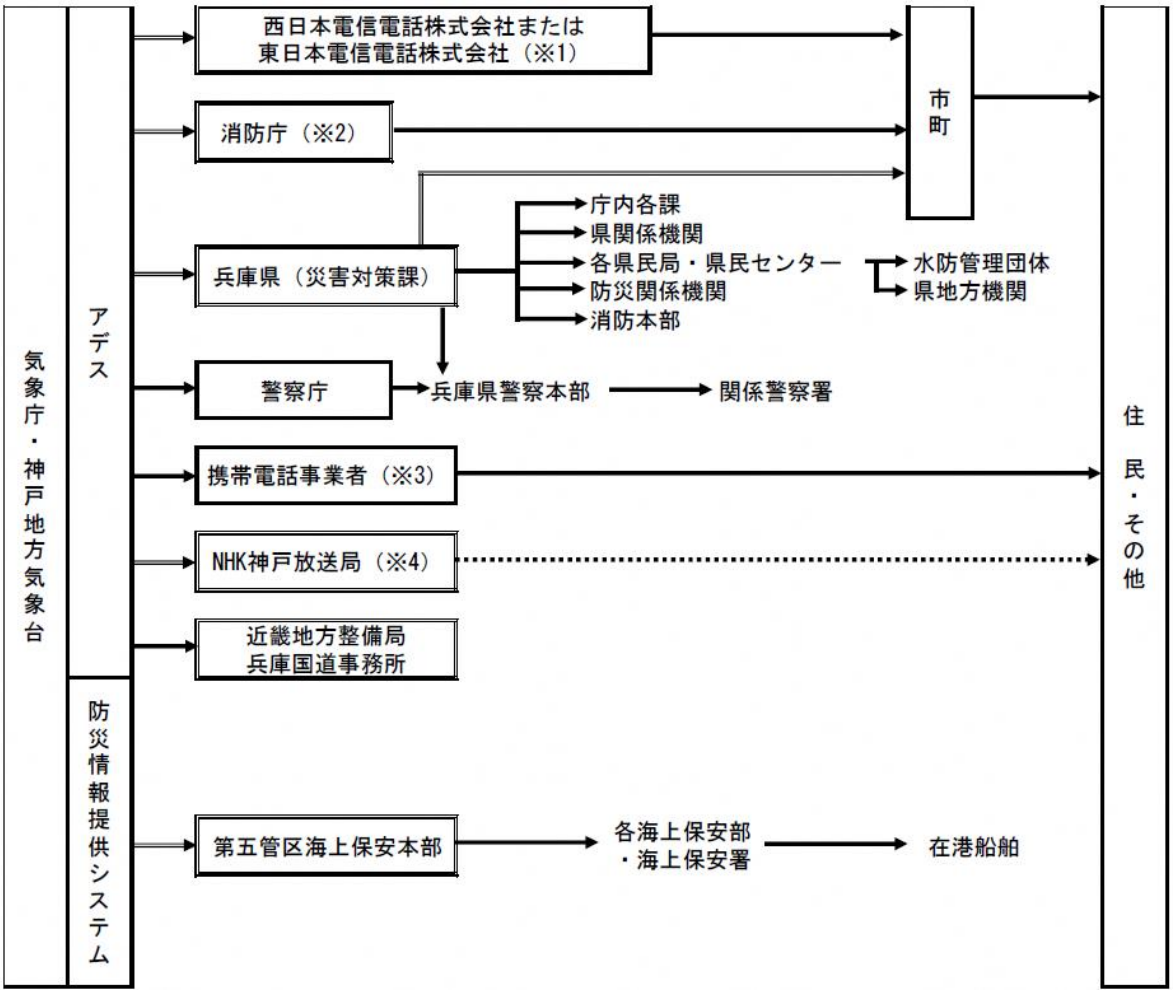

注）1. ※1は、特別警報、警報のみ伝達する。
2. ※2は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による。
3. ※3は、気象等（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
4. ※4は、9時から21時の間、通知する。その他の時間は、NHK大阪拠点放送局に通知する。
5. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
6. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

2 火災警報の伝達

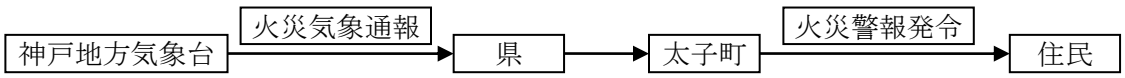

3 指定河川予警報の伝達

（国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う）

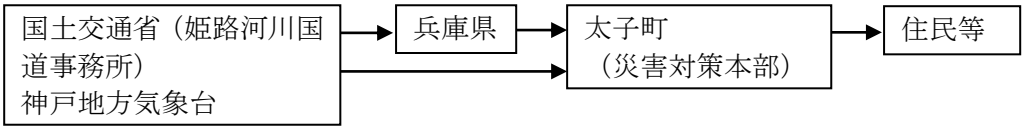

4 水防警報の伝達

（国土交通大臣が発するもの）

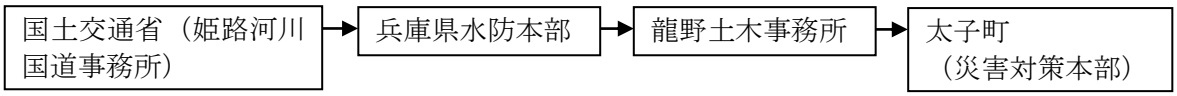

（知事が発するもの）

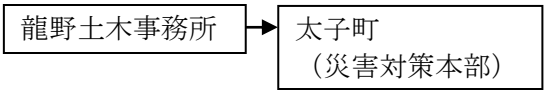

第2 住民への周知徹底

周知の方法は、概ね次により行なう。

・防災行政無線
・ホームページ
・たいし安全・安心ネット
・広報車
・テレビ、ラジオ
・エリアメール

また、車が通行不能の場合は、単車、自転車、徒歩により住民へ周知するほか、急を要する場合はアマチュア無線を活用する。

第4款　災害情報の収集・報告［統括班、広報班、各機関］

災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下、この款においては「災害情報」という。）の収集並びに関係機関等への伝達は、以下に定めるところによる。

第1　災害情報の収集・伝達体制の確立

1 実施機関

災害時の情報収集及び伝達を迅速かつ的確に処理するため、次のとおり情報の収集・報告の責任者を置く。各部の情報責任者は、本部連絡員に対して文書、口頭により本部室を通じて、迅速に本部長に報告する。また、必要に応じ航空機、無人航空機、車両、SAR衛星を含む人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリコプターテレビシステム、ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット）、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、収集するよう努める。

町は、災害が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

(1) 本部の情報総括責任者及び担当区分

本部室	本部室班長	1　気象・災害情報の収集伝達 2　被害状況及び応急対策実施状況の取りまとめ 3　県、防災関係機関等への報告

(2) 各部の情報責任者及び担当区分

総務部	総務班長	1　死者、行方不明者等の人的被害状況の収集 2　住家の被害状況の収集 3　町有財産の被害状況の収集 4　部所管の応急対策実施状況の収集
民生部	福祉班長	1　福祉・医療施設の被害状況の収集 2　清掃関係施設の被害状況の収集 3　部所管の応急対策実施状況の収集
経済建設部	産業経済班長	1　公共土木施設、ライフラインの被害状況の収集 2　農地・農林業用施設、観光施設の被害状況の収集 3　農業、林業、商工業関係の被害状況の収集 4　急傾斜地の崩壊等の被害状況の収集 5　部所管の応急対策実施状況の収集
教育部	学校教育班長	1　教育関係施設、文化財の被害状況の収集 2　部所管の応急対策実施状況の収集
消防部	副団長	1　災害情報全般の収集 2　部所管の応急対策実施状況の収集

(3) 職員への情報手段

各職員が所管事務を支障なく行えるよう、職員への周知の方法は、概ね次により行う。

勤務時間内	庁内放送、庁内電話、一般加入電話
勤務時間外	一般加入電話(緊急電話連絡網)、災害時緊急連絡メール

2　災害情報の収集伝達経路

被害状況等災害情報の収集及び伝達経路は、概ね次のとおりとする。

災害情報の収集及び伝達は、必要に応じ車両、人工衛星等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムを整備し、有線通信、無線通信、伝令・人員派遣等可能なあらゆる手段でもってこれを行う。

なお、情報の通信手段及び広報については、本節「第5款　通信運用の確保」及び第3章第11節「第1款　災害広報の実施」で定める。

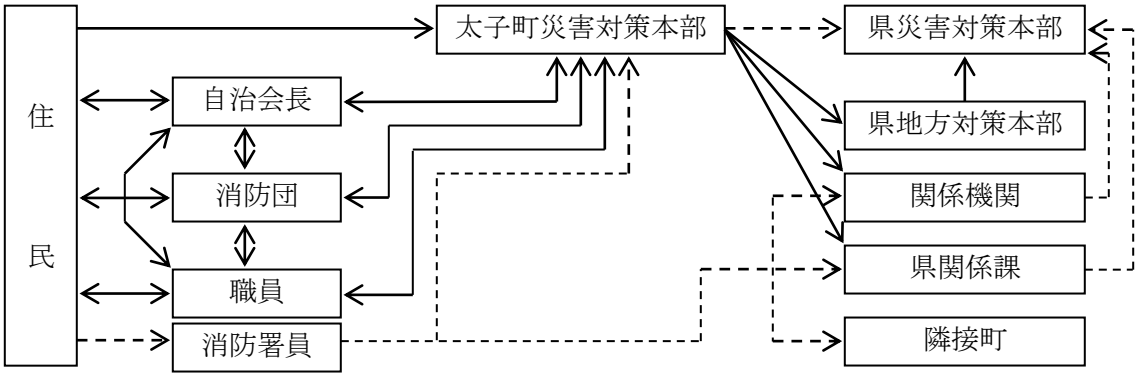

(注)緊急を要する場合には、　　線の伝達経路によることがある。

3　災害情報の収集

(1)　各部の情報責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直に班員を派遣して情報の収集を行う。

(2)　各部班員は、所管に直接関係ない情報であっても、住民その他からの通報を受けたとき、又は参集途上等において自ら確認した情報があるときは、遅滞なくこれを所管する部・班に報告する。

(3)　各部の所管に係る災害情報については、情報責任者が取りまとめ、部長に報告するとともに、本部連絡員から本部室の情報総括責任者に報告する。

(4)　本部室の情報総括責任者は、各部から報告を受けた情報が重複しないように取りまとめ、本部長に報告する。

(5)　情報収集に使用する書式は、別に定める様式を使用する。（資料・様式編を参照）

(6)　本部における災害状況の取りまとめについては、災害の種類、規模等により異なるが、概ね本部設置期間中毎日1回(午後5時現在のもの)取りまとめるものとする。

ただし、災害の発生直後で災害速報を関係機関に緊急報告しなければならないときは、その都度、把握できた範囲内(概況)で取りまとめる。

第2　報告基準

以下の種類の災害が生じたときは、県に災害情報を報告する。

(一般基準)

1　災害救助法の適用基準に合致する災害

2　災害対策本部を設置した災害

3　1又は2に定める災害になるおそれのある災害

4　町内の被害は軽微であっても、隣接する他市町で大きな被害を生じている災害

(風水害)

5　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害を生じたもの

6　河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（社会的影響基準）

7 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害

（その他）

8 災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要する災害

第3 報告内容

1 緊急報告

町は、周辺の状況を県（災害対策本部、地方本部経由）へ、衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で報告することとする。

また、フェニックス防災端末設置機関は、原則としてフェニックス防災端末（事務所被害報告の機能を活用）により報告することとする。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要はない。また、緊急の場合には口頭報告でさしつかえないこととする。

町は、火災が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、西はりま消防組合への通報（電話・来庁を問わない。）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

2 災害概況即報

町は報告すべき災害を覚知したときは、直ちに第一報を県地方本部に報告し、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合には、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕により把握できた範囲から直ちに県地方本部へ報告する。

特に、災害が自らの対応力のみでは十分な対応を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県地方本部へ報告する。

災害規模に関する情報は、必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要がなく、災害規模を推定できる何らかの情報で足りる。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行う。

・有線、衛星電話

県災害対策地方本部	県災害対策本部
（県民局総務企画室）	（災害対策課）
電　　話　0791(58)2112	電　　話　078(362)9988
F　A　X　0791(58)2328	F　A　X　078(362)9911
衛星電話　7-15187-189-1124	衛星電話　7-151-3140
衛星 FAX　7-15187-189-630	衛星 FAX　7-151-6380

3 被害状況即報

町は、被害状況に関する情報を収集し、原則としてフェニックス防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星通信やファクシミリ等最も迅速な方法で、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、町は、内容が重要と判断さ

れる情報を入手したときは、随時報告することとする。

4　災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行う。

5　その他

本計画に定めるほか、災害に関する報告事項については、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第246号)及び火災・災害等速報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)により行う。

第4　報告系統

町は、原則として、県に災害情報を報告する。

通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣(窓口消防庁)に対して直接災害情報を報告する。ただし、その場合にも、県との連絡確保に努め、連絡が取れるようになった後は県に対して報告することとする。

(報告区分及び報告系統)

報告区分	報告系統及び使用様式(〔 〕は様式を表す)
緊急報告	町〔庁舎緊急報告〕→県(地方本部)→県(災害対策本部)→消防庁 町(消防本部)〔通報殺到時〕 ↓ 内閣府(内閣総理大臣) ↓ 消防庁　☎ 03-5253-7527　　中央防災会議
災害概況即報	町〔災害概況即報〕→県(地方本部)→県(災害対策本部)→消防庁 ↓ 内閣府(内閣総理大臣) (県連絡不能の場合) ↓ 中央防災会議
被害状況即報	町〔災害概況即報〕→県(地方本部)→県(災害対策本部)→消防庁 ↓ 内閣府(内閣総理大臣) (県連絡不能の場合) ↓ 中央防災会議
災害確定報告	町〔災害確定報告〕→県(地方本部)→県(災害対策本部) 消防庁長官 内閣総理大臣

(注) 1　本部が設置されない場合にも上図に準じる。
2　県(地方本部)に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県(災害対策本部)に報告することとする。
3　報告は、原則としてフェニックス防災システム端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等、最も迅速な方法で行うこととする。
4　消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。

区　分		平日(8:30～18:15)	左記以外
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話	9-90-49013	9-90-49102
	FAX	9-90-49033	9-90-49036
地域衛星通信ネットワーク	電話	87-048-500-90-43422	87-048-500-90-49102
	FAX	87-048-500-90-49033	87-048-500-90-49036

第5　災害情報の伝達手段

1　町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報をとりまとめ、フェニックス防災端末に入力することとする。

2　必要に応じて有線もしくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。

3　有線が途絶した場合は、兵庫県防災行政無線、西日本電信電話株式会社災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用する。必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保する。

4　すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

第6　収集・伝達すべき情報

町は、災害時に各関係機関より収集・伝達すべき情報の主なものは、次のとおりとする。

災害時に防災関係機関において収集伝達すべき情報としては、

1　雨量等の気象情報及び河川情報

2　地域の災害危険状況

3　住民の避難状況

4　発災状況・被害状況・ライフラインの被災状況

5　復旧に関する情報

等があげられる。これらの情報は、災害の警戒段階、発災段階、復旧過程に応じて適宜収集・伝達に努める。

1 警戒段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集先	収集手段	留意事項等
(1) 雨量等の気象情報の収集	①予警報の内容 予想される降雨及び災害程度	発表後即時	・管区気象台測候所 ・気象庁アメダス、雨量レーダー ・国土交通省レーダー、雨量計 ・各雨量観測実施機関 ・町、消防独自の雨量観測値	・加入電話、テレビ、ラジオ ・災害対応情報ネットワークシステム	雨量、水位等は発災時にも引き続き把握する必要がある
	②降雨量 ・先行雨量 ・他区域の降雨の状況 ・時間雨量の変化	随時			
	③河川の水位等 河川の水位・流量等の時間変化	随時	・都道府県河川監視要員（国土交通省水防ﾃﾚﾒｰﾀｰ等）		
	④内陸滞水の状況	随時	・消防機関の警戒員 ・自主防災組織		
(2) 地域の災害情報の収集	河川周辺地域及び災害危険箇所における発災危険状況 ・河川の氾濫(溢水、決壊）の予想される時期・箇所 ・土砂災害の予想される箇所の発災の前兆現象、高潮情報	異常の覚知後即時	・町消防機関等の警戒員 ・自主防災組織 ・住民	・加入電話 ・町防災行政無線 ・アマチュア無線 ・伝令	
(3) 住民の避難状況	・避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所名等） ・自主避難状況	避難所収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防 ・警察 ・自主防災組織	・加入電話 ・アマチュア無線	

2 発災段階

情報項目	情報の内容	収集時期	収集先	収集手段
(1)発災情報	①河川の氾濫状況(溢水、決壊箇所、時期等) 浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ②内陸滞水、高潮による浸水状況 ③がけ崩れ、地すべり等土砂災害の発生状況(発災箇所、時期、種類、規模等) ④発災による物的・人的被害 被害に関する情報 (特に、死者・負傷者等人的被害及び発災の予想される事態に関する情報)	発災状況の覚知後即時	・被災現場 災害危険箇所等警戒区域ごとに ・町 ・消防 ・警察 ・各公共施設避難所 ・自主防災組織 ・住民	・加入電話 ・自治会放送 ・警察無線 ・アマチュア無線 ・災害対策情報ネットワークシステム ・テレビ、ラジオ
	⑤ライフラインの被災状況 応急対策の障害となる各道路、橋梁、鉄道、電気、水道、ガス、電話通信施設等の被災状況	被災後被害概況が把握された後	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・災害応急復旧用無線電話 ・広報車、消防車、パトカー
(2)住民の避難状況	・避難実施状況 (避難実施区域、避難人数、避難所名等)	避難所収容の後	・避難所管理者、勤務要員 ・消防 ・警察 ・自主防災組織	・加入電話 ・アマチュア無線 ・広報車、消防車、パトカー

3 復旧過程

情報項目	情報の内容	収集時期	収集先	収集手段
(1) 全体的な被害状況	各地域ごとの所定の様式に基づく物的人的被害の確定値	災害が一応終息した段階	・町	・加入電話 ・広報車 ・掲示 ・チラシ
(2) 住民の避難に関する状況	①避難所周辺の状況（再避難等の対策の必要性）、避難住民に必要な措置事項 ②今回の災害時に開設された避難所名、収容人数（世帯数）、避難を行った住民の地区名、開設・収容の時刻、閉鎖の日時	避難所への収容後事態が収まった段階	・避難所勤務員（町職員）	・加入電話 ・広報車 ・掲示 ・チラシ
(3) ライフライン等の復旧の見直し	①電話等の通信機器施設の破損、復旧状況 ②道路・橋梁の破損、復旧状況 ③電気・水道・ガス ④その他	災害の終息とともに即時着手	・各ライフライン関係機関	・加入電話 ・広報車 ・掲示 ・チラシ
(4) 各関係機関の応急復旧対策の実施状況	①応急復旧工事等の実施・進捗状況 ②食料・物資等の調達、支給状況 ③その他 環境対策情報等 （大型ゴミ、崩壊土砂の回収、感染症対策）	各機関で復旧作業が始まった段階	・各防災関係機関	・加入電話 ・広報車 ・掲示 ・チラシ

4 災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報

災害のおそれのある異常現象(集中豪雨、異常水位、洪水、地すべり、火災等)を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、直ちに町長(町)、警察官、消防職員、消防団員に対して通報する。

(2) 警察官、消防職員及び消防団員の町への通報

通報を受けた警察官、消防職員及び消防団員は、直ちに町長(町)及び上部機関に通報する。

(3) 町長の通報

上記の(1)(2)により通報を受けた町長は、直ちに気象官署及び県地方機関に通報するとともに、住民に対し周知徹底を図る。

（異常現象通報系統図）

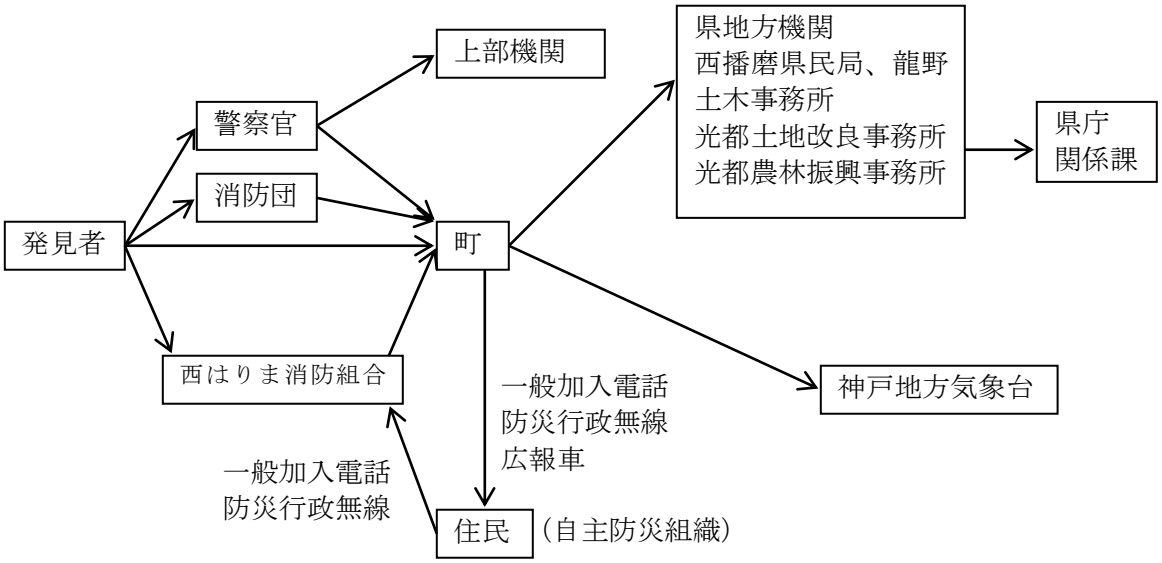

第5款　通信手段の確保［統括班、総務班、環境班］

災害に対し迅速かつ効果的な応急対策活動を実施するため、町の保有する通信連絡手段を最大限に活用し、さらに同報系無線等を整備し、早期に町内の被害状況等の各種の情報を収集・伝達するとともに、住民の心理的動揺によるパニック等の混乱を防止するため、情報機関に協力を求め、積極的な広報活動を展開する。

第1　フェニックス防災システム等の活用

県のフェニックス防災システムは、防災関係機関の間を兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN等の専用回線で結んでいるほか、ISDNや衛星回線で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用することとする。

また、町は、被災、輻輳等により公衆回線網・専用線が使用できない場合だけでなく平素から、県防災行政無線（衛星系）を使用して県、消防等の関係機関との通信を確保することとする。

第2　町の現有通信施設

項目	保管場所	保管数量	運用状況
防災行政無線（同報系）親機	行政棟3階　防災機器室	1	65.56625MHz 役場 1W・・・1 台
防災行政無線（同報系）子機	防災行政無線屋外子局参照	42	1W・・・42 台
防災行政無線（同報系）戸別受信機	戸別受信機設置一覧参照	38	60MHz帯
衛星電話	行政棟 1 階　中央管理室	1	衛星通信ネットワークシステム
	行政棟 2 階　防災管理室	1	
	行政棟 3 階　防災機器室	1	
衛星電話（一斉 FAX）	行政棟 2 階　防災管理室	1	
災害対応情報ネットワークシステム	行政棟 2 階　防災管理室	1	フェニックス防災システム
災害時優先電話	行政棟2階	3 回線	総務課 079-277-0001 総務課 FAX 専用 079-276-3892 企画政策課 079-277-5998
西日本電信電話株式会社	特設公衆電話一覧参照	28	
業務用簡易無線（親基）	行政棟 3 階　防災機器室	1	役場 5W・・・1 台
業務用簡易無線（子基）	行政棟 3 階　防災機器室	16	5W・・・16 台
一般加入電話		16	
業務用簡易無線機（消防団）		20	5W・・・20 台
車載無線機		7	車両 5W・・・7 台

※防災行政無線（同報系）子機、防災行政無線（同報系）戸別受信機、西日本電信電話株式会社特設公衆電話は資料・様式編の「防災行政無線（同報系）子機一覧」、「防災行政無線（同報系）戸別受信機一覧」、「西日本電信電話株式会社特設電話一覧」に示す。

第3　通信連絡手段の確保及び活用

各種情報の迅速・的確な収集・伝達を図るため、現有の通信連絡手段について、その確保及び活用方法を定める。

1　一般加入電話が途絶しない場合

(1)　一般加入電話

災害時における災害通信については、一般加入電話により速やかに行うものとする。

(2)　災害時優先電話

災害時に電話回線が異常に輻輳した場合においても、西日本電信電話株式会社が行う発信規制の対象とされない加入電話である。

本町からの通信については、発信規制がかかった場合でも、指定の電話については、関係機関等へ通信が可能となる。

災害対策本部用として3回線を使用し、他の加入電話に優先して発信できるものである。

災害対策本部用災害時優先電話

回線番号	通常時設置場所	内線
079-276-3892	総務課	FAX 専用
079-277-0001	総務課	634
079-277-5998	企画政策課	232

2　一般加入電話が途絶した場合

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、西日本電信電話株式会社の公衆電話通信回線が不通となったり、又はその使用が困難となったときに、その災害の応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、次の非常通信施設等を利用する。

(非常通信経路)

	起点手法	手法・経路	終点
1	太子町役場	災害対応総合情報ネットワークシステム	県庁
2	太子町役場	衛星通信ネットワーク(7-151-3140)	県庁
3	太子町役場	二輪外	龍野土木
4	太子町役場	二輪外	たつの警察署
5	太子町役場	二輪外	国土交通省姫路河川国道事務所
6	太子町役場	JR 網干駅→JR 元町駅	県庁

(2) 同報通信施設を各地区に配備し、直接災害情報を収集・伝達する。

(3) その他消防無線・防災行政用無線により的確・迅速に行う。

(4) 情報を専門的に扱うボランティア組織「情報団」の創設を行う。

(5) 地震、火災その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で、電波法52条の規定に基づき、免許状に記載された範囲外の通信を行うときは、災害の状況により、適宜協力を要請し「非常通信」を行う。

第4　通信設備の応急復旧

災害対策本部は、発災後すみやかに通信施設の機能を点検し、障害の生じた施設については、西日本電信電話株式会社等の協力を得て、応急復旧措置を講ずる。

第6款　被災者支援のための情報の収集・活用　[町民支援班、統括班、調査班]

第1　住民等からの問い合わせに対する回答

町は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図ることとする。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うこととする。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めることとする。この場合において町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、たつの警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めることとする。

第2 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供することとする。

（被災者台帳に記載する事項）

・氏名
・生年月日
・性別
・住所又は居所
・住家の被害その他町長が定める種類の被害の状況
・援護の実施の状況
・災害時要配慮者であるときは、その旨及び災害時要配慮者に該当する事由
・電話番号その他の連絡先
・世帯の構成
・罹災証明書の交付の状況
・町長が台帳情報を町以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
・前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
・その他被災者の援護の実施に関し町長が必要と認める事項

第3 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付することとする。

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることとする。

第4節　防災関係機関等との連携促進

災害が発生した場合において、町の災害対応能力をもってしては対処し得ない場合における、自衛隊に対する災害派遣要請、他の地方公共団体等への応援要請等について定める。

第1款　自衛隊への派遣要請［統括班、総務班］

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合において、自衛隊法(昭和 29 年法律第 165 号)第 83 条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する手続き及び派遣内容等について定める。

第1　災害派遣要請基準

町長（本部長）は、次に掲げる応急対策の実施にあたり、町の組織等を高度に活用してもなお事態を収拾することができない場合、又は事態が急変し緊急を要する状況にある場合は、知事に対して自衛隊の派遣要請をするよう求める。

1　人命救助のため応援を必要とするとき。
2　町内で大規模な災害が発生し、応急措置に応援を必要とするとき。
3　救助物資輸送のため応援を必要とするとき。
4　主要道路の応急復旧に応援を必要とするとき。
5　応急措置のため医療、感染症対策、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき。

第2　派遣要請の要領

1　派遣及び撤収要請手続経路

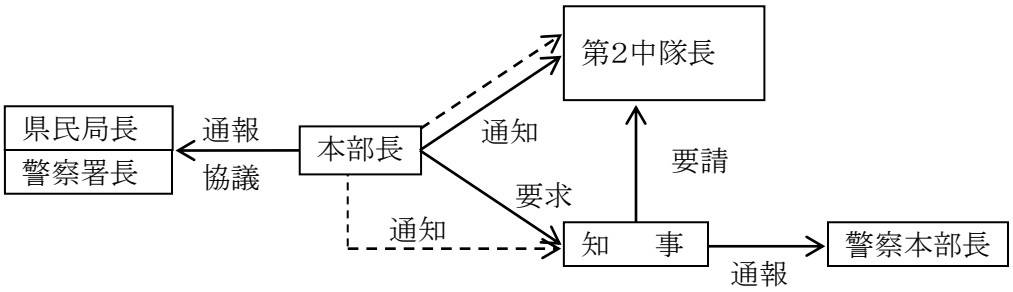

（注）　　線は、知事に要求できない場合

2　派遣要請の方法

(1)　町長は、派遣要請の必要があると認めたときは、県民局長、警察署長等と十分連絡をとり、次の事項を明らかにして、知事に対し、自衛隊を派遣要請するよう求めることができる。この場合において、町長は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。

①　災害の状況及び派遣を要請する理由
②　派遣を希望する期間
③　希望する派遣区域及び活動内容
④　要請責任者の職氏名
⑤　災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
⑥　派遣地への最適経路
⑦　連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその標示

(2)　町長は、通信の途絶等により、知事に対して前記①の要求ができない場合には、その旨

及び災害状況を自衛隊に通知することができる。

この場合において、自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、部隊等を派遣することができる。

(3) 町長は、前記①②の通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知しなければならない。

3 要請先等

区分	部隊名	所在地
陸上自衛隊	中部方面特科連隊第1大隊 第2中隊	姫路市峰南町 1 番 70 号

区分	勤務時間内	勤務時間外
(災害対策本部設置時) 災害対策本部事務局	(078)362-9900　(時間内外とも) FAX (078)362-9911～9912　(時間内外とも)	
(災害対策本部未設置時) 災害対策課 防災・危機管理班	(078)362-9988 FAX (078)362-9911～9912	(078)362-9900 FAX (078)362-9911～9912
西播磨県民局 総務企画室	(0791)58-2112 FAX (0791)58-2328	(0791)58-2112 FAX (0791)58-2328
たつの警察署	(0791)63-0110	同左
陸上自衛隊姫路駐屯地 中部方面特科連隊第1大隊第2中隊	(0792) 22-4001 内線 650, 238(第 3 科) FAX 239	(0792) 22-4001 内線 302(当直司令) FAX 398

※ FAXする場合は、事前に連絡すること。

第3 任務分担等

1 県(災害対策本部本部室)

現場責任者を現地に派遣し、現地(太子町)と自衛隊間の折衝及び調整を行う。

2 県警察本部(災害対策本部警察部)

「大規模災害に際しての警察及び自衛隊の相互協力に関する協定」に基づき、移動を確保するために必要な協力を行うこととする。

3 町

(1) 作業実施期間中の現場責任者の設定

(2) 派遣部隊の作業に必要な資機材の準備

(3) 派遣部隊の宿泊施設又は設営適地の準備

第4 災害派遣の撤収要請

町長は、派遣部隊の救援を要しない状態になったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、災害派遣要請の方法に準じて、県知事に対し撤収の連絡を行う。

第 5 自衛隊の自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、要請を待ついとまがないときは、指定部

隊等の長は、要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等を派遣することとし、事後、できる限り早急に知事等に連絡し、所要の手続きをとることとする。

第6　自衛隊の活動内容

1　被害状況の把握
　車両、航空機等状況に適した手段により偵察

2　避難の援助
　避難者の誘導、輸送等

3　遭難者等の捜索救助
　行方不明者、負傷者等の捜索救助(通常他の救援作業等に優先して実施)

4　水防活動
　堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作製、運搬、積み込み等

5　消火活動
　利用可能な消防車等その他防火用具(必要な場合は、航空機等)による消防機関への協力(消火剤等は、通常関係機関が提供)

6　道路又は水路の啓開
　道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合の啓開除去

7　応急医療、救護及び防疫
　被災者に対する応急医療、救護及び防疫(薬剤等は、通常派遣要請者が提供)

8　通信支援
　災害派遣部隊の通信連絡に支障をきたさない限度で実施

9　人員及び物資の緊急輸送
　救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送(航空機による輸送は、特に緊急を要する場合に限る。)

10　炊飯及び給水
　炊飯及び給水の支援

11　救援物資の無償貸付又は譲与
　「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」に基づき、被災者に対し生活必需品等の無償貸与又は救出品の譲与

12　危険物の保安及び除去
　能力上可能な物について、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去

13　その他
　その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置を行う。

第7　自衛隊派遣受入体制及び準備

1　本部は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないよう効率的な作業分担を定める。

2　本部は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、資器材の準備及び関係者の協力を求め、支援活動に支障のないよう措置を講じる。

3　自衛隊の宿営に必要な土地、建物等の準備をする。

4　被派遣部隊の連絡調整事項
(1)　日時及び場所
(2)　人員
(3)　救援内容
(4)　救護に必要な資器材

第8　経費の負担区分

災害派遣を受けた機関は、原則として自衛隊の救援活動に要した次の経費を負担する。

1　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等(自衛隊装備に係るものを除く。)の購入費、借料及び修繕費
2　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料及び入浴料及びその他付帯する経費
3　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費及び電話料等
4　派遣部隊の救援活動中に発生した損害に対する補償費(自衛隊装備に係るものを除く。)

第2款　他の地方公共団体等に対する応援要請　［統括班、総務班］

第 1　応援の要請

応急対策を実施するにあたり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められるときは、本部長は、災害対策基本法などの関係法令及び相互応援協定により協力を求める。

応援要請の種別は次のとおりである。

要請先	要請の内容	根拠法令等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
県知事	(1) 指定地方行政機関の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第 30 条第 1 項
	(2) 他の地方公共団体の職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法第 30 条第 2 項
	(3) 応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条第 2 項
	(4) 職員の派遣要請	地方白治法第 252 条の 17
他の市町長等	(1) 応援の要求 (2) 職員の派遣要請 (3) 災害応援に関する協定に基づく応援要請	災害対策基本法第 67 条 地方自治法第 252 条の 17 消防組織法第 39 条に基づく消防相互応援協定

第 2　応援要請の基準

本部長は、次に該当すると認められるときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請するものとする。

1　各部・班の相互応援をもってしても応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
2　特別な技術・知識・経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
3　その他本部長が応援要請の必要があると認めた場合

第 3　要請方法

1　県知事に対する応急措置の実施又は応援を求める場合

本部長は、県知事(県本部長)に各種の応急措置等の要請をするにあたっては、県地方本部を経由して県本部に次に掲げる事項について、とりあえず口頭で連絡し、後日、文書により改めて処理する。

(1) 災害の状況及び応援を要する理由
(2) 応援を必要とする期間
(3) 応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量
(4) 応援を必要とする場所
(5) 応援を必要とする活動内容
(6) その他の必要事項

2 職員の派遣要請

県、指定地方公共機関、又は他の市町に対し職員の派遣を要請する場合、又は県に対し指定地方行政機関、又は他の地方公共団体の職員の派遣のあっせんを要請する場合は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

(1) 派遣(のあっせん)を要請する理由
(2) 派遣(のあっせん)を要請する職員の職種別人員数
(3) 派遣を必要とする期間
(4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣(のあっせん)について必要な事項

3 他の市町に対する応援要請

(1) 災害時における応急対策の万全を期するため、隣接市等と平素より協力体制を協議し、広域的な防災体制を確立する。
(2) 他の市町に対して応援を要請する場合は、相互応援協定に基づき要請する。

「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」
「播磨広域防災連携協定」
「西播磨地域災害時等相互応援に関する協定」
「聖徳太子ゆかりの町災害時等相互応援に関する協定」

第 4 受入体制等

1 派遣職員の待遇及び経費負担については、災害対策基本法第 32 条及び第 92 条、同法施行令第 17 条、第 18 条及び第 19 条に定めるところによる。
2 相互応援協定に基づく経費負担は、協定書の定めるところによる。
3 応援要請に基づく応急活動に必要な機械器具等は、原則として応援機関が携行する。
4 派遣要請に基づく職員及び応援要請に基づく職員の宿泊施設及び食料の調達は、総務部総務班で行う。
5 感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底する。

第3款　防災関係民間団体等に対する応援要請 ［統括班、総務班、各機関］

応急対策を実施するにあたり必要と認めるときは、本部長は、次に掲げる公共的団体その他の民間団体に対し、協力を依頼し、又は応援を要請する。(具体的には、各対策の項目中に記述)

太子町建設業組合、日本赤十字社、医師会、薬剤師会、日本放送協会等報道機関、トラック協会、石油商業組合、アマチュア無線非常通信協力会、乗用自動車協会、管工事共同組合、兵庫西農業協同組合など。

第4款　町外の被災地に対する応援 ［統括班、総務班］

町は、町外で災害が発生し、大きな被害が予想され、被災市町村への応援が可能な場合は、

応援協定に基づき、あるいは県からの応援の求めに応じて、被災市町村に対する応援を実施する。

その際、感染症禍においては、職員の定期的な検温の実施やマスクの着用など感染予防措置を徹底することとする。

第1 他の市町村との応援協定に基づく応援

町は、応援協定を締結した被災市町村から応援の要請があったときは、協定に基づき、被災市町村の応急対策及び復旧対策の円滑な実施を支援する。

第2 災害対策基本法に基づく応援

町は、県から県内の他の市町を応援すべきことを求められた場合、要請を拒む正当な理由がない限り、必要な応援又は災害応急対策を行う。

第3 応急対策職員派遣制度による応援職員の派遣

町は、県と連携して、応急対策職員派遣制度に基づき、被災市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員を職員として派遣するものとする。

第5節　災害救助法の適用

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的として災害救助法が制定されている。この救助の具体的な内容は次のとおりである。

第1款　適用基準等 ［統括班］

第1　適用基準

知事は、市町村を区域単位として、原則として同一の原因による災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに、知事は災害救助法を適用する。町における適用基準は、つぎのとおりである。

1　町内で住家の滅失世帯数が基準以上であること。(災害救助法施行令第1条第1項第1号)
2　県の区域内で住家の滅失世帯数が2,500世帯以上に達し、かつ町の区域内で住家の滅失世帯数が基準以上であること。（災害救助法施行令第1条第I項第2号)
3　県の区域内で住家の滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合、又は住家の滅失世帯が多数で被害地域が他の集落から隔離、又は孤立している等のため生活必需品などの補給が極めて困難な場合若しくは有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊の技術を必要とする場合。（災害救助法施行令第1条第1項第3号)
4　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次のいずれかに該当すること。(災害救助法施行令第1条第1項第4号)
(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域の多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
(2) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の供与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

第2　適用手続

町長は、町における災害の規模が1に定める基準に該当し、又は該当する見込みがある場合は、次の手順により被害状況等を知事に報告しなければならない。

〈事務処理手順〉

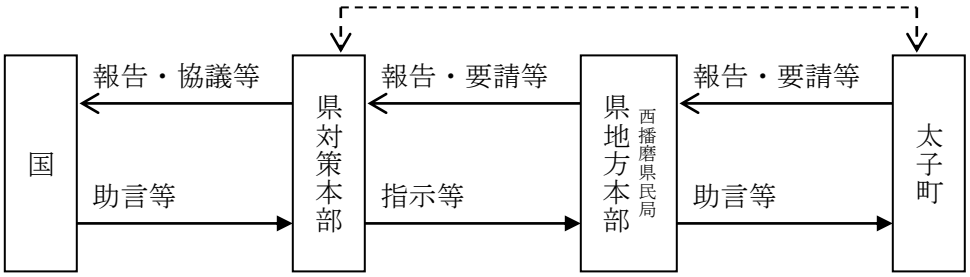

（注）＿＿＿＿は、緊急の場合及び補助ルートとする。

第2款　救助の種類及び内容［統括班］

災害救助法が適用された場合に実施される救助の種類、方法、程度及び期間等については、兵庫県の定める基準による。災害救助法による救助の基準は、資料・様式編の「災害救助法による救助の基準」に示す。

なお、この基準により実施することが困難な場合は、内閣総理大臣の同意を得て知事が定める基準により実施するものとする。

第3款　救助の実施［統括班］

第1　実施機関

県は、市町を包括する団体として広域的・総合的な事務を行うとともに、市町が行う救助活動を支援し、その調整を行うこととする。

なお、災害が大規模となり、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は、原則として、その権限に属する災害救助法の救助の実施に関する事務を町長（救助実施町を除く）に行わせることとする。この場合、知事は当該事務の内容及び当該事務を行う期間を町長（救助実施町を除く）に通知することとする。

1 町長（救助実施町を除く）が当該事務を行うことにより、救助の迅速、的確化が図られること。
2 緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、災害にかかった者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事務（学用品の給与等）であること。

町は、地域における公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全を保持するため、町長が行うこととされた救助の実施に関する事務を適正に実施するとともに、災害が突発し、県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。その実施の細目については、あらかじめ町地域防災計画に定めることとする。

第2　実施内容

1 避難所の設置
2 応急仮設住宅の供与
3 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
4 被服、寝具その他の生活必需品の給与及び貸与
5 医療及び助産
6 被災者の救出
7 被災した住宅の応急修理
8 学用品の給与
9 火葬
10 遺体の捜索及び処理
11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

なお、救助法の適用に至らない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより町長が実施する。

第3章 円滑な災害応急活動の展開

第1節　施設の水害応急対策

第1　道路及び橋梁

災害発生時にあっては、国、県及び町等道路管理者は、所轄の道路・橋梁の被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、活動体制を確立し、安全対策及び復旧措置を図る。

1　災害時の応急措置

(1) 龍野土木事務所は、町の応急対策を援助し、県災害対策本部の活動体制に従い応急措置を行う。

町からの道路・橋梁被害報告をまとめ、総合対策の検討及び調整を行う。

(2) 町及び関係機関は、道路の亀裂・陥没・損壊及び倒壊物又は落橋等による通行不能箇所を調査し、速やかに応急措置を行う。

2　応急復旧対策

(1) 町は被害を受けた国道・県道について、速やかに応急復旧し、交通の確保に努めるよう各道路管理者に要請するものとする。

特に、緊急輸送路を最優先に復旧作業を行うよう要請する。

(2) 町及び関係機関は、被害を受けた町道を速やかに応急復旧し、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助活動、物資輸送等のための交通路の確保に努める。

(3) 町において、選定した緊急輸送路は最優先に障害物を除去し、その後逐次一般町道の復旧作業を実施する。

(4) 落下又は、危険と認められた橋梁は、直ちに通行止め等の措置を行い、迂回路の案内に努める。

管理者一覧表

施設名	管理者	電話
国道2号	国土交通省姫路河川国道事務所	079(282)8211
国道 179 号	兵庫県龍野土木事務所管理課	0791(63)5206
県道	兵庫県龍野土木事務所管理課	0791(63)5206
町道	太子町役場まちづくり課	079(277)1010 079(277)5992 直通

第2　河川・水路

町は、災害時に管内河川・排水路等を巡回し、橋脚、暗渠流入入口等にかかる浮遊物その他の障害物を発見したときは、各管理者に通報するとともに、協力して除去作業を実施する。

風水害等により、堤防が決壊するおそれのあるもの、護岸・水門が全壊又は決壊して放置すると著しい被害を生じる恐れがあるものについては、関係機関と協力し、仮締切、決壊防止工事等を実施する。

管理者一覧表

施設名	管理者	電話
林田川　(一級河川)	国土交通省姫路河川国道事務所	079(282)8211
大津茂川(二級河川)	兵庫県龍野土木事務所管理課	0791(63)5206
その他	太子町役場 まちづくり課　上下水道事業所　産業経済課	079(277)1010 079(277)5992 直通

第3　砂防

砂防施設のうち、風水害等により砂防ダムや流路工等が決壊し、これを放置すると著しい被害が生じるおそれがあるもの、下流へ影響するおそれが大きいものについては、関係機関と協力して崩壊防止工事等を実施する。

管理者一覧表

施設名	管理者	電話
砂防関係	兵庫県龍野土木事務所管理課	0791(63)5206

第4　下水道

1　応急復旧対策

(1)　下水道施設の被害状況を迅速に調査し、下水処理施設等の応急復旧を実施するとともに、汚水、雨水の疎通及び道路交通に支障がないようにマンホール等の応急措置を図る。

(2)　迅速かつ円滑な応急対策を実施するため、災害発生後直ちに専門技術を持つ人材等を活用して、所管する施設の緊急点検を実施するとともにこれらの被害状況等を把握し、必要に応じ、応急復旧を速やかに行うものとする。

(3)　災害の程度、施設の重要度等を勘案し、ライフライン事業者に対し、応急対策活動を依頼するものとする。

(4)　大規模な災害が発生した際に円滑に対応できるよう、施設の被害状況の把握及び緊急時の対応を行うものとする。

(5)　二次災害の防止対策として、二次災害による被害拡大を防ぐための十分な応急対策を実施するために、災害発生時における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を十分に把握するものとする。

(6)　降雨による浸水等の二次災害を防止するため主要な雨水幹線、暗渠等の被災状況を調査し、土砂による閉塞等が生じた箇所については、直ちに土砂の排除を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

2　実施対策

(1)　住宅地図、下水道台帳、調査記録表の整備
(2)　マンホールを開けての目視調査の実施
(3)　下水の流化能力の確保
(4)　テレビカメラ調査会社への依頼
(5)　町公認業者への各家庭の排水設備の修理作業依頼
(6)　下水道技術支援センターへの技術支援要請
(7)　日本下水道事業団への技術支援要請
(8)　各土木業者による復旧作業
(9)　その他の支援依頼先
・(公社)日本下水道協会
・(一社)全国上下水道コンサルタント協会
・(一社)日本下水道施設業協会
・(公社)日本下水道管路管理業協会

・(一)日本下水道施設管理業協会
・全国管工事業共同組合連合会

窓口

施設名	所在地	電話
上下水道事業所	太子町鵤 280-1	079(277)5991(直通) 079(277)1010(代表)

第5　上水道

1　応急復旧対策

橋梁等に添架している水道管について、橋梁の被害を受け被害があった場合は、速やかに応急措置を行う。

第6　ため池

1　危険箇所の把握及び応急対策

ため池管理者は、災害が発生した場合は、危険箇所及び被災箇所の早期発見をし、被災状況等を防災関係機関に速やかに連絡すると共に、必要な応急措置をとる。

また、産業経済班は、ため池管理者とともに現地パトロールを実施し、危険な状態が予想される箇所の早期発見に努め、ため池管理者に必要な応急措置、指導を行う。

(1)　必要な応急資材を準備し、適切な応急措置がとれるよう指導する。
(2)　堤体の決壊等が予想される場合は、事前に水位をさげるよう指導する。
(3)　漏水等により、ため池の危険な状態が予想されるときは、あらかじめ土のう又はビニールシート等にて応急の処理をするよう指導する。
(4)決壊等で二次災害の恐れがあると判断した時は、現場付近への立入禁止、下流地域の住民に避難の誘導等、住民の安全確保のための必要な措置を講じる。

2　決壊した場合の対策

(1)　ため池が決壊した時は、被害状況等を速やかに把握し、防災関係機関に連絡する。
(2)　ため池が決壊し、対応できないと判断される場合は、迅速に災害対策本部等へ応援要請を行うものとする。

3　相互連絡

町災害対策本部、龍野土地改良事務所、ため池等管理者、たつの警察署、西はりま消防組合太子消防署等の関係機関との情報連絡をとり、最善の措置をとる。

第2節　救助・救急、医療対策の実施

第1款　消火・水防活動の実施［消防班、消防団、環境班、統括班］

第1　消火応急活動体制の確立

1　活動方針

大規模な災害が発生し、またはその発生が予想される場合、その情報を的確に収集し、防災関係機関と連絡を密にするとともに、消防に関わる各部隊が人員及び装備を活用して迅速、効率的に消防活動を行うものとする。

2　消防団員の招集計画

大規模な災害が発生し、またはその発生が予想され、緊急に消防団員を招集する必要のあるときは、消防団長は消防団員を招集するものとする。

(1) 自主参集

消防団員は、災害発生の状況を積極的に把握するとともに、招集の発令前であっても発令の可能性が十分にあることを予知したときは、自発的に参集しなければならない。

(2) 非常招集

1号招集　火災を認知したとき又は火災の初期の場合(必要団員)
2号招集　火災が延焼拡大のおそれがある場合(団員の2分の1)
3号招集　大火となった場合(全団員)
特別招集　本部長より特別に出動命令があった場合

(3) 参集場所

団員は、災害対策本部(役場)に参集する。

なお、状況に応じて機動分団員は、分団車庫に、自治会分団は、受持区域(自治会)に出動する。

(4) 参集報告

分団長は、参集状況及び招集結果報告を消防団長に報告する。

(5) 消防団の分団別人員及び装備状況

町の消防団の分団別人員及び装備状況は、資料・様式編の「消防団の分団別人員及び装備状況」に示す。

(6) 消防水利の現状

町の消防水利は、資料・様式編の「消防水利の現状」に示す。位置は、生活環境課備付の「消防水利台帳」のとおりである。

3　部隊編成

(1) 消防団の部隊編成

消防団の部隊編成を消防ポンプ隊(機動分団・鵜分団)と徒歩隊(その他分団)に区分して編成する。

(2) 消防ポンプ隊

消防ポンプ隊は、5～7名をもって編成し、ホースは原則として20本以上を装備する。

(3) 徒歩隊

徒歩隊は、実状に応じて2～5名をもって編成する。

第2　火災防御活動

1　災害活動方針

災害の様相に応じた有効な活動を実施して、住民の生命、身体安全を確保するため、西はりま消防組合太子消防署員及び消防団員に与えられた任務を迅速に果たすため活動の範囲を定める。

2　西はりま消防組合の任務

大規模な災害は、人命に対する多様な危険が複合的に発生するので、総力をあげて出火

防止と火災の早期鎮圧及び延焼防止を図るとともに、必要に応じて人員資機材を活用し、人命救助救急活動を実施し、人命の安全確保に努める。

(1) 人命に危険を及ぼす災害の発生は、119番通報により消防組合の通信指令室に集中することが予測されるので、災害状況を迅速かつ的確に掌握するとともに、災害活動に関する必要な指令、通信の管理統制及び情報の収集伝達等を実施する。

(2) 119番通報等の通信機能の途絶した場合は、自主出動により、必要な部隊を出動させ火災発生の早期覚知及び鎮圧に努める。

(3) 広域に多発した火災の防御活動にあたっては、次による。

① 広域に多発した火災は、出火件数も多く、延焼拡大のおそれの高い地域を優先に消防活動を行う。

② 住民生活に直接影響を及ぼす避難者の収容施設、救護施設及び災害対策中枢機関等の施設で延焼の危険のある地域に所在するもの等重要対象物の消火活動を優先する。

3 消防団員の任務

(1) 消防団ポンプ隊

災害発生時には、初期消火及び火災防御に当り、受け持ち区域(校区)を優先とする。

また、防御については、西はりま消防組合太子消防署消防隊、消防団徒歩隊との連絡保持と活動協力に努める。

(2) 消防団徒歩隊

災害発生時には、すみやかに受持区域(自治会)に出動し、地域内住民に対し、出火防止の呼び掛け及び初期消火を実施する。また、防御については、西はりま消防組合太子消防署消防隊、消防団ポンプ隊との連絡保持と活動協力に努める。

第3 水防対策等の充実

1 災害活動方針

町域における水防対策は、暴風又は洪水等による水害事態に対処する適切な水防体制の確立を強化して、水災害の防御にあたり、その被害の軽減に努める。

なお、配備、機構、各役割分担等については、本章に準じて実施するものとする。この場合に消防団は、別区のとおり警戒体制又は防御活動にあたる。

2 浸水想定区域における避難確保措置

町は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び特別警戒水位到達情報（以下、「洪水予報等」という）の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定めることとする。

なお、浸水想定区域内に不特定かつ多数の者が利用する施設又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、公表することとする。

3 住民への周知

町は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布することとする。また、必要に応じてハザードマップの修正等を行うこととする。

4　消防団災害警戒配備体制組織図

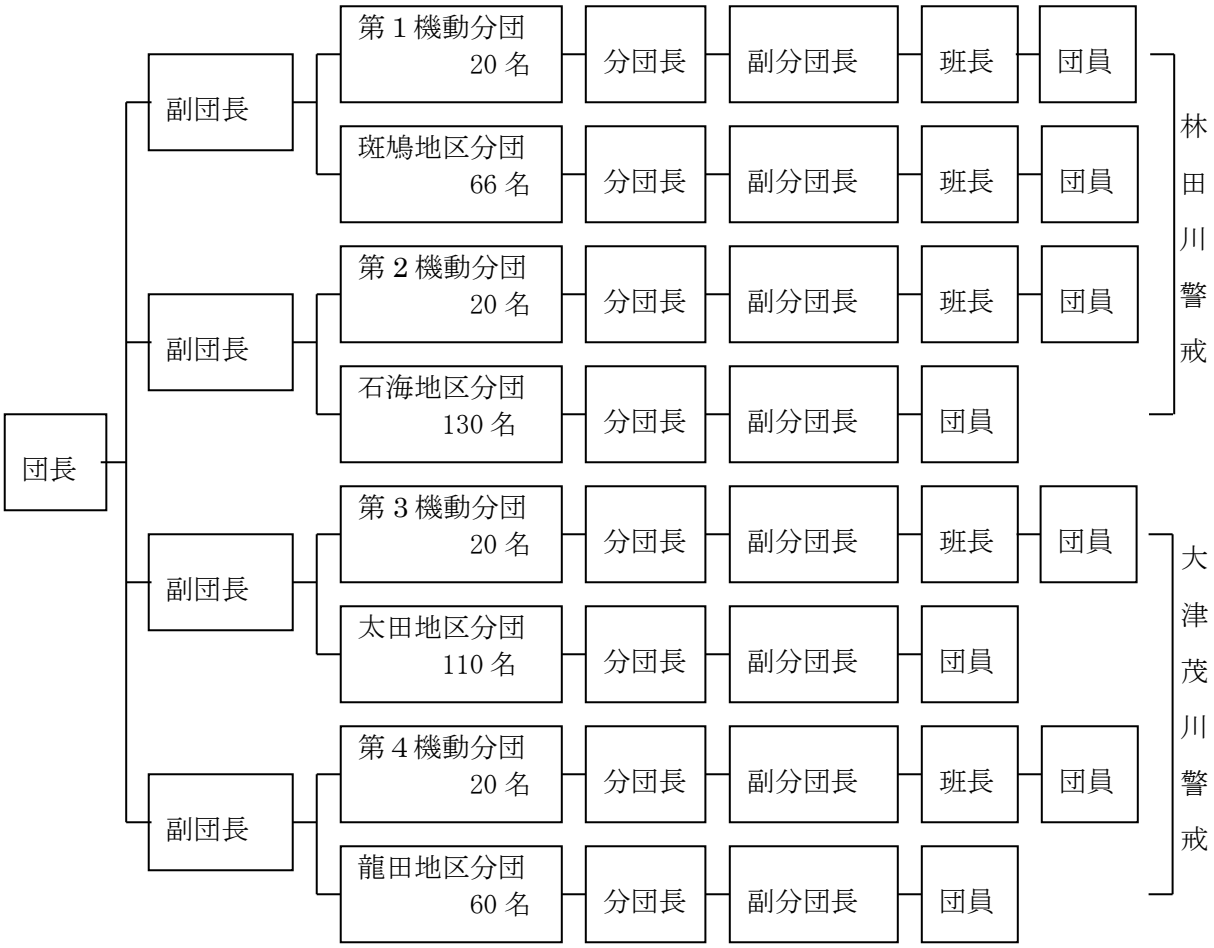

＊ 第1号配備として、災害の発生の恐れまたは小規模の災害が発生した場合は、鵤・石海地区分団員は林田川を太田・龍田地区分団員は大津茂川を警戒範囲として団員のおおむね3割程度を配備する体制。

＊ 第2号配備として、中規模の災害の恐れまたは災害が発生した場合は、団員のおおむね半数以上を配備して防災活動に当たる体制。

＊ 第3号配備として、特別警報（大雨・暴風）など、大規模な災害の恐れまたは災害が発生した場合は、全団員を配備し、防災活動に当たる体制。

第2款　人命救出活動の実施［統括班、環境班］

第1　捜索・救出活動

1　活動方針

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜索、又は救出、保護するための対策について定める。

町は、救出活動を実施するとともに、町域内における関係機関の救出活動の調整を行う。

また、町は、救出活動が困難な場合、県に救出活動の実施を要請することとする。

2　対象

災害のため、生命・身体が危険にさらされ、早急に救出しなければならない状態にある者であって、おおむね次に該当する状況の場合とする。

(1) 火災時、家屋内に取り残された場合
(2) 倒壊家屋の下敷きになった場合
(3) 山崩れ、崖崩れ等の土砂の下敷きになった場合
(4) 電車、自動車等の大事故が発生した場合
(5) ガス爆発その他により救出が必要な場合
(6) その他これに類似する場合

3　救出体制

災害対策本部が西はりま消防組合太子消防署、太子町消防団、たつの警察署、自主防災組織(自治会)等と相互に緊密な連絡をとり、協力して救出にあたるものとする。

ただし、これらのみで救出困難な場合は、自衛隊、隣接市町、隣接消防本部等に対し、協力を要請するものとし、被害者の救出、搬送にあたる。

4　活動体制

災害時における効果的な活動を図るため、現場に「現地対策本部」を設置し、「現場救出班」及び「搬送班」を編成し、現場用務にあたる。

(1) 現場救出班等の編成

① 現場救出班

消防職員、消防団員等をもって編成し、救出用資機材を準備又は調達して救出活動を実施する。

② 搬送班

消防職員、消防団員等をもって編成し、担架、車両等を活用して、負傷者を救護所等医療機関へ搬送する。

(2) 消火活動と救出活動の分担

火災が多発した場合は、消火活動と救出活動及びその他の救出活動をおおむね次の分担により有効に同時並行で実施するように行う。

① 消火活動　西はりま消防組合太子消防署、消防団、自主防災組織
応援消防本部

② 救出活動　西はりま消防組合太子消防署、消防団、自主防災組織、町職員、自衛隊等

(3) 必要資機材等の調達

救助活動を実施する機関は、人員、重機等の資材の確保について、建設業界等との連携強化に努める。

(4) 住民等の安否の確認

住民の安否の確認は、各自治会の協力を得て、迅速に行う。

第2　情報収集伝達・広報活動

西はりま消防組合は、効率的かつ柔軟な救出・救助活動を行うため、企画班と連携し、救出を必要とする現場、その状況等を十分に把握して活動する。また、確実な広報活動を展開す

る。

第3　応援要請

近隣消防本部等との応援機関との協力、連携は次のとおりである。

1　西はりま消防組合は、迅速、効率的に各応援機関の派遣先を決定する。

2　西はりま消防組合は、各応援機関が円滑に現地へ進入し、有効な活動ができるよう応援機関に対して、次の事項を明らかにする。

・応援機関の派遣地及び最適経路の明示
・被害状況、活動内要
・必要資機材及び人員
・誘導員の派遣(町職員)の有無
・町内案内図(消火栓、防火水槽、医療機関等)

第3款　救急医療の提供［保健班、環境班、消防班］

災害により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に至るまでのケア対策について定める。

第1　実施方法

1 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者又は事故等責任機関から第1報を受信した機関は、災害の状況（日時、場所、災害の状況、死傷者の数）を必要に応じ関係機関に直ちに連絡することとする。

2 現場における負傷者等の救出

救出を要する負傷者に関する通報を受信した救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たることとする。

3 現場から医療施設への負傷者等の搬送

(1) 負傷者等の発見の通報を受信した搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ、搬送に当たることとする。

(2) 搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。

① 救急指定病院の患者搬送車の活用
② その他の応急的に調達した車両の活用
③ 隣接市町の応援要請

(3) 町及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。ヘリコプターの要請については、第3編第3章第3節第3款「ヘリコプターの運航」を参照。

また、県は、大規模災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

（ヘリコプターを有する他機関）

・他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による）
・海上保安本部
・自衛隊
・ドクターヘリ基地病院　等

4 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

(1) 事故等責任機関は、事故等の規模・内容を考慮のうえ、医療機関に対し医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期することとする。

(2) 県及び町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事故等責任機関等から要請があり、必要と認めたときは、医療関係者を現場へ出動させることとする。

5 負傷者等の収容

(1) 負傷者等の収容については、事故等責任機関が特に指示する場合を除き、下記施設の活用を図ることとする。

① 災害拠点病院
② 2次救急医療機関
③ 救急告示病院・診療所
④ その他の医療施設
⑤ 公民館、学校等に設置された救護所及び救護センター
⑥ 寺院（死者の場合）

(2) 死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかにたつの警察署に連絡し、検視その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな検視等に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、県医師会を通じて、兵庫県医師会死体検案認定医等の臨

床医の協力も得ることとする。

6 関係機関への協力要請

災害の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請することとする。

7 災害の現場における諸活動の調整

(1) 県に災害対策本部が設置された場合

県災害対策本部長又は県災害対策本部長が指名する者が諸活動の調整を行うこととする。

(2) 県に災害対策本部が設置されない場合

① 道路、宅地等での事故等

たつの警察署又は町の現場指揮者が諸活動の調整を行うこととする。

② 鉄道、工場での事故等

事故等責任機関（鉄道会社、工場等を経営する事業者）の現場指揮者が諸活動の調整を行うこととする。

8 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは同法により、その他のものについては事故等責任機関の負担とすることとする。

第4款　医療・助産対策の実施［保健班］

災害のため、地域の医療機能がまひ、低下した場合や医療機関の診療能力を超える患者が発生した場合における医療及び助産対策について定める。

第1　実施体制

1 実施責任機関

被災者に対する医療及び助産活動は、医師会等の協力を得て町が行う。ただし、災害の状況によっては、知事に兵庫DMAT及び救護班（JMAT兵庫を含む）を要請する。

2 災害医療情報の総合的な収集及び提供

広域災害・救急医療情報システム（兵庫県EMIS、厚生労働省EMIS※国の入力が優先）等を活用して医療機関の診療情報等を把握し、必要な情報を関係機関に提供する。

第 2　医療、救護活動

1 救護所及び救護センターの設置

(1) 町は、次の場合に救護所を設置することとする。

① 現地医療機関が被災し、その機能が低下または停止したため、現地医療機関では対応しきれない場合

② 患者が多数で、現地医療機関だけでは対応しきれない場合

③ 被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への傷病者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合

④ 龍野健康福祉事務所は、町から要請があった場合又は患者が多数で、現地救護所だけでは対応しきれない場合、救護センターを設置する。

⑤ その他、災害対策本部が必要と認めたとき

(2) 救護所・救護センター設置予定施設は、資料・様式編の「救護所・救護センター設置予定施設」に示す。

(3) 救護所・救護センター設置の条件

① 救護所・救護センターの存在が周囲からはっきり判別できること。

② 交通の利便の良い所であり、傷病者の収容・搬送に便利であること。

③　傷病者、医療器具、医薬品等を収容し、医療活動が可能となる適当な面積を確保できる場所であること。

④　水、電気、ガス等の確保や汚物の処理等に便利であること。

(4) 町及び県は、地域の医療機関の復旧状況、受診数及び疾病構造を勘案し、地域医療に引き継ぐことが適当と判断した場合は、たつの市・揖保郡医師会と協議の上、救護所及び救護センターを廃止する。

2 医療救護班等の編成

災害時において、町、県関係機関等が医療救護班を編成することとなっているが、必要に応じ、町は、たつの市・揖保郡医師会及び兵庫県薬剤師会西播支部に災害医療救護班員の派遣を要請するものとする。

(1) たつの市・揖保郡医師会・兵庫県薬剤師会西播支部

たつの市・揖保郡医師会及び兵庫県薬剤師会西播支部は、派遣要請があった場合、各会のマニュアルに基づき、次の班を編成し派遣する。

たつの市・揖保郡医師会

医療救護班　：　医師　看護師

兵庫県薬剤師会西播支部

薬剤師班　：　薬剤師

(2) 町

町は、救護所の運営等を行う施設運営班を編成する。

施設運営班　：　町職員

学校避難所救護班

3 医療救護活動

医療救護班の活動は、次のとおりとする。

(1) たつの市・揖保郡医師会医療救護班

災害が発生し、町長（医療救護活動本部）から医療救護活動の要請があった場合、医師会長は、直ちに医療救護班を所定の避難所へ派遣し、次の活動を実施する。

①　医療救護班の活動内容

ア　傷病者に対する応急処置

イ トリアージ（被災負傷者・病人の治療優先順位に基づいた分類）

ウ　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

エ　転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療

オ　助産(分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料の支給)

カ　死亡の確認

キ　その他医療救護活動に関すること

(2) 薬剤師班

災害が発生し、町長（医療救護活動本部）から医療救護活動の要請があった場合、直ちに薬剤師班を所定の避難所へ派遣し、次の活動を実施する。

①　薬剤師班の活動内容

ア　救護所での医師の処方に基づく調剤及び服薬指導

イ　救護所における医薬品等の供給管理

ウ　医薬品等集積所における医薬品等の仕分け及び管理

エ　災害医療救護班長（責任者）が指示する事項及びその他医療活動に関すること

(3) 施設運営班

施設運営班は次の活動のとおり救護所の運営を実施する。

①　施設運営班の活動内容

ア　救護ボックス用品、救護所設置物品の調達、開設準備

イ　災害対策本部及び医療救護活動本部との連絡調整

ウ　応援救護班の要請及び受入調整
エ　搬送先の調整
オ　その他施設運営に関すること

(4) 医療費
ア　避難所等の救護所の医療費は、無料とする。
イ　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

4　医療マンパワーの確保

(1) 医療マンパワーの活動の調整

龍野健康福祉事務所（地域保健医療情報センター）は、町の被災状況や要望に基づき、救護班、医師、歯科医師、看護師、薬剤師等の医療ボランティアの配置、調整、医療提供内容の指導等、マンパワーの活動調整を行う。

(2) 保健医療活動チームの派遣調整（受援にかかる調整）

町及び龍野健康福祉事務所は、必要時、保健医療活動チームの派遣要請を行う。※DPATの派遣要請については第3編第3章第7節「保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施」参照

DMAT ： 県（医務課）、連絡が取れない場合は災害医療センター
（災害救急医療情報指令センター）

医療救護班 ： 龍野健康福祉事務所又は県（医務課）

※医療救護班

災害拠点病院をはじめ、日本赤十字病院、県立病院、国立病院（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人及び独立行政法人労働者健康福祉機構等）、公的病院、私的医療機関（JMAT兵庫：兵庫県医師会・兵庫県歯科医師会・兵庫県薬剤師会・兵庫県看護協会）

県は、町又は龍野健康福祉事務所からの要請があった場合、又は必要と認める場合は、関係機関に対し保健医療活動チームの編成と派遣を要請する。

被災地に入った保健医療活動チームは、龍野健康福祉事務所、太子町災害対策本部等の指揮下で、発災直後は外科的治療を中心に、傷病者のトリアージ、応急措置、重症者の搬送の指示・手配等を行う。

その後は内科的治療を中心に、乳幼児、高齢者等の災害時要配慮者の健康管理に努めるとともに、急性疾患の治療、慢性疾患の継続治療、避難所等での保健予防活動の確保に係る調整業務の支援などにあたることとする。

(3) その他の医療ボランティア

他府県等から参集した医療ボランティアは、災害医療センターに指示された場所において、また現地に直行したボランティアは、龍野健康福祉事務所又は町に指示された場所において、太子町災害対策本部の指揮下で活動を行う。

第 3　負傷者の搬送

医療救護班は、医療又は助産救護を行った者のうち、収容する必要があるもの(重篤患者)を後方医療施設に搬送するよう町、西はりま消防組合太子消防署及び関係機関に要請する。

後方医療機関は、原則として救急病院で対処するものとする。

1　搬送体制

原則として、被災現場から避難所等までは、町において対応し、救護所から後方医療機関施設までは、町及び西はりま消防組合太子消防署等関係機関において対応する。

2　搬送方法

町は、重篤患者の後方医療施設への搬送は、原則として次の方法により行う。

(1) 消防機関に搬送を要請する。
(2) 公用車又は医療救護班の使用している自動車により搬送する。

(3) 町職員及び消防関係機関、自主防災組織員、事業所所員により担架で搬送する。
(4) 道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターによる患者搬送を行えるよう県(消防保安課)、自衛隊等と調整を行う。(第3編第3章第3節「応援要請計画」第3款「県消防防災ヘリコプターの支援要請」参照)

(搬送システム)

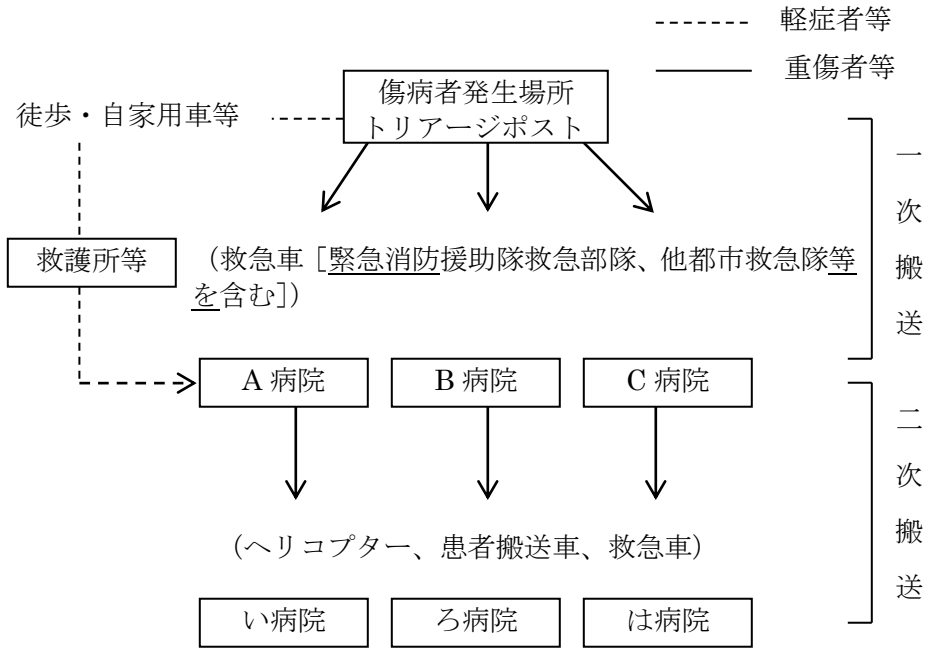

第 4　医療、救護資機材の調達

救護所等で使用する医薬品等は、町の備蓄する医薬品を優先的に使用しするものとし、不足したときは、薬剤師会等に供給を要請、調達するものとし、なお、不足する場合は、県に対して要請する。

1　品目

区分	期間	主な医薬品
緊急処置用	発災後3日間	輸液・包帯・消炎鎮痛剤・殺菌消毒剤等
急性疾患用	3日目以降	風邪薬・うがい薬・整腸剤・抗不安剤等
慢性疾患用	避難所の長期化	糖尿病、高血圧等への対応

町は、特に、発災後3日間に必要となる医薬品等の迅速、的確な確保に配慮する。

2　調達方法

町は、救護所等で使用する医薬品を確保することとする。

また、医療機関で使用する医薬品は、各医療機関でも備蓄しているが、不足が生じる場合、龍野健康福祉事務所等と連携し、補給を行う。

3　搬送、供給方法

(1) 医薬品の搬送は、原則として町が実施する。

(2) 販売業者は、町域の集積基地まで搬送し、町は、集積基地の選定、仕分け・運搬人員の確保、保冷車等運搬手段を確保し、救護所等への供給を行う。なお、状況により、自衛隊等に搬送を要請するなど目的地への迅速な供給に努める。

(3) 県は、集積基地での仕分けについて安全管理に努めるとともに、専門知識を有する人材（災害時薬務コーディネーター）による整理分類が必要であるため、薬剤師会等の協力を要請する。

(4) 血液製剤等の供給

医療助産救護活動に際して、血液が必要な場合、町長は、県知事に要請する。県は、兵庫県赤十字血液センターから調達する。

第 5 医療施設の応急措置

1 ライフラインの確保

(1) 町は、医療機関への上水の提供について上下水道事業所と調整を行う。

(2) 町は、プロパンガス協会に対し医療機関へのガスの優先的な供給について要請する。

(3) 町は、ライフラインの途絶等により患者の食事の提供が不可能となった医療機関に対し給食を提供するため、給食事業者等に要請を行う。

第 6 個別疾病対策

1 人工透析

県及び関係機関と協力して慢性腎障害患者やクラッシュシンドローム(挫滅症候群)による急性腎障害患者に対して、継続して人工透析の治療を行えるようにする。

また、透析医療の実施には、水・医療品等が不可欠であるため、関係機関に要請し、優先的に確保する。

2 難病等

(1) 情報収集及び連絡

近隣市町も含め難病患者の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報紙、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等へ情報を提供する。

また、受療の確保を図るため、県に必要な要請を実施する。

(2) 医療品等の確保

把握した医療機関における医療品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずるよう県に要請する。

災害拠点病院一覧

2次医療圏域名	病院名	住所	電話
中播磨（西播磨）	兵庫県立はりま姫路総合医療センター	姫路市神屋町 3-264	079-289-5080
	姫路赤十字病院	姫路市下手野1-12-1	079-294-2251
	姫路医療センター	姫路市本町 68	079-225-3211
西播磨	赤穂市民病院	赤穂市中広 1090	0791-43-3222

2 次救急医療機関一覧

［主な町外医療施設（救急告示医療機関)］　（令和6年 1 月 1 日現在）

医療施設名称	住所	電話
たつの市		
栗原病院	たつの市龍野町富永 495-1	0791-63-0572
とくなが病院	たつの市神岡町東觜崎 473-5	0791-65-2232
たつの市民病院	たつの市御津町中島 1666-1	079-322-1121
龍野中央病院	たつの市龍野町島田 667-1	0791-62-1301
八重垣病院	たつの市新宮町井野原 531-2	0791-75-1222
いたがき総合診療クリニック	たつの市揖西町南山 2-110	0791-66-1109
相生市		
半田中央病院	相生市旭 3-2-18	0791-22-0656
赤穂市		
赤穂市民病院 （災害拠点病院）	赤穂市中広 1090	0791-43-3222
赤穂中央病院	赤穂市惣門町 52-6	0791-45-1111
姫路市		
姫路田中病院	姫路市書写 717	079-267-2020
姫路医療センター （災害拠点病院）	姫路市本町 68	079-225-3211
八家病院	姫路市西今宿 2-9-50	079-298-1731
姫路第一病院	姫路市御国野町国分寺 143	079-252-0581
姫路赤十字病院 （災害拠点病院）	姫路市下手野 1-12-1	079-294-2251
姫路中央病院	姫路市飾磨区三宅 2-36	079-235-7331
石川病院	姫路市別所町別所 2-150	079-252-5235
長久病院	姫路市広畑区小松町 2-66-1	079-237-5252
井野病院	姫路市大塩町汐咲 1-27	079-254-5553
国富胃腸病院	姫路市青山 3-33-1	079-266-2355
城陽江尻病院	姫路市北条 1-279	079-225-1231
神野病院	姫路市飾磨区下野田 2-533-3	079-235-5501
酒井病院	姫路市飾西 412-1	079-266-8833
入江病院	姫路市飾磨区英賀春日町 2-25	079-239-3121
姫路聖マリア病院	姫路市仁豊野 650	079-264-2001
ツカザキ病院	姫路市網干区和久 68-1	079-272-8555
厚生病院	姫路市御立西 4-1-25	079-292-1109
姫路愛和病院	姫路市飯田 3-219-1	079-234-2117
兵庫県立はりま姫路総合医療センター(災害拠点病院)	姫路市神屋町 3-264	079-289-5080
広畑病院	姫路市広畑区夢前町 3-1	079-230-0008
金田病院	姫路市夢前町前之庄 2934 番地 1	079-336-0016
	宍粟市	
宍粟総合病院	宍粟市山崎町鹿沢 93	0790-62-2410
	佐用町	
佐用共立病院	佐用郡佐用町佐用 1111	0790-82-2321
佐用中央病院	佐用郡佐用町佐用 3529-3	0790-82-2154

第3節　交通・輸送対策の実施

第1款　交通の確保対策の実施［まちづくり班］

第1　被災情報及び交通情報の収集

道路管理者、たつの警察署は、緊密に連携し、それぞれ所管する道路あるいは地域について道路の点検を行い、被災状況等を把握するとともに、通行の禁止又は制限に関する情報を収集することとする。

第2　陸上交通の確保

道路管理者、たつの警察署は、把握した被災状況等に基づき、通行禁止等の措置をとることとする。

1 道路法（第46条）に基づく応急対策

道路管理者は、道路の損壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

2 被災地域への流入抑制

たつの警察署は、災害が発生した直後、人命救助、被害の拡大防止、負傷者の搬送等に要する人員及び物資の輸送を行う車両等の通行の確保を図るため、災害発生直後は、被災地域への車両の流入抑制を図り、緊急通行車両など災害発生の初期段階において真に必要な車両の通行を確保するため、高速自動車国道・自動車専用道路を中心として、道路交通法第4条による広域的な交通規制を速やかに実施する。

3 災害対策基本法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間程度）

道路交通は混雑し、被害の拡大や二次災害が発生することが予想され、住民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消防等の災害応急対策のための緊急交通路の確保等が中心となるので、県公安委員会は、道路交通の実態を迅速に把握し、災害対策基本法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することとする。

県公安委員会は、災害対策基本法に基づく交通規制を行う場合、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間（終期を定めない場合は始期）などあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知することとする。

4 緊急交通路の通行を認める車両

(1) 緊急通行車両

緊急自動車その他災害応急対策に使用される車両であって、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下、「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により、常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両。

(2) 規制除外車両

民間業者等による社会経済活動のうち、大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両、災害応急対策等に従事する自衛隊及び外交官関係の車両で特別な自動車番号票を有するものであって、県公安委員会の意思決定により通行を認める車両。

5 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡をとりつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、緊急通行車両、規制除外車両の事前届出を受理することとする。

6 緊急通行車両、規制除外車両の確認

(1) 県公安委員会は、緊急通行車両、規制除外車両であることの審査確認を行い、標章及び確認証明書を交付することとする。

(2) 緊急通行車両、規制除外車両の事前届出がなされている車両については、他に優先し

て手続を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略することとする。

7 道路交通法に基づく交通規制（発災時から4、5日ないし1週間目以降）

この時期は、医療活動、感染症対策、被災者への生活物資の補給、ガス・電気・水道等のライフラインの復旧等の活動が本格化し、これらに併行して、道路の補修等も進み、物資等の輸送が活発化することから、県公安委員会は、災害応急対策を主眼とした災害対策基本法に基づく交通規制から道路交通法に基づく交通規制に切り替えることとする。

8 災害対策基本法に基づいた道路管理者等による措置命令及び措置（災害対策基本法第76条の6）

道路管理者は、道路上に放置車両や立ち往生した車両等が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置を命じ、又は道路管理者等自ら当該措置をとることとする。

なお、当該措置をとる上で、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない必要があるときは、道路管理者等は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用等することとする。

9 道路法（第17条第8項）に基づく町管理道路の啓開・災害復旧工事の代行

町は、町が管理する町道について、道路の維持又は災害復旧に関する工事の実施体制等を勘案し、町で啓開又は災害復旧に関する工事が困難な場合、県に代行を要請する。

第3 障害物の除去

1 道路啓開の実施

道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り計画的に道路啓開を実施することとする。

(1) 国道、県道、幹線町道を各道路管理者は優先的に除去する。又、道路上への建物の倒壊による通行不能箇所は、可能な限り復旧する。

(2) 占用物件による障害物は、占用者が除去する。

(3) 実施は、自らの応急対策機械器具を用いるほか、必要に応じて災害応援協定を締結している太子建設組合及び兵庫自動車整備振興会西播西支部の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。

(4) 障害物の除去は、原状回復ではなく、応急的な除去とする。

(5) また、障害物の集積場所は、付近遊休地を一時的に利用し、その後、町及び近隣市町が指定した場所に処分する。

2 河川関係の障害物の除去

降雨等による二次災害を防ぐため、林田川・大津茂川は、各管理者に連絡し除去を依頼する。又、雨水幹線は、町が応急対策機械器具を用いるほか、必要に応じて町の土木業者の協力を得て、速やかに障害物の除去を行う。

第2款　緊急輸送対策の実施［総務班］

第1　輸送の対象

1　活動方針

災害時の陸・空のあらゆる手段を利用した緊急輸送対策について定める。

2　緊急輸送手段の確保

(1)　緊急車両の調達

災害時における食料や救援資機材の輸送、負傷者や災害活動要員等の輸送に必要な緊急車両については、町が所有する全車両を充てるほか、陸運事務所、(社)兵庫県トラック協会等に協力を要請する。さらに、不足する場合は、県に応援要請を行う。

［連絡先］

名称	電話
(社)兵庫県トラック協会	078(882)5556

(2)　緊急車両の確認

災害発生時における緊急車両の確認手続きは、県知事及び県公安委員会が実施する。

交通規制が実施された場合、町が使用する車両は、災害対策本部総務部総務班が県知事及び県公安委員会等に緊急車両の申請を行い、確認を得て、標章並びに証明書の交付を受ける。

(3)　確認対象車両

①　警報の発令及び伝達並びに避難指示等に使用するもの
②　消防、水防、その他応急措置に使用するもの
③　被災者の救援、救護活動に使用するもの
④　被災児童及び被災生徒の応急教育に使用するもの
⑤　施設及び設備の応急復旧に使用するもの
⑥　清掃及び防疫その他保健衛生に使用するもの
⑦　遺体の輸送等に使用するもの
⑧　犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に使用するもの

(4)　資材等輸送順位

資機材等の輸送順位は原則として次のとおりとする。

1位	医療救護班の派遣
2位	医薬品
3位	飲料水
4位	食料等生活必需品
5位	ライフライン復旧班

第2　輸送方法等

1　活動方針

災害時における輸送方法、緊急輸送路等の確保を図る計画を定める。

2　車両輸送

(1)　車両管理

災害対策本部が設置されたときは、庁用車及び調達車は、すべて総務部総務班が集中管理する。ただし、すでに各課に配属されている車両は、総務部総務班から要請があるまで当該課が実施する応急業務に使用することができる。

(2)　車両等の運用

車両の運用は、総務部総務班が災害対策本部各部の要請に基づき使用目的に合わせた適正車両の運行に努める。また、状況により自転車等を利用して輸送することとする。

(3)　緊急輸送路の確保

緊急輸送路は、次の路線とする。

＜町内の緊急輸送道路（県指定）＞

○一般国道 2 号（太子竜野バイパス）
○兵庫県道 725 号門前鵤線（門前交差点・たつの市界）
○一般国道 2 号・一般国道 179 号（姫路市界～たつの市界）
○兵庫県道 27 号太子御津線（鵤交差点～姫路市界）

3　鉄道輸送応急対策の実施に必要な人員及び機材等の輸送を西日本旅客鉄道(株)等に協力要請する。

連絡先

名称	電話
西日本旅客鉄道（株）網干駅	079(274)1313
西日本旅客鉄道（株）網干総合車両所	079(276)8050

4　広域輸送拠点

県は、災害時の物資等の広域輸送拠点として、広域防災拠点を充てることとしている。町では、上郡町内に立地する西播磨広域防災拠点（播磨科学公園都市内）が該当する。

地域	所在地	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能
西播磨	上郡町	西播磨広域防災拠点 （播磨科学公園都市内）	○	○	○

第3款　ヘリコプターの運航　［統括班、総務班、環境班］

第1　県消防防災ヘリコプターの支援要請

1　支援要請

現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の用務に関して町の要請に基づき県消防防災ヘリコプターの支援を行う。

(1)　救急活動
(2)　救助活動
(3)　火災防御活動
(4)　情報収集活動
(5)　災害応急対策活動

2 要請手続

県に対するヘリコプターの支援要請は、町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長又はそれらの者から委任された者が、3に示す要請先に行うものとし、その後、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書を消防防災航空隊にファクシミリ等により提出することとする。

ただし、県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合は、災害対策本部事務局に要請を行うこととする。

3 要請先

(1) 県災害対策本部非設置時

・昼間（ 8:45～17:30）の要請は西はりま消防組合に行う。

・夜間（17:30～翌朝8:45）の要請は神戸市消防局警防部司令課に対して行う。

神戸市消防局警防部司令課　TEL (078)333-0119
FAX (078)325-8529

(2) 県災害対策本部（災害警戒本部）が設置された場合

災害対策本部事務局　TEL (078)362-9900
（県災害対策センター内）　FAX (078)362-9911

4 要請に際し連絡すべき事項

(1) 災害の発生場所、発生時間、内容、原因
(2) 要請を必要とする理由
(3) 活動内容、目的地、搬送先
(4) 現場の状況、受入体制、連絡手段
(5) 現地の気象条件
(6) 現場指揮者
(7) その他必要事項

5 要請者（町）において措置する事項

(1) 離発着場の選定
(2) 離発着場における措置（散水、ヘリポート表示、風向表示、ヘリコプターの誘導）
(3) 着陸する場所には適当な人員を配置し、危険防止のため安全確保等の措置を行う。
(4) 着陸場に至る交通機関等は、要請者において確保する。
(5) 現地責任者は離着陸場に待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたる。
(6) 緊急搬送の場合は、患者の航空機輸送について医師が承認していることを明らかにする。

なお、搬送のため、搭乗できる者は、医師又は看護師1名とする。

ベースヘリポート

ヘリポート名	所在地	利用可能な機種	敷地の広さ
太子町総合公園陸上競技場	太子町佐用岡 246 番地 1	大・中・小	70m×100m

6 現地ヘリポート

被災地ヘリポートは、学校の校庭等を利用し、その都度設定するものとする。設定基準及び設定方法は、資料・様式編の「ヘリポートの具備すべき条件」に示す。

7 患者の搬送

患者の搬送については、医師が承認し、同乗するよう措置する。併せて受入先の病院、窓口責任者等について体制の整備を図っておくこととする。

第2 他機関所有ヘリコプターの要請

町からの要請に基づき、県は、大規模災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要と認める場合は、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

町が要請する場合も、要請先は、県消防防災ヘリコプターの場合と同様とする。
(ヘリコプターを有する他機関)。

・他府県消防本部等(「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による)
・近畿地方整備局(「災害時等の応援に関する申し合わせ(H17.6.14)」による)
・海上保安本部
・自衛隊 等

防災航空隊緊急運航要請実務フロー

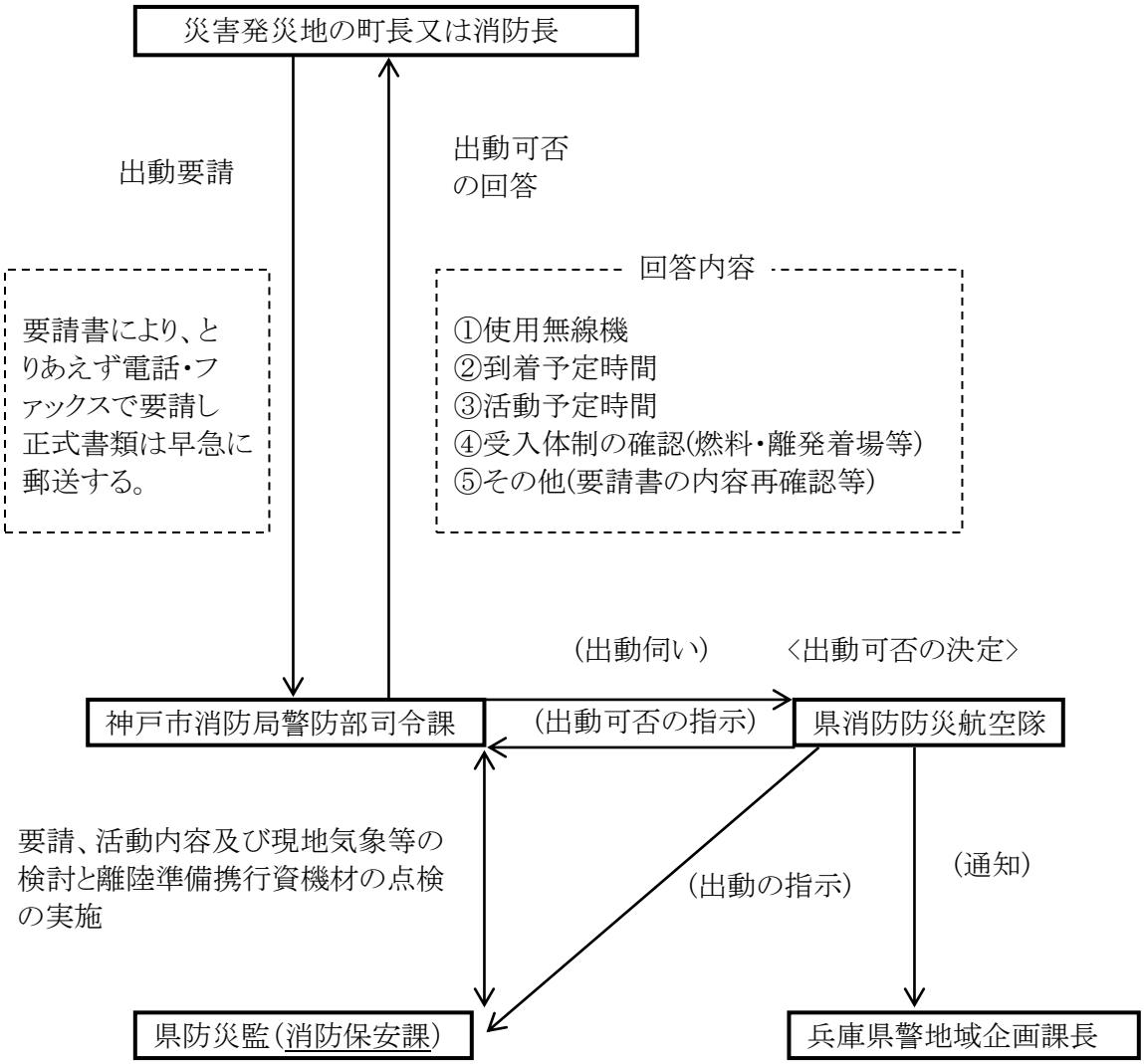

第4節 避難対策の実施

第1款　避難の指示及び避難の実施 ［統括班、消防団］

第1　避難の指示等の発令者

1 避難の指示

避難の指示の実施責任機関は次の通りとするが、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。

［避難の指示の実施責任機関］

実施者	災害の種類	根拠
町長	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官	災害全般	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条第 1 項
知事又はその命を受けた者	洪水、雨水出水 地すべり	水防法第 29 条 地すべり等防止法第 25 条
水防管理者	洪水、雨水出水	水防法第 29 条
自衛官	災害全般	自衛隊法第 94 条

2 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法に基づいて行うこととする。

なお、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事は、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする。

［警戒区域の設定の実施責任機関］

実施者	災害の種類	根拠
町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の吏員	災害全般	災害対策基本法第 63 条第 1 項
警察官	災害全般 火災 水災 火災・水災以外	災害対策基本法第 63 条第 2 項 消防法第 28 条第 2 項 水防法第 21 条第 2 項 消防法第 36 条
消防吏員・消防団員	火災 水災 火災・水災以外	消防法第 28 条第 1 項 水防法第 21 条 消防法第 36 条
水防団長・水防団員	水災	水防法第 21 条
自衛官	災害全般	災害対策基本法第 63 条第 3 項

注)「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定する「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」については、第2編第4章第2節「地盤災害の防止施設の整備」を参照。

第2　避難の実施

1 組織的避難を要する場合

(1) 火災の延焼拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合

(2) 地すべり等、大規模な地盤災害が予想され、又は発生した場合

(3) 不特定の多数の者が集まる施設、学校、病院、工場等防災上重要な施設において避難

を必要とする場合

2　避難のための指示

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の基準

① 町は、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者等、特に避難行動に時間を要する者に対して避難行動を開始することを求める必要があるときは、「警戒レベル3、高齢者等避難」を発令することとする。

② 町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めることとする。

③ 町は、避難指示等の的確な判断に資するため、気象台との間のホットラインや防災気象情報システムの活用等を図ることとする。

④ 町は、土砂災害における避難指示等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、周辺の渓流・斜面の状況、気象状況、県の補足情報等も合わせて総合的に判断することとする。

⑤ 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し「警戒レベル4、避難指示」を発令することとする。災害が実際に発生している又は切迫している状況を把握した場合には可能な範囲で「警戒レベル5、緊急安全確保」を発令することとする。

⑥ 町長は、避難行動要支援者等への高齢者等避難、避難のための立退きを指示し、又は立退先を指示したとき、また、緊急安全確保を発令したときは、速やかにその旨を知事に報告することとする。

⑦ 警察官は、町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は町長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官は直ちに避難の指示をした旨を町長に通知することとする。

⑧ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせた者に警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることとする。

⑨ 町は、避難指示等の迅速・的確な判断をするため、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報等を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を事前に明確にしておくよう努めることとする。

⑩ 町は、災害の危険性の少ない人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定することとする。

⑪ 町は、避難時の周囲の状況等により避難のための立退きを行うことがかえって危険を伴う恐れがあり、かつ、事態に照らして緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での退避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

⑫ 県は、河川水位情報や土砂災害警戒情報など、町における避難指示等の判断に資する情報の迅速、的確な提供に努めることとする。

[避難指示等一覧]

避難情報等	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル5】 緊急安全確保 (町長等が発令)	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険　直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル4】 避難指示 (町長等が発令)	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル3】 高齢者等避難 (町長等が発令)	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

〔参考〕高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の参考となる情報
○河川等の氾濫・・・・・・・水位の状況（警戒水位、洪水特別警戒水位等）、河川の状況、気象状況等（洪水予報河川、水位周知河川、小河川・水路等で条件が異なる）
○雨水出水・・・・・・・・・・・公共下水道等の排水施設等の水位の状況（雨水出水特別警戒水位）
○土砂災害・・・・・・・・・・・濁流、斜面の状況、降雨指標値、気象状況等
（「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討報告」ほかより）

(2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の内容
町長等は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図ることとする。
① 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保が出された地域名
② 避難経路及び避難先
③ 避難時の服装、携行品
④ 避難行動における注意事項

(3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法
① 町は、直ちに、防災行政無線（同報等）、Lアラート（災害情報共有システム）、たいし安全安心ネット、緊急速報メール、広報車等による広報、サイレンの半鐘、インターネット、ファクシミリ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図るとともに、たつの警察署、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。
② 町は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。
③ 町は、災害時要配慮者への伝達に際しては避難支援計画等を踏まえ、それぞれのニーズに応じた情報伝達手段を準備するなど、十分な配慮を行うこととする。
④ 町は、避難指示等の伝達にあたっては、事前に作成した例文により、住民のとるべき行動が明確にわかりやすく伝わるよう、努めることとする。

＜指示等の伝達系統＞

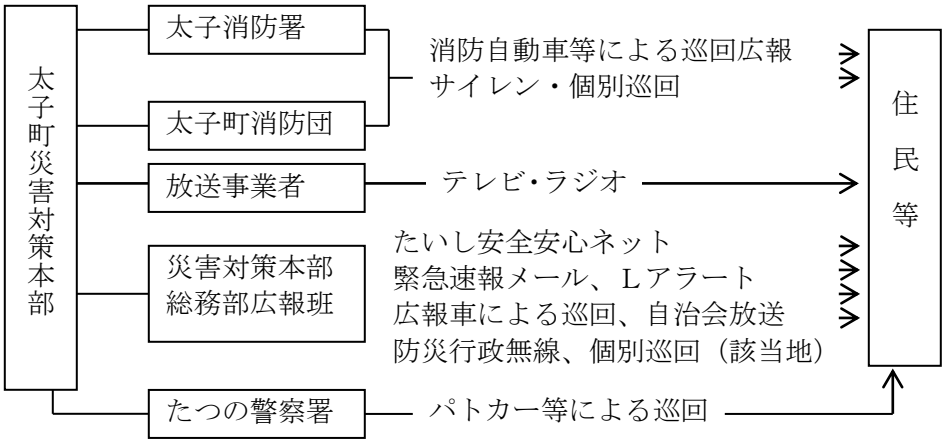

＜伝達文例＞

□ 警戒レベル3、高齢者等避難

緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難発令。こちらは、太子町です。 ただ今、〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。〇〇地区 に警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。お年寄りの方など避難に時間がかかる 方は、〇〇公民館へ避難してください。その他の方は避難の準備を始めてください。

□ 警戒レベル4、避難指示

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難指示発令。こちらは、太子町です。〇時〇分に〇〇地区に避難指示を発令しました。〇〇地区に警戒レベル4、避難指示を発令しました。〇〇川が決壊するおそれが高まっており、危険です。緊急に〇〇公民館へ 全員避難してください。避難する時間のない方は、近くの安全な建物に待避してください。なお、浸水により〇〇道は通行できません。

□ 警戒レベル5、緊急安全確保

緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。こちらは、太子町です。〇時〇分に〇〇地区に警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。〇〇地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により〇〇道は通行できない状況です。〇〇地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。

3 警戒区域の設定

(1) 設定の基準(災害全般)

① 町長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。

② 警察官は、町長(権限の委任を受けた町の職員を含む)が現場に居ないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

③ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、町長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を町長へ通知することとする。

(2) 規制の内容及び実施方法

① 町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。

② 町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施することとする。

4 避難誘導

(1) 町は、消防機関、たつの警察署、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。

(2) 町は、災害時要配慮者の所在を把握しておくとともに、避難支援者、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。

また、町は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意することとする。

(3) 学校、避難所においては、各施設の管理者が、児童・生徒・施設利用者等を安全に避難誘導する。

また、町は、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずべきことにも留意することとする。

(4) 住民は、「マイ避難カード」等を活用し、自らの避難行動に移るタイミング（逃げ時）、避難所、避難経路等を把握しておくこととする。

(5) 住民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。また、火災等の危険が高い地域では、広域避難地で安全を確認してから避難所へ向かうこととする。

(6) 町は、避難に自家用車を使用し浸水等に巻き込まれることのないよう普及啓発に努めることとする。（地域の実情を踏まえ、自動車避難を受け入れる地域は除く）

(7) 町は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、近隣のより安全な建物への緊急的な退避や屋内での待避等の安全確保措置を指示することができることとする。

5 避難の準備

(1) 避難に際し、火気、薬品その他危険物等の始末及び電気、ガスの保安措置を行わせること。

(2) 食料及び飲料水、最小限の着替え、常用医薬品、照明器具等を携行させること。

(3) 避難時の状況に応じて、防寒着、雨具等を携行させること。

住民の安全な避難を第一の目的とし、過重な携行品等により避難者の生命に危険が認められるとき、又は円滑な避難が困難な場合は、携行品等について適当な制限措置を講ずる。

6 避難の方法

避難の方法については、次のように指導する。

(1)避難に際しては、自主防災組織又は近隣等で互いに助け合い集団行動をとる。（自治会で定める一時集合場所へ参集する。）ただし、 避難経路上で既に浸水や土砂災害が発生しているといった場合は、状況により垂直避難（近傍にある堅牢な建物の上層階へ緊急避難）を行う。

(2)避難の順序は、病人・災害時要配慮者・乳幼児・身体障害者・妊産婦を優先し、一般住民を次順位とする。

(3)避難開始とともに、警察官・太子町消防団員等により必要な警戒連絡にあたらせる。

(4)自動車による避難は、直ちに中止させる。

(5)服装、携行品等

① 服装は軽装とするが、靴をはき、帽子(ヘルメット)をかぶる。

② 非常袋(食料・タオル・チリ紙・懐中電灯・緊急薬品・雨具、マスク等感染対策用品等)、水筒、貴重品等を携行する。なお、家具・大量の衣類等は、持ち出さない。

7 避難指示等発令基準(洪水)

洪水による大きな被害が想定される浸水想定区域（水防法第14条）については、避難判断

水位（特別警戒水位）（水防法第13条）等を指標として判断する。なお、判断に当たっては、上流域の状況、気象台や河川管理者の助言、現場の巡視報告、通報等を参考に総合的かつ迅速に行う。

避難情報	林 田 川・大 津 茂 川
【警戒レベル3】 高齢者等避難	・基準観測点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）を超え、避難判断水位（特別警戒水位）に達すると予測されるとき。 観測点　はん濫注意水位（警戒水位）（m） 〈林田川〉　誉　（県）　1．4 〈大津茂川〉　勝原　（県）　2．1
【警戒レベル4】 避難指示	・基準観測点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき。 観測点　避難判断水位（特別警戒水位）（m） 〈林田川〉　誉　（県）　1．9 〈大津茂川〉　勝原　（県）　2．5

8 避難指示等発令基準(土砂災害)

避難指示等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、総合的に判断する。

区 分	発 令 基 準
【警戒レベル3】 高 齢 者 等 避 難	・大 雨 警 報（土 砂 災 害）が 発 表 され、かつ、土 砂 災 害 の 危 険 度 分 布 が「警 戒（赤）」となったとき ・数 時 間 後 に 避 難 経 路 等 の 事 前 通 行 規 制 等 の 基 準 値 に 達 す る ことが想 定 されるとき ・高 齢 者 等 避 難 の 発 令 が 必 要 となるような 強 い 降 雨 を 伴 う 前 線 や 台 風 等 が、夜 間 から 明 け 方 に 接 近・通 過 することが 予 想 さ れるとき（大 雨 注 意 報 が 発 表 され、当 該 注 意 報 の 中 で、夜 間 ～翌 日 早 朝 に 大 雨 警 報（土 砂 災 害）（警 戒 レベル3相 当 情 報 [土 砂 災 害]）に 切 り 替 え る 可 能 性 が 高 い 旨 に 言 及 され て い る 場 合 など）（夕 刻 時 点 で 発 令） ・近 隣 で 土 砂 災 害 前 兆 現 象（湧 き 水、地 下 水 の 濁 り 等）を 発 見 したとき
【警戒レベル4】 避 難 指 示	・土 砂 災 害 警 戒 情 報 が 発 表 されたとき ・土 砂 災 害 の 危 険 度 分 布 で「非 常 に 危 険（うす 紫）」となったとき ・避 難 指 示 の 発 令 が 必 要 となるような 強 い 降 雨 を 伴 う 前 線 や 台 風 等 が、夜 間 から 明 け 方 に 接 近・通 過 することが 予 想 される 場 合（夕 刻 時 点 で 発 令） ・避 難 指 示 の 発 令 が 必 要 となるような 強 い 降 雨 を 伴 う 台 風 等 が、立 退 き 避 難 が 困 難 となる 暴 風 を 伴 い 接 近・通 過 することが 予 想 される 場 合（立 退 き 避 難 中 に 暴 風 が 吹 き 始 めることがないよう 暴 風 警 報 の 発 表 後 速 やかに 発 令） ・近 隣 で 土 砂 災 害 前 兆 現 象（山 鳴 り、湧 き 水・地 下 水 の 濁 り、渓 流 の 水 量 の 変 化、渓 流 付 近 で 斜 面 崩 壊、斜 面 のはらみ、擁 壁 等 に 亀 裂 やひび 割 れ）が 発 見 されたとき
【警戒レベル5】	＊「立 退 き 避 難」を 中 心 とした 行 動 から「緊 急 安 全 確 保」を 中 心

緊急避難措置	とした行動変容を特に促したい場合に発令することが考えられ、例えば以下のいずれかが該当する(必ず発令しなければならないわけではなく、これら以外の場合においても居住者等に行動変容を求めるために発令することは考えられる)。 ・大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表されたとき ・土砂災害の発生が確認されたとき

9 避難指示等の解除

町長は、災害による危険が去ったと認めるときは、避難指示等を解除する。解除の伝達は、「2(3) 指示等の伝達系統」を準用する。

また、避難指示等を解除したときは、避難している居住者等に対し、直ちにその旨を通知する。

第2款 避難所の開設・運営等 [学校教育班、福祉班、環境班、社会教育班]

第1 避難所の開設

避難所の開設基準等は、災害救助法が適用されるときは同法によるものとし、適用されないときは、町の定めるところによることとする。

1 基本方針

(1) 原則として町長が避難所の開設の要否を判断するが、状況に応じて施設管理者、自主防災組織代表者等が応急的に開設することとする。

(2) 町は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(3) 町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討することとする。

(4) 町は、避難所での3密(密閉・密集・密接)を回避することにより、指定避難所等だけでは想定収容人員の不足が生じる等の場合には、ホテルや旅館等の避難所としての活用等を検討することとする。

(5) 町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

2 各避難所の開設

町域内の避難所は下記を指定する。指定避難所は、資料・様式編の「避難場所・指定避難所一覧」に示す。

(1) 指定避難所

小中学校、公民館等の公共施設を避難所として指定し、施設管理者、自主防災組織等の協力を得て開設する。

(2) 災害支援協定避難所

協定書に基づき必要な場合に開設する。

(3) 福祉避難所

指定の避難所等での生活が困難な災害時要配慮者等のため協定書に基づき必要な場合に開設する。

3 避難所の追加指定等

想定を超える被害のため、避難所の不足が生じた場合には、立地条件を考慮して、被災者が自発的に避難している施設等を避難所として位置付けることができる。

4 町域外での避難所の開設

町域内の避難所では、不足する場合には、町域外での避難所開設も行うことができることとする。

その場合、隣接市町等の施設を避難所として利用することについて、県に次の事項を明らかにして要請し、隣接市町等と調整して実施することとする。

(1) 避難希望地域
(2) 避難を要する人員
(3) 避難期間
(4) 輸送手段
(5) その他必要事項

5　対象者

災害によって、現に被害を受けた者または現に被害を受けるおそれがある者等

6　開設の時期及び期間

(1)災害発生により、被災者の避難を必要と認めるとき
(2)災害発生のおそれがあり、避難指示等が出されたとき
(3)緊急を要する自主的な避難があったとき
(4)その他必要と認めるとき
(5)避難所の開設期間は、被害の状況、ライフラインの復旧状況、応急仮設住宅の建設状況等を勘案のうえ、県と協議して定めることとする。

7　県への報告

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等について災害対策本部をとおして適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めることとする。

第2　避難所の管理運営

1 町は、避難所の開設時には、職員派遣計画に基づき、迅速に、避難所ごとに担当職員を配置するほか、速やかに避難所の施設の管理者に連絡する。避難所管理者は、避難所の開設準備を行い、 開錠する。避難所管理者や町職員が開設できない場合、自主防災組織など地域で避難所の開設を行う。地域で開設した場合は、災害対策本部へ報告を行う。

また、運営にあたっては、女性の参画を推進するとともに、町、施設管理者、自主防災組織、専門知識を有するNPO・ボランティア等の外部支援者とも連携して、円滑な初動対応を図ることとする。

地域で避難所を開設した場合や避難が長期化した場合、避難所の管理運営は、発災後3日程度を目途として、自主防災組織等の地域組織を中心に、避難者とともに自主的な運営を行うこととする。

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とすることとする。

(1) 施設等開放区域の明示
(2) 避難者誘導・避難者名簿の作成
(3) 情報連絡活動
(4) 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
(5) ボランティアの受入れ
(6) 炊き出しへの協力
(7) 避難所運営組織づくりへの協力
(8) 重傷者への対応

3 避難所の管理運営は、町が住民、教職員、自主防災組織、ボランティア及び関係機関の協

力を得て行う。また、避難所の自治組織の結成を促し、避難者が互いに助け合い、自主的な避難生活が行えるよう支援する。

自主防災組織等は、避難所の運営に対して、町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。

4 避難所管理者は、避難所開設にあたり、事前に運営スタッフの健康チェック・検温の実施、十分な避難スペース等の確保、衛生物資等の設置を行う。避難者の受け入れにあたっては、避難者受付前に健康チェック・検温等を行うほか、身体的距離の確保、換気の励行、体調不良者等の分離など感染症対策に留意した避難所運営を行うこととする。

5 避難所管理者は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、時間経過毎に避難所・避難者に係る情報管理を行い、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を迅速かつ的確に行うこととする。

6 避難所管理者は、町と避難所間の情報伝達手段・ルートを確保することとする。

7 避難所管理者は、ボランティア活動について、受入窓口の設置やボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。

8 避難所管理者は、災害時要配慮者や子育て家庭に対して個々の状況に応じた十分な配慮を行うとともに、ジェンダーフリーの視点をもち、性別によるニーズの違い等について、十分に配慮する。

また、避難所の生活において、高齢者や障害のある人の介護等のためのスペースについて配慮し、管理運営には女性なども関わることができるように配慮する。

〔女性のニーズ例〕

女性専用の物干し場、更衣室や授乳場所の確保、生理用品や女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布、トイレや安全確保への配慮、女性が相談できる場づくり等

［性的マイノリティのニーズ例］

性的マイノリティに配慮した物干し場や更衣室の確保、多目的トイレの設置、アウティング（本人の了解なしに性的マイノリティであることを他人に暴露してしまうこと）防止への配慮等プライバシーの確保、性的マイノリティが相談できる場づくり等

9 避難所管理者は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。

また、たつの警察署、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

10 避難所管理者は、必要により、たつの警察署と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、町で対応が困難な場合は、県が実施することとする。

11 避難所管理者は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーに配慮（避難所開設当初からパーティションを設置する等）するほか、文化的・福祉的（段ボールベッド、栄養バランスの取れた適温の食事等）な観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

12 避難所管理者は、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペース及び資材の確保に努めることとする。

13 避難所管理者は、避難所に避難した路上生活者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

14 学校園においては、避難所運営マニュアルに基づく計画的な運営を行い、幼児児童生徒の安全確保と教育の早期再開に努めることを基本とする。災害初期において、教職員は、可

能な範囲で避難所の運営に協力する。

第3　保健・衛生対策

1　救護班等の活動

第3編第3章第2節第4款「医療・助産対策の実施」を参照。

2　保健活動の実施

第3編第3章第7節第1款「保健衛生活動の実施」を参照。

3　仮設トイレの確保

町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとする。その確保が困難な場合、県があっせん等を行うこととする。

4　入浴、洗濯対策

町は、仮設風呂や洗濯機を設置管理するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に努めるものとする。仮設トイレの確保が困難な場合、県は、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を行うこととする。

5　食品衛生対策

第3編第3章第7節第1款「保健衛生活動の実施」を参照。

6　感染症予防対策

第3編第3章第7節第2款「感染症対策」を参照。

7　避難所で発生するごみの処理

町は、避難所で発生するごみの回収、処理を行う。

第4　避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮

町は、安全が確保された自宅や知人宅など、避難所以外で避難している被災者に対しても、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うとともに、被災者支援にかかる情報を避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても提供する。また、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

第5　宿泊施設、社会福祉施設等の活用

1　町は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の二次的避難所、ホームステイ等の紹介、あっせんを行い、県は、対象施設等の広域的な確保に協力することとする。

2　県、町は、災害時要配慮者のうち、援護の必要性の高い者について、被災地以外の地域にあるものも含め、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れを進めるとともに、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めることとする。

第6　避難所の充実

避難所となる施設は、浸水対策やバリアフリー化するなど、災害時要配慮者に十分配慮することを目標とするとともに、災害時にも、最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備（ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）など計画的な整備を推進する。

第 3 款　広域避難・広域一時滞在　［統括班］

第1　県内における広域避難及び広域一時滞在

1　広域一時滞在を行う必要がある場合

(1)　町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、県内他市町域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、予測さ

れる被災状況又は具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入れについて直接協議することができる。

(2) 町は、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町及び当該市町の受入能力(施設数、施設概要等)その他広域避難又は広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。

2 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県内他市町から被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

第2　県外における広域避難及び広域一時滞在

1 広域一時滞在を行う必要がある場合

町は、県と協議の上、他の都道府県域における広域避難又は広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県と被災住民の受入れについて協議することを求める。

なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

2 広域一時滞在の協議を受けた場合

町は、県から他の都道府県の被災住民の受入れについて協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れる避難所を決定し、被災住民を受け入れる。

第3　被災住民に対する情報提供と支援

1 町は、広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難及び広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

2 広域避難及び広域一時滞在を受け入れた市町村は、町と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

防災関係機関は、被災住民のニーズを十分把握するとともに、相互に連携をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、被災住民等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

第5節　住宅の確保

第1款　実施体制［まちづくり班、調査班］

第1　仮設住宅実施基準

災害のため応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理を必要とする事態が生じた場合であって、災害救助法が適用されたときは、同法の実施基準により知事の権限を委任されて、町長が実施する。

第2　家屋被害調査

災害により被害のあった家屋の損害割合の判定を行い、罹災証明書の発行、さらには義援金、援護金等の援護施策の判定に資するとともに、これらの調査結果を災害の実態として把握する。

1　実施体制

家屋被害調査は、町長の責任で総務部調査班が実施する。被害程度が甚大な場合で町のみでは困難な場合は、県に家屋被害認定士の派遣を要請する。

2　調査方法

(1)　被害調査は、現場活動が終了した時点で開始する。

(2)　被害地域の状況調査により、地域別の被害状況一覧表を作成する。なお、調査を迅速かつ的確に進めるため各自治会長等の協力を得て、地区内の被害者及び被害家屋等の状況の概要について調査を依頼するとともに、被害状況報告書の提出を受けるものとする。

(3)　(2)の調査を基に、個々の被害細部調査を実施し、被害程度の認定基準により被害区分(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊)・床上浸水・床下浸水)を行い世帯別の被害調査票を作成する。

(4)　調査班の編成は、1班3名を基本とするが、調査対象件数等に応じて班編成を組み被害調査を実施する。

(判定基準)

全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の面積がその住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の延面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
大規模半壊	住家がその居住のための基本機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または損害割合(経済的被害)が 40%以上 50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、損壊部分がその住家の延面積の 20%以上 50%未満のもの、または損害割合(経済的被害)が 20%以上 40%未満のものを「半壊」として取り扱う。
準半壊	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。損害割合(経済的被害)が 10%以上 20%未満のものを「準半壊」として取り扱う。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。

3　事後処理

(1)　被害調査班の各班は、事後処理として帰庁後、住宅地図に被害状況別に住宅を色分けして記入する。

(2)　罹災証明の発行をする。

第3　家屋被害認定士の養成

被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施のため、県の実施する家屋被害認定士研修へ職員を参加させ、家屋被害認定士の養成を進める。

第2款　応急仮設住宅の建設［まちづくり班］

第1　災害救助法の実施基準

1　応急仮設住宅設置

(1)　対象者

住宅が全壊、全焼または流失し、他に居住する住家がないものであって、自らの資力では住宅を確保することができないもの。

(2)　費用及び規模

①　規　模　応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定

②　限度額　1戸当たり　5,714,000円

(3)　設置戸数

町内における全焼、全壊及び流失戸数の3割以内

(4)　着工期間

災害発生の日から20日以内とする。

これによりがたい場合は、事前に知事の承認を受けて期間延長する。

(5)　特別基準

①　設置戸数及び限度額の引上げ

住宅事情、経済的事情を十分に検討したうえで申請すべきものとする。

②　着工期間の延長は、必要最小限の期間とする。

(6)　仮設住宅設置箇所

家屋被害の地域的分布、交通条件を考慮した需要予測に基づいて、建設場所、戸数を決定する。

2　住宅応急修理

(1)　対象者

住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力をもって住宅の応急修理を実施できない者（半壊及び準半壊）又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対し、そのままでは住むことができない状態にあるが、破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができる者。

(2)　費用限度額及び規模

居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠くことのできない部分の最小限度の補償費とする。

①　大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯　595,000円以内

②　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯　300,000円以内

(3)　修理戸数

大規模半壊、半焼・半壊、準半壊戸数の3割以内

(4)　修理期間

災害発生の日から3ヵ月以内とする。

これによりがたい場合は知事に承認を受けて期間延長する。

(5) 特別基準
① 修理対象戸数の限度額の引上げ
住宅事情、経済事情を十分検討したうえ申請すべきものとする。
② 完了期間の延長
延長期間は、必要最小限で1ヵ月を超えない期間とする。

3 民間賃貸住宅の借上げ
(1) 県と内閣府の協議に基づき、町は、被災状況や地域の実情等必要に応じて、民間賃貸住宅を借り上げて供給する。
(2) 県及び町は、平時から業界の協力を得られるよう努める。

4 入居者、修理者の選考
(1) 仮設住宅の入居者及び補修対象者の選考は、まちづくり班が担当する。
(2) 選考事務の公正を期するため必要に応じ選考委員会を設置することができる。
委員はその都度町長が任命するものとする。
(3) 選考にあたっては、罹災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等公平な選考に努めるものとする。
(4) 選考基準
① 生活保護法の被保護者及び要保護者
② 特定の資産のない失業者
③ 特定の資産のない寡婦母子父子世帯
④ 特定の資産のない高齢者、病弱者、障害者
⑤ 特定の資産のない勤労者
⑥ 特定の資産のない小企業者
⑦ 前各号に準じる経済的弱者

5 管理主体
町において、通常の管理を行う。

6 生活環境の整備
(1) 県又は町は、仮設住宅の整備と併せて、集会施設（ふれあいセンター）等を整備するとともに、地域の自主的な組織づくりを促進することとする。
(2) 県及び町は、地域の状況により商業施設や医療施設等、生活環境を整備するとともに、福祉や医療サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、ホームヘルパーの派遣等、実情に応じたきめ細かな対応に努めることとする。

第2 仮設住宅建設及び住宅応急修理の方法

1 仮設、修理の方法
(1) 住宅の仮設及び応急修理の施工は、まちづくり班が担当する。
(2) 規模、構造等
設置数、規模、構造、単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に準じて行うものとする。
(3) 工事の施工は原則として工事請負により行うものとする。
(4) 工事の発注は町内建設業者により措置する。

2 仮設住宅設置場所
設置場所(敷地)については、第2編、第2章、第11節　避難対策の充実、第6款仮設住宅の建設可能地の把握による。
(1) 建築資材の調達については、町内建設業者より調達するものとする。
(2) 建築業者の動員
技術者、労務者の動員については、町内建設業者より措置するものとする。
(3) 建築機械の借り上げ

建築土木機械の借り上げは、町内建設業者より措置するものとする。

3　建築資材の輸送措置

調達した建築資材等の輸送は、原則として物資発注先の業者等に依頼するものとするが当該発注先業者等において措置できないときは、第14輸送計画に基づき措置するものとする。

第3　建築資材等調達の要請事項

町長は、町において建築資材等の調達が不可能または困難な場合は、次により県へ要請するものとする。

1　応急仮設住宅の場合
(1)　被害戸数(全壊・全焼・流失)
(2)　住宅設置に必要とする資材、品名及び数量
(3)　住宅設置に必要とする建築業者及び人数
(4)　連絡責任者
(5)　その他参考となる事項

2　住宅応急修理の場合
(1)　被害戸数(大規模半壊、半焼・半壊、準半壊)
(2)　修理戸数
(3)　修理に必要な資材品名及び数量
(4)　連絡責任者
(5)　その他参考となる事項

第4　住宅相談窓口の設置

県及び町は、住宅相談窓口を開設し、住宅の応急復旧の技術指導及び融資制度の利用等について相談に応じることとする。

第3款　住宅等に流入した土石等障害物の除去［まちづくり班、上水道班、下水道班］

第1　土石等障害物の除去

町は、住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、障害物の除去を実施することとする。

また、町は、対応が困難なときは、県に対し、可能な限り次の事項を示して応援を求めることとする。

1　除去を必要とする住家戸数
2　除去に必要な人員
3　除去に必要な期間
4　除去に必要な機械器具の品目別数量
5　除去した障害物の集積場所の有無
6　その他参考となる事項

第2　倒壊家屋の解体・撤去

倒壊家屋について特別措置で解体・除去等を公費で行う場合の手順は以下のとおりとする。

［倒壊家屋の処理手順］
（特別措置で解体・除去等を公費で行う場合）

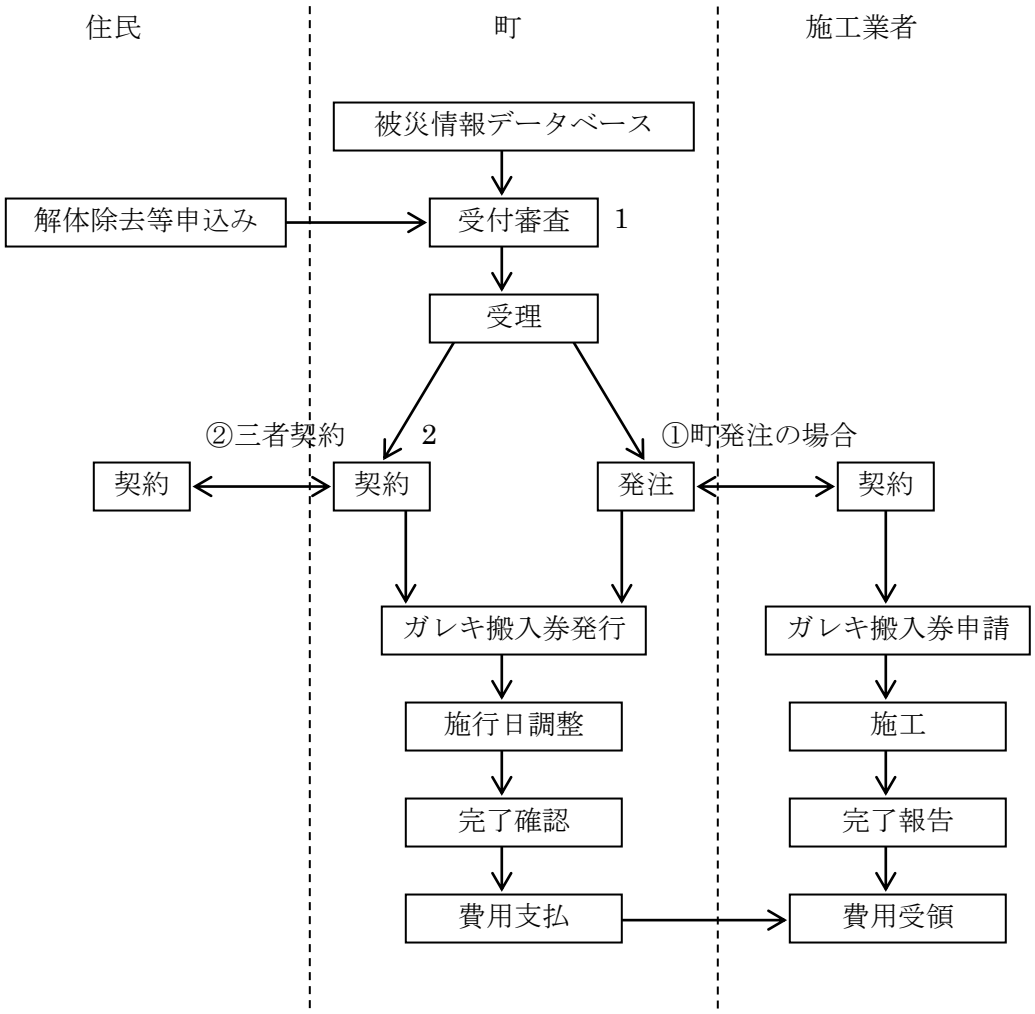

1　受付審査は、被災情報データベースの全半壊家屋データに基づく。
2　契約・発注は、町より直接発注による場合と三者契約による場合がある。

第6節　食料・飲料水及び物資の供給

第1款　食料の供給［福祉班、保健班、産業経済班、学校教育班］

第1　実施体制

災害時において、応急供給を行う対象者の決定は、町長が町内の被害状況及び罹災者の状況等から次の事項を勘案し、選定する。

広域にわたる大災害が発生し、食料の調達が困難な場合は、町は、県に食料の供給及び供給あっせんを要請する。

1　配布の対象者

(1) 避難所等に収容されている被災者

(2) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等の被害を受け、炊事のできない被災者

(3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者

(4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

(5) その他町長が必要と認める者

2　食料の供給

(1) 品目

供給品目としては一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者、妊産婦、乳幼児、食事制限のある方等のニーズにも配慮することとする。

また、食料の備蓄、輸送、配食等にあたっては、管理栄養士の活用を図ることとする。

①炊き出し用米穀、弁当、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食

②即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油、緑茶等の副食・飲料水

③粥、ベビーフード、ミキサー加工食品、とろみ調整剤、アレルゲン除去食品等の食事制限や食形態等に配慮した特別な食品

(2) 避難所からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、管理栄養士等の助言を得ながら当面は加工食品を中心とした供給計画を作成する。

(3) 食料の供給は、原則として産業経済班が避難所で実施し、ボランティア等の協力を得るとともに、関係班と密接な連携を図りながら実施する。

(4) 避難所等での受入れ配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

第2　食料の調達

1　備蓄食料

防災備蓄倉庫より搬出して避難場所等へ配布する。

2　食料の調達

(1) 調達食料

①小売店等の流通業者に手配し、必要品を調達する。
（加工品を原則とする。）

②流通状況に応じて、その他の卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。

③調達食料は、避難所等へ直接搬送することを原則とする。これによりがたい場合は、あらかじめ定めた一時集積場所に受入れ、仕分けのうえ、各避難所へ搬送する。

(2) 救援食料

①町において、食料の調達が困難な場合は、県やその他団体に要請する。

②県及びその他自治体等からの救援食料は、あらかじめ定めた一時集積場に受入れ仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

(3) 食料の保有者との供給協定の締結

小売店等と緊急時における食料の供給協定の締結を結ぶ。

食料供給協定

名称	住所
マックスバリュ西日本㈱	広島市南区段原南1丁目3-52
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
株式会社ホームセンターアグロ	揖保郡太子町老原39

3　食料の搬送

(1)　町は、町の物資輸送拠点を設定し、物資輸送拠点から避難所等まで円滑に食料を輸送できるよう、調整を行う。

(2)　町が実施する食料の搬送については、公用車、応援車を用いる。状況に応じて運送業者に委託する。

(3)　食料の調達については、管理栄養士等の助言を得て実施する。

(4)　食料の保管など衛生管理に必要な資機材の配置に努める。

4　食料受払の管理

食料の受領又は供給について、食料の種類・数量及び供給先等を確認のうえ、食料受払簿等を作成して適切な管理を行う。

5　食料の調達先

食料の調達先は、資料・様式編の「食料の調達先」に示す。

第3　炊き出しの実施及び食料の配分

1　炊き出し

(1)　炊き出しの方法

①産業経済班は、関係部と調整のうえ、避難所内自治組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を行う。

②炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

③他団体等からの炊き出しの申出については、産業経済班が関係部と調整のうえ実施する。

(2)　炊き出し場所

①炊き出しは、各公民館、給食センター（学校給食再開まで）等の公共建築物を利用し実施する。

②太子町学校給食センターの設備が使用できない場合又は調理施設のない公共建築物等においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

(3)　炊き出しの基準及び期間

災害救助法適用の場合は、1人1日基準額以内とし、その期間は災害発生の日から7日以内とする。7日を経過した場合であっても災害対策本部長が必要と認める場合は、その期間を延長することができる。

この場合は、本部長は、直ちに県知事あて期間延長の承認手続きをとる。

(4)　食料の配分

町長は、災害時に避難所又はその近くの適当な場所において、自治会、日赤奉仕団等の協力を得て、迅速、正確、公平に炊き出し及び食品の配分を行う。

(5)　燃料の確保

①町長は、炊き出しに必要なプロパンガス及びガス器具等の支給及び斡旋を行う。

②町長は、炊き出しに必要なプロパンガス及びガス器具等の調整ができないときは、次の事項を示して知事に調達の斡旋を要請する。

ア　必要なプロパンガスの量
イ　必要な器具の種類及び個数

(6)　災害救助法の適用を受けた場合の炊出し用米穀及び乾パン配給経路

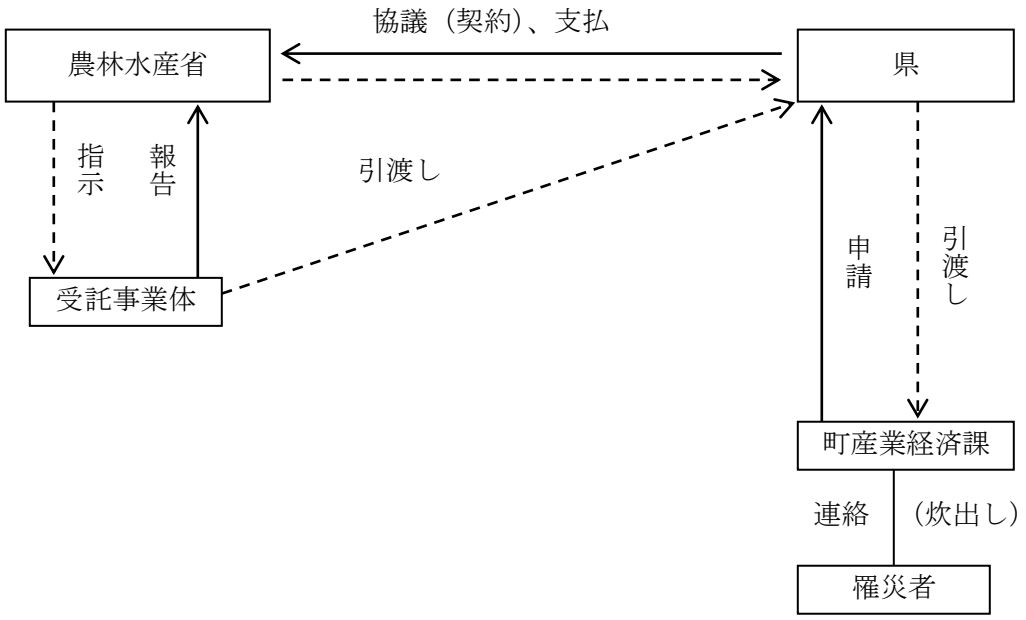

災害救助法適用時
①災害救助法が発動されていること。
②知事が直接町へ売渡しを認める場合もある。
③知事が取扱業者を町へ指定した時は、知事は、農林水産省生産局と売買契約を結ぶ売買契約は、無担保1か月間延納無利息、町はこの期間内の売買契約を結び県に対して支払いを行う。

第2款　応急給水の実施［上水道班］

第1　実施体制

災害時における被災者の飲料水の確保は最も重要であり、水道管が破壊され、飲料水が供給されないときを予測し、飲料水を町が確保する。

給水担当部局は、自衛隊、他市町の協力及び龍野健康福祉事務所の指示を得て実施する。

第2　飲料水及び給水資機材の確保

1　飲料水の確保

災害時の飲料水の確保については、基本的に指定避難場所又は浄水場、給水所において行うものとするが、給水槽が整備されるまでの間は、浄水場などから避難所まで、車両輸送により対応する。

(1)　家庭用水の確保
①貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。
②貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高く、水漏れ等がしないようにし、貯水する水は、衛生的な水を用いる。

(2)　自主防災組織等を中心とする飲料水の確保
①応急給水を実施するため、給水班の編成を準備しておく。
②災害時に利用予定の井戸等の水は、龍野健康福祉事務所の水質検査を事前に実施し

ておき、あらかじめ利用方法を検討しておく。
③給水タンク、ポリタンク等給水資機材を備蓄しておく。

2　給水資機材の確保

現有資機材等

(1) 水源

施設名	供給能力(㎥/日)	所在地
老原浄水場	10,000	太子町老原 574-1

施設名	取水能力(㎥/日)	所在地
老原水源地	9,000	太子町老原 574-1
吉福水源地	7,000	太子町吉福 295-6

施設名	最大貯水量(㎥)
立岡山北配水池	4,000
立岡山南配水池	7,000
太田配水池	5,000

(2) 上水道応援地点

①西播磨水道企業団　　吉福水源地へ
②兵庫県広域水道　　太田配水池へ
③たつの市上下水道部上水道課　　馬場で連結

(3) その他資機材

給水タンク						ポリタンク		給水袋	
容量	数量	容量	数量	容量	数量	容量	数量	容量	数量
0.5t	1 個	1t	1 個	1.5t	1 個	15 ﾘｯﾄﾙ	200 個	6 ﾘｯﾄﾙ	6,600 枚

3　給水量

町(水道事業者)は、災害発生から3日以内は、1人1日3ℓ、10日目までには3～20ℓ、20日目までには20～100ℓを供給することを目標とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させることとする。

内容 時系列	期　間	1人当たり水　量(ℓ／日)	水量の用途内訳	給水方法と応急給水量の想定
第1次給水	災害発生から3日間	3	生命維持のため最小限必要量	自己貯水による利用と併せ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第2次給水	4日目から10日まで 11日目から20日まで	3～ 20 20～100	調理、洗面等最低限生活に必要な水量 最低限の浴用、洗濯に必要な水量	自主防災組織を中心とする給水と応急拠点給水 仮設配管による給水 復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第3次給水	21日目から完全復旧まで	100～被災前水量	通常給水とほぼ同量	仮設配管からの各戸給水 共用栓の設置

※　期間は、水道が4週間以内に応急復旧を終了することを目標とする。

第3　給水方法

本町においては、自己水源として町内に1箇所の浄水場があるほか、県から受水しており、一方、たつの市との連結管を設けており、災害時でもいずれかの水道施設から送水が可能である。

1　給水方法及び広報

給水方法は、水道施設の応急復旧の進捗に合せ、下記のとおり実施する。

(1)　現地の実情に応じ、最も適当な方法によって行う。
(2)　飲料水が感染症対策その他衛生上浄水の必要があるときは配布する。
(3)　給水用資機材は、上下水道事業所保管の容器(15ℓポリ容器)を使用するが、不足の場合は、隣接市町に応援を求める。
(4)　給水車等による給水は、浄水場等から取水し、小中学校等の応急給水所に運搬し、給水する。
(5)　応急復旧給水の広報については、関係各部の協力を得て広報車等で実施する。
(6)　消火栓に設置した緊急給水栓による給水は、応急復旧給水の進捗に合せ緊急給水栓の増設を行う。
(7)　仮設給水栓による給水は、宅地内の給水装置が破損した家屋等に仮設給水栓等を設置して給水する。
(8)　町は、必要な人員、資機材等が不足するときは、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等による要請のほか、県に次の事項を可能な限り明らかにして、他の水道事業者等の応援を要請することとする。
①　給水を必要とする人員
②　給水を必要とする期間及び給水量
③　給水する場所
④　必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
⑤　給水車両借上げの場合は、その必要台数
⑥　その他必要な事項

2　医療機関等への応急給水

緊急性の高い医療機関や福祉施設より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先的に対応する。

第4　水道施設の応急復旧

1　基本的な考え方

(1)　災害時には、情勢把握と被害状況に即した緊急適切な判断のもとに、配水調整を行い、断水区域を限定したうえ、応急復旧を実施する。
(2)　応急復旧の基本的な考え方は、まず取水、導水、及び浄水施設の機能の確保を図り、次いで浄水から主要給水所に至る送・配水幹線の復旧、ならびに指定避難場所などの給水拠点に至る管路の復旧を最優先とし、配水調整を行いながら復旧を進め、順次断水区域の解消に努める。

2　活動主体

活動主体	所管区域	電話
太子町上下水道事業所	全域	079(277)3241

但し、被害状況によって、関係業者への協力要請を行う。

第3款　物資の供給［総務班、福祉班、保健班］

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を供与又は貸与するものとする。

第1　実施機関

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資の供与又は貸与は、町長が実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は、同法の規定に基づき、知事の指示により実施するものとする。

第2　生活必需品の供給

1　対象者

(1) 住家が被害を受けた者

(2) 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

(3) 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

2　供給物資

品目としては、一般に次のものが考えられる。なお、実施にあたり高齢者や乳幼児等のニーズにも配慮することとする。

(1) 生活必需品

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日用品、光熱材料 ※ 毛布、下着、作業着、タオル、トイレットペーパー、哺乳瓶、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、ポリタンク、懐中電灯、乾電池、卓上コンロ・ボンベ、ティッシュペーパー、仮設トイレなど、必要性の高い品目には、特に配慮する。 ※ 障害者等に対する車いす、補聴器、ストマ用装具等の補装具など、きめ細かな対応についても考慮することとする。

(2) 衛生物資（避難所での感染予防のための物資）

消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム溶液）、マスク、ゴム手袋等（ディスポーザブル）、液体せっけん、ウェットティッシュ、ペーパータオル、非接触型体温計、ガウン、フェイスガード、間仕切り、養生テープ、段ボールベッド（折りたたみベッド含む）、受付用パーティション、換気器具、除菌・滅菌装置、清掃用具、トイレ関連備品など。

(3) 応急復旧用物資

シート、テント、鋼材、セメント、土のう袋ほか

(4) 防災関係物質

毛布、簡易ベッドほか

3　供給方法

(1) 避難所等からの報告に基づき、必要品目、必要数量の把握を行う。(2) 生活必需品の供給は、ボランティア等の協力を得るとともに、関係部と密接な連携を図りながら実施する。

(3) 避難所等での受入れ配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

4　災害救助法適用時の生活必需品供給(貸与)期間

(1) 生活必需品の供給(貸与)を実施する期間は、災害救助法施行規則に定める基準により

災害発生の日から10日以内とする。

(2) 災害が大規模で交通・通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合には、知事は事前に内閣総理大臣あてに期間延長について特別基準の申請を行う。

第3　生活必需品の調達

1　備蓄品

防災備蓄倉庫から搬出して避難所等へ配布する。

2　調達品

(1) あらかじめ、町と協定を結んでいる小売店等の流通業者に手配のうえ、必要品目、必要量を調達する。

生活物資の調達に関する協定

名称	住所
マックスバリュ西日本㈱	広島市南区段原南1丁目3-52
生活協同組合コープこうべ	神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号
株式会社ホームセンターアグロ	揖保郡太子町老原39

(2) 流通状況に応じ、その他の卸売及び小売販売業者からも必要品を調達する。

(3) 調達品が可能な場合は、避難所等へ直接搬送するものとし、これによりがたい場合は、地域防災拠点に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

3　救援物資

(1) 町において生活必需品の調達が困難な場合は、次に定める事項を可能な限り明らかにして県知事にあっせんを要請する。

①供給あっせんを必要とする理由
②必要な緊急物資の品目及び数量
③引渡しを受ける場所及び引受責任者
④連絡課及び連絡担当者
⑤荷役作業員の派遣の必要の有無
⑥その他参考となる事項

(2) 県及びその他の自治体等からの援助物資については、地域防災拠点に受け入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

(3) 各種団体等からの救援物資の申し出に対しては、避難状況等を勘案し、必要品目、必要数を把握して要請する。

(4) マスコミ等を通して救援物資の要請を行う場合は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。

また、物資が充足した時は要請の打ち切りの報道依頼を行う。

4　物資の搬送

公用車、応援車により行うが、状況に応じて運送業者に委託する。

5　物資受払の管理

物資の受領・供給について、物資の種類、数量及び供給先指名等を確認のうえ、物資受払簿等を作成して、適正な管理を行う。

6　物資の調達先

物資の調達先は、資料・様式編の「物資の調達先」に示す。

第7節　保健衛生、感染症対策、遺体の火葬等の実施

第1款　保健衛生活動の実施［保健班、福祉班］

第1　保健衛生活動

1　精神医療の実施

(1)　兵庫県こころのケアチーム「ひょうごDPAT」の派遣要請

県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、龍野健康福祉事務所の要請に応じ「ひょうご　DPAT」を派遣し、被災精神障害者の継続的医療の確保、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行う。

龍野健康福祉事務所は、災害時に既存の医療機関だけでは対応できない場合、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を設置し、「ひょうご DPAT」活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整と技術支援を行う。

(2)　こころのケアに対する相談・普及啓発活動

町は県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）と連携して、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、情報の提供や知識の普及に努める。

町は、県と連携し、風水害による心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行う。

(3)　こころのケア連絡協議会への参加

関係機関との活動連携を図り今後の対策を決定するため龍野健康福祉事務所が開催するこころのケア連絡会議に必要時参加する。

(4)　児童、生徒のこころのケア

（第 3 編第 3 章第 17 節「教育対策の実施」の項を参照）

2　健康対策の実施

(1)　巡回健康相談の実施

町は県及び県看護協会と連携して、避難所や被災家族の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、保健師、看護師等による巡回健康相談及び家庭訪問を行う。

町は県及び県看護協会と連携して、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施するとともに、コミュニティや見守り体制づくりを推進する。

町及び県は、サービスの提供に向け、保健・医療福祉関係者、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図るためのコーディネートを行う。

町は県と連携して、巡回健康相談の実施にあたり、災害時要配慮者をはじめ被災者の健康状況の把握に努め、支援が必要な者については、保健・医療福祉関係機関と連携して支援を行う。

町及び県は、巡回健康相談や家庭訪問・健康教育により衛生管理や危険防止を行い、良好な生活環境を保持し、生活習慣病の悪化・増加の防止、感染症や食中毒、生活不活発病等の予防に努める。

(2)　巡回栄養相談の実施

町は県及び県栄養士会と連携して、避難所や仮設住宅等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施する。

また、県は給食施設等の巡回栄養管理指導等を実施する。

県は、避難所生活が長期化する場合には、食事及び食環境整備等について町に助言を行う。

町は県と連携して、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援する。

町は県と連携して、巡回栄養相談の実施に当たり、災害時要配慮者をはじめ、被災者の

栄養状態の把握に努める。

(3) 兵庫県災害派遣福祉チーム（DWAT）の派遣要請

町は避難所及び被災者等の福祉的支援を行うため、避難者に対する福祉的な相談及び避難所のバリアフリー化の助言等を行う災害派遣福祉チーム（DWAT）が必要と判断した場合には、県に派遣を要請する。

第2　食品衛生活動等

災害時、龍野健康福祉事務所は、食中毒の防止対策や食中毒発生時の対応を行う。町は兵庫県と協力して食品衛生に関する広報等により食中毒の未然防止に努める。

1　食中毒の防止

(1) 県は食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、衛生状態の監視、指導を行う。

(2) 県は食品衛生監視員を避難所に派遣し、食品の取扱い状況や容器の消毒等について調査、指導を行う。

(3) 県は食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合には、改善を指導する。

2　食中毒発生時の対応方法

県は食中毒患者が発生した場合、食品衛生監視員による所要の検査等を行うとともに、原因調査を行い、被害の拡大を防止する。

3　食中毒に関する広報

町は県と協力して、梅雨期や夏期を中心に、災害時の食品衛生に関する広報を行い、食中毒の未然防止に努める。

第2款　感染症対策 ［保健班、環境班］

第1　活動方針

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化、罹災者の病原菌に対する抵抗力の低下等悪条件下に行われるものであるので、迅速に実施し、感染症の流行を未然に防止する。

防疫にあたっては、特に次の事項に留意する。

1　事前に防疫体制を確立し、周到な計画を立てておくこと。

2　警戒体制を厳重にするとともに、災害発生時においては、組織的かつ有機的活動を実施すること。

3　業務終了後の事務処理を的確に実施すること。

第2　実施責任機関

災害地における防疫は、町が実施する。ただし、災害の状況により町の職員のみで防疫が行えない場合は、龍野健康福祉事務所に職員の派遣を要請する。

第3　災害発生時の対策

警戒体制を確立するため予測される災害の規模に応じて必要な防疫組織を設け、状況に応じて何時でも防疫活動が行えるようにする。

第4　災害防疫活動

災害対策本部は、感染対策班を編成し災害時における感染症対策活動を実施する。

1　活動内容

(1) 予防教育及び感染対策指導

平時よりパンフレット、リーフレット等により災害時における感染症予防に関する注意事

項の周知徹底を図る。災害発生時においては、あらゆる機会をとらえ、被災者に対して衛生指導を行う。

避難所生活では、感染症対策指導を行い、感染症の早期発見、給食施設等の衛生管理及び衛生観念の普及徹底を図る。

(2) 臨時予防接種の実施

災害の状況、被災地の感染症発症状況により、県知事より予防接種法第6条第1項の規定による緊急の臨時予防接種の実施指示があった場合、その対象者及びその期日又はその期間の指定指示に従い、臨時予防接種を実施する。

(3) 消毒の実施

町は県知事より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条に基づく消毒の実施(以下「感染症法」という。)について指示があった場合には、対象となる場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒を行うこととする。

また、災害防疫実施要綱(昭和40年5月10日衛発第302号厚生省衛生局町通知)も参考とする。

① 町は、速やかに次の事項について消毒を実施することとし、そのために必要な薬剤を保管すること及び災害時の入手手段の確保を行うこととする。(入手手段については、第3編第3章第2節「救助・救急、医療対策の実施」第4款「医療・助産対策の実施」参照)

ア 飲料水の消毒

普段使用していない井戸、壊れた水道管、プールの水等を飲料水・生活用水として使用する場合、水質検査を実施し、塩素剤(次亜塩素酸ナトリウム 0.02%を投入し、30分放置)による消毒を実施する。

イ 家屋の消毒

汚染がひどい場合や長時間浸水していた場合次亜塩素酸ナトリウムを使用する。

家具類・床:0.1%　　食器類・流し台・浴槽:0.02%

対象物が色あせ、腐食等の理由で次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合は、消毒用アルコール(原液)、10%塩化ベンザルコニウム(0.1%希釈)を使用する。

ウ 便所の消毒

0.05%次亜塩素酸ナトリウム

エ ごみ溜、溝渠の消毒

オ 患者輸送用器具(運搬車、担架)などの消毒

消毒用アルコール、塩化ベンザルコニウム(0.2%希釈)、0.2%両性界面活性剤

② 消毒の実施に当たっては、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するために必要最小限のものであることとし、周囲環境に留意することとする。

③ 消毒を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意することとする。

(4) 清潔方法

① 塵芥、汚泥などは積替所及び分別所を経て埋立若しくは焼却し、これら汚物の収集及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める規準に従って行う。

② し尿の処理

浸水地域内のし尿処理は、感染症予防上極めて重要であるから迅速にして適切な処理が特に強く要請されし尿処理については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律と廃棄物の処理及び清掃に関する法律との関連が問題となる。この処理は、平常時はもちろん災害時においても、通常は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により行われるものであるが、感染症患者が発生した地域及びその周辺地域については、県知事の指示に基づき感染法第27条による清潔方法の一環として実施する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

町は、県知事より感染症法第28条に基づくねずみ族、昆虫等の駆除の実施について指示があった場合には、対象となる区域の状況、ねずみ族、昆虫等の性質その他の事情を勘案し、十分な駆除を行うこと。

① ねずみ族、昆虫等の駆除に当たっては、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要最小限のものであること。

② ねずみ族、昆虫等の駆除を行う者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

③ 指定基準については次のとおりとする。

災害の規模、環境衛生の状況などを総合判断して指定するものであるが、次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として地域指定がなされる。

ア 県下で被害戸数が5,000戸を超える場合

イ 一浸水地域で被害戸数が1,000戸を超える場合

ただし、一浸水地域とは、同一河川又は貯水池の堤防決壊等によって起こった浸水地域のごとく、同一原因により同時に浸水を受けた一連の地域であって、町の行政区画に関わらないものとする。

ウ 県下における市町又はその一部の地域の被害が下表のいずれかに該当する場合

被害率	市町又はその一部の地域の数
5%以上	10 か所以上
10%以上	7 か所以上
15%以上	5 か所以上
20%以上	3 か所以上
25%以上	1 か所以上

④ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第28条の規定による知事の指示に基づき、町は、速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

実施要領及び薬剤の使用基準は、同法施行規則第15条の規定により行うものとするが、災害時においては、次の事項に留意すること。

ア 罹災家屋については、無差別に行うことなく実状に応じ重点的に実施する。

例えば、床上浸水の地域であっても、水害が一過性で、環境の汚染が著しくないときは、ねずみ族、昆虫等の駆除を必要しない場合があり、また、大部分が床下浸水を受けた地域でも滞水期間が長い場合、あるいは汚物、汚泥などが広範囲に散乱しハエなどの発生が著しい場合には、家屋のみならず、それ以外の不潔な地域にも広く実施する。

イ 家屋内においては、なるべく殺虫効果の高い薬剤を用い、戸外及び塵芥、汚物の堆積地帯に対しては、殺虫、殺蛆効果のある薬剤を使用する。

また、便所などに使用する殺蛆剤としては、オルトジクロロベンゼン剤などを用いる。

⑤ 薬剤、器具などの確保は、次により行う。

罹災地域における薬剤の総所要量の算出基準は、概ね次のとおりであるので、これに準拠して所要量を算出し、速やかに手持量を確認のうえ、不足分を入手し、適宜の場所に配置しておかなければならない。

薬剤所要量の算出方法

散布場所、種類	算出方法
家屋内 1%フェニトロチオン油剤等	{家屋 39.6m² 内部の壁面、その他}　{窓、その他} 指定地域内　り災戸数×　85.8m²　×　(1-0.5) {1m² 当たり使用量} ×0.05 リットル
便所等 オルトジクロロベンゼン剤	{便池}　{1m² 当たり使用量 / 50 倍液にして 3 リットル} 指定地域内　り災戸数×　1m²　×　0.06 リットル
家屋外及び塵芥等 1.5%フェニトロチオン粉剤等	{敷地内}　{1m² 当たり使用量} 指定地域内　り災戸数×　56.1m²　×　15g

(薬剤の種類は、現地の実情に応じ適宜変更しても差し支えない。)

(6) 避難所の感染症対策指導

町は、県感染症対策担当職員(龍野健康福祉事務所)と連携のもとに、避難所における感染症対策活動を実施することとし、施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を図ることとする。

(7) 患者に対する措置

① 被災地において、感染症患者等が発生したときは、感染症法に基づき、速やかに対応する。

②県、町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

③県(健康福祉事務所)は、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、防災担当部局に対して、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

2 災害時感染症対策完了後の措置

町は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに「災害防疫終了報告書」を作成し、龍野健康福祉事務所に提出する。

3 家事用水の供給等

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、町は、速やかに家事用水の供給を開始し、町水道が断水中継続する。

(2) 家事用水の供給方法は、容器による搬送、ろ水器によるろ過給水等現地の実状に適宜な方法によって行う。特に、配水容器等の衛生的処理に留意しなければならない。

(3) 家事用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道などにおける水の衛生的処理について指導を徹底する。

(4) 家事用水の供給量は、1日1人当たり約20ℓとすることが望ましい。

4 患者等に対する措置

(1) 災害地において、感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、速やかに隔離病舎に収容の措置をとる。交通途絶などのため、感染症隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく近い被災地域内の適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容する。ただし、やむを得ない事由によって隔離施設への収容措置をとることができない病原体保有者に

対しては、自宅隔離を行い、し尿の衛生的な処理などについて厳重に指導する。

(2) いわゆる予防内服は、原則として認めない。

5 避難所の感染症対策指導等

避難所は、施設の設備が応急仮設的であり、かつ多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪くなりがちで、感染症発生の原因となることが多いので、県感染症対策職員の指導のもとに、町における感染症対策活動を実施する。この際、施設管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成させ、その協力を得て指導の徹底を期する。

6 報告

町は、感染症法に基づく知事等の指示により消毒など災害防疫を行った場合、速やかに下記事項について、所定の様式により龍野健康福祉事務所長を経由して知事に報告する。

(1) 被害状況
(2) 感染症対策活動状況
(3) 災害時感染症対策所要見込額

7 記録の整備

災害感染症対策に関し整備すべき書類は、概ね次のとおりである。

(1) 災害状況報告書
(2) 感染症対策活動状況報告書
(3) 清潔方法及び消毒方法に関する書類
(4) ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
(5) 家事用水の供給に関する書類
(6) 患者台帳
(7) 感染症対策作業日誌(作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載すること。)
(8) 感染症対策経費所要額調及び関係書類

8 災害時感染症対策完了後の措置

(1) 災害時感染症対策完了報告

町長は、災害時感染症対策活動を終了したときは、速やかに災害時感染症対策完了報告書を作成し、龍野健康福祉事務所長を経由して知事に提出するものとする。

(2) 災害時感染症対策経費の精算

災害時感染症対策に要した経費は、他の感染症対策活動に要した経費とは明確に区分し、感染症対策活動終了後直ちに精算を行う。

第3款　行方不明者の捜索・遺体の安置・火葬等の実施 ［保健班、福祉班、環境班、町民支援班］

災害救助法が適用された場合における遺体の安置及び火葬等については、知事の委任を受けて町が実施する。

ただし、町から要請があった場合、県は救護班を現地に派遣し遺体の安置、検案等を実施する。(第3編第3章第2節「救助・救急、医療対策の実施」第4款「医療・助産対策の実施」参照)

行方不明者の捜索、遺体の安置・火葬等は、以下の流れで実施する。

※**太字**は主たる班

第1　捜索依頼・届出の受付

所在の確認できない住民に関する問合せや行方不明者の捜索依頼・届出の受付は、電話窓口の開設、及び行方不明者名簿の作成を行い、たつの警察署に協力する。

行方不明者名簿の作成にあたっては、避難者名簿や診療記録にあたって確認を行う。

第2　捜索の実施

捜索は、行方不明者名簿に基づき、たつの警察署や自衛隊、地域住民などと連携し、実施する。捜索活動中に遺体を発見した時は速やかにたつの警察署に連絡する。

第3　遺体発見状況の記録

たつの警察署は、遺体発見現場の状況（写真等）や遺体の性別、身長、着衣、所持品等を詳細に記録する。

第4　遺体安置所の開設

遺体の安置所は、葬祭事業者、揖龍火葬場及び寺院を中心に選定し、災害状況に応じて、適宜公共施設管理者や町内寺院と協議して開設する。

施設は屋内を基本とし、避難場所・救護施設等他の用途と競合しないこと。

施設には、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を設定することとする。

遺体の安置期間は災害発生から10日以内とするが、必要に応じて期間を延長する。

遺体の収容所場所は資料・様式編の「遺体の収容所一覧」に示す。

第5　遺体の搬入受付

町は、たつの警察署など関係機関と連携の上、遺体安置所までの遺体搬送を行い、遺体台

帳の作成を行う。

第6　遺体の検視・検案

原則として、現地においてたつの警察署が見分した後の遺体は、たつの警察署、医師、医療機関が連携して、遺体の検案を実施する。

医療機関、医師、歯科医師その他死因究明等に関係する者は遺体検案の体制の充実に努める。

第7　身元確認・納棺・遺族対応

町は、以下の通り遺体の身元確認及び納棺を行う。

1　たつの警察署と協力し、遺体安置所を訪れた家族と、遺体の対面に立ち会う。
2　遺族等より遺体引き取りの申し出があった時は、遺体台帳により整理の上引き渡す。
3　町内葬儀業者に協力を要請し、納棺用品、仮葬祭用品等必要な器材を確保する。
4　遺体の検案書、所持品等を引継ぎ、遺体台帳を作成する。
5　棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
6　遺体台帳に基づき、埋（火）葬許可証または特例許可証を発行する。

棺桶、骨つぼ及びドライアイス等が不足する場合は、葬儀業者等に協力要請し確保する。（資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供について、一般社団法人全国冠婚葬祭相互協会（太子大和会館、揖龍大和会館）と平成29年1月23日に協定を締結）

第8　遺体の搬送・火葬等

町は、災害の状況により必要があるときは、火葬場の処理状況等を勘案の上、遺体安置所からの遺体の搬送を行い、火葬等を行う。

火葬場への遺体の搬送は、葬儀業者等が保有する葬具運搬車等を使用するが、必要に応じ、公用車及び他市町や関係機関への応援を要請する。（遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体の搬送について、一般社団法人全国冠婚葬祭相互協会（太子大和会館、揖龍大和会館）と平成29年1月23日に協定を締結）

1　遺体の処理

遺体の火葬及び身元不明者の取扱は、次のように行う。

(1)　埋(火)葬許可証または特例許可証がなければ、火葬してはならない。
(2)　死亡者の火葬は、揖龍火葬場で行うこととし、死亡者数によっては、他の市町村に依頼する。また、必要がある場合は、知事の許可を得て応急仮設火葬場を設置する。
(3)　縁故者の判明しない者については、災害対策本部が死亡届を提出し、埋(火)葬許可証の交付を受け、火葬を行い、遺骨は揖龍火葬場に一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
(4)　身元が判明しない者については、一定期間経過後に行路死亡人として取り扱うこととし、災害対策本部の判断に基づき、埋(火)葬許可証の交付を受けた後、(2)(3)の処置を実施するものとする。

2　災害救助による火葬等の実施基準、方法

(1)　町が火葬等を行う場合

災害のため死亡し、又は災害時の混乱の際に死亡した者で、次の理由により火葬等を行うことが困難な場合とする。

①　緊急に避難を要するため、遺族において火葬等を行うことが困難なとき。
②　死亡した者の遺族がないとき。

③　墓地又は火葬場の浸水又は流失等により個人では火葬等を行うことが困難なとき。
④　その他火葬等を行うことが困難なとき。

(2)　火葬等の方法
①　火葬等は、原則として火葬とする。
②　火葬等は、災害時一時混乱期に行うものであるので、仮葬とする。

(3)　火葬等の期間
火葬等の実施する期間は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、本部長が必要と認めた場合は、その期間を延長することができる。

(4)　火葬場
揖龍火葬場とする。
ただし、一時に多数の火葬を行う必要があるとき、又は火葬施設が被災しその使用が不可能であるときは、相互応援に関する協定に基づき、火葬業務の応援を依頼し、実施する。

(5)　火葬等に要する費用
大人(満12歳以上)　救助法の限度額以内
小人(満12歳未満)　救助法の限度額以内

(6)　埋(火)葬台帳
埋(火)葬者、遺骨引取人、埋(火)葬場所、納骨場所等必要事項を記載した埋(火)葬台帳を作成する。

3　火葬業務対策
災害により多数の死者が発生し、火葬業務が通常の体制で遂行困難な場合は、委託業者に指示して、特別の業務体制を取り、施設能力の範囲内において最大限の業務を遂行する。
ただし、施設能力以上の火葬を行う必要があるとき、又は火葬施設が被災しその使用が不可能であるときは、西播磨地域災害時等相互応援に関する協定等に基づき、他市町に対して火葬業務の応援を依頼し実施する。

4　広域火葬の実施
(1)　県は、県内他市町の火葬能力では不十分な場合、直接若しくは厚生労働省の協力を得て近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請することとする。
(2)　県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、町に通知することとする。
(3)　町は、県の調整結果に基づき具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送することとする。

第8節　生活救援対策の実施

災害による被災者の生活の安定を促進するための救援対策について定める。

第1款　総合相談窓口の設置［福祉班、保健班、統括班、各機関］

1　活動方針

災害救助法が適用されるような大規模な災害が発生した場合、総合相談窓口となる復興支援室（仮称）を開設する。復興支援室は被災者の相談に応じるとともに、町等が実施する支援制度の解説を行う。

2　支援制度の整理と周知

復興支援室の開設に先立ち、各部が実施する支援制度の概要をまとめた冊子を作成し、ホームページに掲示するとともに、自治会や避難所を通じて被災者に配布する。

3　復興支援室（仮）の開設

対策本部は必要に応じて復興支援室を開設し、2で作成した冊子などをもとに、被災者の相談に応じる。開設場所は「罹災証明書」の発行窓口に併設するものとし、人員が不足する場合は、県に支援を要請するものとする。

第2款　罹災証明書の発行［統括班、調査班］

1　活動方針

(1) 被害認定調査を基に発行する罹災証明書は、家屋の被害程度を町長（火災は消防署長）が証明するもので、災害救助法による救助や被災者生活再建支援法による支援金の支給、町税の減免、義援金の支給など、あらゆる支援制度の適用基準となる。被災者が受ける支援の範囲が、この罹災証明書で決まるため、慎重かつ、早期に対応し、被災者から申請があったときは、罹災証明書を遅滞なく交付する。

なお、罹災証明書は地方自治法第2条及び災害対策基本法第5条に基づき、災害救助事務の一環として、町が被災者の申請により発行するが、それを明確に規定する法令はない。

(2) 平常時から家屋被害の調査に従事する職員の育成や、他の地方公共団体等との連携を図るなど、罹災証明を遅滞なく交付できるよう、必要な業務の実施体制の整備を図る。

2　罹災証明書の発行手順

被害認定調査と罹災証明書の発行手順、必要な措置は次表のとおりとし、被害認定調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施する。

なお、必要な調査表や指針などは内閣府防災情報のページに掲載されている資料を活用する。

罹災証明書の発行の手順・必要な措置

順	項目	内容
1	方針の確認	次の要素を考慮し、被害認定調査の実施方針と罹災証明書の発行方針を決定する。 ①被災家屋数 ②罹災証明書の発行が求められる各種施策に関する動き ③国や県、他の被災自治体の動き ④被害認定調査の実施期間 ⑤罹災証明書の発行期間など
2	調査方法の決定	調査は内閣府の定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により実施するが、次の事項は被害家屋の状況により決定する。 ①一定範囲の全棟を調査するか、あるいは自治会や被災者からの申し出によるか（水害の場合は自治会や被災者の申し出によるものとする） ②外観目視調査と立ち入り調査を別々にするか、あるいは当初から立ち入り調査を実施するか（水害の場合は当初から立ち入り調査とする）
3	実施に関する広報	方針が決まり次第、速やかにその内容を広報する。 罹災証明書と罹災届出証明書との違い、被災建築物応急危険度判定と被害認定調査との違いを被災者に正確に伝達する。
4	調査範囲の設定	調査の必要な世帯を決定する。後に被害状況が明らかになった場合は必要に応じて追加する。
5	人員の確保	調査人員が不足する場合は他の部署の応援を要請する。さらに必要に応じて県への支援を要請する。
6	資機材の確保	調査に必要な資機材を準備する。 ①調査携行品：調査票、住宅地図、デジタルカメラ、ヘルメット、傾斜計（さげふり）、コンベックス、画板 ②調査員用車両 ③パソコン、カードリーダー（写真データ取り込み用）
7	罹災台帳の作成	被害認定調査の判定結果を「被災者支援システム」へ入力し罹災台帳を作成する。
8	班の編成	1班3人の調査班を編成（調査対象件数等に応じて班編成は検討）する。うち1人は町の職員とする。
9	研修の実施	調査方法の研修を実施する。
10	調査の実施	班別に調査を実施し、終了した班から、その結果を被災者支援システムに入力するとともに、写真をパソコンに取り込み整理する。
11	結果の通知	判定結果とともに必要な手続きを被災者へ通知する。通知書には整理番号を付番するなど、罹災証明書が効率的に発行できるような措置を行う。
12	罹災証明書の発行	罹災証明書の発行窓口を開設し申請を受け付けるとともに、罹災台帳に基づき、罹災証明書を発行する。
13	再調査の受付	再調査を受け付けた場合、被災者の立会いのもと再調査を実施する。その結果、被災度判定に変更があった場合は、罹災台帳を修正する。
14	判定委員会の開催	再調査で申請者の了解が得られなかった場合は、被害家屋等調査判定委員会（仮称）を設置し、専門知識を有する建築士等の意見を基に判定結果について審査を行う。

3　証明書の種類

罹災証明書は本来、住宅を対象に罹災の事実とその程度を世帯ごとに証明するもので、さまざまな支援制度の適用基準となるものである。しかし、一方では民間事業者の損害保険金の請求などにも利用されるため、住宅以外の店舗や倉庫、物品などについても、罹災の事実の証明を求められる場合がある。このため、次表の区分により証明書を取り扱うものとする。

罹災証明書等の種類

名称	対象	証明する事項	証明書の用途
罹災証明書	住宅（店舗や倉庫などと	罹災の事実とその程度	各種の被災者支援制度

	の併用住宅を含む)		
	工場や店舗、倉庫などの非住宅	罹災の事実	損害保険金の請求など
罹災届出証明書	建物以外の主に物品	罹災の届出があった事実	損害保険金の請求など

第3款　生活救援のための弔慰金等の支給及び資金貸付 ［福祉班、統括班、環境班］

第1　災害弔慰金等

1　活動方針

災害による被災者の生活の安定を促進するため、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給について定める。

2　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

(1)　町は、「災害弔慰金の支給等に関する条例」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、弔慰金や災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行うこととする。

(2)　これらの支援措置の早期実施を図るため、発災後速やかに被災状況を調査し、被災台帳を作成するなど、罹災証明等の交付体制を整備することとする。

3　審査会等の設置

支給に当たり、自然災害による死亡であるか否かの判定が困難な場合等には、有識者による審査会等を設置し、当該審査会における審査を経て、判定を行う。

この審査会については、町が単独で設置する方法のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第1項の規定に基づき、町が、都道府県との協議により規約を定め、都道府県に審査会の設置及び運営を委託することも可能。

第2　災害見舞金

1　活動方針

災害により住民が、死亡若しくは重度の傷病を受けたとき、又は家屋等に被害を受けたときの災害見舞金、死亡弔慰金の支給について定める。

2　災害見舞金、死亡弔慰金の支給

(1)　町は、「太子町災害見舞金等支給規則」の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して、災害見舞金や死亡弔慰金の支給を行うこととする。

3　支給条件及び支給額

(1)　災害見舞金

被害区分 家屋の種類及び支給額		A 全壊、全焼、流失	B 半壊、半焼	C 床上浸水、土砂・竹木等の堆積のため一時的に居住が妨げられる状態
1	住家	100,000 円	50,000 円	10, 000 円

(2)　死亡弔慰金

区分	支給額
死亡した者(災害により 10 日以内に死亡した者を含む。)	50,000 円

第3　災害援護金等の給付

県は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、「災害援護金等の支給に関する規則」に該当するときは、災害援護金等の支給を行うこととする。

(1) 災害援護金

災害の種別	被害の種別	被害援護金の額
自然災害	住家の全壊、全焼又は流失	1世帯につき200,000円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき100,000円
	住家の一部損壊（被害に係る損害の割合が10分の1以上であるものに限る。）又は床上浸水	1世帯につき50,000円
	重傷の被災者	1人につき30,000円
その他の災害	住家の全壊又は全焼	1世帯につき50,000円
	住家の半壊又は半焼	1世帯につき30,000円

(2) 死亡見舞金

災害の種別	災害の発生した場所	死亡見舞金の額
自然災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき200,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき60,000円
	県の区域外	死亡した者1人につき200,000円
その他の災害	県の区域内	死亡した県民等1人につき100,000円
		死亡した県民等以外の者1人につき60,000円
	県の区域外	死亡した者1人につき100,000円

備考この表において、「県民等」とは、次に掲げる者をいう。
(1) 県の区域内に住所を有する者
(2) 県の区域内の事務所又は事業所に勤務する者
(3) 県の区域内の学校に在学する者
(4) その他これらに類する者

第4　災害援護資金の貸付

町は、災害救助法が適用された災害その他の政令で定める災害が発生した場合、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に該当するときは、災害援護資金の貸付けを行うこととする。

［貸付条件等］
1　対象
災害救助法が適用された災害その他の政令で定める災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者
2　貸付限度額　　350万円
(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

①家財の価額のおおむね3分の1以上の損害及び住居の損害がない場合	150万円
②家財の価額のおおむね3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	250万円
③住居が半壊した場合	270万円 (350万円)
④住居が全壊した場合	350万円

(注) ③において、被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は( )内の額

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

①家財の価額のおおむね3分の1以上の損害があり、かつ、住居の損害がない場合	150万円
②住居が半壊した場合	170万円 (250万円)
③住居が全壊した場合(④の場合を除く。)	250万円 (350万円)
④住居の全体が滅失若しくは流失した場合	350万円

(注) ②③において、被災した住居を立て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合は( )内の額

3 所得制限

世帯人員	町民税における前年の総所得金額
1人	220万円
2人	430万円
3人	620万円
4人	730万円
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
ただしその世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする	

4 利率
・保証人を立てる場合　　:無利子
・保証人を立てない場合　　:年3%以内(据置期間中は無利子)
5 据置期間　　3年(特別の場合5年)
6 償還期間　　10年(据置期間を含む)
7 償還方法
・年賦、半年賦、月賦
・元利均等償還(繰上償還可)
8 貸付原資負担
・兵庫県
貸付の財源として必要とする金額に相当する金額(延滞の場合を除き無利子)

第5 生活福祉資金の貸付
1 実施主体
県社会福祉協議会
2 実施内容
県社会福祉協議会は、災害を受けたことによる困窮から自立更生するために資金を必要とする低所得世帯に資金の貸付を行うこととする。

資金の用途	貸付限度額	据置期間	償還期間
生業のために必要な物品の購入など	低所得世帯　280 万円以内	6 カ月以内	7 年以内
	障害者世帯　460 万円以内		9 年以内
住宅の増改築、補修など	250 万円以内	6 カ月以内	7 年以内
負傷又は疾病の療養	(1 年以内)170 万円以内	6 カ月以上	5 年以内
	(1 年から 1 年半)230 万円以内		
災害で臨時に必要となる経費	150 万円以内	1 年以内	7 年以内
住居の移転など	50 万円以内	6 カ月以内	3 年以内
緊急小口資金	10 万円以内	2 カ月以内	1 年以内

第4款　災害時要配慮者への支援［福祉班］

第1　社会福祉施設等への緊急保護

県、町は、高齢者・障害者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対し、一時入所等の措置を講じることとする。

第2　相談窓口の設置

県は、コミュニケーション手段に配慮した福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

第9節　災害時要配慮者支援対策の実施

高齢者、障害者、難病患者、乳幼児や妊産婦等の災害時要配慮者に対する迅速、的確な対応について定める。

第1　実施体制の整備

県は、災害対策本部が設置された場合、災害時要配慮者支援対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うために、関係課室の職員から構成される「災害時要配慮者支援対策班」を災害対策本部に設置することとする。

町においても災害時要配慮者の避難支援や避難所等での対応を的確に行うため、福祉関係部局や防災関係部局などによる横断的な組織体制づくりに努めることとする。

第2 情報の提供

県及び町は協力し、高齢者・障害者　等災害時要配慮者に対する情報提供ルールの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

・情報伝達ルート‥‥町、県・町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
・伝達手段‥‥‥‥‥‥広報資料、広報誌（紙）、文字放送、ファクシミリ（音声応答）、
インターネット、障害者向け緊急情報発信システム　等

第3 安否確認・救助・避難誘導

町は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、地域の避難支援組織、福祉サービス事業者や支援団体を通じて災害時要配慮者の安否確認を行い、救助、避難誘導を迅速・的確に行うこととする。

第4　生活支援

1 被災者ローラー作戦の実施

町は、県及び県看護協会と連携して、負傷や慣れない避難生活等によって要援護状態に移行してしまう被災者の存在も想定し、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師、看護師、助産師等を中心に避難所への巡回健康相談や全戸の家庭訪問を行い、災害時要配慮者の健康状態や福祉ニーズの確認に努めることとする。

2 要援護者トリアージの実施

町は、ローラー作戦による調査結果を踏まえ、災害時要配慮者の優先度、ニーズに応じ、医療機関への入院、社会福祉施設への緊急入所、福祉避難所への移送あるいは被災地外への避難等の保健・医療や福祉サービスを調整する。

3 専門家による支援

町は、必要と認めるときは、保健師等の専門人材、兵庫県こころのケアチーム（ひょうごDPAT）の派遣等の応援を行い、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、栄養士、介護福祉士、保健師、臨床心理士、理学療法士、訪問介護員等の専門家による支援チームを設置するなどして必要な支援を迅速に行うとともに、必要に応じて医療機関等へ適切につなぎ、中長期に支援する体制を構築することとする。

4 避難所の確保

町は、災害時要配慮者に配慮して、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めることとする。

5 避難所等における配慮

(1) 相談窓口の設置

町は、避難所等において災害時要配慮者用の窓口を設け、災害時要配慮者の把握とニーズ調査、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を行うこととする。

(2) 食料、生活必需品の供給

町は、粉ミルク、やわらかい食品、おむつやポータブル便器等災害時要配慮者のニーズに対応した食料、生活必需品の供給に配慮することとする。

(3) 福祉サービスの提供

県及び町は、福祉サービスが必要な要介護高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。その際、避難所においても介護保険サービスの利用が可能であることに留意することとする。

(4) 快適な空間の確保

要介護高齢者や妊産婦、障害者等が静養しやすいよう、専門スペースの確保に努めることとする。

第5 住まい支援

1 県及び町は避難所、仮設住宅、恒久住宅の構造について、可能な限り、高齢者、障害者等の災害時要配慮者の状況や利便性に配慮することとする。

2 県及び町は、仮設住宅について、必要に応じて高齢者、障害者等、日常の生活上特別な配慮を要する者を数名以上入居させるため、老人居宅介護等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することとする。

第6 社会福祉施設の被害状況調査の実施、福祉相談窓口の設置

1 県及び町は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。

2 県及び町は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

第7 外国人町民への情報伝達等

県及び町等は、外国人住民、訪日外国人等の被災情報を把握するとともに、外国語による情報提供、相談を行うこととする。

1 外国人住民等の被災情報の把握

(1) 安否確認

県、たつの警察署、町、外国人団体等は、相互に連絡して安否確認（外国人住民の死亡者数確認）を行うこととする。

(2) 施設の被災状況の確認

県、町は、外国人学校、領事館等の建物の被災状況を確認することとする。

(3) ニーズの把握

県、町は、外国人団体、外国人学校等に照会してニーズを把握することとする。

2 外国人住民等への情報提供

(1) 相談体制の確立

県は、ひょうご多文化共生相談総合センターで外国人県民相談を行うこととする。

町においても外国人住民相談窓口を開設するよう努めることとする。

第8 震災障害者（震災で障害を負った方）への対応

県、町は、震災障害者の把握に努め、必要に応じてこころのケア等の支援を行うとともに、医療や支援に関する情報の提供、総合的な相談を実施することとする。

震災障害者は入院等で被災地外に異動する場合があり、また、障害が固定するまでに数年を要する場合もあることを考慮して所在の把握や支援を行う必要がある。

第9 震災遺児（震災で親（保護者）を亡くした子ども）への対応

1 震災遺児の把握と支援の実施

県、町は、震災遺児の把握に努め、必要に応じて保護やこころのケア等の支援を行うとともに、保護者に対して、育児や就学に関する情報提供・相談や、必要に応じてこころのケアを行うこととする。

震災遺児の把握・支援に際しては、死者の住所地が被災地内に限らないことを考慮し、全県体制を整備することとする。

2 民間支援団体等との連携

震災遺児に対する支援を行う民間支援団体等との連携を図ることとする。

第10 災害時要配慮者が利用する施設に対する指導・助言

県、町は、介護保険施設等の災害時要配慮者が利用する施設における水害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されている項目等が不十分である場合については、指導・助言を行うことする。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を定期的に実施できていない場合には、指導・助言を行うこととする。

第10節　愛玩動物の収容対策の実施

災害で被災放置された愛玩動物の収容対策等について定める。

第1　実施機関

獣医師会及び動物愛護団体は、連携・協力して動物救援本部を設置し、県等の指導・助言のもと愛玩動物の収容対策を実施する。

第2　実施方法

1　動物救援本部は、次の事項を実施する。
(1)　飼養されている動物に対する餌の配布
(2)　負傷した動物の収容・治療・保管
(3)　放浪動物の収容・保管・譲渡
(4)　飼養困難な動物の一時保管・譲渡
(5)　動物の所有者や新たな所有者探しのための情報の収集、提供
(6)　動物に関する相談の実施等

2　県は、次の事項について動物救援本部を支援する。
(1)　被災動物救護体制の整備
(2)　犬の登録頭数や猫の飼育統計についての情報提供
(3)　動物の応急保護収容施設設置のための調整等

3　町は、同行避難した愛玩動物の避難所における飼養管理が適切に行われるよう必要な措置を講じるとともに、動物救援本部に対し、必要に応じ、その状況等を情報提供する。

4　愛玩動物の所有者は、飼養困難な事情等により直ちに引き取ることが困難な場合にあっても、長期にわたり放置することがないよう、適切な対応に努める。

第11節　災害情報の提供と相談活動の実施

第1款　災害広報の実施［統括班、広報班］

災害時に被災者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第1　災害時の広報体制

災害時には、災害広報責任者を定め、情報の一元化を図る。

第2　広報の内容

災害広報は、住民に対し、災害発生後のパニック等の混乱防止を図る上で重要であることから、町は関係機関と協議のうえ災害に関する正しい情報の提供を状況に応じて以下のとおり行う。

また、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現とし、広報文例や広報用録音テープを作成しておく。

1　災害情報の広報
- (1) 気象の状況に関すること。（特別な場合）
- (2) 被災状況と応急措置の状況に関すること。
- (3) 避難情報に関すること。（避難指示等の発令状況等）
- (4) その他住民の安全確保に必要なこと。（二次災害防止情報を含む）

2　支援情報の広報(避難生活、通常生活)
- (1) 避難所に関すること。
- (2) 救護所の開設に関すること。
- (3) 救援物資の配布に関すること。
- (4) 給水、給食に関すること。
- (5) その他住民生活に関すること。（医療機関の状況、食料、生活必需品、燃料の供給状況）
- (6) 相談窓口の設置状況

3　ライフライン復旧情報等の広報
- (1) 交通機関、道路の状況及び復旧に関すること。
- (2) 電気、水道、ガス、下水道等の復旧に関すること。
- (3) 電話の利用の復旧による火災等二次災害防止に関すること。

第3　広報の方法

住民に対し、災害に関する正しい情報を提供する情報伝達手段は以下のとし、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

1　たいし安全安心ネット
避難情報など迅速な周知が必要な情報の配信を行う。

2　緊急速報（エリア）メール
避難情報など迅速な周知が必要な情報の配信を行う。

3　Lアラート（災害情報共有システム）
避難情報など迅速な周知が必要な情報の配信を行う。

4　自治会放送
各自治会放送の活用を図る。

5　広報車
災害の状況に応じて、必要と認める場合は広報車を出動させる。
広報車による広報は、音声のみならず場合によって印刷物の配布も行う。

6　職員による広報
　広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣し口頭による広報を行う。
7　チラシ等の配布
　必要に応じ、チラシ等を作成し情報提供を行う。
8　マスメディア
　県を通じ「災害時における放送要請に関する協定」により、NHK神戸放送局等に対し放送要請をする。
　また、県を通じ「災害時等における報道要請に関する協定」により、神戸新聞社等の報道機関に対し報道要請する。
　さらに、公共情報コモンズを通じて情報を提供する。
9　ホームページ
　町ホームページに災害情報覧を設け、災害情報・支援情報等をリアルタイムに情報提供を行う。
10　臨時災害FM局
　県を通じ放送局に対して臨時のFM局の開設を要請をする。
11　ヤフー株式会社
　「災害に係る情報発信等に関する協定」によりヤフー㈱の情報技術を活用し情報提供を行う。
12　ケーブルテレビの活用
　ケーブルテレビに災害情報テロップ覧を設け、災害情報・支援情報等をリアルタイムに情報提供を行う。

第4　災害記録の資料収集
　防災研究の基礎となる災害記録等、その他各種災害に関する資料を収集し、データを整理しておく。また、これらを分析して今後の防災計画に反映させる。

第2款　各種相談の実施［町民支援班、統括班］
　被災者又は関係者からの家族の消息、医療、生活必需品、住居の確保や融資等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第1　実施体制
　役場を中心とし、災害の状況に応じて各公民館でも相談受付をする。

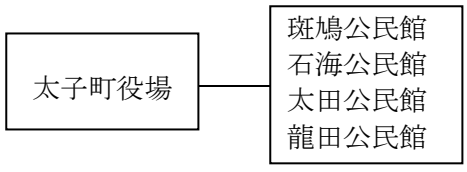

第2　相談窓口の種類
1　巡回相談（各避難所等）
2　電話相談
3　専門相談（法律、医療等）
4　他機関（国、県、その他関係機関）との共同相談
5　要配慮者（障害のある人や外国人など）

第3　相談員の確保

相談員は、本部の総務部企画班があたる。

また、相談内容（法律、医療、行政等）に応じて、部門別に学識経験者等の協力を得る。

第4　要望等の処理

1　関係機関との連携

住民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡をとり、情報を収集するとともに、即時対応に努めることとする。

また、被災者の要望を的確に把握し、復旧活動等に住民の意向を図るため、諸機関への連絡調整等を行う。

2　相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告

収集した情報や住民からの相談を記録、整理分類のうえ、必要により関係機関に報告し、対応を図ることとする。

第3款　災害放送の要請［広報班、統括班］

災害時における放送要請等について定める。

第1　災害時における放送要請

町長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告に放送局を利用することが適切と考えるときは、やむを得ない場合を除き、県を通じて行うこととする。

各放送局は、知事から放送要請を受けたときは、遅滞なく協定に基づき放送を行うこととする。

第2　緊急警報放送の要請

町長からの緊急警報放送の要請については、やむを得ない場合を除き知事を通じて行うこととする。

緊急警報放送により放送要請をすることができるのは次に掲げる事項とする。

1　住民への警報、通知等
2　災害時における混乱を防止するための指示等
3　前各号のほか、知事が特に必要と認めるもの

第3　放送事業者等の連携強化

1　町は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令したときは、原則として放送事業者及び県へ速やかに伝達することとする。
2　県、町、放送事業者は、災害時における連絡方法、避難指示等の連絡内容等についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し、共有することとする。
3　町は、コミュニティFMやCATVなど地域メディアとの間で情報提供等に関する協定を締結するなど、連携強化に努めることとする。

第12節　廃棄物対策の実施

被災地におけるガレキ(災害廃棄物)、ごみ及びし尿の収集、処理等を適切に行い、感染症対策と合わせて環境衛生に万全を期する。

第1款　ガレキ対策の実施［環境班、まちづくり班］

災害により発生したガレキ（災害廃棄物）処理の対策について定める。

第1　実施責任機関

1　損壊家屋等のガレキ(災害廃棄物)の撤去については、原則として、当該物件の所有者において行う。

2　ガレキの処理については、町において、処理施設(仮置場を含む)の確保等を行う。

第2　処理方法

町は、災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおりガレキ（災害廃棄物）対策を実施することとする。

1　情報の収集・連絡

(1) 町は、損壊建物等の情報を収集し、ガレキ処理の必要性を把握し、県に連絡する。

(2) 計画的に処理を実施するため、速やかに全体処理量を把握する。

2　ガレキ処理施設の確保

倒壊家屋等のガレキについては、その処理に長時間を要する場合があることから、周囲の環境汚染防止に配慮し、選別・保管・焼却等が可能である仮置場を確保する必要がある。上太田瓦礫処分場の処理能力を超える場合は、町で臨時の保管場所を確保し、一時保管を行い、その後、応急対策の落ち着いた段階で広域の最終処分場へ運搬し、処理する。

3　処理の体制、機材等の確保

(1) 処理体制は、環境班員、一般廃棄物委託業者を中心に構成し、必要に応じて、一般廃棄物収集業務許可業者、建設業者に協力を要請する。

(2) 清掃に必要な車両は、町所有運搬車、一般廃棄物収集委託業者車両とするが、必要に応じて収集業務許可業者及び建設業者の所有車両とする。

(3) 上記の体制をとっても処理が困難であるときは、西播磨地域災害時等相互応援に関する協定に基づき、近隣市町等に応援を依頼し実施する。

(4) 近隣市町等の応援のみでは最終処分までの処理ルートが確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに、県に対して、広域的な支援の要請を行う。

県は、必要により、県内各市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(5) 他市町等の支援を受けても、町において処理が困難な場合は、県に、処理に関する事務委託を要請する。さらに、県による処理が困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う 。

4　処理の方法

(1) 優先処理

損壊した建物等より発生したガレキについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去する。

(2) 廃棄物の収集、処理方法

①廃棄物の集積

被災地の被災状況、避難場所等を考慮のうえ、自治会長等と協議し、地区ごとに数箇所のごみ集積場所を定めて、できる限り可燃物、不燃物に分別して集積させ、被災地の清掃作業の能率化を図る。

②廃棄物の収集・運搬

ごみの種類に応じた廃棄物収集車を被災地に重点的に配備する。一般ごみは揖龍クリーンセンター、不燃ごみは上太田瓦礫処分場へ搬入する。

ただし、ごみが多量で収集能力を超えた場合は、住民による自主搬入等の協力を求める。

③廃棄物の処理

ごみの特性(大きさ、腐敗性、可燃性、危険性等)を考慮して、揖龍クリーンセンター、上太田瓦礫処分場において処理する。

ただし、ごみが多量で処理能力を超えた場合は、周囲の衛生環境に配意して仮置場に一時保管を行う。

5 空家に対する措置

町は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

第2款　ごみ処理対策の実施 ［環境班］

災害により発生したごみ処理対策について定める。

第1　実施責任機関

被災地域の廃棄物処理の計画及び実施は、民生部環境班が行う。

第2　清掃方法

町は、策定を予定している災害廃棄物処理計画に基づき、次のとおりごみ処理を実施することとする。

1 情報の収集・連絡

(1) 町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。

(2) ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ、仮置場を確保する。

2 処理の体制、機材等の確保

(1) 処理体制は、環境班員、一般廃棄物委託業者を中心に構成し、必要に応じて、一般廃棄物収集業務許可業者、建設業者に協力を要請する。

(2) 清掃に必要な車両は、町所有運搬車、一般廃棄物収集委託業者車両とするが、必要に応じて収集業務許可業者及び建設業者の所有車両とする。

(3) 上記の体制をとっても処理が困難であるときは、西播磨地域災害時等相互応援に関する協定に基づき、近隣市町等に応援を依頼し実施する。

(4) 近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な支援の要請を行う。

県は、必要により、県内各市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

加えて、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効

率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(5) 他市町等の支援を受けても、町において処理が困難な場合は、県に、処理に関する事務委託を要請する。さらに、県による処理が困難な場合は、環境大臣による処理の代行要請を行う 。

3 処理の方法

(1) 廃棄物の優先処理

災害発生後は、家屋の倒壊、焼損等によって膨大なごみの発生が予想され、かつ、避難所等における日常の生活ごみも排出されるので、腐敗性の高い生ごみ、応急対策活動上及び生活上重大な支障を与えるごみ、浸水地域のごみ、避難場所等重要性の高い施設のごみを優先して、遅くとも3～4日以内には収集し、処理する。

(2) 廃棄物の収集、処理方法

① 廃棄物の集積

被災地の被災状況、避難場所等を考慮のうえ、自治会長等と協議し、地区ごとに数箇所のごみ集積場所を定めて、可燃物、不燃物に分別して集積させ、被災地の清掃作業の能率化を図る。

② 廃棄物の収集・運搬

ごみの種類に応じた廃棄物収集車を被災地へ重点的に配備する。一般ごみは揖龍クリーンセンターへ、不燃ごみは上太田瓦礫処分場へ搬入する。

ただし、ごみが多量で収集能力を超えた場合は、住民による自主搬入等の協力を求める。

③ 廃棄物の処理

ごみの特性(大きさ、腐敗性、可燃性、危険性等)を考慮して、揖龍クリーンセンター、上太田瓦礫処分場において処理する。

ただし、ごみが多量で処理能力を超えた場合は、周囲の衛生環境に配意して仮置場に一時保管を行う。

4 廃棄物処理量の算出

廃棄物の要処理量は、概ね次によって算出し、対策を講ずるものとする。

(1) ごみの要処理量

① 全壊家屋については、117t の割合
② 流出家屋については、117t の割合
③ 半壊家屋については、23t の割合
④ 床上浸水家屋については、4.6t の割合
⑤ 床下浸水家屋については、0.62t の割合

5 処理施設

施設名	場所	箇所数	種類
揖龍クリーンセンター	たつの市揖西町前地 513-1	1	焼却
上太田瓦礫処分場	太子町上太田 12-1	1	埋立

第3款　し尿処理対策の実施 ［下水道班、環境班、まちづくり班］

災害により発生したし尿処理の対策について定める。

第1　実施責任者機関

被災地域のし尿処理の計画及び実施は、民生部環境班が行う。仮設便所の設置及び管理については、経済建設部まちづくり班で行う。

第2　基本方針

1　下水道及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗便所の使用制限について、住民に対して広報を行う。また、上水道の供給が停止した地域においては、河川水、地下水等を利用して、水洗便所を使用するよう広報を行う。

2　速やかに下水道及びし尿処理施設の応急復旧に努め、計画収集が可能となるまでの間、住民に対して素掘、仮設便所等で処理するよう指導する。

第3　処理方法等

1　情報の収集・連絡

(1)　町は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握することとする。

(2)　町は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、必要により、仮設トイレを避難所等に設置することとする。

なお、町は、あらかじめ仮設トイレの備蓄等その確保を図るとともに、設置した際の清掃等その管理体制の整備に努めることとする。

2　処理の体制、機材等の確保

(1)　処理体制は、環境班員、揖龍保健衛生施設事務組合及び町を業務区域とするし尿収集委託業者及び許可業者を中心に構成し、必要に応じて、揖龍保健衛生施設事務組合が委託又は許可をしている他の区域を業務区域とするし尿収集業者に協力を要請する。

(2)　し尿収集に必要な車両は、委託業者及び許可業者の所有車両とするが、必要に応じて、上記の収集業者の所有車両とする。

(3)　まちづくり班は、備蓄及び業者からの調達により必要基数分の仮設便所を確保する。

(4)　上記の体制をとっても処理等が困難であるときは、西播磨地域災害時等相互応援に関する協定に基づき、応援を依頼し実施する。

また、兵庫県環境事業商工組合とも連携を図り、救援活動を要請する。

(5)　近隣市町等で応援体制が確保できない場合には、「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」に基づき、速やかに県に対して、広域的な支援の要請を行う。

県は、必要により、県内各市町や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。

(6)　県は、大規模災害時等、町から要請があった場合、備蓄している仮設トイレの供与又はあっせんを行うこととする。

3　処理の方法

(1)　し尿の優先処理区域

広域避難場所、被災者収容施設等重要性の高い施設、浸水等の悪条件下にある地域を優先して処理し、既存の便所で足りない箇所については、避難人員に応じた仮設便所を設置する。

(2)　し尿の収集、処理方法

①仮設便所の設置等

し尿処理施設の破損等により便所が使用できない地域に対して、公園その他の空き地を利用し、当該地域の住民数に応じた仮設便所を可能な限り設置し、必要な消毒剤等を確保し十分な消毒を実施するなど適切な管理を行う。

また、応急仮設トイレ委託業者と連携をとり、応急仮設トイレの確保に努める。

②し尿の収集・運搬

し尿の汲取りについては、輸送路の確保が問題となるが、被害状況に応じた輸送路を確保するよう関係機関に連絡し、し尿収集車を被災地に重点的に配備し、揖龍保健衛生施設事務組合の揖龍衛生処理場へ搬入する。

③廃棄物の処理

揖龍保健衛生施設事務組合の揖龍衛生処理場において処理する。ただし、処理施設が被災し、処理できない場合は、兵庫県揖保川浄化センターにおいて処理を依頼する。

第4　し尿処理量の算出

し尿の要処理量は、対象者1人あたり1.7ℓ/日の割合で算出する。

※対象者＝避難者数＋下水道支障人口

第5　処理施設

施設名	場所	箇所数	種類
揖龍衛生処理場	たつの市揖西町佐江 110-1	1	前処理希釈下水放流

第4款　廃棄物処理施設の応急復旧 ［環境班］

ごみ、し尿の処理施設の応急復旧については、揖龍保健衛生施設事務組合を中心に行う。

第13節　環境対策の実施

災害による工場からの有害物質（大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に規定されているもの）の漏洩や廃棄物処理に伴う環境汚染等の防止対策について定める。

第1　災害発生直後の対応

1 被害状況の把握

町は、県、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行うこととする。

2 施設等の稼働体制の確認

県は、大気汚染測定装置、環境分析装置等の資機材について被害の有無を確認の上、必要により、早期復旧のための措置を講じ、速やかに環境濃度の収集解析を行うこととする。

第2　応急対策

1 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施し、町は、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行うこととする。

2 被災工場・事業場に対する措置

県及び町は協力して、被災地域の有害物質を使用する工場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行うこととする。

3 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導することとする。

4 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県及び町は協力して、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんや石綿の飛散を防止するため、建築物の損壊状況実態調査の情報をもとに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんや石綿の飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導することとする。

5 環境情報の広報

町は、県と連携して、工場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等により広報を行い、一般への周知を図ることとする。

第14節　災害ボランティアの派遣・受入れ及び労働力の確保

第1款　ボランティアの要請と受入　[総務班、福祉班]

第1　災害ボランティアセンターの設置

1　災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設

町（災害対策本部）と社会福祉協議会（町社協救援対策本部又は町社協事務局）は、被害状況などから、協議を行い開設の判断・決定を行う。

災害ボランティアセンターは町と相互に緊密な連携をとれる施設・場所（一般的には保健福祉会館内）に設置し、町は必要に応じて調整を行う職員と運営資機材をセンターに提供し、開設を支援するものとする。

なお、町は、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する際、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

2　災害ボランティアセンターの役割

町やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受け入れ・派遣先調整、被災者のボランティアニーズの受付・調整、被災減辺へ派遣されたスタッフの支援等を行う。

3　災害ボランティアセンターが担う業務

(1)　道路案内看板の設置（主要道路）
(2)　被災者ニーズの把握
(3)　ボランティアの募集・登録ボランティアへの協力要請
※日本赤十字奉仕団については、社会福祉課が災害規模、程度によって派遣要請を行う。
(4)　ボランティアの受け入れと保険加入手続き
(5)　ボランティアと支援を必要とする住民のコーディネート
(6)　被害状況の把握と町等への情報提供、支援要請
(7)　ひょうごボランタリープラザ（県社協）との連携
(8)　その他、被災状況や時期により必要と認められるもの

4　ボランティアの募集方法

社会福祉協議会は、被害規模に応じてボランティアを町内のみで募集するか、広域で募集するかを判断する。町内で募集する場合はその旨を町及び社会福祉協議会のホームページへの掲載、チラシ配布、防災無線等にて周知する。広域で募る場合はホームページへの掲載に加え、報道の活用や県社協との連携を行うこととする。

募集にあたり、被害者のニーズに応じて必要とするボランティアの種類、人数を正確に発信するとともに、休日に集中しないよう平日に活動できるボランティアを募集するなどの留意が必要である。

5　ボランティアの主な活動

(1)　災害情報、生活情報等の収集、伝達
(2)　避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
(3)　救援物資、資機材の配分、輸送
(4)　軽易な応急、復旧作業
(5)　災害ボランティアの受入・紹介事務
(6)　その他、被災状況や時期により必要と認められるもの

第2　専門ボランティアの出動要請等

1　専門ボランティア

(1)　要配慮者を支援するボランティアの派遣については、町社会福祉協議会と連携して対応

する。

(2) 建築士等専門技術を有するボランティアの派遣に関しては、直接窓口となる建築士会等と協議のうえ、要請及び受入れを行う。

(3) 医療・救護活動に従事する専門ボランティアについては、第3編第3章第2節「救助・救急、医療対策の実施」第4款「医療・助産対策の実施」のとおりとする。

第2款　労働力の確保 ［総務班］

大災害が発生して被災範囲が広域にわたり、被災者が多数に及ぶ場合で、関係機関の職員だけでは応急対策の実施が十分に行えないときは、可能な範囲で住民や民間団体の協力を得る。

第 1　応急措置業務への従事命令等

応急措置業務への従事命令については、資料・様式編の「応急措置業務への従事命令」に示す。

第 2　公共職業安定所の労働者供給

1　公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして必要な労働者の供給斡旋を依頼する。

(1) 必要労働者数
(2) 男女別内訳
(3) 作業の内容
(4) 作業実施期間
(5) 賃金の額
(6) 労働時間
(7) 作業場所の所在
(8) 残業の有無
(9) 労働者の輸送方法
(10) その他必要な事項

2　賃金の額

労働者に支払う賃金の額は、原則として町における同職種に支払われる額とし、その額は関係機関と協議して定める。

3　労働者の輸送

総務班は、労働者の毎日の作業就労に際し、労働者の住居と作業現場との距離、作業能率その他を考え、できるだけ車両等による労働者の輸送就労を考慮する。

第3　民間協力団体及び民間協力者の活用

災害発生時に町職員、派遣職員等の災害対策要員の活動を支援するため、必要に応じて太子町連合自治会、太子町社会福祉協議会、日本赤十字社太子分区等に対して、応急対策又は復旧対策のための労務提供を要請する。

第4　従事内容

災害時において従事命令・協力命令による労働者、雇上げた一般労働者並びに民間協力団体は、下記のとおりそれぞれの災害対策に従事する。

1　一般労働者

(1) 被災者の安全な場所への避難誘導
(2) 医療及び助産における各種移送業務
(3) 被災者の救出

(4) 飲料水の供給
(5) 救済用物資の輸送
(6) その他災害応急対策実施上の補助業務

2 民間協力団体及び民間協力者

協力団体の活動内容は主として次のとおりであるが、活動内容の決定にあたっては、各団体の意見を尊重して行う。

(1) 地域内の被害状況の通報
(2) 町災害対策本部と地域との連絡
(3) 避難場所内の自治活動
(4) 炊き出し、その他災害救助活動の協力
(5) 災害応急対策用物資、資機材の輸送及び配分
(6) 清掃及び防疫
(7) 医療・救護の協力
(8) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
(9) 軽易な作業の補助
(10) その他上記の作業に類した作業

第15節　鉄道・バス施設における応急対策の実施

第1　活動内容

災害時における鉄道等の乗客の安全確保と交通、物資輸送等の円滑化のための対策について定める。

また、各管理者は、災害時に町内における災害状況について、町災害対策本部へ連絡する。

第2　西日本旅客鉄道㈱

1　防災体制

(1)　災害が発生した場合には、現地に現地対策本部を、また、統括本部に統括本部対策本部を設置することとする。

(2)　風水害の発生が予想される場合は、鉄道事故及び災害応急処置準則に基づき必要な体制をとる。

(3)　列車の運転、線路及び電車線路の保守に関係する各所長は、異常気象等の予報及び警報の伝達を受けた場合は、鉄道気象通報取扱準則の定めにより関係社員に伝達する。

①風水害その他災害時の運転規制

災害時運転取扱手続及び近畿統括本部災害時運転取扱要領に定めるところにより、時間雨量、連続降雨量が基準を超えた場合、風速計が運転規則基準に達した場合及び落石等が発生した場合は列車の速度規制又は運転見合わせを行う。

②降雨時の対策

災害対策本部の設置、除雪の体制及び列車の運転確保などを行う。

2　旅客等の案内及び避難

災害が発生した場合は、被災線区等の輸送状況、被害状況等を把握し、次のとおり旅客等に案内する。

(1)　旅客に対する案内

災害時に、旅客の不安感を軽減し、動揺、混乱を防止するため、掲示、放送等により適切に案内する。

(2)　乗務員の旅客に対する案内

乗務員は、災害により列車を運行する上で危険を認め、列車を停止させた場合や、輸送指令の指示により徐行を行う場合は、車内放送等により案内を行い、旅客の動揺、混乱の防止に努める。

(3)　避難誘導体制

避難誘導体制を確立するとともに避難及び救護に必要な器具を常備する。

(4)　避難誘導

災害の発生に伴い建物倒壊、火災発生及び二次的な災害発生の恐れがある場合は、旅客等を一時的に安全な場所に誘導する。

(5)　その他の措置

負傷者等がある場合は救護に当たるとともに、西はりま消防組合太子消防署・たつの警察署・医療機関等に救護を要請する。

第3　神姫バス㈱

町内における交通応急対策計画は、次のとおりとする。

1　風水害等発生時の対応

風水害等発生時には一旦運行を中止し、その後状況に応じて運行の中止、制限など適切な対応を実施する。

2　被災地内の交通規制

被災地内のバス路線の道路状況を速やかに把握し、この状況を災害対策本部経済建設部まちづくり班及びたつの警察署に報告し、交通の規制に関する指示を求める。

3　緊急輸送の確認

防災会議により、社内規定に基づき実施する。

4　被災地内における一般交通の確保

被災地内のバス路線については、道路状況その他運行支障のない限り速やかに運行を許可する。

ただし、運行系統、時間帯については、その都度被災地内の状況に即応するよう考慮する。

第16節　ライフラインの応急対策の実施

第1款　電力の確保［関西電力送配電㈱］

第1　計画の方針

災害発生に際し、電力施設の防護及び被災地に対する電力供給の確保について定める。

第2　防災体制

1 非常災害対策本部の設置

関西電力送配電㈱は、播磨・但馬地域内で、非常災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、非常災害に係る予防または復旧対策活動を統括するために、各本部が所管する地域ごとに非常災害対策総本部、送配電非常災害対策本部、送配電警戒本部を設置する。

また、非常事態に対処するための必要な要員を速やかに確保し、初動体制を確立する。

2 災害時における情報収集、連絡

次の情報を迅速かつ的確に把握し、速やかに本店に報告する。本店では収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(1) 一般情報

①気象、地象情報
②一般被害情報
③社外対応状況
④その他災害に関する情報 （交通状況等）

(2) 関西電力送配電㈱被害状況

①電力施設等の被害状況及び復旧状況
②停電による主な影響状況
③復旧資材、復旧要員、食料等に関する事項
④その他災害に関する情報

3 要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

①夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。
②対策組織が設置された場合は、対策組織要員はすみやかに所属する対策組織に出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社及び広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

4 災害時における復旧資材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的すみやかに確保する。

①現地調達
②対策組織相互の流用
③他電力会社等からの融通

(2) 輸送手段の確保

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と

思われる場合は、当該地方公共団体の被害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5　災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として送電を継続するが、たつの警察署、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

6　災害時における応急工事

(1)　応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連ならびに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速、適切に実施する。

(2)　応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

①送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

②変電設備

機器損壊事故に対し系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

③配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

④通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

7　電力設備復旧作業

復旧計画の策定及び実施にあたっては、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

なお、必要に応じ自治体と連携し、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設の復旧を優先する。

8　災害時における安全衛生

作業は、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9　災害時における広報

(1)　広報活動

災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。

(2)　広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS及びLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

10　災害時における電力の融通

災害の発生により、電力需給に著しい不均衡が生じ、需給状況を速やかに改善する必要がある場合には、広域機関の指示等に基づく電力の緊急融通により需給状況の改善を図る。

事業所の一覧

名称	住所	電話
関西電力送配電㈱ 姫路本部	姫路市十二所前町 117 番地	0800(777)3081

第2款　ガスの確保［まちづくり班、大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱、(一社)兵庫県LPガス協会］

第1　情報収集、広報

大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱及び(一社)兵庫県LPガス協会のほか、県、町、たつの警察署、西はりま消防組合等防災関係機関と連携し、被害状況等の情報収集に努めることとする。

また、被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

第2　都市ガスの応急対策

大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱は「社内規程」に基づき、次のとおり応急対策を実施することとする。

1 地震発生直後の対応

(1) 応急対策要員の動員

① 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱の供給エリア内で震度5弱以上の地震を感知した場合、本社、地区事業部、製造所等に災害対策本部を設置することとする。また、兵庫事業本部内の供給エリアで震度4以上の地震の発生を感知した場合は、兵庫事業本部内に対策本部を設置することとする。

② 応急対策要員は、休日、夜間にあっても、テレビ、ラジオ等で大阪ガス供給エリア内で震度5強以上の地震が発生したことを覚知した場合、自動的に出社することとする。

③ 必要に応じて、工事会社、サービスチェーン等の協力会社を含めた全社的な活動ができるよう、動員体制を確立し、呼出しを行うこととする。

(2) 情報の収集伝達

① 設置してある地震計から無線、テレメーターにより本社中央保安指令部に集約された震度情報を一斉無線連絡装置により、製造所、地区事業部へ伝達するとともに、必要な措置を講じることとする。

② 防災関係機関に対して、迅速かつ的確に必要な情報を伝達するとともに、情報の収集を行うこととする。

③ 兵庫事業部地区対策本部は、担当エリアのガス施設、需要者施設の被害状況を調査するとともに、被害状況と応急対策実施状況等を所定の経路により本社対策本部へ報告することとする。

(3) 応急復旧用資機材の確保

必要な資機材（導管材料、導管以外の材料、工具類、車両、機械、漏えい調査機器、道路工事保安用具、携帯無線等）について必要な数量を確保することとする。

(4) 危険防止対策

都市ガスは生活に欠くことのできない重要なエネルギーであることから、災害時においても可能な限りガス供給を継続するが、都市ガスにより二次災害のおそれがあると判断される場合には、本社災害対策本部の指令に基づいて、スーパーブロック、ミドルブロック等によりガス供給を停止する等の適切な危険防止措置を講じることとする。

2 復旧作業過程

(1) 復旧計画

災害復旧計画の策定及び実施に当たっては、人命にかかわる拠点及び救急救助活動の拠点となる場所を原則として優先するなど、災害状況、各施設の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから行うこととする。

(2) 復旧要員の確保

社員、協力会社による全社的な動員体制の他に、大阪ガスが単独で復旧を図ることが困難である場合には、日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に

基づき、他のガス事業者から協力を得ることとする。

(3) 代替エネルギーの供給

病院や防災拠点など社会的に重要な施設に対して、都市ガスが復旧するまでの間、代替エネルギー（移動式都市ガス発生装置等）を迅速かつ計画的に供給することとする。

(4) 災害広報

災害時における混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要に応じて、テレビ、ラジオ等の報道機関及び工作車に装備したスピーカーにより、ガス施設の災害及びガスの安全措置に関する各種の情報を広報することとする。

(5) 他機関との協力体制

復旧を促進するため、県、町、防災関係機関、報道機関、道路管理者、県公安委員会・たつの警察署、埋設物管理者、地域団体等と緊密な連携をとり、各機関との協力体制のもとに災害対策を推進することとする。

第3　LPガスの応急対策

1 災害発生直後の対応

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生により、町に災害対策基本法第23条第2項の規定による災害対策本部が設置され、協会の会長が必要と認めた時は、直ちに(一社)兵庫県LPガス協会内に、兵庫県LPガス災害対策本部を設置し、関係機関、関係団体等と連携して被害を最小限にとどめる措置を講じることとする。

(2) 情報の収集伝達

防災組織を通じ、各地区から被害情報の収集に努めるとともに、防災関係機関に対し、迅速かつ的確に必要な情報を伝達することとする。

① 被害状況として、製造設備、貯蔵設備及び人的被害等

② 支援可能状況として、保安員の確保、入出荷及び周辺の道路状況等並びに在庫量

2 応急対策の実施

(1) 緊急措置の周知

LPガスの容器バルブの閉止等を周知する内容を、㈱ラジオ関西が自動的に反復して放送することにより周知を図ることとする。

また、災害地区の町等に依頼し、広報車・有線放送等を利用して、消費者自らが直ちに容器のバルブを閉めるよう住民に周知するとともにLPガス販売事業者は状況の把握に努め、二次災害の防止措置を講じることとする。

(2) ローラー作戦の展開

LPガス消費家庭等が地震のため広範囲にわたり被害を受け、LPガス容器並びにガス供給管等に損傷があった場合、又は点検調査が必要となった箇所に対する対応については、各防災事業所がキーステーションとなり、応急対策を実施することとする。

(3) 危険個所からの容器の撤収

ブロック塀や家屋の下敷きになっている容器など、危険な状態にある容器の撤収については、西はりま消防組合等との協力を得て迅速に回収することとする。

また、災害により容器が流出し、河川上を漂流した場合は、漁業協同組合等と連携して回収に努めることとする。

(4) 高齢者等弱者対策

LPガス販売事業者は、あらかじめ保安台帳等により、高齢者・身体障害者等の家庭をチェックし、災害時には最優先で点検調査、安全対策等を実施することとする。

3 復旧対応

(1) LPガスの供給

① 都市ガスが停止した場合には、災害支援協定により町からの要請に応え、病院、避難

所等を優先にLPガスの供給を行う。

② 一般充填所の被害状況により、中核充填所において設備の共同利用を始めるとともに、LPガスの国家備蓄の放出に備える。

(2) 電話相談窓口の開設

災害対策本部及びキーステーションにLPガス電話相談窓口を開設し、都市ガス事業者とも連絡をとりながら住民の要望に対応することとする。

(3) 不要容器の回収

不要となったLPガス容器については、町の廃棄物担当セクションと連携を取りながら、迅速に回収することとする。また、災害時に使用する容器には、不要になった時の返却・連絡先を明記した荷札を取り付けるなど、返却を周知することとする。

(4) 要員の確保

県内の事業者だけで復旧を図ることが困難な場合は、近畿LPガス連合会の相互支援協定等に基づき、他府県から協力を得ることとする。

第3款　電気通信の確保［西日本電信電話㈱兵庫支店、㈱NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱］

第1　情報収集、広報

電気通信事業者のほか、県、町、たつの警察署、消防機関等防災関係機関は連携し、被害状況等の情報収集に努める。

また、被害状況、復旧状況等、住民が必要とする情報について、適切な広報を行う。

第2　電気通信事業者の応急対策

西日本電信電話㈱、㈱NTTドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ㈱の各社は連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施する。

1　災害発生直後の対応

(1)　設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保

(2)　設備被害の拡大を防止するため、必要な防護措置の実施

2　復旧作業にいたるまでの対応

(1)　通信の途絶の解消と通信の確保

災害により設備に大きな被害を被った場合、一次応急措置として衛星通信・無線機を主体とした復旧を行い、一次応急措置完了後は、線路設備を主体とした二次応急措置にわけ、通信の途絶の解消と重要通信を確保するため、次の措置を講じることとする。

①　自家発電装置、移動電源車等による通信用電源の確保
②　衛星通信・各種無線機による伝送路及び回線の作成
③　電話回線網に対する切替措置、伝送路切替措置等の実施
④　応急復旧ケーブル等による臨時伝送路、臨時回線の作成
⑤　非常用可搬形ディジタル交換装置の運用
⑥　臨時・特設公衆電話の設置
⑦　停電時における公衆電話の無料化

(2)　通信の混乱防止

災害の発生に伴い、全国各地から一時的に集中する問合せや見舞いの電話の殺到により交換機が異常ふくそうに陥り、重要通信の疎通ができなくなるのを防止するため、一般からの通信を下記により規制し、110番、119番、災害救助活動に関係する国又は地方公共団体等の重要通信及び街頭公衆電話の疎通を確保することとする。

①　通信の利用状況を監視し、利用制限、通話時分の制限の実施
②　非常、緊急電話及び非常、緊急電報の疎通ルートを確保し他の通話に優先した取扱いの実施
③「災害用伝言ダイヤル（171）」及び「災害用伝言板（web171）」でのふくそう緩和の実施

第 3　KDDI㈱の応急対策

1　情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

(1)　災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

(2)　必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

2　準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想さ

れる場合は、その状況に　応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

3 防災に関する組織

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

(2) 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

4 通信の非常疎通措置

(1) 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の　運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

(2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第 56 条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

5 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

第4 ソフトバンク㈱の応急対策

ソフトバンク㈱は、連携を図りながら、次のとおり応急対策を実施することとする。

1 災害発生直後の対応

(1) 情報収集および被害状況の把握

設備の被害状況の把握、復旧に必要な資材、要員の確保。

(2) 防災組織の確立

災害発生時、速やかに通信ネットワークの復旧対応を行う体制をとり、社内基準に基づき災害対策本部を設置し、ネットワーク復旧対策を講じる。

また、必要に応じて、全国から要員派遣、復旧資材を含めた物資供給等を行う。

3 復旧作業にいたるまでの対応

(1) 応急措置

大災害発生時に輻輳拡大による、通信ネットワークのシステムダウン（通信障害）を防ぎ、電気通信事業法の定めに従って 110 番や 119 番などの重要通信の疎通を確保するため、輻輳の規模に応じて一般通信サービスを一時的に規制する場合がある。

(2) 応急復旧

移動電源車・移動無線基地局車・可搬型基地局による復旧。

基地局停電対応として、移動電源車を出動させ電源を確保する。基地局が利用できなくなった場合には、移動　無線基地局車を出動させ、通信エリアを確保する。また、小規模な避難所等には可搬型臨時基地局を設置し、通信サービスを復旧させる。

(3) 公共機関による復旧活動への支援・協力

災害救助法適用時には公共機関の借用依頼に応じて、災害復旧活動に利用する携帯電話、衛星電話の貸出を行う。（借用台数等、依頼内容によっては貸出できない場合あり。）

(4) 災害時の WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

大規模災害が発生した場合には、被災地における障害状況や復旧状況、臨時基地局の稼働状況、ソフトバンクショップの営業状況などを、WEB サイトで地図等を用いて情報を公開する。

第5　楽天モバイル㈱の応急対策

1　情報収集と連絡

災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報収集と連絡を行う。

(1)　災害の規模、気象、停電、道路等の状況、電気通信設備等の被災状況、災害応急復旧計画および実施状況、復旧要員の稼働状況等について情報収集し、社内関係事務所間相互の連絡を行う。

(2)　必要に応じて社外関係機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

2　警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、またはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置を取る。

3　重要通信の疎通確保

(1)　災害等に際し、通信輻輳の緩和および重要通信の確保を図る。

(2)「災害救助法」(昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号)が適用された場合等には、避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話等の貸出しに努める。

4　災害時における広報

(1)　災害の発生が予想される場合、または発生した場合に、通信の疎通、利用制限の措置状況および被災した電気通信設備等の応急、復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

(2)　テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により直接該当被災地に周知する。

5　対策組織の確立

災害が発生するおそれがある場合、または発生した場合は、対策組織を確立して被災の回復または予防の措置を講ずる。

6　社外機関に対する応援または協力の要請

災害が発生し、または発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し応援の要請または協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

7　災害時における災害対策用資機材の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は現地調達または購買部門等に要求する。

8　設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して迅速・適切に実施する。

第4款　水道の確保［産業経済班、まちづくり班、上水道班］

町（水道事業者）は、次のとおり応急対策を実施する。

第1　災害発生直後の対応

1 応急対策人員の動員

災害発生後直ちにあらかじめ定めるところにより応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

2 被害（断水状況）の把握

水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被害状況の調査を実施することとする。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

3 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、速やかに、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく支援の要請や、県を通じて県内市町等、厚生労働省、他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

第2　復旧過程

1 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧に当たる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

2 施設毎の復旧方法

(1) 貯水、取水、導水並びに浄水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行う。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

(2) 送・配水施設並びに給水管

配水場・ポンプ場については、(1)と同様に対処し、管路については、被害状況により復旧順位を決め、幹線から段階的に復旧を進めることとする。

橋梁等に添架している水道管について、橋梁の被害を受け被害があった場合は、速やかに応急措置を行う。

① 第1次応急復旧

主要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、配水支管、給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水、運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消することとする。

② 第2次応急復旧

第1次応急復旧によりほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施することとする。

3 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

4 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込みの情報等を防災関係機関、報道機関に対し、迅速

かつ的確に提供することとする。

第5款　下水道の確保［産業経済班、まちづくり班、下水道班］

下水道施設管理者は、次のとおり応急対策を実施する。

第1　災害発生直後の対応

1 被害状況の把握

処理場、ポンプ設備、管路等のシステム全体について、速やかに被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧等を実施することとする。

2 下水道施設の調査と点検

次の事項に留意して、速やかに下水道設備の調査及び点検を実施し、排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を実施することとする。

(1) 二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から、順次、重点的に調査・点検を実施することとする。

(2) 調査・点検漏れの生じないよう、あらかじめ調査表や点検表を作成して実施することとする。

(3) 調査・点検に際し、緊急措置として実施した応急対策は、その内容を記録することとする。

3 他の自治体への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、他の自治体等に対する広域的な支援の要請を行うこととする。

第2　復旧過程

1 復旧方針の決定

被災箇所の応急復旧にあっては、その緊急度を考慮し、工法・人員・資機材等も勘案の上、全体の応急復旧計画を策定して実施することとする。

2 施設毎の応急措置・復旧方法

(1) 管路施設

① 管路の損傷等による路面の障害

交通機関の停止・通行人の事故防止等の緊急措置をとるほか、関係機関と連携を密にして応急対策を講じることとする。

② マンホール等からのいっ水

・排水路等との連絡管渠、複数配管している場合の他の下水道管等を利用して緊急排水する。

・可搬式ポンプを利用して他の下水道管きょ・排水路等へ緊急排水する。

・分流式下水道の汚水管渠からのいっ水については、土のうで囲む等の措置を講じた上、排水路に誘導して緊急排水する。

③ 吐き口等における護岸やゲートの損傷による浸水

河川等の管理者に連絡をとるとともに、土のうによる浸水防止・可搬式ポンプによる排水等の措置を講じることとする。

(2) ポンプ場及び処理場施設

① ポンプ設備の機能停止

損傷箇所等の点検・復旧を実施するとともに、浸水等の場合には緊急排水・浸水防止等の措置を講じることとする。

② 停電及び断水

設備の損傷・故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧作業を実施することとする。

③ 自動制御装置の停止

手動操作の操作要領を策定するとともに、その習熟に努めることとする。

④ 燃料タンク等からの危険物の漏えい

危険物を扱う設備については、災害発生後速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は速やかに応急措置を講じることとする。

⑤ 汚泥消化関係設備からの消化ガスの漏えい

災害発生後、速やかに漏えいの有無を点検し、漏えいを発見した場合は次の応急措置を講じることとする。

・火気使用の厳禁及び立入禁止の措置
・漏えい箇所の修復
・漏えい箇所付近の弁等の閉鎖

⑥ 水質試験室における薬品類の飛散・漏えい

災害発生後、速やかに点検を実施し、応急措置を講じることとする。

⑦ 池及びタンクからのいっ水や漏水

土のうなどによって流出防止の措置をとるとともに、可搬式ポンプによる排水を行い、機械及び電気設備への浸水を防止することとする。

第6款　工業用水道の確保［産業経済班、まちづくり班、上水道班］

工業用水道事業者は、次のとおり応急対策を実施することとする。

第1　災害発生直後の対応

1 被害（断水状況）の把握

工業用水道の施設（貯水、取水、導水、送水、配水施設）ごとに、被害状況の調査を実施する。

被害状況の的確な把握は、応急復旧計画を左右するため、情報の収集は早急かつ慎重に行うこととする。

2 県等への応援要請

応急復旧の実施に必要な人員・資機材が不足する場合には、防災担当部局と連携を図りつつ、速やかに、「近畿2府4県内の工業用水道事業者の震災時等の相互応援に関する覚書」等に基づいて支援の要請を行うこととする。

第2　復旧過程

1 復旧方針の決定

被害の状況に応じて、応急復旧の完了の目標、復旧の手順と方法を定め、施設復旧にあたる工事班編成（人員・資機材）を行う。外部からの支援者については、到着次第、新たな工事班として組織し、作業内容を指示することとする。

2 施設毎の復旧方法

(1) 貯水、取水、並びに導水施設

応急復旧に当たり、それぞれの施設について熟知している職員を配置し、被害を受けた重要な施設から機能の確保に必要な復旧を行うこととする。機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については状況に応じ、設備業者などの専門技術者を動員し、早急に対処することとする。

(2) 送・配水施設

管路については、被害状況により復旧順位を決め、段階的に復旧を進めることとする。

① 第1次応急復旧

主要な管路の復旧を行う。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、受水企業への給水を実施するこ

ととする。

② 第2次応急復旧

第1次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階で引き続き各受水企業への給水をめどに復旧を実施することとする。

3 復旧の記録

災害による被害状況、応急給水、応急復旧状況等について、日報・記録写真等を整えることとする。

4 復旧作業の現状と見通し等の伝達

被災状況、応急復旧状況、回復見込み等の情報を防災関係機関、報道機関に対し、迅速かつ的確に提供することとする。

第17節　教育対策の実施

第1　事前対策

1　幼児児童生徒の安全確保等

(1)　幼児児童生徒の安全確保等

学校園長は、災害発生時において、幼児児童生徒の安全確保に全力を上げて取り組むとともに、幼児児童生徒の安否、被災状況等を把握し、すみやかに教育委員会に報告する。

(2)　学校防災に関する計画の作成

各学校園長においては、災害発生の場合に幼児児童生徒の安全確保、教職員の役割分担、保護者等との連絡体制等に的確な措置がとれるよう、具体的に防災に関する計画を立てておくものとし、毎年4月に教育委員会に報告する。

第2　学校園施設の応急措置

1　学校園施設の被害状況の把握

(1)　学校園長は、被害を受けたときは、施設及び敷地の被害状況を遅滞なく教育委員会に報告する。

(2)　教育部学校教育班は、被害を受けた学校を速やかに調査し、被害状況の把握に努める。

(3)　とりまとめた被害状況を、播磨西教育事務所を経由して県教育委員会に報告する。

2　応急復旧対策

速やかに教育活動が実施できるよう必要な措置をとる。

(1)　災害による被害の軽易な復旧は、その施設の長に委任する。

(2)　授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設便所等を建設する。

(3)　被害が甚大で応急修理では使用できないときは、一時的に施設を閉鎖し完全復旧が完了するまで管理監督すると共に、応急仮設校舎を建設する。

(4)　上記のとおり被災施設の応急復旧に努めるほか、できる限り多数の教室を確保するため次の方策をとる。

①　近隣校との協議、調整を行い教室を確保する。

②　学校施設以外の教育施設及び公共建築物のほか協力の得られる適当な民間施設を教室に利用する。

3　災害時に学校の果たすべき役割

災害時における学校の基本的役割は、まず、児童・生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにあることから、避難所として指定を受けた学校においても、避難所は町が自主防災組織等と連携して運営することとし、学校は、教育機能の早期回復に努めることを基本にしつつ、7日以内を原則として可能な範囲で協力することとする。

第3　応急教育の実施

1　応急教育実施のための措置

(1)　町教育委員会並びに県立学校長は、児童・生徒の被災状況や教育施設の状況を把握し、応急教育の実施に必要な措置を講じるとともに、県教育委員会に報告することとする。

①　短縮授業、二部授業、分散授業等の検討

②　校区の通学路や交通手段等の確保

③　児童・生徒の衛生、保健管理上の適切な措置と指導

④　学校給食の応急措置

災害救助法が適用された町で応急の学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、県教育委員会に学校給食の実施について協議、報告するほか、学校給食の実施が困難

になった場合も報告することとする。

(2) 教育委員会は、被災状況により次の措置を講じることとする。

① 適切な教育施設の確保(現施設の使用が困難なとき)

② 授業料の免除や奨学金制度の活用

③ 災害時における児童生徒の転校手続き等の弾力的運用

④ 被災職員の代替等対策

・複式授業の実施

・二部授業の実施

・近隣府県、市町等からの人的支援の要請

・非常勤講師又は臨時講師の発令

・教育委員会事務局職員の応援

2 教育実施者

教育委員会は、教職員の被災等により通常の授業が実施できない場合、次の方法により教職員の確保の応急措置を実施する。

(1) 各学校園で、教職員の出勤状況により一時的な教職員組織を編成する。

(2) 幼稚園については、助教諭を任用する。

(3) 小中学校については、次の措置をとる。

① 交通事情等により勤務校に出勤できない教職員は、出勤可能な町立学校へ行き指導する。

② 県教育委員会と協議し、職員派遣の斡旋を要求する。

③ 県教育委員会と協議し、出張指導による補充措置を実施する。

3 幼児児童生徒、教職員の健康保持等

(1) 被災した幼児児童生徒に対しては、その被災状況により保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケア等に努める。

(2) 避難所となった学校において、事前に決められたスペースで救護所を開設することができない場合は、学校再開まで保健室を一時的に救護所として使用することができる。

(3) 災害救急医療チーム派遣制度、グループワーク活動の展開等により、教職員の心の健康管理を行う。

第4 奨学等に関する措置

1 学用品等の給与

災害救助法が適用された場合、小中学校の児童生徒に対して、同法の規定に基づいて教育委員会が学校を通じて学用品を給与する。

(1) 給与する品目及び費用の限度

教材、学用品の支給は、被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

① 教科書(教材を含む)

② 文房具

③ 通学用品

(2) 教材、学用品の給与のため、支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

① 教科書費

教科書及び教科書以外の教材で町教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材実費

② 文房具及び通学用品

小学校児童1人当たり	4,500円
中学校生徒1人当たり	4,800円
高等学校等生徒1人当たり	5,200円

(3) 給与の時期

教材、学用品の給与を実施する期間は、災害発生の日から教科書(教材を含む)については、1か月以内、その他の教材、学用品については15日以内に完了しなければならない。

2　調達及び配給方法

(1) 学校園長は、災害により補給を要する教材、学用品の実数及び補給の状況を、逐次学校教育班へ報告する。

(2) 教科書の配給については、学校教育班は、被災及び補給の状況を県災害対策本部教育部に報告し教材、学用品の確保並びに配給について適切な措置をとる。

(3) 災害救助法が適用された場合における学用品の給与は、町長が知事の委任を受けて実施する。

(4) 災害救助法が適用された場合の実施方法は、災害救助法の定めるところによる。

第5　学校園給食に関する措置

(1) 教育委員会は、学校園再開にあわせて速やかに学校園給食が実施できるように努める。ただし、被災状況等により完全給食の実施が困難な場合は、簡易給食等により実施する。

(2) 幼児児童生徒に対する学校園給食は、次の場合には一時中止する。

① 避難所となった学校園において、食料供給計画上の非常緊急措置として、学校園の施設で炊出しを実施する場合。

② 感染症その他危険の発生が予測される場合

③ 災害により給食の実施が不可能となった場合

④ 給食施設が被災し、給食の実施が不可能となった場合

⑤ その他給食の実施が適当でないと認められる場合

第6　教育施設の応急復旧対策

町は、災害発生後、速やかに被災状況を確認し、応急復旧等必要な措置を講じることとする。

1　町立諸学校

(1) 町は、被害状況を播磨西教育事務所を通じて県教育委員会に報告することとする。

(2) 町は、状況により、一時的な復旧工事や間接的な復旧を行うこととする。

2　社会教育施設

(1) 町は、町教育委員会の管理する施設について、被害状況を播磨西教育事務所を経由して県教育委員会に報告することとする。

3　指定文化財

町指定文化財及び登録文化財等の所有者及び管理者は、被害が発生した場合、町教育委員会を経由して、県教育委員会に報告することとする。

また、指定文化財等の被災程度が大きい場合、県教育委員会は、文化庁に支援を依頼する。その結果、必要と認められるときは、文化財等救援委員会が、関係団体(美術館・博物館、県、町)の協力により、立ち上がり、応急復旧対策を行うことになる。

第7　学校の防災機能の強化

教育委員会は、学校が災害時にその機能を損なうことのないよう、防火性等の強化、設備・備品等の安全管理、ライフラインの整備、情報通信基盤の整備、学校給食施設の機能強化等を推進することとする。

なお、避難所として指定を受けた学校の整備については、必要により、町と十分協議調整を図ることとする。

第18節　警備対策の実施

第1款　災害警備［統括班、たつの警察署］

第1　活動方針

災害警備活動は、警察各部門が相互に連携して一体的な活動を展開するとともに、県・市町等の行政機関、消防機関及び自衛隊等の防災関係機関と緊密な連携を図り、総合的な災害対策を推進し、町民の生命及び身体の保護を第一とした活動を行うこととする。

第2款　交通規制［まちづくり班］

第 1　活動方針

災害時における交通安全、緊急輸送の確保を図るため、各道路の交通規制を定める。

第 2　交通規制

災害時において、応急対策に必要な物資の緊急輸送道路を確保するため、住民に対して自動車を控えるよう広報を行い周知徹底を図る。

また、災害時、通行規制若しくは緊急優先通行を図る必要が生じたときは、警察等関係機関に協力を要請し、必要な対策を行う。

区分	実施責任者	範囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 太子町長	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき 2. 道路に関する工事のため、止むを得ないと認めるとき	道路法 (第 46 条)
警察	公安委員会	1. 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき	災害対策基本法 (第 76 条)
		2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき	道路交通法(第 4 条)
	警察署長	上記 2 の内、政令で定める交通規制で、その適用期間が 1 箇月を超えないもの	道路交通法 (第 5 条) 道路交通法施行令 (第 3 条の 2)
	警察官	3. 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがあると認めるとき	道路交通法(第 6 条)

第 3　県公安委員会による交通規制

1　災害対策基本法による交通規制

(1) 県公安委員会は、管轄区域又はこれに隣接する府県において災害が発生し、若しくは災害が発生するおそれがある場合で、緊急輸送を確保するため必要がある時は、道路の

区間及び区域を指定して緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。

(2) 通行禁止又は、制限が行われた区域・道路区間について、同区域内及び隣接府県の住人に対し周知する。

2　道路交通法による交通規制

県公安委員会は、道路における危険防止、交通安全の円滑等を図るため、必要があるときは、道路交通法第4条の規定に基づき、歩行者又は車両の通行を禁止又は制限する。

また、必要に応じて迂回路を明示して、一般の交通に支障がないようにする。

第 4　警察署長の実施する交通規制

警察署長は、その管轄区域の道路については災害による道路の損壊等危険な状態が発生し、又はその他の状況から必要がある時は、歩行者又は車両等の通行禁止又は制限をする。（道路交通法第5条第1項）

第 5　警察官の実施する交通規制

警察官は、災害発生時において、緊急措置を実施する必要がある時は、一時的に歩行者又は車両等の通行を禁止又は制限する。（道路交通法第6条第4項）

第 6　道路管理者

道路管理者は、道路の損壊その他の事由によって、交通が危険である時は、区間を定めて通行禁止又は制限する。（道路法第46条）

第19節　農林水産関係対策の実施

第1　家畜防疫対策

町は、県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図ることとする。

1 畜舎及び家畜の被害状況の把握
2 救命治療の体制の整備と獣医師及び動物用医薬品の確保
3 死亡家畜の処分施設、場所の調整、確保
4 家畜の逸走防止、家畜排せつ物の流出阻止及び消毒の指導
5 発生のおそれのある疾病についてのワクチン接種
6 他の都道府県への家畜防疫員の派遣要請

第2　飼料確保対策

町は、県及び家畜関係団体と協力して、次の対策を図ることとする。

1 飼料製造施設、荷役、配送施設の被災状況把握と生産者団体への情報提供
2 1 の被災施設が被災していない場合における業界団体に対する輸送経路の確保と遅滞なく必要量を供給するための緊急輸送の指導
3 1 の施設が被災した場合における業界団体に対する当面の必要量の確保指導

第3　主要作物

町は、県及び農業関係団体と協力して、水稲育苗施設等の破損箇所への対策の速やかな実施や、成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫の指導の徹底を図ることとする。

第4　野菜

町は、県及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努めるとともに、施設の破損箇所の早期対策が速やかに実施されるよう指導の徹底を行うこととする。

第5　果樹

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図ることとする。

1 露出した根部の覆土（地震により地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合）
2 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強

第6　花き

町は、県及び農業関係団体と協力して、生産者へ温室、ハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

第7　しいたけ

町は、県及び林業関係団体と協力して、生産業者にハウス等の破損に対する応急措置の徹底を図ることとする。

第8　流通対策

町は、県及び関係団体等と協力して、情報収集に努めるとともに、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めることとする。

1 畜産

(1) 食肉センター、食鳥処理場、乳業工場、集出荷施設等における被災状況の把握と生産者団体への情報提供

(2) 被災家畜の予後判定と緊急出荷の指導
(3) 出荷経路の確保及び出荷先変更、又は貯蔵施設等への一時保管及び出荷待機等の指導

2 卸売市場

卸売市場の開設者は、施設の破損箇所等を把握し、生鮮食料品等の円滑かつ安定的な流通確保のため、早急に修復することとする。

第20節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策の指針

降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害防止施策について定める。

第1　土砂災害

関係機関、県、町等は、総合土砂災害対策推進連絡会を活用して総合的な土砂災害対策を推進することとする。

1 県、町等は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
2 県、町等は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
(1) 緊急復旧資材の点検・補強
(2) 観測機器の強化（警報機付伸縮計の設置等）
(3) クラックや崩壊箇所における砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止対策
3 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図ることとする。
4 近畿地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供することとする。

第2　道路

1 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握することとする。
2 管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や住民への周知を図ることとする。
3 管理者は、緊急輸送路について重点的に点検し、状況により復旧、確保を図ることとする。
4 管理者は、危険箇所を対象とした応急復旧工事を早期に実施することとする。

第3　河川

1 管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と危険箇所を把握することとする。
2 管理者は、危険箇所について、関係機関への連絡や住民への周知を通じて、警戒避難行動の支援を図ることとする。
3 管理者は、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の早期復旧を実施することとする。
4 県、町は、管理する河川の改良工事若しくは修繕又は復旧に関する工事や災害発生時の河川の維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、地域の実情を勘案して、実施に高度な技術又は機械力を要すると認められる場合は、国に支援を要請することができる。

第4　ため池

1 管理者は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
2 管理者は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
(1) 緊急復旧資材の点検・補強
(2) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削
3 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

第5　森林防災対策

1 県、町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。
2 県、町は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。
(1) 緊急復旧資材の点検・補強
(2) 警報機付伸縮計の設置

(3) 危険性の高い箇所について、仮設防護柵、土留工等の応急対策工事や不安定土砂の除去

3 町は、危険箇所の住民への周知と警戒避難体制の強化を図ることとする。

第6　農地・農業施設

1 施工中の農地・農業用施設の発注者及び受注者は、工事用資材の流出や被害の拡大の防止に努めることとする。

2 既設の農地・農業用施設の管理者は、パトロールを強化するとともに、危険箇所について補強補修等を行うこととする。

第7　宅地防災対策

1 県、町は、緊急パトロールを実施し、危険箇所を把握することとする。

2 県、町は、それぞれの管理する箇所で次の緊急対策を実施することとする。

(1) ビニールシート等の応急措置

(2) 宅地防災相談所等の開設

3 町は、民間宅地崩壊危険箇所の周知と警戒避難体制の強化を行うこととする。

第4章　その他の災害の応急対策の推進

第1節　大規模火災の応急対策の推進

大規模な火災その他の災害が発生した場合における消火活動について定める。

第1　消火活動の実施

消防機関（西はりま消防組合）は、速やかに管轄区域内の火災の全体状況を把握するとともに、迅速に重点的な部隊の配置を行うこととする。特に大規模な震災の場合は、最重要防御地域等の優先順位等を定め迅速に対応することとする。

第2　相互応援協定の運用

町は、その消防責任を果たすため、隣接市町との防災応援協定及び県広域消防相互応援協定の円滑な運用に努めることとする。

第3　ヘリコプターによる情報収集

県（消防保安課）は、大規模な火災が発生した場合に、必要に応じ、県消防防災ヘリコプターによる空からの情報収集活動を実施することとする。

第4　応援

1 知事の応援指示権の発動

県は、数市町にまたがる広域災害又は町における全域災害等で、必要がある場合には、災害対策基本法第72条及び消防組織法第43条の規定による非常事態の際の知事の指示権によって災害防除活動及び応急復旧作業の円滑かつ的確を期するため、次の区分により町長に応援出動を指示して人的確保に努めることとする。

(1) 第1次指示権の発動

災害が一地域に限られる場合に発動するものであって、被災地の隣地市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1／3を派遣することを指示することとする。

(2) 第2次指示権の発動

災害が一地区に及ぶ場合に発動するものであって、被災地の周辺市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1／4の人員を派遣することを指示することとする。

(3) 第3次指示権の発動

災害が二地区以上に及び、その被害が激甚の場合発動するものであって、被災地区以外の市町に対し、その所属する消防職員、消防団員の1／4の人員を派遣することを指示することとする。

(4) 出動人員の例外

知事の指示権に基づく出動命令の場合の出動区分、派遣人員についての基準は(1)、(2)、(3)のとおりとするが、町と協議のうえ、出動人員を適宜増減することができることとする。

2 他都道府県の応援要請

県は、上記によるほか、災害の状況により必要があると認めるときは、消防組織法第44条に基づき、消防庁長官を通じ他都道府県の応援を要請することとする。

なお、消防庁長官は、県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を他都道府県知事に求めることができることとする。

3 緊急消防援助隊の出動

消防庁長官は、都道府県内の消防力をもってしては対処できない程度の大規模災害が発生した場合には、被災地の消防の応援のため緊急消防応援隊の派遣を求める。

4 他機関との連携

(1) 消防機関は、たつの警察署と相互に協力することとする。
(2) 知事、町長は、必要に応じ自衛隊の出動を要請することとする。

第5 救急搬送業務

町は、大規模火災の発生時における要救護者の緊急搬送等にあたり、必要に応じて、まずその町内の医療機関、運輸業者等の協力を求め、次に隣接市町等よりの応援を求めることとする。

第6 町の消防対策

町は、西はりま消防組合と連携を図り、大規模火災発生時の消防力の効果的な運用を図るため、次のとおり活動体制を確立することとする。

1 重点目標

消防力の効果的な運用を図るため、防御活動の重点目標を次のとおりとする。

(1) 大規模火災の発生を未然に防止するため、火災の初期鎮圧と延焼防止
(2) 危険物施設に対する防御
(3) 広域避難地に通じる避難路の火災に対する防御
(4) 救助・救急
(5) 情報活動
(6) 広　報

2 消防対策の基本的事項

大規模火災に対処するため、消防対策の基本的事項を次のとおりとする。

(1) 町災害対策本部との業務分担に関する事項
(2) 西はりま消防組合・消防署・消防団の業務分担に関する事項
(3) 職員の動員と編成・配置
(4) 通信網の確保に関する措置
(5) 情報収集等に関する体制
(6) 町災害対策本部との連絡等に関する事項
(7) たつの警察署をはじめ関係機関との連絡等に関する事項
(8) 重点防御に関する方針
・密集地の火災・危険物施設の事故等に対する措置
・避難路の防御に対する措置
・救助・救急に関する措置
(9) 広報に関する措置

第7 住民等の活動

1 防火管理者等

多数の者が出入りする施設等の防火管理者その他法令に定める防火等の管理に責任を有する者は、それら施設の消防計画等に基づき、従業員等に指示して施設の出火防止、避難の指示等にあたることとする。

2 住民及び自主防災組織

住民及び自主防災組織等は、発災後初期段階において自発的に初期消火活動を行うとともに、可能な限り消防機関に協力するよう努めることとする。

第2節　危険物等の事故の応急対策の推進

第1款　危険物事故の応急対策の実施［環境班］

第1　趣旨

災害時における危険物（石油等）の保安及び応急対策について定める。

第2　内容

消防法に定める危険物（石油等）の災害に際しては、当該事業所等が、西はりま消防組合等に通報のうえ、その事業所の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模・態様によっては県、町、その他関係機関が総合的な対策を実施する。

1　事業所等

危険物施設の所有者・管理者及び占有者で、その権限を有する者(以下「責任者」という)は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとる。

(1) 連絡通報

① 責任者は、発災時ただちに119番で西はりま消防組合に通報するとともに、必要により付近の住民並びに近隣事業所等に連絡する。

② 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

(2) 初期防除

責任者は、各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行うこととする。
なかでも特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講じる。

(3) 医療救護

事業所内救護班は、応急救護を実施する。

(4) 避難

責任者は、各事業所の予防規程等の計画により、従業員等の避難を実施する。

(5) 住民救済対策

企業は、被災地区の僅少なものについて、企業自体の補償で救済する。

2　町及び西はりま消防組合太子消防署等の関係機関

災害の規模・態様に応じて、太子町地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連絡協力のもとに、次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告

西はりま消防組合太子消防署等は、被災現地に職員を派遣するなど被災状況の実態を的確に把握するとともに、県、その他関係機関に災害の速報を行う。また、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 災害広報

町及び関係機関は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して広報車、自治会放送、防災行政無線等を媒体とする広報活動を行う。

(3) 救急医療

当該事業所、町、西はりま消防組合太子消防署、県、たつの警察署、医療機関、その他関係機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。

(4) 消防応急対策

西はりま消防組合太子消防署・消防団は、危険物火災の特性に応じた消火活動を迅速に実施する。

(5) 避難

町長は、たつの警察署等と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設並びに避難所への収容を行う。

(6) 災害警備

たつの警察署は、関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期する。

(7) 交通応急対策

道路管理者、たつの警察署等は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域の交通対策に万全を期する。

(8) 災害原因の究明

町、西はりま消防組合太子消防署、学識経験者等は、災害の発生原因の究明に当たることとし、高度な技術を要する場合は、県及び国の派遣する学術調査団の原因究明をまって、公式発表を行う。

第2款　高圧ガス事故の応急対策の実施 ［環境班］

第1　趣旨

高圧ガスに関する災害時における応急措置及び被害拡大防止措置について定める。

第2　内容

事業所等は、西はりま消防組合等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模・態様によっては、県、町等が総合的な対策を実施する。

1　緊急通報

(1) 高圧ガス関係機関は、高圧ガス施設が発災また危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関(県・町・西はりま消防組合・たつの警察署・その他関係機関)に通報する。

(2) 通報を受けた防災機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

2　災害対策本部等の設置

事業所は、高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

3　応急措置の実施

事業所及び防災関係機関は連携し、高圧ガスの性質(毒性・可燃性・不燃性)に基づいた適切な応急措置を実施する。

(1) 状況により、設備の緊急運転停止
(2) 火災が発生した場合、消火・高圧ガスの移動・安全放出・冷却散水
(3) ガスが漏洩した場合、緊急遮断等の漏洩防止
(4) 状況により立入禁止区域及び火気使用禁止区域の設定
(5) 状況により防災要員以外の従業員の退避
(6) 発災設備以外の設備の緊急総点検
(7) 交通規制措置

4　防災資機材の調達

(1) 事業所は、防災資機材の保有に努めるが、防災資機材が不足または保有していない場合、直ちに近隣の事業所等から調達することとする。

(2) 西はりま消防組合、たつの警察署は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

5　被害の拡大防止措置及び避難

(1) 事業所は、可燃性ガスまたは、毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

(2) 防災関係機関は、被害が拡大し事業所周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

(3) 町は、必要に応じて避難の指示を行う。

第3款　火薬類事故の応急対策の実施［環境班］

第1　趣旨

火薬類に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

第2　内容

事業所等は、西はりま消防組合等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模・態様によっては、県、町等が総合的な対策を実施する。

1　緊急通報

(1)　事業所は、火薬類施設が発災または危険な状態となった場合は、あらかじめ定められた情報伝達経路により防災関係機関(県、町、西はりま消防組合、たつの警察署等)に通報する。

(2)　通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

2　災害対策本部等の設置

事業者は、火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに災害対策本部等を設置し、防災関係機関と連絡して応急対策を実施する。

3　応急措置の実施

事業所は、防災関係機関との連絡を密にし、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(1)　火薬類製造所における応急措置

①　作業者は原則として機械を停止して安全な場所に移動し、待機するとともに合成反応の仕込みの停止等の二次災害発生防止のため措置を行うよう努める。

②　火災・爆発が発生した場合、主として延焼防止活動を行うとともに、西はりま消防組合太子消防署(先着隊の隊長等)に消火活動等に必要な情報を提供する。

監督者は、その判断により防災要員以外の作業員を定められた順路に従って、安全な場所へ避難させる。

(2)　火薬庫における応急措置

①　事業者は、火薬庫周辺に山火事が発生し、又はその延焼により貯蔵中の火薬類に引火爆発の恐れが生じた場合、貯蔵中の火薬類を近隣の火薬庫等に速やかに搬出する等の応急処置を講ずることとする。なお、搬出にあたっては、県、西はりま消防組合太子消防署及びたつの警察署などの関係機関に対して、速やかに通報し連携を図り対処することとする。

②　事業者は、時間的余裕がない等の事情により、搬出ができないとき、消防機関（先着の消防隊員）に山火事の消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行うこととする。

(3)　販売所（庫外貯蔵所）

①　事業者は、庫外貯蔵所周辺に火災が発生し、またはその延焼が貯蔵中の火薬類に及び、引火爆発のおそれが生じた場合、貯蔵中の火薬類を自社の火薬庫等に速やかに搬出する。搬出に当たっては、県、西はりま消防組合太子消防署及びたつの警察署等の関係機関に対して、連絡を密にして対処する。

②　事業者は、時間的な余裕のないなどの事情により、火薬類の搬出ができないとき、西はりま消防組合太子消防署(先着隊の隊長等)に消火活動等に必要な情報を提供するとともに、火薬類に対して状況に応じた安全措置を行う。

(4)　消費場所における応急措置

火薬類の所有者は、土砂崩れ等により火薬類が土中に埋没した場合、火薬類が存在するおそれのある場所を赤旗等で標示し、見張人を置き、関係者以外を立入禁止とする。な

お、土砂を排除した後、現場の状況に応じた適切な方法で火薬類を回収または廃棄する。

(5) 運搬中における応急措置

① 運搬者は、火薬類の運搬作業中に事故等が発生した場合、安全な場所に車両または、火薬類を移動させ、火薬類が落下・散乱した場合は、速やかに回収し火薬類の盗難防止のため、警戒監視する。

② 運搬者は、車両に損傷を受けたとき等の緊急措置が必要な場合、荷送人または、運搬事業主へ速やかに報告し、その指示を受ける。荷送人は、必要な指示を行うとともに、代替車の手配及び近隣火薬庫占有者等へ保管委託等を行う。

③ たつの警察署は、必要があれば支援措置を行うこととし、関係団体は、荷送人等が行う近隣火薬庫占有者等への保管委託に協力する。

4 避難

町は、必要により避難の指示を行う。

第4款　毒物・劇物事故の応急対策の実施［環境班］

第1 趣旨

毒物・劇物に関する災害時における応急措置及び被害の拡大防止措置について定める。

第2 内容

事業所等が龍野健康福祉事務所等に通報のうえ、当該事業所等の定める計画により応急対策を実施するが、災害の規模、態様によっては、県、町等関係機関が総合的な対策を実施する。

1 事業所等の通報

事業所は、毒物・劇物が流失し、付近住民に保健衛生上の危害を及ぼす危険が発生した場合に、町、西はりま消防組合、龍野健康福祉事務所、たつの警察署等へ緊急通報を行う。

2 応急措置

(1) 龍野健康福祉事務所は、事業者から緊急通報があった場合、事業者にマニュアルによる対応を徹底させることとする。

(2) 西はりま消防組合太子消防署等は、火災が発生した場合、施設の防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大の防止に努める。

(3) 龍野健康福祉事務所は、大量放出に際しては、医療機関へ連絡する。西はりま消防組合太子消防署、たつの警察署等は、連携して被災者の救出救護、避難誘導を実施する。

3 避難

町長は、必要があれば避難の指示を行う。

第5款　原子力災害等の応急対策の実施　[環境班、統括班、保健班、福祉班、産業経済班、まちづくり班]

第1　基本方針

1　計画の目的

応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、県、町その他の防災関係機関の緊急時の情報の収集・伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

2　対応方針

(1) 原子力施設における事故等への対応

県は原子力対策重点区域（PAZ、UPZ）ではないが、放射性物質の大規模な放出があった場合には、UPZ外においても、施設の状況や緊急時モニタリング結果等を踏まえて、国が必要性を判断して屋内退避の指示を出すこととなっている。その際には、同心円を基礎として行政区域単位等で屋内退避の範囲が設定される。

また、原子力施設から放射性物資が放出された後は、緊急時モニタリングを迅速に行い、その測定結果に基づき緊急防護措置を実施することとされている。

町は、特定事象発生の通報があった場合には、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努める。また、原子力緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施する。災害発生時における職員の動員体制については、必要に応じ定める。動員計画は、第3章　災害応急対策計画　第2章　迅速な災害応急活動体制の確立　第2節　動員の実施に準ずる体制とする。

(2) 放射性物質の輸送中の事故等への対応

核燃料物質等の輸送中の災害については、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者並びに国が主体的に災害対策を行うこととされている。また、放射性同位元素等の輸送中の災害についても、法令に基づき事業者等が対応することとされており、事故や火災の状況に応じて消防、警察への通報が行われるのみである。

しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の発生や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、県は必要な対策を講ずる。

町は、上記事案の発生を覚知した場合は、直ちに応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため、必要があると認めるときには、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施する。災害発生時における職員の動員体制については、必要に応じ定める。動員計画は、第3章　災害応急対策計画　第2章　迅速な災害応急活動体制の確立　第2節　動員の実施に準ずる体制とする。

(3) 放射性物質取扱施設における事故等への対応

放射性物質を取り扱う施設における事故等については、法令に基づき施設管理者等が対応することとなっている。しかしながら、事故の規模や発生場所によっては、傷病者の救助や立入制限区域の設定、住民避難等の防護措置が必要となる可能性があるため、県は必要な対策を講ずる。

町は、上記事案の発生を覚知した場合は、直ちに応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため、必要があると認めるときには、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施する。災害発生時における職員の動員体制については、必要に応じ定める。動員計画は、第3章　災害応急対策計画　第2章　迅速な災害応急活動体制の確立　第2節　動員の実施に準ずる体制とする。

(4) 放射性物質の不法廃棄等への対応

放射性物質の不法廃棄等については、町民の不安を惹起し、風評被害を生じるなど、影響が広がるおそれがある場合には、県が関係機関と必要な対策の調整を行う。

町は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施する。

第2　応急活動

1　情報の収集・伝達

(1) 災害情報の収集・伝達

①福井県に立地する原子力施設事故災害発生時の情報伝達

・県は、原子力事業者からの連絡、情報収集により収集した情報を町に提供する。

②放射性物質輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等発生時の情報伝達

・事業者は、事故発生時に警察官へ、火災発生時には消防吏員へ、また、核燃料物質輸送物から基準以上の放射線量検出された場合、事業者は国（原子力規制委員会）、県、町へ通報することとなっている。

・町は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告する。

ア　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの（発生するおそれがあるものを含む。）及び放射性物質の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。

イ　原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの。

2　災害広報の実施

(1) 広報の内容

町は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。

町は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

① 災害状況と応急措置の状況（事故等の発生場所、事故等の状況、放射性物質の放出状況、国、県や防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕等）

② 屋内退避の必要性の有無（屋内退避の有効性を併せて周知）

③ 避難の必要性の有無、避難所の設置状況

④ 住民のとるべき措置

ア　デマや風評に惑わされることなく、正確な情報を受けて冷静な行動をとること

イ　町等から出される指示を待って行動すること

また、いたずらに混乱を招かぬよう、次に掲げる情報も積極的に広報することとする。

(ｱ) 相談窓口の設置状況

(ｲ) 電話・交通機関等の利用制約

(ｳ) 災害伝言ダイヤル（171）の活用

(2) 住民に対する広報の実施

① 町は、県と協力し、避難所等に対する情報提供ルートを確立して、必要な情報を提供することとする。

② 町は、県と協力し、障害者・高齢者等災害時要配慮者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

3　相談の実施

町は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

4　モニタリングの実施

(1) 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

①県及び町は、国がリアルタイムでホームページ上に公表している空間放射線量率のデータを監視し、国と連携し県内への影響を調査することとする。

②県は、国の指示に基づき、測定頻度の増加や監視の強化を行い(環境放射線のモニタリングの強化)、その調査結果を速やかに公表することとする。

(2) 飲料水・食品等の放射性物質濃度の測定

①県は、国からの指示等により、水道水、流通食品、農林水産物等の放射性物質の濃度測定を実施し、結果を公表することとする。

②町及び水道事業者等は、国からの指示等により、放射性物質の濃度測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力することとする。

5　屋内退避等の実施

(1) 屋内退避の準備

県及び町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、住民等に対し、屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行うこととする。

(2) 屋内退避の際の注意事項

県及び町は、屋内退避の指示を行う場合には、次の注意事項を併せて周知する。

① 屋外にいる人は、自宅や近くの建物の中に入ること。

② 地震による被害や余震により自宅への退避が困難な場合は、コンクリート施設等耐震性の高い建物に避難すること。

③ 県や町からの指示があるまでは外出を控えること。

④ ドアや窓を全部閉め、エアコン・換気扇等を止めること。感染症流行下において、自宅等で屋内退避を行う場合にも、放射性物質による被ばくを避けることを優先し、屋内退避の指示が出されている間は原則換気を行わないこと。

⑤ 放射性物質放出後に屋外から帰った場合は、放射性物質を洗い流し、着替えた衣類はビニール袋に保管し、他の衣類と区別しておくこと。

⑥ 食品にはフタやラップをし、また飲料水を確保するため、ペットボトル等に水を入れ、密閉しておくこと。

⑦ テレビ・ラジオ・防災行政無線等による行政機関からの指示などに注意すること。

⑧ 感染症流行下において、自然災害により指定避難所で屋内退避をする場合には、密集を避け、極力分散して退避すること。

(3) 避難・一時移転の実施

町は、国からの指示があった場合、又は危険情報を把握した場合には、OILの基準に基づき住民の避難・一時移転を実施することとする。

また、原子力災害により屋内退避を実施する際に、自然災害が発生し、住宅等の浸水や倒壊等により命の危険が生じるおそれがある場合には、立退きにより自然災害に対する安全を確保し、指定避難所等へ避難し、原子力災害に対する安全を確保することが必要である。

さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

(4) 避難退域時検査の実施

県及び町は、住民が避難・一時移転することとなった場合、汚染程度の把握、吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため、避難

退域時検査の実施及び避難退域時検査の結果に応じた除染を行うこととする。

① 避難退域時検査場所の開設

県及び町は、次の要件を満たす場所に避難退域時検査場所を開設することとする。

ア 住民が避難所等まで移動する経路に面する場所又はその周辺であること。

イ 検査場所から避難所等までの移動が容易であること。

ウ 検査及び簡易除染の実施に必要な面積が確保できる敷地であること。

エ 資機材の緊急配備、要員の参集が容易であること。

② 避難退域時検査場所の運営

県及び町は、国や原子力事業者と協力して、避難退域時検査場所の開設・運営を行うこととする。

避難退域時検査の開設・運営にあたっては、指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）、（公財）高輝度光科学研究センター、（公社）兵庫県放射線技師会の支援を得ることとする。

感染症流行下においては、バックグラウンド値等に配慮しつつ、テント運営等により屋外での実施が可能な会場や十分に換気が可能な会場を優先して選定する、検査等の順番を待つ住民が待合スペース等に滞留しないようにするなど、3つの密を避ける。

③ 避難退域時検査及び簡易除染の実施方法

県及び町は、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」（原子力規制庁）により、避難退域時検査及び簡易除染を実施することとする。

(5) 避難所の開設・運営等

町は、住民等に避難・一時退避を指示したときは、必要に応じて避難所の開設・運営を行うこととする。

(6) 広域一時滞在

①県内における広域一時滞在

町は、県内他市町域における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に報告の上、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、県内他市町に被災住民の受入を協議することとする。

②県外への広域一時滞在

町は、他の都道府県への広域一時滞在の必要があると認めるときは、県に対し、具体的な被災状況、受け入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入を協議するよう求めることとする。

6　災害時要配慮者支援対策の実施

町は、災害時要配慮者の避難支援等での対応を的確に行うため、福祉関係部局や防災関係部局などによる横断的な組織体制づくりに努めることとする。

支援対策の実施については、第3章の「第9節災害時要配慮者支援対策の実施」に準じて行う。

7　交通の確保対策の実施

(1) 被災情報及び交通情報の収集

①対象原子力災害等発生後、道路管理者及びたつの警察署は緊密に連携し、それぞれ所管する道路又は地域について、被災状況等を把握し、通行の禁止又は制限に関する情報収集に努めることとする。

②道路管理者及びたつの警察署は、県、町の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努めることとする。

(2) 陸上交通の確保

①道路管理者の対応

道路管理者は、対象原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険、被害拡大を防止するため、区間を

定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

②警察の対応

たつの警察署は、優先的な避難路及び緊急交通路の確保、被害拡大防止を図るため、災害対策基本法又は道路交通法に基づく交通規制を実施することとする。

たつの警察署は、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携して、被災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施することとする。

③広報活動の実施

道路管理者及び県公安委員会は、避難車両や緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通に関する情報について、ドライバーをはじめ広く町民に周知することとする。

8　医療及び健康相談の実施

(1) 住民等を対象とする健康相談等の実施

県及び町は、国や指定公共機関（国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構）等と連携し、避難所等において、災害対応の段階や対象区域等に応じて、避難者等を対象とした健康相談（原子力災害発生直後から避難所等までの行動状況や健康状態の把握）を実施することとする。

また、必要に応じて、放射性物質による表面汚染等に関する検査（放射線サーベイ検査）を実施することとする。

(2) 相談窓口の設置

県及び町は、健康福祉事務所等に住民等の心身の健康に関する相談に応じる窓口を設置することとする。また、避難生活者の心身の健康を確保するため、必要に応じ、避難所等における巡回相談を実施することとする。

(3) 医療救護活動の実施

①汚染状況の検査及び除染等

県及び町は、必要に応じて、住民等を対象に、汚染状況の検査（原子力施設における事故等にあっては、避難退域時検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等の所要の措置を行うこととする。

②専門医療機関への搬送

県及び町は、①の簡易な除染で十分に除染できない場合には、患者を原子力災害拠点病院等へ搬送することとする。また、原子力災害拠点病院で対応できない場合は、原子力災害医療・総合支援センター（広島大学）へ搬送することとする。

③原子力施設における事故等の場合の対応

県及び町は、原子力施設における事故等の場合は、立地府県等の災害対策本部内に設置される原子力災害医療調整官の助言の下、上記①②の活動を行うこととする。

9　飲食物の摂取制限及び出荷制限

(1) 地域生産物の摂取制限等

県は、対象原子力災害等発生時において以下の基準を超える場合は、対象地域の地域生産物※の摂取制限を実施することとする。

※「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(2) スクリーニング検査の実施

県は、国等が実施する緊急時モニタリングの結果、飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域が県内に存在することが判明したときは、国の指示・要請又は独自の判断により、スクリーニングの検査計画を策定し、検査行うこととする。

(3) 飲食物の出荷制限、摂取制限

①県は、国の指示等があったとき、及び県が実施した放射性核種濃度測定の結果が食品衛生法に基づく基準値等を超え、地域的な広がりが確認された場合には、地域・品目を

限定して飲食物の出荷制限を行うこととする。また、空間放射線量率等に基づき、飲食物の摂取制限を行うこととする。

②県は、出荷制限、摂取制限を、県域で実施することを原則とするが、町ごとの管理が可能である場合、管理状況等を考慮し、町・地域ごとに細分して区域を設定することとする。

③県は、飲食物の出荷制限等が必要な場合は、町に対してその旨要請するとともに、町民に対して広報することとする。

(4) 飲料水の摂取制限

①県は、国の指示等があったとき、及び、県が実施した検査の結果等により、国が示す指標等を超えた場合、飲料水の摂取制限を行うこととする。

②水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき、及び、自ら実施したモニタリングの結果等により、国が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行うこととする。

(5) 農林水産物の採取及び出荷制限

県、町は、国の指導・助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷団体及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置行うこととする。

(6) 飲料水・食品等の供給

県は、飲料水・食品等の摂取制限等の措置を町に指示したときは、町と協力して住民への応急措置を講ずることとする。

10　県外からの避難者の受入れ

関西電力株式会社高浜原子力発電所及び大飯原子力発電所で、住民等に影響を及ぼす事故・故障により、放射性物質の広域拡散や地震等との複合災害等が発生し、関西広域連合を通じて綾部市から要請を受けた場合、本町は、綾部市からの広域避難を受け入れることとなっている。

(1) 広域避難に係る情報伝達と受入準備

① 警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から警戒事態又は施設敷地緊急事態の発生について連絡を受けた場合、広域避難を受け入れる可能性のある町に対し、速やかに連絡をすることとする。

町は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者等にその旨を連絡することとする。

② 全面緊急事態発生時

県は、国、関西広域連合又は原子力事業者から全面緊急事態発生の連絡を受けた場合、町に対し、速やかに連絡することとする。

町は、速やかに関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営責任者等にその旨を連絡し、避難者の受入に係る支援体制を整えることとする。

町は、避難所等の開設準備の要請を受けた場合、避難所等の開設準備を開始することとする。

③ OILに基づく避難等が指示された後

県は、避難等が指示され広域避難の受入要請を受けた場合、町に対し、受入要請を行うこととする。

町は、速やかに町の関係部局、避難所等の施設管理者もしくは運営管理者等にその旨を連絡することとする。

(2) 避難受け入れができない場合

町は、災害等やむを得ない理由で広域避難ガイドラインで定めた広域避難の受入が困難となった場合、速やかに県に報告することとする。

(3) 避難所の開設・運営

①避難所等の開設

ア 開設準備

町は、県から避難所の開設準備を要請された場合、すみやかに避難所となる施設の管理者に対し、避難所の開設準備を行うよう指示することとする。

また、あらかじめ指定した運営責任者を避難所に派遣し、避難者の受入準備を行うこととする。

町内で受入れを想定する避難所は下表のとおりである。

NO	施設・場所名	住所	管理担当連絡先
1	斑鳩公民館	太子町鵤 678	079-277-1017
2	文化会館	太子町鵤 1310-1	079-277-2300
3	石海公民館	太子町福地 132-1	079-277-1017
4	保健福祉会館	太子町老原 102-1	079-276-6630
5	町民体育館	太子町東南 51-1	079-277-4800
6	太田公民館	太子町太田 370-3	079-277-1017
7	龍田公民館	太子町佐用岡 388-8	079-277-1017

イ 開設

町は、県から避難所の開設を要請された場合、速やかに避難所の運営責任者に対し、避難所の開設を指示することとする。

ウ 開設期間

避難所の開設期間は、おおむね2か月程度を目安とする。ただし、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、避難所の早期解消を図ることとする

②避難所における受入れ

町は、避難所における受入れにあたって、避難者の確認を行い、避難者名簿を作成することとする。綾部市からの避難者は、京都府が設置する避難中継所で避難帯域次検査、除染を行った上、本町の文化会館にバス等で移動し、その後各避難所に移動する。

③避難所の運営

ア 運営主体

町は、避難所の開設当初、避難所の運営を主導して行うこととする。

町は、避難者の受入れがおおむね完了し、避難元市町による避難所での運営体制が整った段階で、避難元市町と協議し、避難者の受入及び避難所の運営に関する業務を避難元市町に引き継ぐこととする。

ただし、避難元市町と協力して、町から直接避難者の自主運営に引き継ぐことがある。

イ 運営体制

町は、避難所の開設時には、他の自然災害と同様に職員派遣計画に基づき、避難所ごとに担当職員を配置し、人員が不足する場合は、県に応援職員を派遣するよう要請することとする。

県は、町から応援職員の要請があった場合、他の市町に応援要員として職員の派遣を要請することとし、なお不足する場合は、関西広域連合に対し、職員の派遣を要請することとする。

ウ 避難所運営に必要な物資の調達

町は、避難元市町に避難所の運営を引き継ぐまでの間、県と連携して避難所運営に必要な物資を確保するほか、運営主体を引き継いだ後においては、避難元市町の求めに応じて、必要な物資の調達に協力することとする。

④避難生活に支障をきたす可能性のある避難者への対応

町は、病気・けが等により、避難所での生活に支障をきたすおそれのある避難者が発生した場合、医療機関等において応急的な診察・看護を受けられるよう調整を図ることとする。

町は、社会福祉施設への入所が必要な避難者が発生した場合には、その受入先の確保について兵庫県を通じて避難元府県に調整を依頼する。

(4) 避難者の相談及び情報提供

① 相談窓口の設置

県及び町は、避難者の様々な意見・相談等に適切に対応できるよう避難元市町が必要に応じて設ける相談窓口の設置に協力することとする。

② 避難者への情報提供

県及び町は、避難元府県・市町と連携し、避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの避難生活に必要な情報や、帰還支援に関する情報の提供に努めることとする。

11　消火・救急救助活動の実施

放射性物質の輸送中の事故、放射性物質取扱施設における事故等への対応について定める。

(1) 通報受信時の措置

① たつの警察署の措置

放射性物質輸送車両の事故、放射性物質取扱施設における事故等を覚知したときは、通常の事故対応における情報収集活動に加え、事業者等に放射性物質の漏えい、放射線の放出並びにそのおそれの有無を確認することとする。

② 西はりま消防組合の措置

事業者等から火災や事故発生の通報があったときは、放射性物質の漏えい、放射線の放出並びにそのおそれの有無を確認することとする。状況が不明な場合は、消防隊、救助隊の出動に際し、放射線防護装備を携帯させるなど、放射性物質及び放射線の放出があるものとして対処することとする。

(2) 現場での対応

① たつの警察署の措置

現場の事業者から情報を入手し、隊員の安全を確保しつつ、事業者等と協力して現場周辺の立入禁止措置、交通整理等を実施することとする。

② 西はりま消防組合の措置

ア 現場活動前の状況確認

現場の事業者から放射性物質や放射線の状況、部隊到着までに事業者がとった措置の内容等の情報を入手するとともに、輸送中の事故については輸送車両(L型輸送物を除く)に義務づけられている携行書類(緊急時の連絡先や輸送している物質などについて記載)を確認したうえ、作戦を決定することとする。

イ 進入統制ラインの設定

放射線危険区域及び準危険区域が設定されるまでの間、隊員の出入りを統制する区域を示す進入統制ラインを設定することとする。

ウ 放射線量の確認

事業者に対し、放射線の測定状況、放射線危険区域の設定状況を確認し、必要に応じて西はりま消防組合でも放射線測定を実施することとする。

その際、放射線管理要員、測定員等の協力や測定器の借用など、事業者と積極的に連携することとする。

エ 被ばく管理の実施

放射線危険区域及び準危険区域で活動する隊員に個人線量計を携帯させ、放射

線管理を実施することとする。

オ　放射線危険区域等の設定

消防活動を行うため、対策を行う区域を設定することとする。

カ　消火・救助活動の実施

被ばく管理など安全管理を図りつつ消火・救助活動を実施することとする。

消火にあたっては、放射性物質の飛散防止、汚染水による拡大防止に留意することとする。

キ　汚染検査・除染措置の実施

準危険区域内に除染区域（汚染検査所・除染所）を設置することとする。

業者が汚染検査、除染を実施できない場合は、消防隊員が汚染検査及び除染を実施することとする。

消防活動に従事した隊員については、被ばく状況の記録を行い、必要に応じて健康診断を実施することとする。

傷病者については、汚染検査の前に医学的トリアージを実施することとする。

ク　救急活動

重傷者については、除染よりも救命処置を優先させ、必要最低限の汚染拡大防止措置を行って直ちに医療機関へ搬送することとする（汚染を伴う傷病者の搬送については、搬送先の医療機関の受け入れ体制が整っていることが必要となることから、搬送前に患者の被ばく状況を伝達して確認する必要がある。）。

必要に応じ、県に対してヘリコプターによる搬送を要請することとする（県内に被ばく治療可能な医療機関がないことに留意）。

(3) 応援の要請

西はりま消防組合は、放射性物質や放射線による事故であることが判明した場合には、遅滞なく県内応援、緊急消防援助隊の派遣を要請することとする。

(4) 県、町の措置

県は、必要に応じて消防の県内応援、緊急消防援助隊、自衛隊の派遣を要請することとする。また、原子力規制庁に専門家の派遣等の技術的な支援を要請することとする。

町は、状況に応じて住民避難の呼びかけ、避難所の開設等の措置を実施することとする。

12　放射性物質の不法廃棄等への対応

放射性物質の不法廃棄等管理下にない放射性物質の発見、犯罪行為による放射性物質の飛散等への対応について定める。

(1) 管理下にない放射性物質の発見

県は、管理下にない放射性物質の存在を覚知したときは、原子力規制委員会に連絡し、対応を協議することとする。

たつの警察署、町・西はりま消防組合は、放射性物質を発見した旨の通報を受けたときは、県、原子力規制委員会に連絡するとともに、必要に応じて放射線量の測定、周囲の立入禁止等の措置をとることとする。

(2) テロ等犯罪行為による放射性物質の飛散

放射性物質の故意のばらまき、爆発による飛散等、犯罪行為による放射能汚染が発生し、あるいは発生するおそれがあるときは、たつの警察署は、周囲を立入禁止にするなど、被害拡大防止を図ることとする。

13　各種制限措置の解除

町は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等の制限措置を解除することとする。

第3節　大規模事故災害対策計画

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には事業者等及び町が中心となって対応することとし、必要に応じ、災害警戒本部、又は災害対策本部を設置する。町等で対応できない場合は県に支援の要請を行うこととし、防災関係機関は、災害の規模・態様に応じて本計画に定める必要な応急対策を実施する。

第1款　各機関の応急対策の概要［統括班］

第1　航空災害

航空運送事業者は、自己の運搬する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかにその情報を国土交通省及び県に連絡し、県は入手した情報を町、関係機関等へ連絡することとする。国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛省、海上保安庁、消防庁、気象庁等）、県及び関係指定公共機関に行うこととする。

第2　鉄道災害

大規模な鉄道災害が発生した場合、鉄道事業者は、速やかに国土交通省（近畿運輸局）及び県に連絡し、県は入手した情報を町、関係機関等へ連絡することとする。国土交通省は、大規模な鉄道災害が発生した場合、事故情報等の連絡を官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、消防庁、防衛省）、県及び関係指定公共機関に行うこととする。

第3　道路災害等

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は速やかに国土交通省（近畿地方整備局）及び県に連絡し、県は、入手した情報を町、関係機関等へ連絡する。雑踏事故の場合、行事等の主催者等は、消防機関、たつの警察署及び県に連絡することとする。

第2款　災害応急活動［統括班、まちづくり班、総務班、保健班、消防班、消防団、西日本旅客鉄道㈱］

第1　情報の収集・伝達

災害発生時における情報の収集・伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うため必要な事項を定める。

1　航空災害の情報伝達

空港及びその周辺の地域以外の地域において、航空機事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町へ当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

町は、西はりま消防組合等から伝達があった場合は、速やかに県危機管理部に伝達する。

2　鉄道災害の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町へ当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

町は、西はりま消防組合等から伝達があった場合は、速やかに県危機管理部に伝達する。

3　道路災害等の情報伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場

合、町へ当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。

歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとることとする。

町は、西はりま消防組合等から伝達があった場合は、速やかに県危機管理部に伝達する。

4　災害情報等の収集、報告等

(1) 収集の方法

町は、火災、事故又は災害（以下「災害等」という。）の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報（以下「災害情報」という。）を収集することとする。

その際、当該災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができないような災害等である場合は、至急その旨を県に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

(2) 報告基準

町は、以下の種類の災害等が発生したときは、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で県に災害情報等を報告することとする。

〔火災〕

①交通機関の火災

航空機、列車又は自動車の火災で次に掲げるもの。

・航空機火災（火災発生のおそれのあるものを含む。）
・トンネル内の車両火災
・列車火災

②その他

特殊な対応態様の火災等の消防上特に報告の必要があると思われるもの。

〔危険物等に係る事故〕

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬、火薬等の運搬に係る事故のうち、周辺地域住民に影響を与えるもの又はそのおそれがあるもの、その他大規模なもの。

〔救急・救助事故〕

①死者5名以上の救急事故
②死者が発生して、かつ死者及び負傷者の合計が30名以上の救急事故
③要救助者が5名以上の救助事故
④覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故
⑤その他社会的に影響度が高い救急・救助事故

〔災害〕

①災害救助法の適用基準に合致するもの
②災害対策本部を設置したもの
③災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの。
④災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの。
⑤ ①～④に定める災害になるおそれのある災害

(3) 報告系統

町は、県に災害情報等を報告することとする。通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報等を報告することとする。ただし、その場合にも町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。

(4) 災害情報の収集・伝達手段

①災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システム端末に情報を入力することとする。

②町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに町域の災害情報等をとりまとめ、フェニックス防災システム端末に入力することとする。

③災害情報等の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。

④有線が途絶した場合は、兵庫県衛星通信ネットワーク(衛星系・地上系)、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

⑤すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

5 報告

町は、県(地方本部)に連絡が取れない場合、緊急の場合は、直接県(災害対策本部)に報告することとする。

報告は、原則として、フェニックス防災システム端末とするが、それにより難い場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

(1) 緊急報告

町は、次の場合、第一報を県に対してだけでなく消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

①交通機関の火災(航空機火災(火災の発生のおそれのあるものを含む。)、トンネル内車両火災、列車火災)

②高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

③救急・救助事故

死者が発生しているか発生するおそれがあり、かつ死者及び負傷者が30名以上発生し又は発生するおそれのある救急・救助事故で次にあげるもの

ア 列車の衝突、転覆等による救急・救助事故

イ バスの転覆等による救急・救助事故

ウ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

町は、多くの死傷者が発生する等、消防機関への通報(電話・来庁を問わない)が殺到した場合、直ちに消防庁、県(災害対策本部、地方本部経由)それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。(報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム端末、又はそれにより難い場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。)

交通機関は、運行状況及び施設の被災状況(高速道路、JR・私鉄等、航空機、船舶)について速やかに県にその状況を報告することとする。

(2) 災害概況即報

町は、報告すべき災害等を覚知したとき直ちに第一報を県(災害対策本部、地方本部経由)に報告し、災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から逐次、県(災害対策本部、地方本部経由)へ連絡することとする。

特に、災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨県(災害対策本部、地方本部経由)へ報告することとする。

(災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災

害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム端末、又はそれにより難い場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。）

(3) 被害状況即報

町は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により、県（災害対策本部、地方本部経由）に報告することとする。また、内容が重要と判断される情報を入手したときは、随時報告することとする。

(4) 災害確定報告

町は、応急措置完了後速やかに県（災害対策本部、地方本部経由）に文書で災害確定報告を行うこととする。

第2　動員及び組織の設置

1 動員の実施

町は、災害発生時における職員の動員体制について、必要に応じ定める。

動員計画は、第3章　災害応急対策計画　第2章　迅速な災害応急活動体制の確立　第2節　動員の実施に準ずる体制とする。

なお、人命救出活動の実施にあたっては、効果的な活動を図るため、現場に「現地対策本部」を設置する。「現地対策本部」については、第3編　災害応急対策計画　第3章　円滑な災害応急活動の展開　第2節　救助・救急、医療対策の実施　第2款　人命救出活動の実施の活動体制に準ずる。

2 組織の設置

町は、大規模事故災害現場の状況を迅速、的確に把握し、必要と判断される場合は、災害対策本部、現地災害対策本部を設置する。

組織の設置は、第3章　災害応急対策計画　第2章　迅速な災害応急活動体制の確立　第1節　組織の設置に準じて行う。

第3　救援・救護活動等の実施

1 捜索、救助、消火及び避難誘導活動

大規模事故災害による負傷者や行方不明者を捜索し、救助・保護するための対策について定める。

(1) 捜索活動

航空災害等において事故現場が不明な場合など必要に応じて、町、消防機関、県及びたつの警察署は、大阪航空局等とともに、ヘリコプターなど多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。

(2) 救助活動

・空港管理者、鉄道事業者及び道路管理者は、災害発生後速やかに救出活動を行うよう努めるとともに、被害状況を把握し、迅速かつ的確に救助活動を実施する各機関と協力して行うこととする。

・町は、必要に応じ、職員の動員と負傷者等の救助を実施することとする。また、救出活動が困難な場合は、県に可能な限り、理由、人員、資機材、場所、期間等を明らかにして、救助活動の実施を要請する。

なお、救助活動に必要な資機材は、原則として実施する機関が携行し、狭隘な場所において使用しやすい小型軽量の装備資機材等の充実に努めるとともに、人員、重機等の資材の確保について、建設業界との連携強化に努めることとする。

(3) 避難誘導活動

・航空機、列車又は自動車が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長、鉄道の運転に従事する者等は、乗客、乗員等を避難させることとする。

また、列車又は自動車から危険物等が流出し、又はそのおそれがある場合等には、町は、必要に応じて、たつの警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立退きの指示等を行うこととする。

2 医療活動等の実施

町は、必要と認める場合は、救護班を現地に派遣するなど、被災者等に対する保健医療活動を実施することとする。また、保健医療活動が困難な場合、県に救護班の派遣を要請することとする。

(1) 現地救護所の設置

町は、被災地と医療機関との位置関係、あるいは傷病者の数と搬送能力との問題から、被災地から医療機関への負傷者の搬送に時間がかかるため、被災地での対応が必要な場合などには現地救護所を設置することとする。

(2) トリアージの実施と現場での医療活動

町は、必要に応じ、地区医師会等にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請することとする。

医師等は、救護班や救急隊員等が傷病者の重症度や緊急度を理解した上で、治療や搬送を行えるよう、トリアージを実施することとする。

災害現場での治療活動については、止血、被覆、固定、保温など応急的治療を行うこととする。また、生命の危機に直面している負傷者に対しては気道確保や人工呼吸を行うこととする。

(3) 負傷者の搬送先の確保

負傷者等の搬送については、原則として消防機関（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図ることとする。その際、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保に配慮することとする。

① 救急告示病院・診療所
② 2次救急医療機関
③ 災害拠点病院
④ その他の医療施設
⑤ 現地救護所
⑥ 遺体安置場所（死者の場合）

死亡して発見された場合及び搬送中に死亡した場合等は、速やかにたつの警察署に連絡し、遺体検分その他所要の処理を行わなければならない。

(4) 現場から医療機関への負傷者の搬送等

・搬送担当機関は、トリアージ結果に従って、搬送を実施することとする。
・搬送車両が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。
① 救急指定病院の患者搬送車の活用
② その他の応急的に調達した車両の活用
③ 隣接市町の応援要請
・町及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。

また、県は大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は町の要請に基づき、他機関（他府県消防本部、自衛隊等）に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

(5) 医薬品等の供給

・町は、救護所で使用する医薬品を確保することとする。また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合、県健康福祉事務所と連携し、補給を行うこととする。
・町で供給が困難な場合、又は県が必要と認める場合、県は供給のあっせんをすることと

する。

(6) 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理しうるものは、同法により、その他のものについては、事故発生責任機関の負担とすることとする。

3 特殊な治療活動等への対応

航空災害、鉄道災害、道路災害等に伴い発生する、多発外傷、広範囲熱傷等による負傷者への対応、有毒ガス、化学物質等による中毒患者への対応等特殊な治療活動への対応について定める。

(1) 多発外傷への対応

消防機関等の搬送担当機関は、多発外傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、直ちに、揖龍地区医師会に情報提供し、協力を依頼するとともに、救急告示の医療機関、町の災害対応病院、災害拠点病院をはじめとする医療機関へ負傷者を搬送することとする。

搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があると判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。

町及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。

(2) 広範囲熱傷、化学熱傷への対応

搬送担当機関は、広範囲熱傷又は化学熱傷の疑いのある負傷者を発見した場合は、必要に応じて県消防防災ヘリコプターの出動要請を行うなど、対応可能な医療機関等へ負傷者を搬送する体制を整えることとする。

搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）その他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があると判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。

町及び消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。

(3) 有毒ガス、化学物質等による中毒への対応

原因物質の特定

中毒患者又はそのおそれのある者を発見した消防機関、たつの警察署等は、原因物質の特定が困難な場合は、日本中毒情報センター（072-726-9923：24 時間対応）に連絡をとり、原因物質の絞込みを行うこととする。

消防機関、たつの警察署、医療機関、健康福祉事務所等の関係機関は、必要に応じ、医療機関等が採取した生体試料（尿、血液等）と、想定される原因物質の情報を提供して、県立衛生研究所、県警科学捜査研究所等に検査分析を依頼することとする。

また、関係機関は、化学物質等による中毒の可能性が考えられる場合には、関係機関相互への情報提供に努めることとする。

第4 こころのケア対策

大規模事故災害時におけるPTSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対応方法について定める。

1 被災者等のこころのケア対策

町は、必要に応じて県（こころのケアセンター、精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）に、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを要請することとする。精神

的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。

県は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、業務調整員（精神保健福祉士/臨床心理士等）、公的機関職員で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する。

また、県は、町と連携して、情報の提供や知識の普及に努めるとともに、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行うこととする。

2 事業者によるこころのケア対策

航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、道路運送事業者等は、必要に応じ、次のとおり被災者及びその関係者等に対するこころのケア対策を実施するよう努めることとする。

(1) 被災者及びその関係者のためのホットラインの設置
(2) 被災者及びその関係者への巡回訪問
(3) 乗務員、運転員、その他従業員に対するこころのケア対策の実施

3 救援活動従事者のメンタルヘルス維持

救助機関等の責任者は、災害時の救援活動に従事した者にはPTSDの症状が比較的効率に現れやすいことに留意し、緊張をやわらげ、こころのしこりをほぐすためのスタッフミーティングの開催等に努めることとする。

また、災害時の救援活動現場責任者・指導者は、救援活動従事者の燃え尽きを予防するため、救援活動従事者のストレス反応を常にチェックし、疲労のために仕事の能率が悪くなっていると判断した場合には、業務命令により休養をとらせたりするなどの配慮に努めることとする。

第5 遺体の保存、身元確認等の実施

大規模事故災害による身元確認前の遺体の保存、身元確認及び遺体の火葬の実施について定める。

1 実施機関

たつの警察署は、遺体見分及び遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は町長）に引き渡すこととする。

たつの警察署は、身元確認に当たっては、県を通じて県医師会、県歯科医師会等の協力を求めることとする。

また、遺体の損傷が激しく身元確認が困難な遺体については、必要に応じ、県警察本部鑑識課及び科学捜査研究所等の機関に依頼して、指紋、血液型、DNA型鑑定等により身元の確認を行うこととする。

町等は、たつの警察署の要請に応じて、身元確認作業の場のあっせん、提供等に協力することとする。

町は、引渡しが行われた後に、必要に応じて遺体の火葬等を実施することとする。

2 大規模事故発生時の県、町の連携

町は、多数の犠牲者が発生した場合は、県に要請し、国等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努めることとする。

第6 雑踏事故の応急対応

雑踏事故が発生し又は予想される場合の行事等の主催者等関係機関の対応について定める。

1 関係機関の情報連携

行事等の主催者等、消防機関、たつの警察署、県、町、地区医師会等の関係機関は、雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、相互に情報を交換するなど、特に緊密な情報連携を図ることとする。

2 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策を実施することとする。

(1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等又は鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防機関、たつの警察署、県危機管理部等にその旨通報するとともに、負傷者を搬送し、救護活動に必要な場を確保するなど応急措置に努めることとする。

(2) 消防機関

①会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施する上で必要な状況の迅速かつ的確な把握に努め、救助活動に迅速に着手することとする。

②必要に応じて広域応援を他の消防機関又は県に要請することとする。

③多数の負傷者が発生した場合、地区医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。

(3) 医療機関等

①行事等の主催者等及び消防機関と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努めることとする。

②地区医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣等について、協力するよう努めることとする。

(4) たつの警察署

①事故の拡大防止と負傷者の救護に最善の努力を払うこととする。

②事故現場の群衆から負傷者を隔離するとともに、救護活動に必要な道路及び場所を確保することとする。

③効果的な広報活動によって人心の安定を図ることとする。

第7　危険物等への対策の実施

列車又は自動車等から危険物等が流出した場合等に関して、保安及び応急対策について定める。

1 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策に係る関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施に当たって特別の配慮をすることとする。

2 責任者等

危険物等の所有者、管理者又は占有者で、その管理について権限を有する者（以下「責任者」という。）又は事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとることとする。

(1) 連絡通報

責任者又は発見者は、発災時に直ちに119番で消防機関に連絡するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報することとする。また、危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努めることとする。

責任者又は発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて

関係機関に通報することとする。

(2) 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに初期防除を行うこととする。ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従うこととする。

3 町、県その他関係機関

災害の規模、態様に応じ、町及び県地域防災計画並びに関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、関係機関相互の密接な連携・協力のもとに次の応急対策を実施することとする。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況の実態を的確に把握するとともに、町、その他関係機関に災害発生の速報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行うこととする。

町は、必要に応じ自衛隊の派遣を県に要請し、県は必要があると認めるときは、自衛隊の派遣を要請することとする。

(2) 災害広報

町、県、報道機関等は、災害による不安・混乱を防止するため、相互に協力して、広報車、テレビ、ラジオ、防災行政無線、災害写真等を媒体とする広報活動を行うこととする。

町は、県と連携して、危険物等の流出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報を行い、一般への周知を図ることとする。

(3) 危険物の特定

消防機関、たつの警察署、県その他関係機関は、責任者等を通じて危険物等の情報を収集することとする。

また、責任者等を通じても危険物等の種類が特定されない場合は、県立衛生研究所、県警刑事部科学捜査研究所等と連携し、又は県を通じて専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めることとする。

町、県その他関係機関は、危険物が特定された後、必要に応じて物質の特定と身体への影響等について、報道機関等を通じた緊急の広報を行うこととする。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、消防機関、たつの警察署、県、その他関係機関は連携して次の活動を行うこととする。

①危険区域を画すため、警戒線を張り、関係者以外の立ち入りを禁止し、安全地帯を設定すること

②負傷者等を汚染された環境から搬出すること

③負傷者等の除染を行う

消防機関及びたつの警察署は、関係機関との連携の下に、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施することとする。

(5) 救急搬送等

消防機関は、医療機関、(財)日本中毒情報センター、県、その他関係機関と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送することとする。

(6) 消防応急対策

消防機関は、危険物等の火災の特性(爆発を伴う大規模火災の危険性等)に応じた消防活動を迅速に実施することとする。

(7) 避難

町長は、たつの警察署と協力して避難のための立退きの指示、避難所の開設及び避難所への受け入れを行うこととする。

(8) 災害警備

たつの警察署は、関係機関の協力の下に被災地域における社会秩序の維持に万全を期することとする。

(9) 交通応急対策

道路管理者、たつの警察署は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、周辺道路の交通対策に万全を期することとする。

(10) 自衛隊、日赤等の出動

必要に応じ自衛隊及び日本赤十字社兵庫県支部等に出動要請を行うこととする。

(11) 専門家・専門機関等による助言

必要に応じて危険物等取扱に関する専門家・専門機関等と連絡をとり、助言等の協力を求めることとする。

(12) 環境モニタリング

町は、県が災害規模・態様に応じて環境モニタリング調査を実施する際、その測定場所の選定、確保及び現場立会いを行うこととする。

(13) 住民救済対策

町、県、企業、その他関係機関は、合同して住民の救済対策を講じることとする。

(14) 風評被害の影響の軽減

町、県、その他関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項について的確な情報提供を行うことにより、航空災害、鉄道災害及び道路災害等による風評被害等の未然防止を図ることとする。

①空港、鉄道、道路等の使用又は供用の状況
②被災した構造物等の復旧状況
③危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果
④その他風評被害の未然防止又は軽減のために必要な情報

万一、風評被害等が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分な配慮を行うこととする。

第8　災害広報の実施

大規模事故災害時に被災者及びその関係者をはじめとする住民に対して各種情報を迅速かつ的確に提供するための広報対策について定める。

1 留意事項

航空運送事業者又は鉄道事業者、町、国、県等は、被災者及びその関係者等のニーズを十分把握し、災害状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者及びその関係者に役立つ、正確かつきめ細かな情報を迅速かつ的確に提供することとする。

航空運送事業者又は鉄道事業者、町、国、県等は、情報の公表、広報活動の際、その内容について相互に連絡を取り合うこととする。また、情報の発信元を明確にするとともに、出来る限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮することとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めることとする。さらに、情

情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。

航空運送事業者又は鉄道事業者、町、国、県等は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応するように人員配置等に努めることとする。また、情報のニーズを

見極め、情報の収集・整理を行うこととする。

救助活動を行う機関は、被害者の救出状況等について、適時適切な広報に努めることとする。

2　広報内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報することとする。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

・被災状況と応急措置の状況（災害の発生場所、災害の状況、各防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況〕）
・避難の必要性の有無
・危険物等に対する対応
・道路状況・交通規制状況及び各種輸送機関の運行状況
・相談窓口の設置状況

3 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

第9 相談窓口の設置

町は、被災者のための相談窓口を設け、住民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図る。

第4節　突発重大事案の応急対策の推進

第1　突発重大事案

爆発事故、サリン等の大量放出等の突発重大事案であって、多数の死傷者を伴う社会的反響の大きい事案、又は多数の死傷者を伴うおそれがあり、大きな社会的反響が予想される突発事案による災害から、住民を守るための応急対策について定める。

（原子力災害等については、「第4章第2節第5款原子力等の応急対策の実施」、航空災害、鉄道災害、道路災害等（雑踏事故を含む）については、「第4章第3節大規模事故災害対策の実施」を参照）

突発重大事案は、おおむね次に掲げる程度の規模を想定する。

死者(行方不明を含む)	20人以上
死傷者	50人以上
重傷者を含む負傷者	70人以上
負傷者	100人以上

第2　突発重大事故の認定

突発重大事故の認定は、町長が事故現場に出動したたつの警察署、消防機関の意見を聞いて認定を行い、県に通報するものとする。

県は、当該事故の状況により、災害対策本部を設置し関係防災機関に連絡を行うとともに、状況により職員を現場に派遣するものとする。

第3　現地災害対策本部

突発重大事故と認定された場合、町長は原則として、現地又は適当な場所に災害対策本部を設置するものとする。

現地災害対策本部の構成は、町、防災関係機関、県とし、必要に応じ事故原因者の参加を求めるものとする。

第4　現地災害対策本部の機能

防災関係機関の効率的な活動及び事故の規模、被災状況など情報の統一化を図るため、次にかかげる事項を処理し、総合的な連絡調整にあたるものとする。

1　災害情報の収集及び伝達
2　広報
3　防災関係機関の情報交換
4　防災関係機関相互間における応急対策の調整
5　関係機関に対する応援要請
6　その他必要な事項

第5　現地災害対策本部の設置場所

町長は、事故現場付近で防災関係機関の連絡責任者が集合しやすい場所を選んで本部を設置し表示する。

各防災関係機関の連絡責任者は現地災害対策本部において必要な連絡調整にあたるものとする。

第6　現地災害対策本部の閉鎖

事故に対する応急措置及び応急救助活動が終了したとき、町長は、各防災機関の意見を聞いて、現地災害対策本部を閉鎖する。

第7　突発重大事案における警察活動

たつの警察署は、突発重大事案（事故等）が発生した場合は、その危険性及び波及性を迅速、的確に判断し、緊急に初動体制をとるとともに、関係機関との連携のもとに、概ね次の初動措置を行うこととする。

1 被災（害）者の救出、救護及び避難誘導
2 雑踏整理、交通規制及び緊急交通路の確保
3 犯罪の予防及び危険の防止のための警戒警備
4 現場保存、現場検証等の初動捜査活動
5 遺体の収容及び検視
6 被災（害）状況の調査
7 広報活動
8 その他必要な措置

第 4 編　災害復旧計画

第1節　基本方針

災害復旧計画は、次の内容を記載する。

節		主な記載内容	主な担当班
	第 2 節　災害復旧事業の実施	活動方針、災害復旧事業の種類、激甚災害の指定、災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	各機関
	第 3 節　被災者の生活再建支援	被災者生活再建支援金の概要と手続き	福祉班、統括班
	第 4 節　住宅の復旧・再建支援	住宅復旧の主な種類と順序、災害公営住宅、既設公営住宅復旧事業、被災住宅に対する融資等、兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付など	まちづくり班、統括班、総務班、調査班
	第 5 節　災害義援金	活動方針、受入実施体制、義援金品の保管と配分	町民支援班、総務班、福祉班

第2節　災害復旧事業の実施

第1　活動方針

災害発生後の住民の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を円滑に進めるための激甚災害指定に関する事項、金融に関する事項について定める。

第2　災害復旧事業の種類

1　公共土木施設災害復旧事業
- (1) 河川災害復旧事業
- (2) 砂防設備災害復旧事業
- (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (4) 地すべり防止施設災害復旧事業
- (5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
- (6) 道路災害復旧事業
- (7) 下水道災害復旧事業
- (8) 公園災害復旧事業

2　農林水産業施設災害復旧事業
- (1) 農地農業用施設災害復旧事業
- (2) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
- (3) 林道施設災害復旧事業

3　都市災害復旧事業
- (1) 街路災害復旧事業
- (2) 都市排水施設等災害復旧事業

4　上水道施設、廃棄物処理施設災害復旧事業
5　住宅災害復旧事業
6　社会福祉施設災害復旧事業
7　公立医療施設、病院等災害復旧事業
8　学校教育施設災害復旧事業
9　社会教育施設災害復旧事業
10　中小企業の振興に関する事業
11　その他の災害復旧事業

第3　激甚災害の指定

大規模な災害が発生した場合において「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受ける場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等は次のとおりである。

1　激甚災害に関する調査

(1) 町

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力することとする。

(2) 県

県は、町の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる事業について関係各部で必要な調査を実施することとする。

2　特別財政援助額の交付手続

(1)　町

町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部に提出しなければならない。

(2)　県

県は、激甚災害の指定を受けたときは、激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係各部は負担を受けるための手続その他を実施することとする。

第4　災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

1　農林漁業災害資金

関係機関は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業者の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法及び(株)日本政策金融公庫法により融資することとする。

(1)　天災資金

関係機関は、地震よって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2)　(株)日本政策金融公庫資金

関係機関は、農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資することとする。

2　中小企業復興資金

関係機関は、被災した中小企業に対する資金対策として、一般金融機関、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫及び(株)日本政策金融公庫の融資並びに小規模企業者等設備資金等の貸付、信用保証協会の保証による融資を行うこととする。

3　災害復興住宅資金

住宅金融支援機構は、住宅に災害を受けた者に対しては、災害復興住宅資金の融資を実施し、建設資金、購入資金又は補修資金の貸付を行うこととする。

第3節　被災者の生活再建支援

災害発生後の被災者の早期の生活再建を図るとともに、被災地域の早期復興を目指すことを基本として、被災者の生活再建への支援に関する事項について定める。

第1　被災者生活再建支援金

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し早期の生活の再建を進める。

1 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
(2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
(3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
(4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）
(5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）
(6) (1)若しくは(2)の市町村を含む都道府県又は(3)の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満）

2 適用手続き

県は、発生した自然災害が上記1(1)～(6)のいずれかに該当するものと認めた場合は、被災者生活再建支援法の適用を決定する。

3 対象となる被災世帯

上記の自然災害により

(1) 住宅が「全壊」した世帯
(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
(5) 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

4 支援金の支給額

支給額は、以下のアとイの合計で最大300万円。
住宅の再建の態様等に応じて定額渡し切り方式で支給（使途限定なし）

区　分 ((3)支給対象世帯)	ア 基礎支援金 住宅の被害程度に応じて支給	イ 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給
①、②、③世帯	100万円	建設・購入　200万円 補修　100万円 賃借　50万円
④世帯	50万円	
⑤世帯	－	建設・購入　100万円 補修　50万円 賃借　25万円

（注）1 単数世帯（世帯人数が1人）は上記支給額の3／4。
2 申請期間：自然災害発生からアが13月間、イが37月間。

5 支援金の支給申請

(1)申請窓口　　町

※申請書は資料・様式編の「被災者生活再建支援金支給申請書」参照。

(2)必要書類

		全壊	解体		大規模半壊	中規模半壊※	長期避難
			半壊解体	敷地被害解　体			
基礎支援金	①罹災証明書(原本)	○	○	○	○	○	○
	②住民票(原本) (外国人登録済証明書) もしくは 世帯主のマイナンバーの記載	○	○	○	○	○	○
	③預金通帳の写し	○	○	○	○	○	○
	④ 解体証明書 (閉鎖事項証明書)		○	○	○		
	④ 敷地被害証明書類			○			
	⑤長期避難証明書						○
加算支援金	⑥契約書の写し	○	○	○	○	○	

※加算支援金受給後に被災住宅をやむをえない理由で解体した場合には基礎支援金の申請が新たに可能。その場合の基礎支援金の申請は大規模半壊世帯や半壊世帯の解体申請と同じ。

(3)申請期間　　基礎支援金:災害発生日から13月以内
加算支援金:災害発生日から37月以内

6 支援金支給の流れ

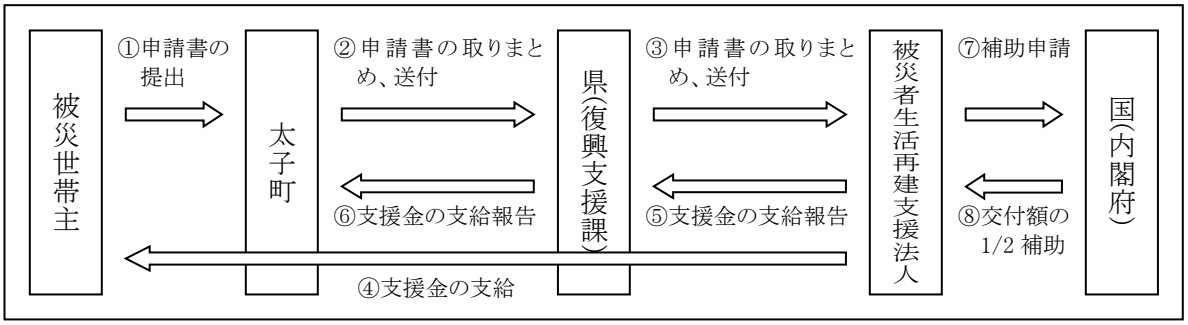

第2　支援制度を活用できる環境整備

県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第4節　住宅の復旧・再建支援

第1　住宅復旧の主な種類と順序

1 住宅金融支援機構による災害復興住宅の建設、購入または補修資金の融資
2 公営住宅法による災害公営住宅等の建設
3 公営住宅法による既設公営住宅等の復旧
4 罹災都市借地借家法に基づく地区指定
5 土地区画整理法による土地区画整理事業の計画及び実施
6 都市再開発法による市街地再開発事業の計画及び実施
7 民間住宅の復興に対する支援

第2　災害公営住宅

1 実施機関

災害公営住宅は、町が建設し、管理することとする。
ただし、被害が広域かつ甚大な場合は、県が補完的に建設し、管理することとする。

2 建設のための要件

(1) 地震・暴風雨・洪水・高潮、その他異常な自然現象による場合（次のいずれかに該当すること。）
① 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき。
② 町の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。
③ 滅失戸数が町の区域内の住宅戸数の10％以上のとき。

(2) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したときに、次のいずれかに該当すること）
① 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。
② 滅失戸数が町の住宅戸数の10％以上のとき。

3 入居者の条件

次のいずれにも該当すること。

(1) 当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
(2) 政令月収が、公営住宅法施行令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額以下の世帯であること。（政令月収とは、世帯の総所得から同例第1条第3号に規定される諸控除を除いた額の1/12）

4 建設戸数

被災滅失戸数の30％以内（激甚災害の場合は50％以内）

第3　公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の事業主体は、既設公営住宅が、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により滅失し、又は著しく損傷した場合において、国庫から補助を受けて復旧を実施することとする。

1 国庫補助適用の基準

(1) 再建設の場合

公営住宅の種別については、滅失したものと同一にする必要があるが、構造については、再度の災害や、合理的な土地利用等に配慮して定めることとする。再建設用地は、原則として従前の建設地であるが、やむを得ない場合は移転をすることができることとする。

(2) 補修の場合

1戸当たりの復旧費が11万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、県営住宅で290万円、町営住宅で190万円以上になった場合を対象とする。

(3) 宅地の復旧の場合

① 滅失した公営住宅を再建設する場合

従前地の場合は、造成費を国庫補助対象とし、別の敷地の場合は、用地取得造成費

は起債対象とする。

② 既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合

用地造成費は起債対象とする。

2 国庫補助率

被　害　別	復旧工事別	補助率
滅　失	再建設	1／2
損　傷	補　修	1／2

（激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。）

第4　被災住宅に対する融資等

1 災害復興住宅建設、購入又は補修資金の貸付

(1) 目的

自然災害による被災住宅の復興資金として融資する。

(2) 対象となる災害

① 地震、豪雨、噴火、津波などの自然現象により生じた災害

② 自然災害以外の原因による災害のうち、住宅金融支援機構が個別に指定するもの

(3) 融資を受けることができる住宅の基準

① 新築家屋（建設）の基準

ア 店舗等の併用住宅は、住宅部分が概ね1／2以上であること。

イ 建築基準法その他関係法令に適合すること。

ウ 各戸に居住室、台所及びトイレを備えていること。

エ 土地の権利が転貸借でないこと。

オ 共同建て住宅又は重ね建て住宅の場合は、耐火構造の住宅又は準耐火構造の住宅であること。

② 補修の基準

上記ア、イ、ウ、エのとおり。

(4) 条件（令和3年5月１日現在）

① 融資限度額（建設融資の場合）

土地を取得する場合 …… 3,700万円

土地を取得しない場合 …… 2,700万円

② 貸付利率

（団体信用生命保険に加入する場合）

年0.84％（令和3年5月１日現在）

③ 償還期間

建設・購入の場合は35年以内（据置3年以内）

補修の場合は20年以内（据置1年）

(5) 融資の手続

融資を希望する者は、町の発行する罹災証明の交付を受け、住宅金融支援機構に申込書（その他必要な書類を含む）と併せて郵送で提出する。

第5　被災者生活再建支援金

（再掲「第4編第2節　被災者の生活再建支援」）

第6　兵庫県住宅再建共済制度に基づく給付

兵庫県住宅再建共済制度の加入者に対して、公益財団法人兵庫県住宅再建共済基金（以下、「（公財）共済基金」という。）が共済給付金を給付することとする。

1 対象となる災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震その他異常な自然現象により生ずる被害

2 共済給付金

区　分	本体制度 【半壊以上を対象とする制度】	付加制度 【準半壊(損害割合10%以上)を対象とする制度】
住宅再建共済制度	○全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊で新たな住宅建築・購入600万円 ○全壊で住宅補修200万円 ○大規模半壊で住宅補修100万円 ○中規模半壊・半壊で住宅補修50万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住10万円	○準半壊(損害割合10%以上)で新たな住宅建築・購入　25万円 ○準半壊(損害割合10%以上)で住宅補修　25万円 ○上記以外で新たな住宅等に居住10万円
マンション共用部分再建共済制度	○全壊・大規模半壊・・中規模半壊半壊で新たなマンション建築 300万円×新築マンション住戸数(加入時の住戸数が上限) ○全壊でマンション補修 100万円×加入住戸数 ○大規模半壊でマンション補修 50万円×加入住戸数 ○中規模半壊・半壊でマンション補修 25万円×加入住戸数	○準半壊(損害割合10%以上)で新たなマンション建築 12万5千円×新築マンション住戸数(加入時の住戸数が上限) ○準半壊(損害割合10%以上)でマンション補修 12万5千円×加入住戸数
家財再建共済制度	○住宅が全壊で家財購入・補修50万円 ○住宅が大規模半壊で家財購入・補修35万円 ○住宅が中規模半壊・半壊で家財購入・補修25万円 ○住宅が床上浸水で家財購入・補修15万円	－

(注)1 住宅再建共済制度

(1) 県外での建築・購入の場合は、上記給付金の1／2とする。

(2) 加入者が自らの居住の用に供していない住宅については、次の制約がある。

(ｱ) 県外での建築・購入の場合は、給付対象とならない。

(ｲ) 建築・購入・補修をせず、新たな住宅等に居住する場合は、給付対象とならない。

2 マンション共用部分再建共済制度

県外での建築の場合は、上記給付金の1／2とする。

3 家財再建共済制度

賃貸住宅オーナーは、家財再建共済制度に加入できない。

3 請求方法

加入者が共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、町の窓口を通じて(公財)共済基金に請求する。

4 請求期間

原則として、自然災害が発生した日から5年以内

第5節　災害義援金

第1　活動方針

災害発生に際し、被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、兵庫県、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県共同募金会等の関係機関は協議し、募集方法、期間及び広報の方法等を定めて、寄託される義援金が、被災者の生活に適切に役立つよう、迅速かつ確実に配分する。

義援金の募集、受付、保管場所、配分等についてあらかじめ定め、被災者の生活の安定化を促進する。

第2　実施体制

町に届けられる義援金品の受入れは、出納班が担当する。

出納班は、受付窓口を開設し受付を行う。なお、義援金品の受付に際しては、受付記録を作成し、以下に定める保管の手続きを行うとともに、寄託者またはその搬送者に受領書を発行する。

第3　義援金品の保管

義援金品の保管は、次のとおりとする。

1　義援金については、被災者に配分するまでの間、会計管理者が出納機関の協力や町指定金融機関への一時預託により、所定の手続きを取り保管する。

なお、管理に際しては、受け払い簿を作成しなければならない。

2　義援金品については、出納班が町役場内を一時保管場所として保管するが、状況により総務班に要請し、一般救護物資と同様の保管場所とする。

第4　義援金品の配分

義援金品の配分については、義援金配分委員会（仮称）を設置し、関係機関と調整の上、公平かつ適切な配分基準を設定する。

1　義援金の配分基準は、被害状況確定後、委員会の意見を参考に本部長が決定する。

2　義援金の配分基準は、被災者の申請及び被害調査結果に基づき、被災状況等を勘案し立案する。

3　応急対策上、現に不足している物資で、義援品のうち直ちに利用できる物資は、本部長の指示により有効に活用する。

4　被災地に対する配分にあたっては、必要に応じ自治会もしくは自主防災組織・日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、迅速かつ公平に配分する。

第 5 編　災害復興計画

第1節　基本方針

災害復興計画は、次の内容を記載する。

節		主な記載内容	主な担当班
	第 2 節　組織の設置	町復興本部の設置	統括班、各機関
	第 3 節　復興計画の策定	復興計画策定の考え方や策定手順、分野別緊急復興計画の策定	統括班、各機関

第2節　組織の設置

第1　町復興本部の設置

町長は、著しい被害を受けた地区の復興を総合的に推進する必要があると認めるときは、被災後、早期に横断的な組織として復興本部を設置する。

なお、復興本部の構成及び分掌事務については、設置の際に定める。

第2　町復興本部の組織・運営

町復興本部の組織・運営は、災害の規模、被害状況等を勘案して決定する。

また、復興本部の運営に当たっては、災害対策本部が実施する事務との整合性を図る。

第3節　復興計画の策定

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため必要と認められる場合に策定する復興計画の基本的な考え方や手順等について定める。

第1款　復興計画の策定における手順［統括班、各機関］

第1　準備

復興計画策定準備段階においては、多様な価値観を持った様々な行動主体からの参画を得るため次の取組に配慮する。

1 被災者、各分野にわたる有識者、住民団体、住民等への意見募集
2 有識者、各種団体からなる委員会や各分野別の委員会の設置
3 様々な分野におけるシンポジウム、フォーラム等の開催等

第2　復興計画の策定

復興計画策定においては、総合計画等との整合性を図りつつ、次の事項等に留意し、被災の規模や社会情勢等の状況に応じたものとする。

また、災害の規模が大きく、国の復興基本指針や県の復興計画（復興方針）が策定される場合は、それらと整合がとれるよう配慮する。

1　多様な行動主体の参画と協働

住民が自分たちの生活は自分たちで守り創造していくという取組が重要であり、行政は、住民、企業及び団体等多様な価値観を持った行動主体の主体的な参画を得ながら相互に連携し、協働して復興を進めていく新たな仕組みづくりに配慮する。

2　ニーズや時代潮流の変化を踏まえた復興計画の断続的なフォローアップ

復興計画の推進は、長期にわたることから、社会情勢や住民の多様なニーズの変化に対応し、柔軟で機動的な計画の運用について配慮する。

3　既往災害の経験と教訓の活用

過去の災害から得た、経験や教訓の反映に配慮する。

第2款　分野別緊急復興計画の策定［統括班、各機関］

被災地の本格復興を推進する上で、特に重要でかつ緊急の対応が必要な復興分野については、復興計画の策定と並行して、被害の規模や社会情勢等の状況に応じ、分野別緊急復興計画を策定する。

第1　生活復興

被災者が、一日でも早く、安全で安心して快適に暮らせるための生活復興計画を必要に応じて策定する。

第2　住宅復興

震災により被災した住居を早期に回復し、災害に強い恒久的な住宅の供給を図るため、住宅復興計画を必要に応じて策定する。

第3　都市基盤復興

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道等の主要交通施設及びライフライン等、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。

第4　産業復興

震災により著しい被害を受けた地域の産業について、既存産業活動の早期復旧・復興を図

るとともに、これを機に持続的発展を可能にする新たな産業構造を構築し、雇用の確保と安定した生活を実現するため産業復興計画を必要に応じて策定する。

第5　その他

上記の分野別緊急復興計画の他、災害の規模や社会情勢等の状況により特に重要でかつ緊急の対応が必要な分野があると認める場合は、当該分野に係る緊急復興計画を策定する。